

第5次滑川町総合振興計画 基本構想・後期基本計画

第2期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

滑川町



# 住まいのタウン滑川の実現に向けて

滑川町は、埼玉県のほぼ中央、東京から 60km 圏内に位置する首都近郊のまちとして発展してきました。

本町を含む比企地域では、旧石器時代からの人々の営みの痕跡が残されており、暮らしに適した良好な環境が古代から中世・近世へと時間の流れの中で引き継がれ、比企地域独自の豊かな自然環境と地域文化を守り育みながら、高度経済成長とともに都市基盤を充実させてきました。そして、現在では、この自然豊かな環境と充実した都市基盤により、利便性と居住快適性とが調和した暮らしやすさが生み出され、本町の魅力となっています。今なお人口増加が続き、出生率や都市ランキングでも上位になるなど、全国的にも元気な自治体の一つとして注目されるようになりました。この状況ができるだけ継続できるよう、さらなる町の成長・発展に向けた努力が必要になっています。

しかしながら、時代は大きな変化の時を迎えていました。中華人民共和国湖北省武漢市で令和元年12月以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生が報告されて以来、感染が拡大し、世界的な大流行（パンデミック）となりました。わが国においても感染拡大の抑制のため、緊急事態宣言を発令し、経済活動を持続させるための各種経済対策を実施しました。

これから我々が迎える新たな時代においては、このような感染症との共存を図りながら、デジタル技術を用いた行政分野の改革をはじめ、世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）に基づく持続可能な社会環境の構築など、新しい視点も取り入れつつ、人と人との繋げ、知恵や技術を結集して付加価値を生み出し、新しい社会を築いていく必要があります。

このようなことから、先の見通せない時代の中でも、変化に先んじて策を講じ、町民の皆様が「この町に住んでよかった、生まれてよかった」と実感し、目指すべき将来のまちづくりの目標である「住まいのタウン滑川」の実現を図っていけるよう、総合振興計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的にとりまとめた「第5次滑川町総合振興計画 基本構想・後期基本計画 第2期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することといたしました。今後は、総合振興計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略とを両輪として進めながら、政策の重点化と着実な実現に努め、次の時代への一歩を町民の皆様とともに踏み出したいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご議論をいただきました滑川町総合振興計画審議会や滑川町まち・ひと・しごと推進審議会の委員の皆様をはじめ、町議会議員の皆様、各種団体ヒアリングや町民意識調査などを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました町民の皆様に対しまして、心より御礼申し上げます。

令和3年3月

滑川町長 吉田 昇





# 滑川町民憲章

わたくしたちの町は、美しい自然と歴史に恵まれた、森林公園のある町です。

わたくしたちは、活気にみちた豊かな文化都市をめざし、ここに町民憲章を定めます。

一、緑をまもり 環境をととのえ 住みよい町をつくります。

一、伝統を尊び 敬愛の心と創造性豊かな町をつくります。

一、文化をたかめ スポーツを愛し 活力ある町をつくります。

一、健康で仕事に励み 年寄り 子供を大切にする町をつくります。

一、親切と思いやりの心で 手をとりあう町をつくります。

## 目 次

### 第1編 総論

序 計画策定の目的	2
1 計画の構成及び期間、進行管理	3
2 町の概要	5
3 本町を取り巻く時代の潮流（社会的背景）	11
4 町民の意向（住民意向調査結果）	14
5 本町の課題を踏まえた計画策定の視点	20

### 第2編 基本構想

序 基本構想の意義と役割	24
1 まちづくりの目標	25
2 基本構想の人口フレーム	26
3 土地利用構想	27
4 施策の大綱	31

### 第3編 後期基本計画

序 後期基本計画における重点施策	
みんなの笑顔が輝くまち 住まいのタウン滑川の実現に向けて	40
プロジェクト1 滑川町に人が集まる戦略プロジェクト	42
プロジェクト2 滑川町の安心な暮らしを守ろう戦略プロジェクト	43
プロジェクト3 滑川町に住んで子どもを育てていこう戦略プロジェクト	44
プロジェクト4 滑川町の安定した雇用を支えよう戦略プロジェクト	45
プロジェクト5 まちぐるみで安全な土台をつくる推進プロジェクト	46
プロジェクト6 町民と力を合わせてつくる行政経営推進プロジェクト	47

#### 第1章 誰もが生涯安心して暮らせるまちづくり（福祉）

1 - 1 子育て支援対策の充実	50
1 - 2 健康づくりの推進と医療の充実	55
1 - 3 地域で支え合う福祉の充実	61
1 - 4 高齢者の暮らしの充実	65
1 - 5 障害者の暮らしの充実	70

#### 第2章 豊かな心と文化を育むまちづくり（教育文化）

2 - 1 就学前教育の充実	78
2 - 2 学校教育の充実	81
2 - 3 地域や家庭と連携した教育の充実	89
2 - 4 生涯学習の充実	93
2 - 5 郷土文化の保護・活用	99

### 第3章 暮らしやすい快適なまちづくり（都市基盤・生活環境）

3 - 1 調和（バランス）のとれた土地利用の推進	106
3 - 2 安全で安心な生活を守る仕組みづくり	110
3 - 3 きれいで快適に暮らせる地域環境づくり	116
3 - 4 便利で住みよい機能的な都市基盤づくり	121
3 - 5 水と緑に囲まれた居住の場づくり	128

### 第4章 特性を生かした活力ある産業のまちづくり（産業経済）

4 - 1 安定的な農業経営の支援	134
4 - 2 滑川らしさを特徴にした農業の振興	138
4 - 3 工業・商業・サービス業の振興	141
4 - 4 観光の振興と地域間交流	144
4 - 5 雇用及び労働福祉対策の推進	147

### 第5章 町民との協働による自立可能なまちづくり（行財政・コミュニティ）

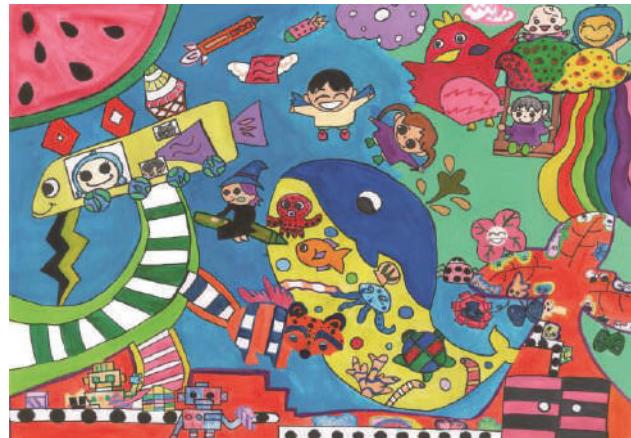
5 - 1 地域コミュニティの形成とまちづくりの担い手育成	152
5 - 2 住民と行政の情報の共有化の推進	154
5 - 3 平等で平和な明るい社会の形成	157
5 - 4 満足度の高い行政サービスの提供	162
5 - 5 簡素で効率的・効果的な行財政運営の推進	165
5 - 6 広域連携の充実・強化	171

### 資料編

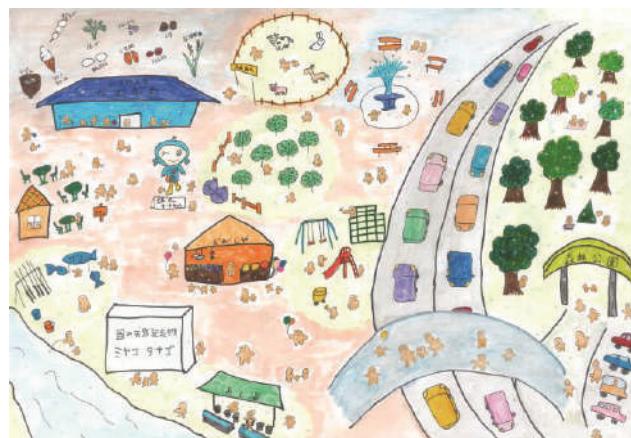
1 基本計画関連データ一覧	176
2 策定の経緯	187
3 策定体制	191
4 滑川町総合振興計画審議会条例	192
5 滑川町総合振興計画審議会委員	194
6 滑川町まち・ひと・しごと推進審議会条例	195
7 滑川町まち・ひと・しごと推進審議会委員	197
8 滑川町総合振興計画策定委員会委員	198
9 滑川町まち・ひと・しごと創生推進本部会議本部員	199
10 滑川町まち・ひと・しごと創生推進本部幹事会委員	200
11 滑川町まちづくり研究会会員	201
12 滑川町総合振興計画審議会への諮問書	202
13 滑川町総合振興計画審議会からの答申書	203
14 滑川町まち・ひと・しごと推進審議会への諮問書	205
15 滑川町まち・ひと・しごと推進審議会からの答申書	206
16 議案書及び議決書	208



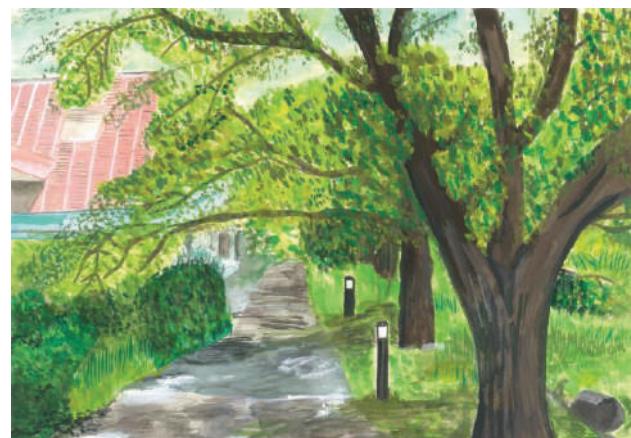
# 第1編 総論



誰もが住みたい未来の滑川町  
月の輪小学校 6年  
浅見芽里さん



なめがわランド  
宮前小学校 5年  
倉林里桜さん



緑あふれる滑川町  
滑川中学校 2年  
山崎未夢さん

## 序 計画策定の目的

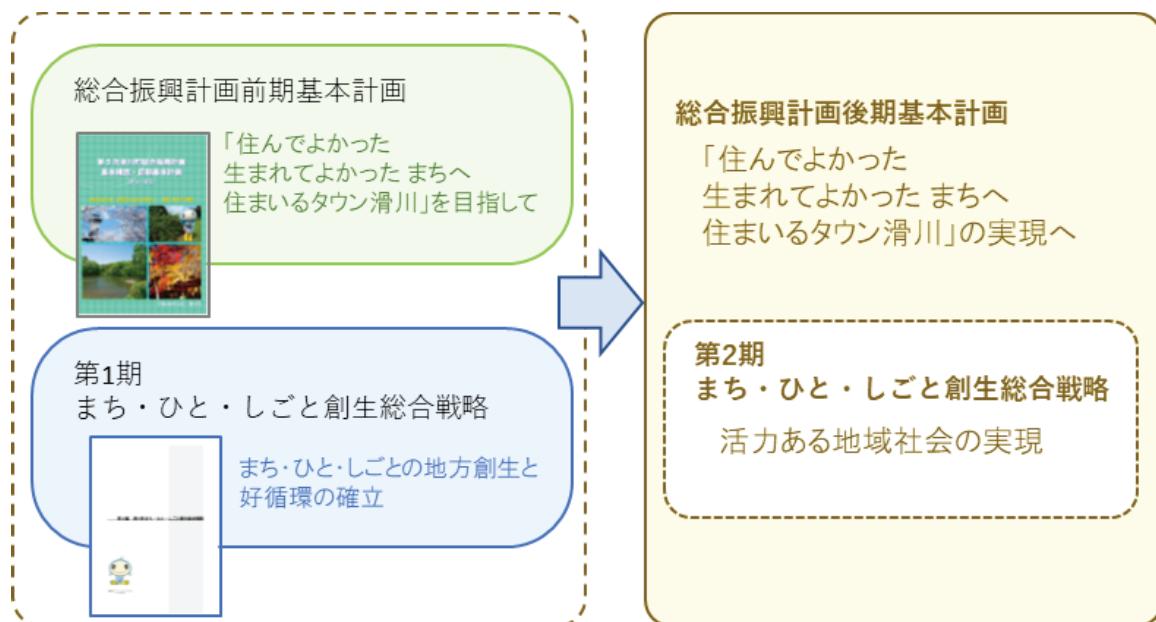
滑川町では、平成28年度に第5次滑川町総合振興計画基本構想・前期基本計画を策定し、「住んでよかった 生まれてよかった まちへ 住まいのタウン滑川」を目指して、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

この間の社会情勢は、少子高齢化の進行や価値観・ライフスタイルの多様化、情報通信技術の急激な進歩、グローバル化の進展などにより急速に変化するとともに、地方分権の一層の推進の中で、地方自治体においては、より効率的で柔軟な行財政運営が求められてきています。

このたび、現行の前期基本計画が令和2年度をもってその計画期間を終了することから、このような社会状況や本町の抱える課題、現計画における取組の検証結果などを総括するとともに、今後の社会経済情勢の変化を的確に捉え、新たな時代に対応できるまちづくりを進めるため、令和3年度から始まる新たな計画となる第5次滑川町総合振興計画・後期基本計画を策定するものです。

また、第5次滑川町総合振興計画・後期基本計画の策定においては、町全体のまちづくりを包括的に進めるため、第2期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」）を一体的に策定します。行政運営の効率化を図るとともに、一元的な進行管理のもと効果的な施策の実現を目指します。

### ■総合振興計画と総合戦略との一体的策定イメージ



# 1 計画の構成及び期間、進行管理

## 【基本構想】

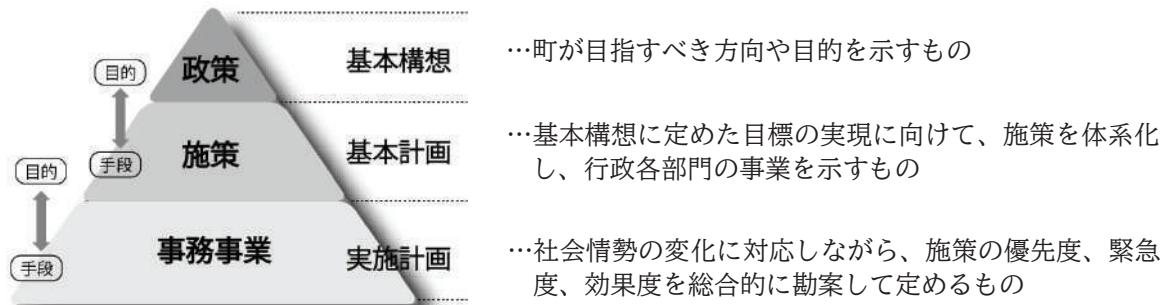
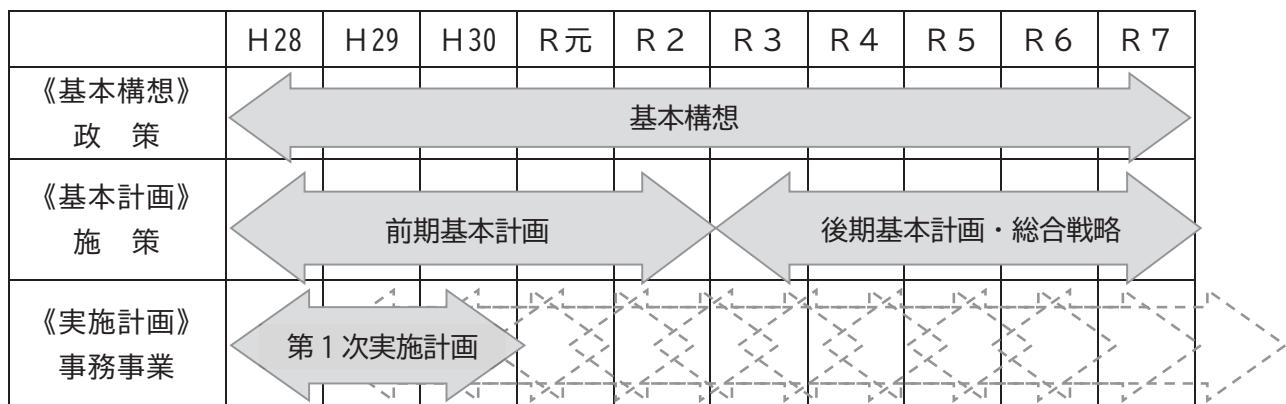
町政を総合的・計画的に進めていくために目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けた施策の大綱を示すものです。計画期間は平成 28 (2016) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 10 か年の長期計画となります。

## 【基本計画】

基本構想に定めた目標の実現に向けて、施策を体系化し、行政各部門の事業を示すものです。前期基本計画は平成 28 (2016) 年度から令和 2 (2020) 年度までで、後期基本計画(本計画)は令和 3 (2021) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 5 か年計画です。

## 【実施計画】

実施計画は、基本計画に基づいて、社会情勢の変化に対応しながら、施策の優先度、緊急度、効果度を総合的に勘案して定めるものです。計画の期間は 3 か年とし、毎年度ローリングしながら策定します。



## 【まち・ひと・しごと創生総合戦略】

平成 27 年 12 月に策定した「滑川町人口ビジョン」を踏まえ、活力ある地域社会の実現のため、今後 5か年の目標や施策を示すものです。

## 【計画の進行管理】

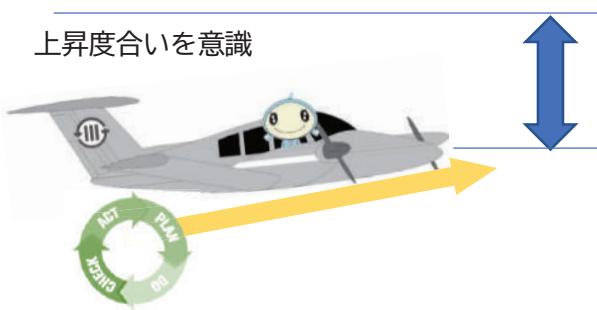
総合振興計画の進行管理にあたっては、目標指標や施策・事業の達成状況について評価を行う進行管理表をとりまとめ、それらを政策・施策・事業の各段階で総括的に評価し（Check）、改善点を明らかにした上で（Action）、次年度の実施計画等の策定を行い（Plan）、実施する（Do）、P D C A サイクルの仕組みを継続的に実施していきます。

総合振興計画の進行管理は、目指すべき目標へのステップアップを図るツールとしての役割がありますが、大規模災害や感染症拡大といった危機的状況になった場合には、これまでの実績等からどれだけ乖離しているかを判断し、行政サービスの質を維持するための役割を持つものです。

そのため、通常時においては、本計画に基づいて実施される政策・施策・事業について進捗管理・評価を行い、総合計画の目標に向かって最適な手法（継続・拡大・縮小・休止・廃止・統合など）を選択し、町が実施する施策・事業の改善を図る役割として進行管理を活用します。

一方、危機的状況下においては、業務継続計画（BCP）と連携を図りながら、町が必要な業務を維持できるよう状況に応じて優先度を設け、町が実施する施策・事業の継続、縮小、休止・延期等、柔軟に対応していくために進行管理を活用し、行政の機能維持を図るものとします。

### ■通常時の進行管理



### ■危機的状況下における進行管理



## 【計画の見直し】

本計画は、計画期間を令和 7（2025）年度までとしておりますが、目標年度に向けた施策・事業の達成状況を評価しながら、今後の社会情勢や経済の動向、町民意識の変化等に適切に対応するため、必要に応じて計画を見直すものとします。

## 2 町の概要

### 1. 地理的条件

#### (1) 位置

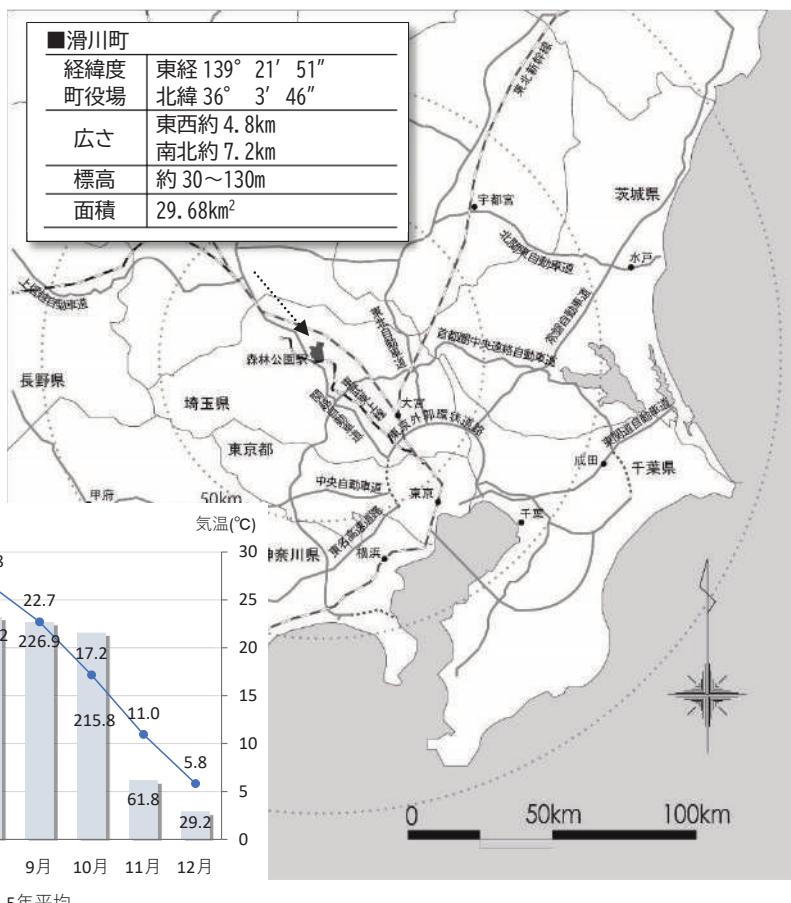
本町は、埼玉県のほぼ中央、東京から 60km 圏内に位置しています。町の東部と南部は東松山市に接し、西部は嵐山町、北部は熊谷市に接しています。南北は約 7.2km、東西は約 4.8km の広がりを持ち、標高は約 30m～130m、面積は約 29.68km<sup>2</sup> となっています。

#### (2) 地勢・気候

本町は全町域の約 60% を丘陵地が占め、のどかな農村地帯が広がる北部は、自然的な土地利用が主体となる地域です。一方、南部は、土地区画整理事業による新しい住宅地や工業団地などが立地し、都市的な土地利用が主体となる地域です。このように北部・南部それぞれに特徴を持った土地利用がなされています。

町の中央を滑川が、南部を市野川が流れ、丘陵地に囲まれた地域には、谷津田が形成され、その上流部には水田の水源となる約 200 個のため池が点在しています。また、ため池では、天然記念物ミヤコタナゴの生息が確認されるなど、貴重な動植物が生息する豊かな自然が残っています。さらに、町北東部は、国内初の国営公園「武蔵丘陵森林公園」があり、丘陵地にはゴルフ場が点在するなど、周辺の自然環境と一体となった公園・レクリエーション施設が魅力となっています。

また、本町の気候は、大きくは温帯性気候に属していますが、夏季は高温多湿、冬季は寒冷乾燥で、年間の寒暖の差が比較的大きい気候となっています。



### (3) 沿革

本町には旧石器・縄文・弥生・古墳時代などの遺跡や古墳群が多く点在しており、古くから人々の営みが盛んであったことがわかります。滑川流域は古代から中世、近世にかけ大穀倉地帯を形成しており、国の重要文化財に指定されている泉福寺の木造阿弥陀如来坐像（平安末期～鎌倉初期）をはじめ、町指定文化財の慶徳寺の四天王像（江戸時代）など、多くの文化財が点在しています。

本町の変遷をみると、明治元（1868）年、山田、土塩、和泉、菅田、中尾、伊古、羽尾の7か村は武藏県に、福田、水房、月輪は前橋藩に属し、明治4（1871）年には福田、水房、月輪は前橋県に、旗本領であったその他の地区は埼玉県に属しています。その後、明治22（1889）年の市町村制施行（明治の大合併）により、福田村（福田、山田、土塩、和泉、菅田の5か村が合併）、宮前村（中尾、伊古、水房、月輪、羽尾の5か村が合併）が誕生し、大正13（1924）年には宮前村内に東武東上線の開通、昭和6（1931）年には両村全域に電灯が入るなど、都市化が進んできました。

昭和29（1954）年には、町村合併促進法の施行を受けて福田村と宮前村が合併し、現在の滑川町の前身である滑川村が誕生しました。そして、昭和31（1956）年には役場新庁舎が完成、昭和46（1971）年の東上線「森林公園駅」開業、昭和49（1974）年の国営武蔵丘陵森林公園の開園、昭和55（1980）年の関越自動車道の開通、昭和56（1981）年の役場新庁舎の完成等を経て、昭和59（1984）年に町制を施行し、現在の「滑川町」となっています。

その後、公共下水道の整備や土地区画整理事業が進められ、平成14（2002）年には、町内2つ目の駅となる東上線「つきのわ駅」が開業しました。さらに、土地区画整理事業が進められ、平成22（2010）年には「月の輪小学校」が新設開校されました。

現在も、活気のあるまちづくり、自然と調和したまちづくりを進めています。

つきのわ駅



月の輪小学校



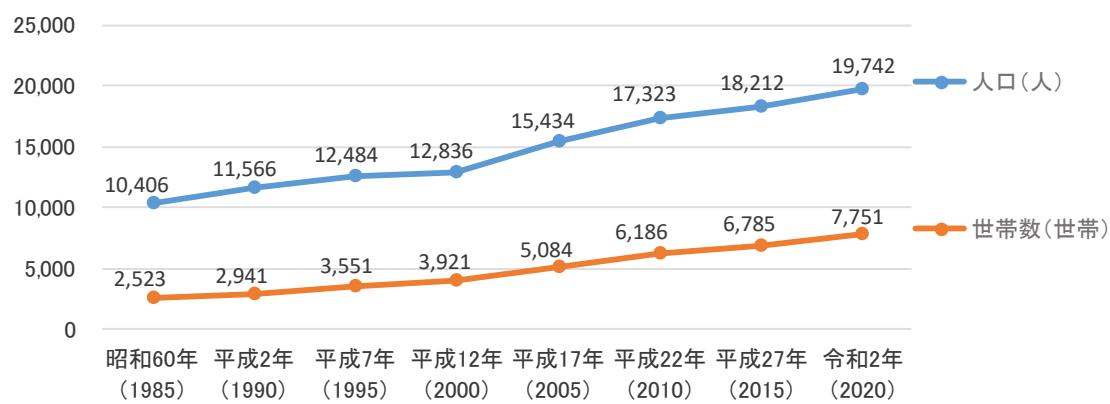
## 2. 社会的条件

### (1) 人口・世帯の状況

本町の人口と世帯数は、東武東上線つきのわ駅の開業（平成14年）や月輪土地区画整理事業（平成21年竣工）に伴う宅地整備の進捗などにより増加傾向が続いている。また、年齢3区分別の人口の推移をみると、老人人口の割合は一貫して増加しています。年少人口の割合は平成17年から増加に転じています。生産年齢人口は増加が続いているものの、割合は減少傾向をみせています。

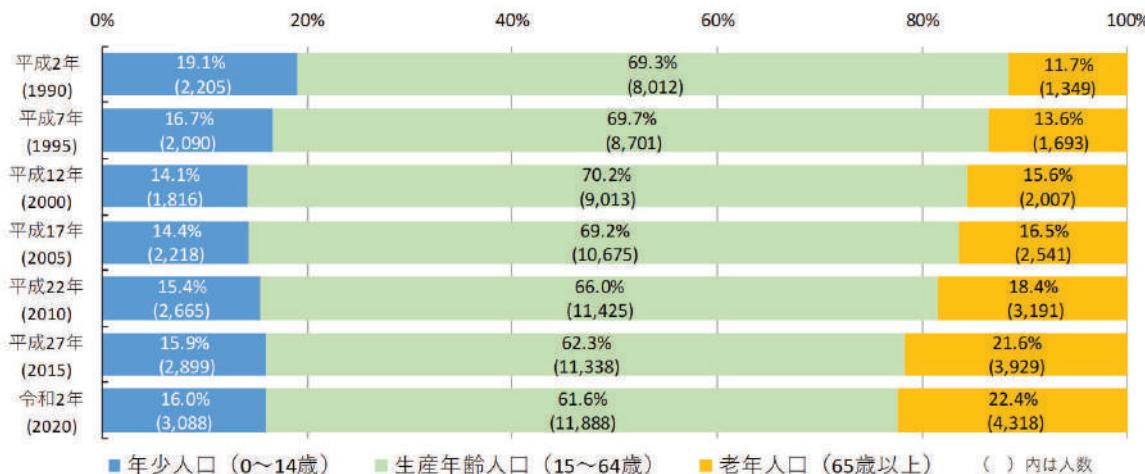
#### ■人口と世帯数の推移

	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
人口（人）	10,406	11,566	12,484	12,836	15,434	17,323	18,212	19,742
世帯数（世帯）	2,523	2,941	3,551	3,921	5,084	6,186	6,785	7,751
世帯当たり人員（人）	4.1	3.9	3.5	3.3	3.0	2.8	2.7	2.5



資料:各年国勢調査(令和2年は埼玉県推計人口[10月1日現在])  
※埼玉県推計人口とは、直近の国勢調査人口を基準に、各月の出生・死亡・転入・転出者数を加減して算出した実績値。

#### ■年齢3区分別人口・割合の推移



資料:各年国勢調査(令和2年は埼玉県推計人口[10月1日現在])  
※年齢不詳人口が含まれていないため合計値が総人口と合致しない場合があります。

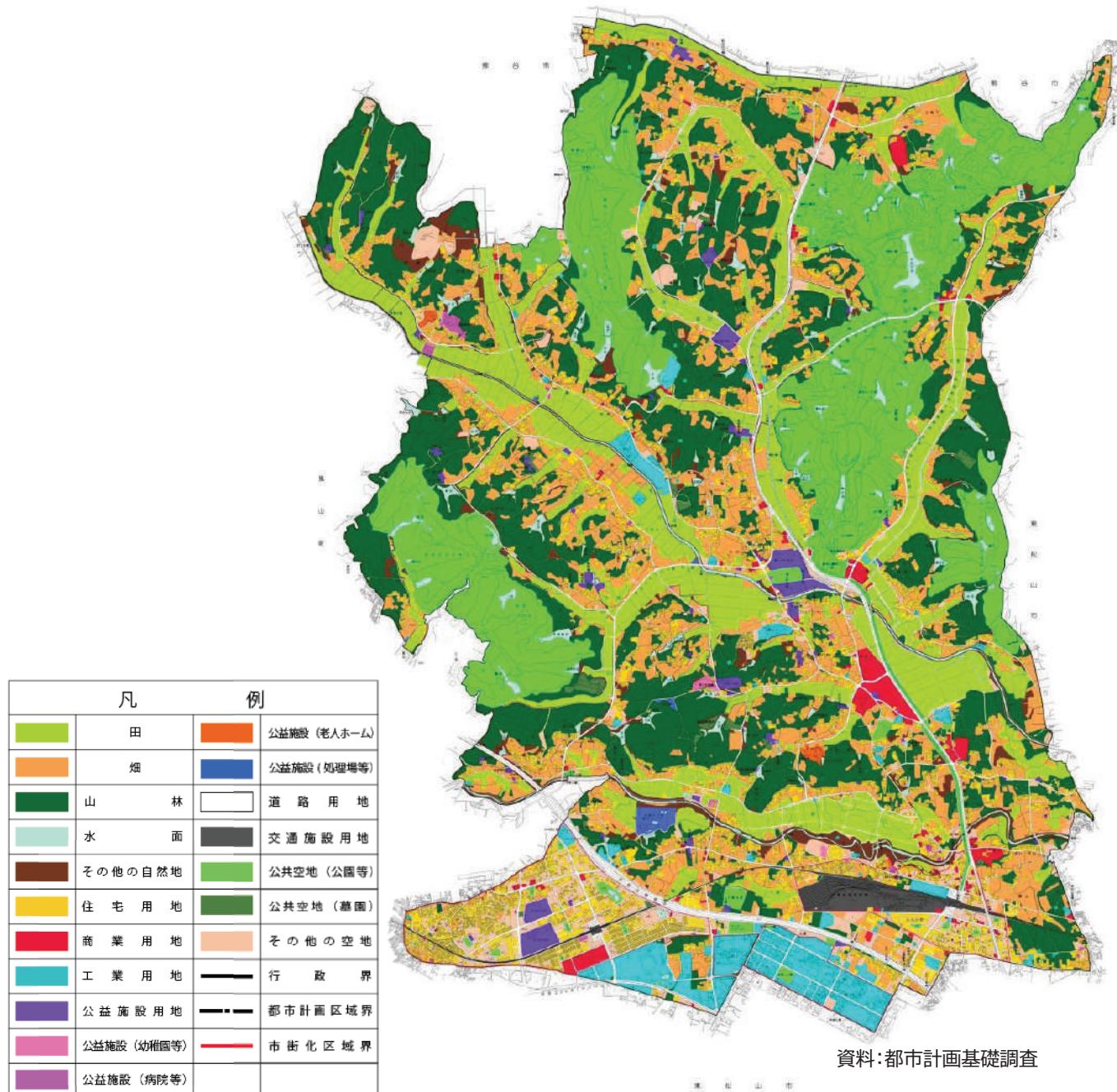
## (2) 土地利用の状況

本町の土地利用状況をみると、市野川を中心として南側の地区では市街化を促進する区域となっており、森林公园駅のみなみ野地区では土地区画整理事業によって、つきのわ駅周辺では月輪土地区画整理事業によって良好な住宅市街地が形成されています。

さらに、東松山市と隣接した地域では、関越自動車道や国道254号などの交通条件を生かして工業団地が形成されています。また、市野川を中心として北側の地区では、平坦地や谷津の水田、丘陵地を利用した畠地など農業を中心とした土地利用となっています。

丘陵地は、武蔵丘陵森林公园やゴルフ場として利用されていますが、人工的に手を加えられていない自然のままの山林も多く残されています。

### ■土地利用現況図



## ■地目別土地利用構成の推移



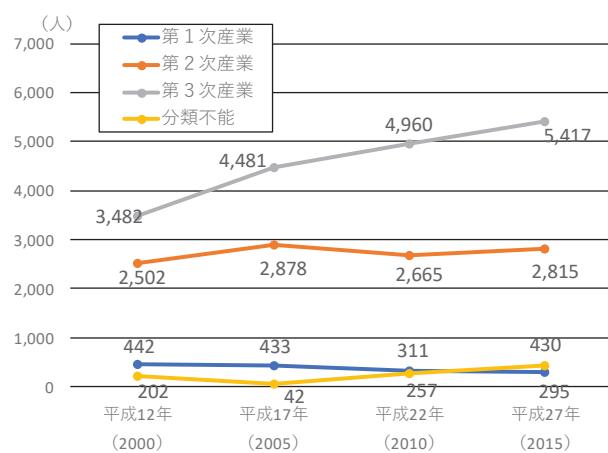
資料:埼玉県統計年鑑(県市町村課 各年1月1日現在)

## (3) 産業の状況

産業別の就業人口をみると、第1次産業は減少を続け、平成12年には442人（全就業人口に対する割合は6.7%）だった就業者が、平成27年には295人（全就業人口に対する割合は3.3%）となっています。また、第2次産業については微増減を繰り返し、平成17年の2,878人（全就業人口に対する割合は36.7%）からは減少しており、平成27年には2,815人（全就業人口に対する割合は31.4%）となっています。

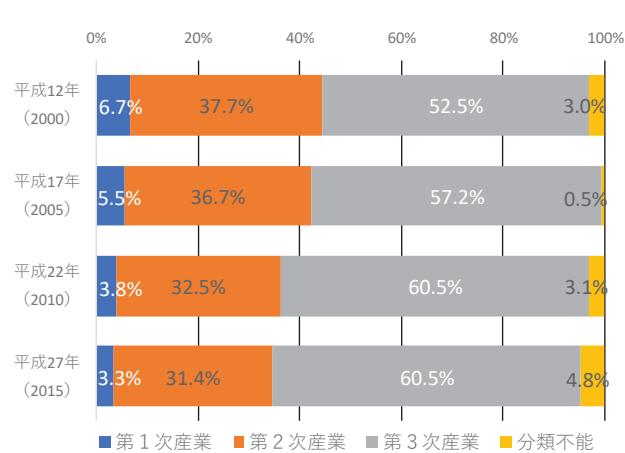
第3次産業は、増加の一途をたどっており、平成12年には3,482人（全就業人口に対する割合は52.5%）だった就業者が、平成27年には5,417人（全就業人口に対する割合は60.5%）となっています。

## ■産業別就業人口の推移



資料:各年国勢調査

## ■産業別就業構成比の推移



資料:各年国勢調査

## 【農業】

本町の農業は、平坦地を中心として農地が広がり、稻作及び野菜経営を中心とした農業が行われており、比企丘陵地で古来より「ため池（谷津沼）」を活用して行われている「谷津沼農業」など、食と一体となった農村文化が維持・継承されています。一方で、町全体面積の約31.4%を占めている耕地面積（田が約390ha、畠が約542ha（埼玉県統計年鑑））は、農業従事者の減少によって、桑園跡地など遊休化した農地が増えつつあります。

## 【工業】

本町の工業は、昭和52年3月に造成工事が完了した東松山工業団地を中心に、企業が立地し、住民の就労の機会創出や町の地域経済を下支えしています。

## 【商業】

本町の商業は、つきのわ駅前の大型店舗（平成16年）や幹線道路沿道に集客力が高い大規模商業施設「なめがわ森林モール」（平成18年）が相次いで立地し、これらの商業施設のほか、日用品を扱う小規模店が森林公园駅の周辺や住宅地等に形成されています。

## 【観光】

本町の観光資源としては、年間約84万人の利用者がある国営武蔵丘陵森林公園をはじめ、エコミュージアムセンター（平成12年開設）、谷津の里（平成18年）、伊古の里（平成21年）、中尾の里、菅田の里、ぶんやまの里（管理組合設立、平成28年）、ゴルフ場などがあります。

農作業の風景



## 3 本町を取り巻く時代の潮流（社会的背景）

本町を取り巻く時代潮流は、少子高齢化・人口減少の進行、災害の激甚化、新たな技術革新の進展、地球規模の環境問題、新型コロナウイルスの感染拡大による「新しい日常」の導入など大きな変化が続いている。そのような時代の中にあって、活力を維持し、誰もが安心して暮らせる持続可能な未来を築くために、SDGs<sup>\*</sup>の推進など時代の潮流を踏まえたまちづくりを進める必要があります。

### （1）少子高齢化の進展と人口減少社会への取組

日本の人口は、国勢調査によると平成20（2008）年をピークに減少に転じ、今後、急速に少子高齢化が進行する人口減少社会が到来する見通しとなっています。これまでにも、国を挙げて地方創生による人口減少対策が講じられてきましたが、効果は道半ばとなっており、人口減少や少子高齢化がもたらす国内需要の減少や労働力不足などによる経済へのマイナスの影響、社会保障費の増大、国や地方公共団体の財政悪化などが懸念されています。

本町においても、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現や地域社会全体で子どもを育てる環境を継続して整えていくことが大切です。また人生100年時代に向け、生涯を通じた健康づくりや介護・医療への対応をはじめ、就業など高齢者の力を地域社会に還元してもらう仕組みづくりが重要となります。さらに、今後増加が懸念される空き家対策についても、有効な利活用を検討していく必要があります。

### （2）自然災害など危機管理への取組

近年、地球温暖化の影響による台風の大型化やゲリラ豪雨の頻発化をはじめ、首都直下地震等の大規模地震の懸念、新たなウイルスなど様々な脅威に対応できる備えが求められています。

本町においても、災害の発生前から対策を講じる事前防災・減災の推進、地域単位での自助・共助の強化、適切な感染症対策といった、強靭な地域の形成や危機的事態への的確なリスク対応の見直しが急務となっています。

### （3）情報通信技術（ICT）等の急速な進歩への取組

情報通信分野における目まぐるしい技術の進歩は、経済活動や日常生活などのあらゆる分野で変化をもたらし、新たな価値の創造や様々な豊かさを提供する一方、情報セキュリティ問題や情報格差の発生、スマホ依存などの弊害といった課題も生み出しています。また、新型コロナウイルスの感染拡大を機に、行政のデジタル化の遅れが指摘されており、「ソサエティー5.0（Society5.0）<sup>\*</sup>」の実現を目指して、デジタル社会の実装への取組が進められています。

本町においても、行政手続のオンライン化や、ICT・SNSを活用した情報発信、テレワークなど新しい働き方に対応した環境整備など、あらゆる場面で技術革新を積極的に利用していくことが期待されています。

#### (4) 地球環境のリスクへの取組

地球温暖化を防止する温室効果ガスの削減の仕組みをパートナーシップにより構築していくことが求められるとともに、生物多様性の劣化、PM2.5による国境を越えた大気汚染、海洋プラスチックごみ問題などが生じ、かつてない地球規模の環境問題が世界共通の課題となっています。

本町においても、次代に向け、資源や自然環境が適切に管理され経済や社会の活動が維持される「持続可能な社会」の構築を目指し、緑豊かな環境を保全する自然共生社会の形成をはじめ、高い環境意識に基づく循環型社会の形成、再生可能エネルギーの導入や次世代自動車の普及、公共交通機関の利用促進など低炭素社会の形成に向け、新たな社会システムづくりへの取組が重要です。

#### (5) 価値観やライフスタイルの多様化への取組

人々の価値観は、以前よりも便利で快適な生活が進む中で、物の豊かさよりもゆとりのある暮らしなど心の豊かさを望む傾向を強めるとともに、家族構成の変化や共働き世帯の増加、男女の役割分担意識の変化などの影響も受け、個々人の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。

本町においても、家庭や仕事、暮らしなどで多様な生き方が選択できる社会への関心が高まっています。すべての人が尊厳ある個人として尊重され、誰もが活躍できる環境づくりを進め、生活の質（QOL）の向上、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、相互に支え合うコミュニティづくりなどに向け、町民・事業者・行政等が協働して地域課題を解決する成熟度の高いまちづくりを進めていくことが重要です。

#### (6) 経済グローバル化の進展と産業政策への取組

世界経済は、国際的な投資の進展や貿易自由化協定などグローバル化による結びつきが深まり、製造拠点の海外移転や中国を中心とするアジア市場の拡大など、様々な分野において国際競争が激化しています。また、IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）等に代表される技術革新が進んでおり、あらゆる産業分野で成熟産業から新たな成長産業への移行、知識集約型産業化などが求められています。

本町においても、立地等の優位性を生かした企業誘致の継続、進出企業の地域への定着とともに、福祉・医療・生活支援サービスなど社会的なニーズが高い事業創出や地産地消の仕組みの構築等に向けた挑戦の機会を支援し、人材活用・育成、働く場の拡大や地域循環経済の活性化に取り組むことが重要です。

#### (7) 地域の自主性と公共活動の主体の多様化

地方分権の取組は第10次地方分権一括法へと継続し、地域の自主性を高める改革を推進するため、国から地方自治体への事務・権限移譲と、国の法令による義務付け・枠付けの緩和などが進んでいます。

本町においても、厳しい財政状況の中、限られた行政資源を有効に活用し、これまで以上に地域の実情に即した自主的な行政運営を進めることが大切です。また、社会の成熟化を背景に、町民ニーズや地域課題が多様化する中で、行政だけでなく、町民や団体、民間企業などと協働したまちづくりの展開に向け、多様な活動や全体をマネジメントする行政の役割も重要です。

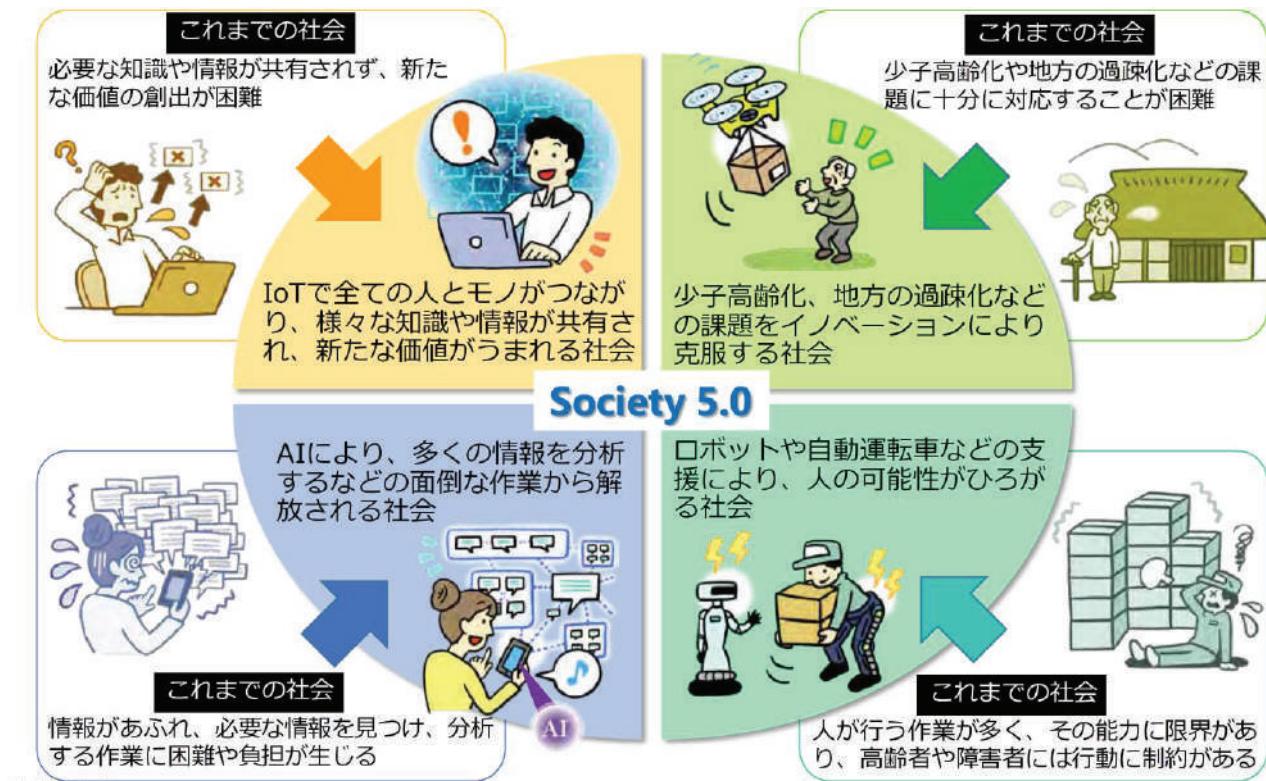
## ※SDGs(エス ディー ジーズ):

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」ことで、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標、2030年を期限とする17の目標と169のターゲットで構成され、我が国においては、SDGsの実施指針が決定(2016年12月)され、その達成に向け活動を推進しています。



## ※ソサエティー5.0(Society5.0):

国が提唱する未来社会のコンセプト。仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムによる新たな未来社会として提唱している。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、人類社会発展の歴史における5番目の新しい社会の姿。



[内閣府作成]

## 4 町民の意向（住民意向調査結果）

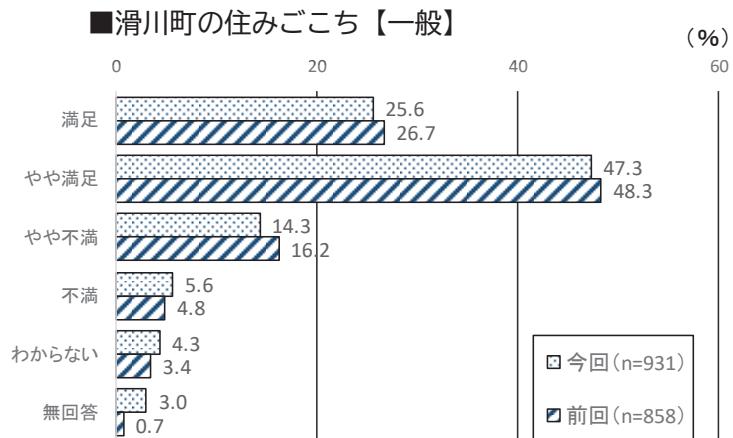
本計画の策定にあたり、住民の意向を把握し、計画に反映する上での基礎資料とするために令和元年12月にアンケートを実施しました。

一般町民アンケートは、町内在住の20歳以上の男女2,000人を対象として実施し、931人（回収率：46.6%）より回答をいただきました。また、青少年アンケートは、町内在住の中学生以上20歳未満の男女500人を対象として実施し、242人（回収率：48.4%）より回答をいただきました。

### 1. 滑川町の「住みごこち」について

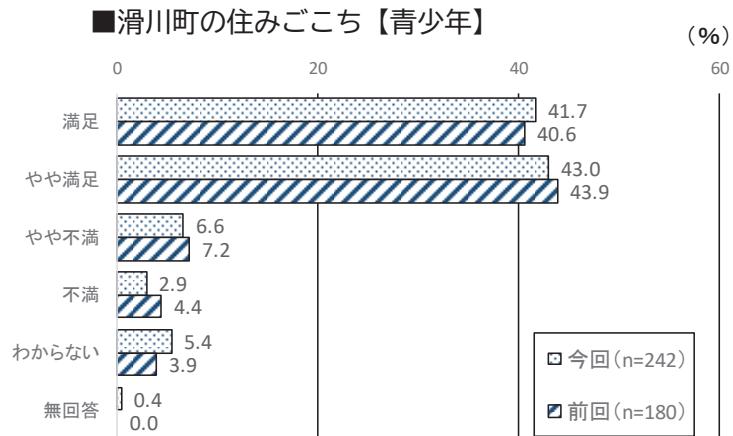
#### ▶73%の方が「住みごこち」に満足している【一般】

現在の住みごこちについては、「やや満足」の割合が最も高く、全体の約半分を占めています。「満足」「やや満足」の割合を合わせた満足度は約73%で、前回調査と同様の傾向となっています。



#### ▶85%の方が「住みごこち」に満足している【青少年】

現在の住みごこちについては、「やや満足」と「満足」の割合が高く、合わせた満足度は約85%で、前回調査と同様の傾向となっています。



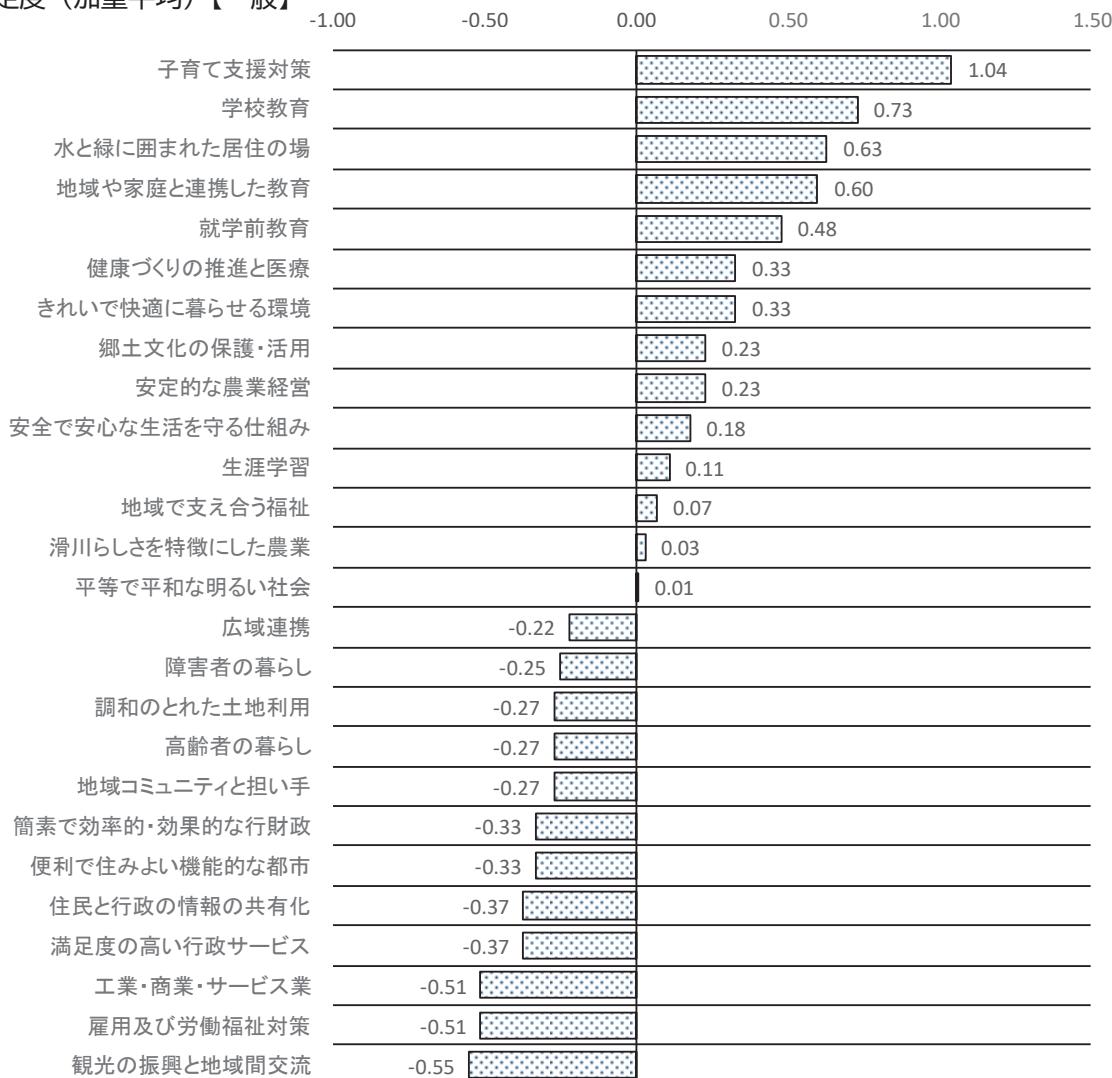
## 2. まちづくりの取組への評価について

### ▶子育て支援、教育の満足度が高く、産業、行財政への満足度は低い【一般】

前期基本計画のまちづくりの取組への評価については、「満足度」が最も高いのは「子育て支援対策」で、次いで「学校教育」、「水と緑に囲まれた居住の場」、「地域や家庭と連携した教育」が続き、子育て支援、教育への高評価が目立っています。

一方、満足度が最も低い取組は「観光の振興と地域間交流」で、次いで「工業・商業・サービス業」「雇用及び労働福祉対策」「満足度の高い行政サービス」「住民と行政の情報の共有化」が続き、農業を除く産業・雇用や行財政分野の取組が目立ちます。なお、地域福祉を除く「高齢者の暮らし」や「障害者の暮らし」など福祉面での評価が低くなっています。

#### ■満足度（加重平均）【一般】



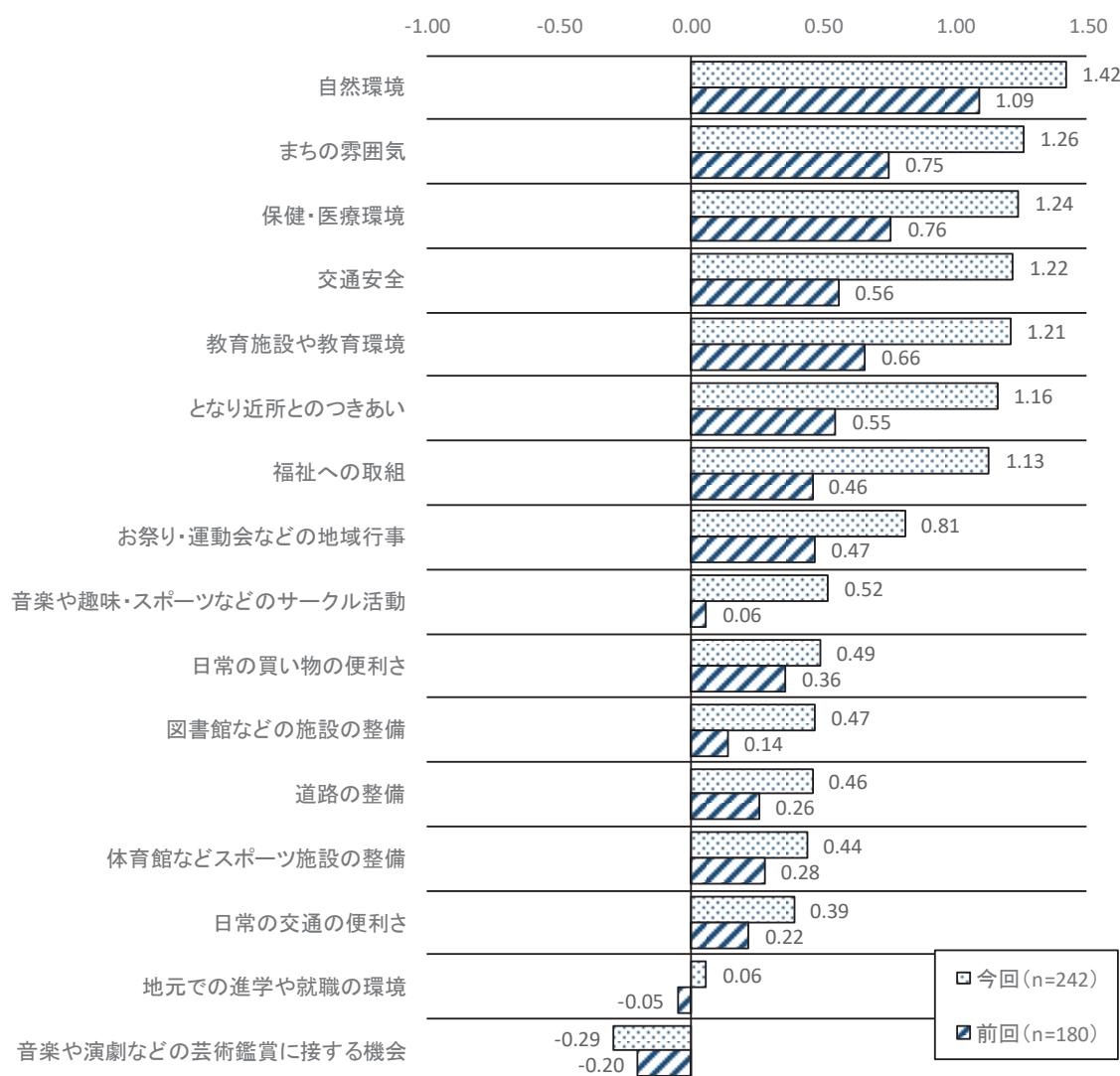
■加重平均：各項目の回答を、「満足」を2ポイント、「やや満足」を1ポイント、「普通」を0ポイント、「やや不満」をマイナス1ポイント、「不満」をマイナス2ポイントとして、点数に変換して評価しました。プラスの点数は「満足度」の評価が高く、マイナスの点数は「満足度」の評価が低い取組で、最大で2、最小で-2の値となります。

## ▶自然環境をはじめ、まちの雰囲気や保健・医療環境などが高評価で、満足度が上昇【青少年】

青少年対象の調査では、毎日の暮らしへの評価として、「満足度」の評価が最も高かったのは「自然環境」で、次いで「まちの雰囲気」「保健・医療環境」「交通安全」「教育施設や教育環境」「となり近所とのつきあい」「福祉への取組」が続きます。

一方、不満に傾いている項目は「音楽や演劇などの芸術鑑賞に接する機会」のみです。また、「地元での進学や就職の環境」は評価が拮抗しています。なお、前回と比べて、「音楽や演劇などの芸術鑑賞に接する機会」を除き、いずれの項目も満足度が高くなっています。

### ■満足度（加重平均）【青少年】

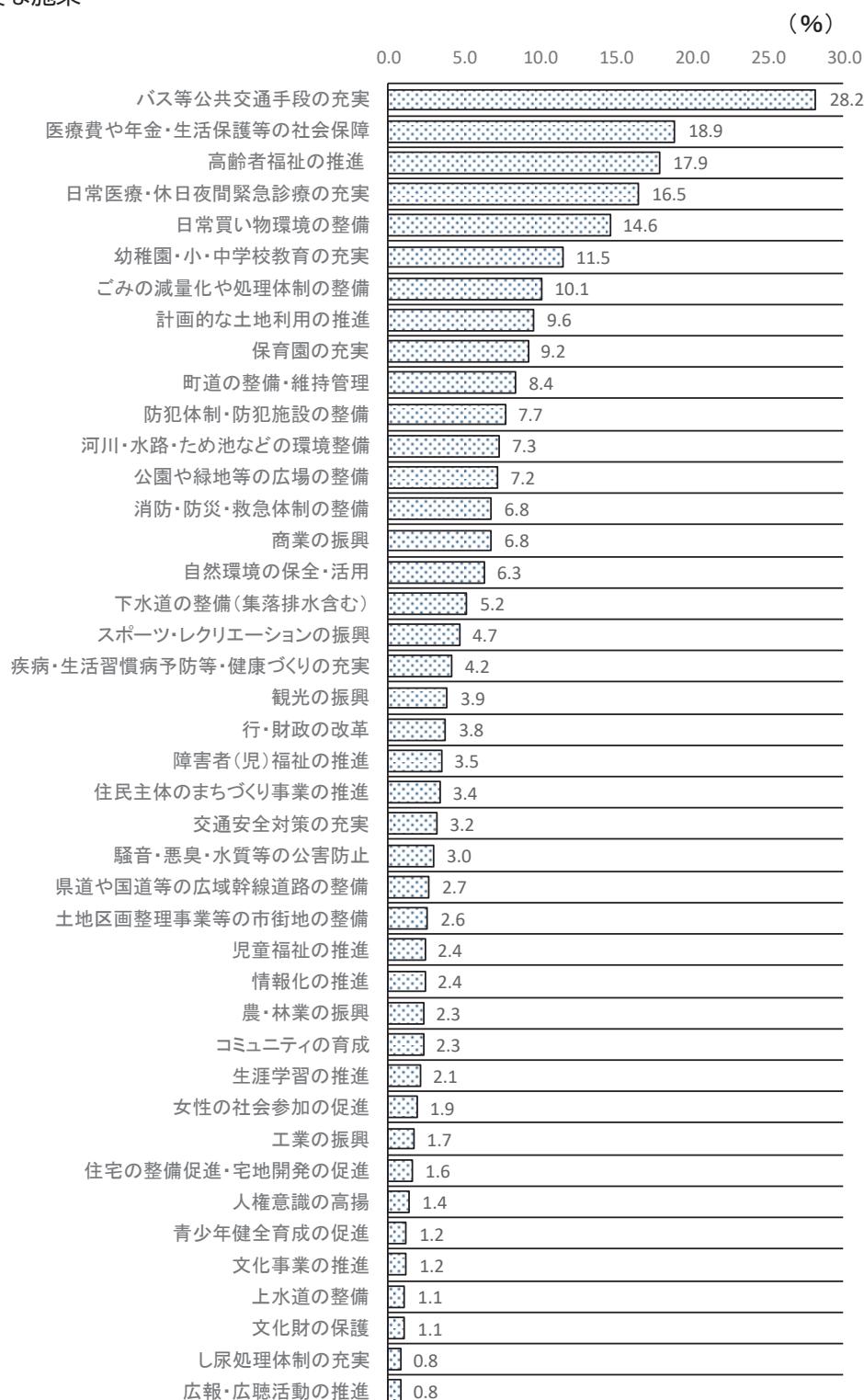


### 3. 今後特に必要だと思われる施策について

#### ▶公共交通の充実や医療環境や社会福祉施策が期待されている【一般】

今後特に必要だと思われる施策としては「バス等公共交通手段の充実」が最も高く、次いで「医療費や年金・生活保護等の社会保障」「高齢者福祉の推進」「日常医療・休日夜間緊急診療の充実」といった医療・福祉施策が続きます。

#### ■今後特に必要な施策

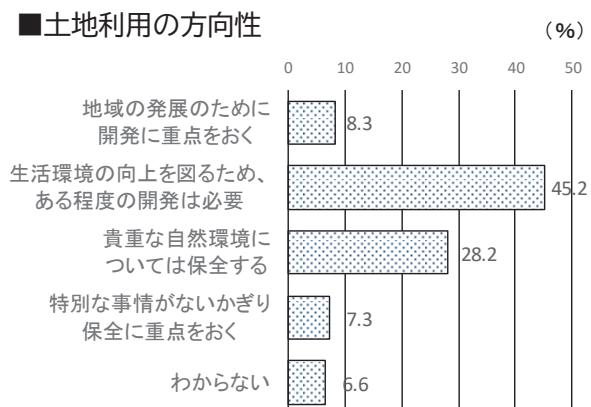


## 4. これからの土地利用の方法について

### ▶地域開発と自然環境保全の両立が求められている【一般】

これからの土地利用の方法については、「生活環境の向上を図るため、ある程度の開発は必要」が最も多く、次いで「貴重な自然環境については保全する」となっています。町の土地利用については、これから発展を目指し、ある程度の開発は必要と考えつつも、豊かな自然環境は保全していくといった町民の意向となっています。

#### ■土地利用の方向性

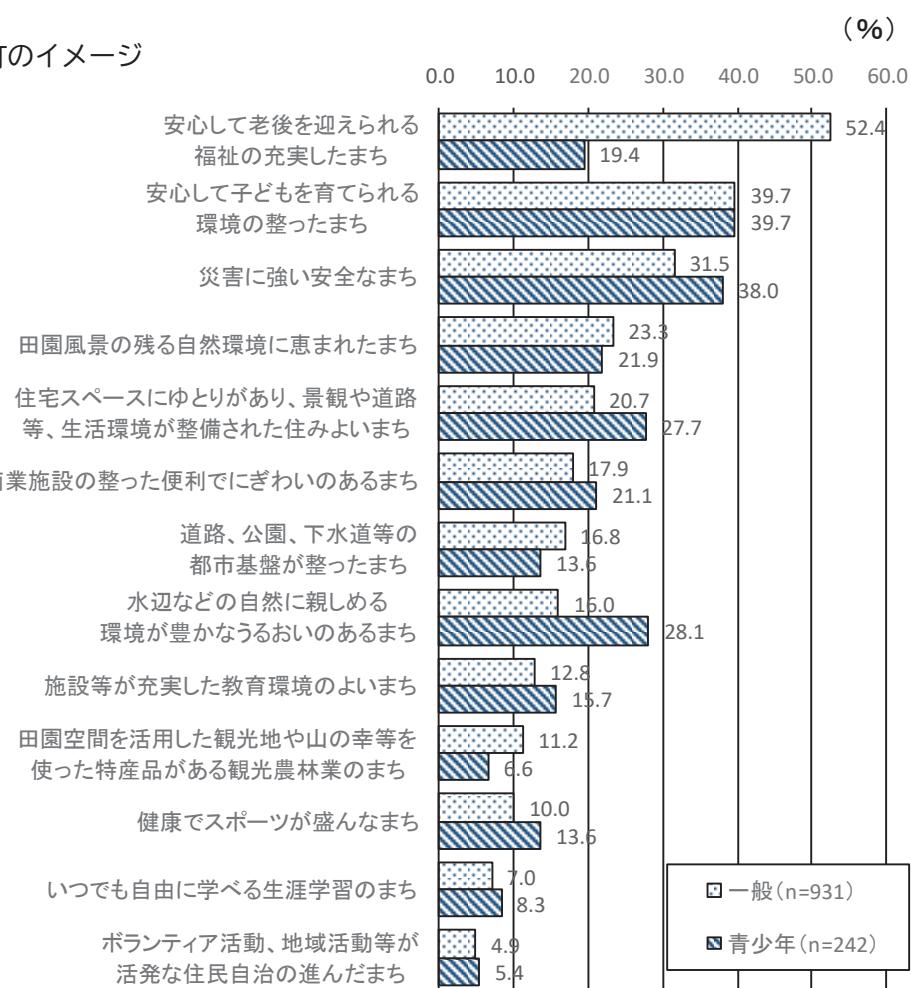


## 5. 将来の滑川町のイメージについて

### ▶将来も安心・安全に暮らしたい【一般・青少年】

将来の滑川町のイメージについては、一般では「安心して老後を迎える福祉の充実したまち」が、青少年では「安心して子どもを育てられる環境の整ったまち」が最も高く、世代により異なります。また、防災や自然環境の項目は、一般・青少年共に割合が高く、世代を超えて関心が高いことがわかります。

#### ■将来の滑川町のイメージ

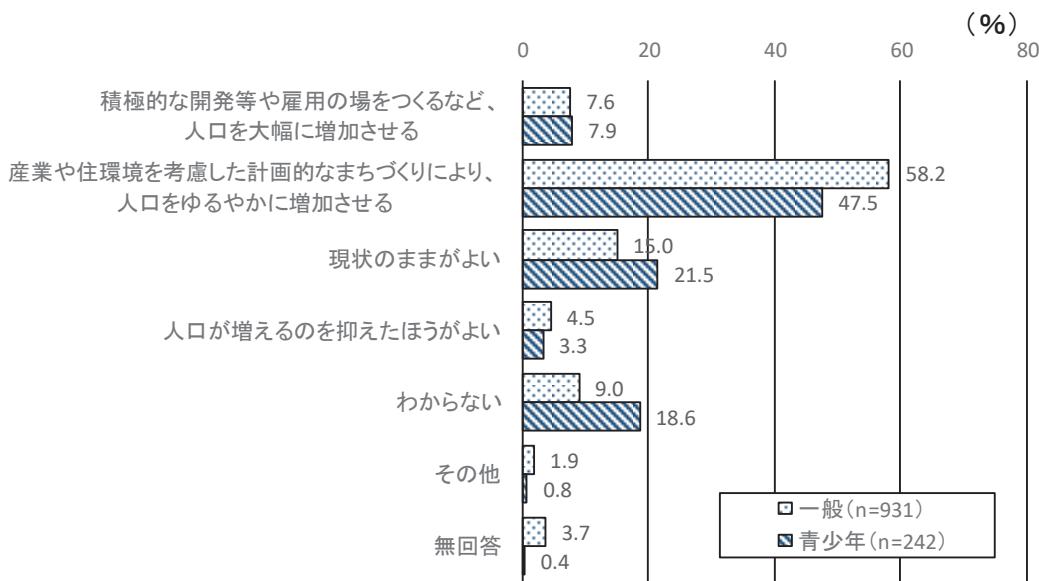


## 6. 将来の人口規模について

### ▶緩やかな人口増加を望んでいる【一般・青少年】

将来の滑川町の人口については、一般・青少年ともに「産業や住環境を考慮した計画的なまちづくりにより、人口をゆるやかに増加させる」の割合が最も高く、住みよさに配慮した上で緩やかな人口増加の継続を望んでいることがわかります。

#### ■将来の人口規模



## 5 本町の課題を踏まえた計画策定の視点

町の概況や各種アンケート等による町民の意見、時代の潮流を踏まえ、本町の課題を「まちのライフスタイル（町民の暮らし）」「まちのスケール（自治体規模）」「まちづくりのプロセス（手法）」という3つの視点で整理しました。

### 1. “まちのライフスタイル（町民の暮らし）” の視点からみた課題

本町は、比企地域の中で唯一人口増加が続く自治体であり、人口動態に関する指数をみても県内でトップクラスを維持し、住みよい町として全国的にも注目されるようになっています。

本町の人口構成も、転入人口増加により変化する状況となっており、町の南部エリアに居住する人の割合が増加し、今後はさらにその割合が増していくことが予想されます。町民アンケートをみると7割以上が住みごこちに満足する状況ですが、前回（5年前）と比べると微減するなど、暮らしの満足度も変化しており、町民の求める行政サービスのニーズも、さらに多様化していくことが想定されます。

今後、しばらくは人口増加が続くと予測されていますが、全国的な人口減少の波には抗えず、いずれは人口減に転じることが、国の将来人口予測（国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計）でも明らかになっています。

転入してきた住民が、本町に定着し、いつまでも住み続けられるよう、町民一人ひとりの“暮らし”を大切にした施策の充実が大切です。町民一人ひとりの生命と財産を守り心穏やかに暮らせる環境を整え、町民のライフステージの変化に合わせ、まちづくりの施策をソフト・ハード両面で最適化していくことが重要となります。



都心との距離も比較的近く自然豊かでゆったりと静かな環境が魅力である本町の特徴を生かし、ここでしか得られない満足度の高い住環境を個性に、町民の暮らしの質を高めていくことが求められます。

そして、東京一極集中の是正やテレワークなどを背景として、暮らしの場に求めるものが変化する中、滑川らしさを強みに、住んでよかった・生まれてよかったと実感できるまちづくりを“推進”する力を高めていく必要があります。

## 2. “まちのスケール（自治体規模）” の視点からみた課題

行政課題は多様化・複雑化する一方です。小さな規模の自治体で対応する上で、その小ささがプラスになることもありますマイナスになることもあります。

例えば、小さな規模だと職員一人ひとりが担う事務量の種類（バリエーション）が多くなる面もありますが、行政課題を複合化し一体的な対応が可能なため、課題解決に一体的に取り組めるよさもあります。また、行政サービスの量が少ないことは、コストが人口規模に見合わないマイナス面もありますが、新たな制度に伴う行政サービスやシステムの普及が早いという利点もあります。さらに、コンパクトな行政組織であることは、マンパワーの不足や能力のバラツキが出やすいなどの課題もありますが、機動性の高さや庁内における意思疎通が早いという特長もあります。

本町は、行政面積は小さいながらも、南部地域の市街地から北部地域の丘陵地まで、町民の暮らす環境には様々な違いがあり、まちづくりに対する満足度も格差があります。町民アンケートなどからも、居住地区によって町民の意識に差があることがわかります。

これら多様で多彩な行政ニーズに対応するためは、これまでのような画一的な行政サービスの展開では限界があります。小さな規模の自治体ならではの特徴を生かしながら、複数の施策・事業の一体的な展開（パッケージ化）や異分野同士が連携して取り組む協働事業の展開（官民連携）など、滑川らしい独自性のある施策を展開しながら、まちの課題解決力を高めていくことが重要です。



小さな行政規模であることをプラスに捉え、小さな行政規模だからこそできるきめ細かな取組で、町民の安心感を高め、不安なく暮らせるまちづくりを進めることができます。

そのため、様々な連携体制が重要な子育て支援や地域包括ケアシステムなど福祉の分野、一人ひとりの子どもに対してきめ細かな対応が求められる学校教育の分野、町民ニーズに即したメニューの提供が必要な生涯学習などの分野について、「人口規模が小さい」「身近で顔が見える」ことなど、小さな行政規模であるプラスの面を生かしたオリジナリティあふれる施策の展開により、町の“安定性”を高めていく必要があります。

### 3. “まちづくりのプロセス（手法）” の視点からみた課題

コロナ禍により今後の社会への不安が増大し、災害などへのリスクも高まる現状にある中、課題を解決する新たなイノベーションへの期待が高まっています。このようなことを背景に、これまでのような、行政がすべてを担うような仕組みでは、現代の複雑化するニーズや高度化する社会サービスの状況に合わなくなりつつあり、社会の変化に合わせた見直しが必要となっています。

そのため、これから時代のまちづくりのプロセス（手法）において、行政が担ってきた権限を地域や民間へと移譲し“任せる”行政システムへの転換を図りながら、新しい考え方や技術を取り入れ、バージョンアップを行っていくことが重要になってきています。

今後は、公共＝行政という発想を転換し、自治体（公共機関）・コミュニティ（地域社会）・非営利の組織（新しい公共）・市場（民間企業）が役割分担し、連携・協力をしていく、新たな公共運営の仕組みの構築を進めていくことが必要です。

そして、ICTなどの技術革新や新たな制度や仕組みの導入に挑戦しながら、行政ニーズに合致した最適で最良な行政サービスが提供できる仕組みを構築し、住民・地域コミュニティ・民間事業者・行政など関係者全員が、モノや空間・サービスを共有する中で課題を解決していくよう、まちづくりのプロセス（手法）全般において、革新を起こしていくことが期待されています。



50年・100年続く持続可能なまちづくりの実現に向けて、行政経営資源（人材・財源・時間等）の分配の構造的な変革を行うことが求められます。

これまでの行政主導型から、自治体（公共機関）・コミュニティ（地域社会）・非営利の組織（新しい公共）・市場（民間企業）が役割分担し、共に考え、決定・行動し、支え合う協働型へと転換し、教育や福祉・健康・産業・都市計画など様々な分野にわたって連携できる仕組みを整え、町の“経営力”を高めていく必要があります。

第2編 基本構想



電車と青い空と木  
月の輪小学校 6年  
宮部一瑳さん



将来、私が住みたいまち  
滑川中学校 1年  
中村奏さん



6年間のぼった学校坂  
宮前小学校 6年  
荻原希実さん

## 序 基本構想の意義と役割

本町では、将来都市像を「人と自然の共生 愛ふるタウン滑川」と題した第4次滑川町総合振興計画からステップアップし、「住んでよかった 生まれてよかった まちへ 住まいのタウン滑川」を将来都市像とする第5次滑川町総合振興計画を行政の指針としてまちづくりを進めてきました。

少子高齢化、産業構造の変化、地球規模でありながら身近な生活と関わりのある環境問題など、長期的にとりあげられている課題に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活スタイルの急激な変化を受け、行政のすべての部署において、これまでにない多様性、先進性を持った対応が求められています。

このような現状に的確に対応しながら、町民の幸せの増進を実現するためには、目指すべき将来都市像を町民と共有し、地域独自の資源を活用したまちづくりを推進していくことが必要です。

基本構想は、これらを踏まえながら、本町の現状と課題を的確に捉え、国・県計画との整合性に配慮しつつ、望ましい将来都市像を明らかにするとともに、その実現のために必要な施策の大綱を定め、町民と行政のまちづくりの長期的な指針とするものです。

### 基本構想の役割

1. 第4次滑川町総合振興計画 基本構想 の将来都市像で示した考え方を継承し、発展させることを基本に策定するものです。
2. 滑川町が講じる行政活動の総合的かつ計画的な取組の指針となるものです。
3. 町民及び事業者が、地域社会において活動をする際の指針となるものです。
4. 国や県、関係自治体、事業者などに対し、本町が目指すまちづくりへの理解と積極的な協力を得る指針となるものです。

# 1 まちづくりの目標

本町は、国営武蔵丘陵森林公園を有する緑に覆われた丘陵地をはじめ、滑川や市野川が流れる水辺環境、美しく広がる田園地帯など、水と緑に育まれた豊かな暮らしのある住環境を大切に守ってきました。

昭和 59 年の町制施行以来、東京から 60km 圏内に位置する首都近郊の町として、この豊かな自然環境を大切にしながら、町民生活の利便性を高める様々な施策を展開してきました。第 4 次総合振興計画の将来都市像「人と自然の共生 愛ふるタウン滑川」を引き継いた第 5 次総合振興計画の将来都市像「住んでよかった 生まれてよかった まちへ 住まいのタウン滑川」を目指し、産業・交通・福祉・環境など総合的な都市基盤の整備を推進しながら、町の発展に努めてきたところです。そして、その結果、埼玉県内でもトップクラスの人口増加率を誇る自治体として注目されるなど、近年では、これまでのまちづくりの成果が現れてきている状況にあります。

しかし、我が国においては、人口減少・少子高齢社会・社会経済のグローバル化など、かつて経験したことがない時代を迎える段階といわれており、このような状況の中で、豊かで安定した暮らしのある社会を求める声はますます大きくなってきています。

このような時代を迎える中で、住んでよかった・生まれてよかったと感じられる「住まいのタウン滑川」を目指しながら、これからまちづくりを進めていきます。

## まちづくりの目標

# 住んでよかった 生まれてよかった まちへ 住まいのタウン滑川



## 2 基本構想の人口フレーム

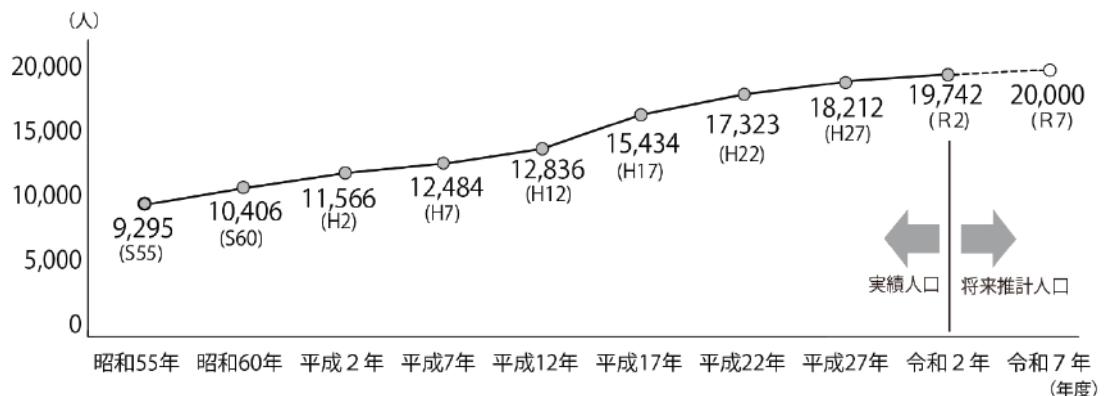
我が国の人囗が、出生率の低下を背景として、平成 16 年の 1 億 2,779 万人をピークに減少基調に転じる中、平成 14 年に誕生した東武東上線つきのわ駅周辺の住宅開発に伴う急激な人口増加も、近年では徐々に落ち着きをみせてきている状況にあります。

人口減少や少子高齢化、海外との競争激化、情報技術の発達、就業構造の変化等、私たちを取り巻く社会は大きな変化をみせており、さらなる住みよさを追求していくためには、時代にふさわしいまちの姿を見定め、滑川町の豊かな将来都市像を思い描くことで、まちづくりの大きなエネルギーを生み出すことが必要です。

そのため、今後も、町民生活の利便性の向上や就業の場の創出を図りながら、土地利用構想に基づくまちづくりを展開し、5 年後の将来人口 20,000 人を目指します。

将来人口：20,000 人 令和 7 (2025) 年

### ■基本構想人口フレーム



資料：実績値は国勢調査  
※令和2年は埼玉県推計人口(10月1日現在)

	平成 22 年 (2010) (国勢調査)		平成 27 年 (2015) (国勢調査)		令和 7 年 (2025) (目標年度)	
将来推計人口	17,323	100.0%	18,212	100.0%	20,000	100.0%
0 歳～14 歳	2,672	15.4%	2,899	15.9%	2,850	14.3%
15 歳～64 歳	11,455	66.1%	11,338	62.3%	12,120	60.6%
65 歳～	3,197	18.5%	3,929	21.6%	5,030	25.2%

資料：実績値は国勢調査

※年齢別人口は年齢不詳人口が含まれていないため合計値が将来推計人口と合致しない場合があります。

## 3 土地利用構想

### 1. 土地利用構想の考え方

滑川町は、国営武蔵丘陵森林公園や丘陵地に囲まれた樹林地や谷津田、滑川沿いに広がる農地や用水など自然環境が豊かな北部と、鉄道駅を中心新しい住宅地や工業団地などが立地し、暮らしの場、就業の場として様々な都市機能が充実している南部、それぞれの特徴を生かしながら、自然と都市のバランスがとれた魅力ある都市を形成してきました。

第4次滑川町総合振興計画期間においては、つきのわ駅周辺を中心とした住宅開発や県道深谷東松山線バイパス沿いの商業施設の立地などを機会と捉え、様々な施策展開において勢いが求められましたが、今後はこれらの基盤整備の効果を生かしたまちづくりが求められます。

そのため、まちづくりの基盤である土地利用については、これまでの「つくる」を中心とした考え方から、つくったものを「生かす」考え方へ転換していくことを基本とし、活力やにぎわいを創出し、「住む」「育てる」「働く」「学ぶ」「集う」「憩う」「ふれあう」といった町民生活の舞台となるよう、質的な向上を目指していきます。

#### 1 地域特性に応じた秩序ある土地利用の推進

北部・南部それぞれの特性を生かしながら、町域全体として調和のとれた発展を図るために、地形条件、自然環境、市街地の状況などを踏まえ、土地利用の適切な誘導を図ります。

また、良好な居住環境の保全や改善・整備、秩序ある市街化の誘導、田園環境の保全など地域特性に応じた土地利用を推進します。

#### 2 自然環境との調和・共生に配慮した土地利用の推進

市野川を中心として、北側の土地利用については、農地や丘陵地などが広がる豊かな自然環境の保全・創出を図るとともに、環境負荷の少ない効果的・効率的な都市構造の構築に努め、自然環境との調和・共生に配慮した土地利用を推進します。

#### 3 都市と自然が調和した土地利用の推進

市野川を中心として、南側の土地利用については、町民生活や産業・経済活動等を支える都市機能の充足度を高めていくとともに、都市機能が効率よく配置された市街地を形成していきます。そして、町民生活や産業・経済活動等を支えながら、持続性の高い土地利用を推進します。

## 2. エリアと連携軸

---

### (1) エリア

#### ① 里づくりエリア

谷津の里、伊古の里、中尾の里、菅田の里、ぶんやまの里を中心とした丘陵地一帯を里づくりエリアとして位置づけ、森林などの自然環境の保全に努めるとともに、町民や来訪者が身近な生き物や植物に接し、学ぶことができる空間の創造を促進し、本町の憩いの場としての魅力を高めます。

#### ② 産業振興エリア

町南部の東松山工業団地や町北部の幹線道路に隣接した福田地区・山田地区・和泉地区を産業振興エリアとして位置づけます。東松山工業団地を中心とした町南部の産業振興エリアにおいては、隣接する住宅地等の居住環境に配慮しつつ、工業生産環境の向上を図ります。町北部に位置づける産業振興エリアは、小規模な産業施設の立地による周辺環境と調和した産業地の整備・誘導を図ります。

#### ③ 歴史・史跡保存エリア

五厘沼窯跡群や水房館跡、天神山横穴墓群、羽尾城跡周辺を、本町における歴史・史跡保存エリアと位置づけます。歴史・史跡保存エリアは、史跡の保全や歴史資源の有効活用を図ることを基本に、町民の憩いや自然、歴史を楽しむ観光レクリエーションの場、広域的な交流活動エリアとして充実を図っていきます。

#### ④ 交流にぎわい拠点エリア

東武東上線森林公園駅周辺やつきのわ駅周辺、国営武蔵丘陵森林公園、県道深谷東松山線沿道の商業施設周辺を、本町における交流にぎわい拠点エリアと位置づけます。

交流にぎわい拠点エリアは、町民だけでなく様々な人々が集い、にぎわい、交流するエリアとして魅力を高め、町のシンボル性を高めます。

#### ⑤ 交流ふれあい拠点エリア

滑川町役場庁舎や体育館、運動公園、エコミュージアムセンターが集積する地区を交流ふれあい拠点エリアと位置づけます。交流ふれあい拠点エリアは、町の地理的中心となるとともに、町全域から町民が気軽に集い、活発な交流ができるよう求心力のある拠点機能の強化を推進します。さらに、既存の公共施設機能のみならず、町内外の人々が集まり新たな交流が生まれる拠点として、行政・文化の複合機能を有する施設の整備により魅力向上を図ります。

### (2) 連携軸

#### ① 広域交流連携軸

広域交流連携軸として、主要地方道や一般県道など、周辺自治体とを結ぶ広域的な幹線道路を位置づけます。これらの道路は、本町と他の地域を結び、本町の産業活動や町民生活の利便性向上に期待できる道路として沿道も含め整備促進を図りながら、効率的かつ経済的な交通流動を確保するネットワークづくりを進めます。

### 3. 土地利用の方向性

#### (1) 都市的土地利用

- ①南部の市街化区域及びその周辺においては、道路、公園、下水道といった都市基盤整備の充実を図りながら、都市としての機能強化を図ります。
- ②住宅系土地利用については、都市基盤施設の計画的な整備等を推進しながら、良好な住環境の保全を図ります。
- ③商業系土地利用については、集客性のある商業施設の他、最寄品を取り扱う中小規模の商業施設などの立地を促進し、魅力ある商業・業務地の形成を図ります。
- ④産業系土地利用については、本町の活力を支える工業地として充実を図ります。
- ⑤農村居住環境系土地利用については、地域の「自然」や「農」の持つ多面的な機能を生かした田園環境にふさわしい居住スタイルを営むことのできる良好な住環境の形成を図ります。
- ⑥公共公益施設用地については、地域性や施設の必要性等を見極めながら適切な利用を図る。

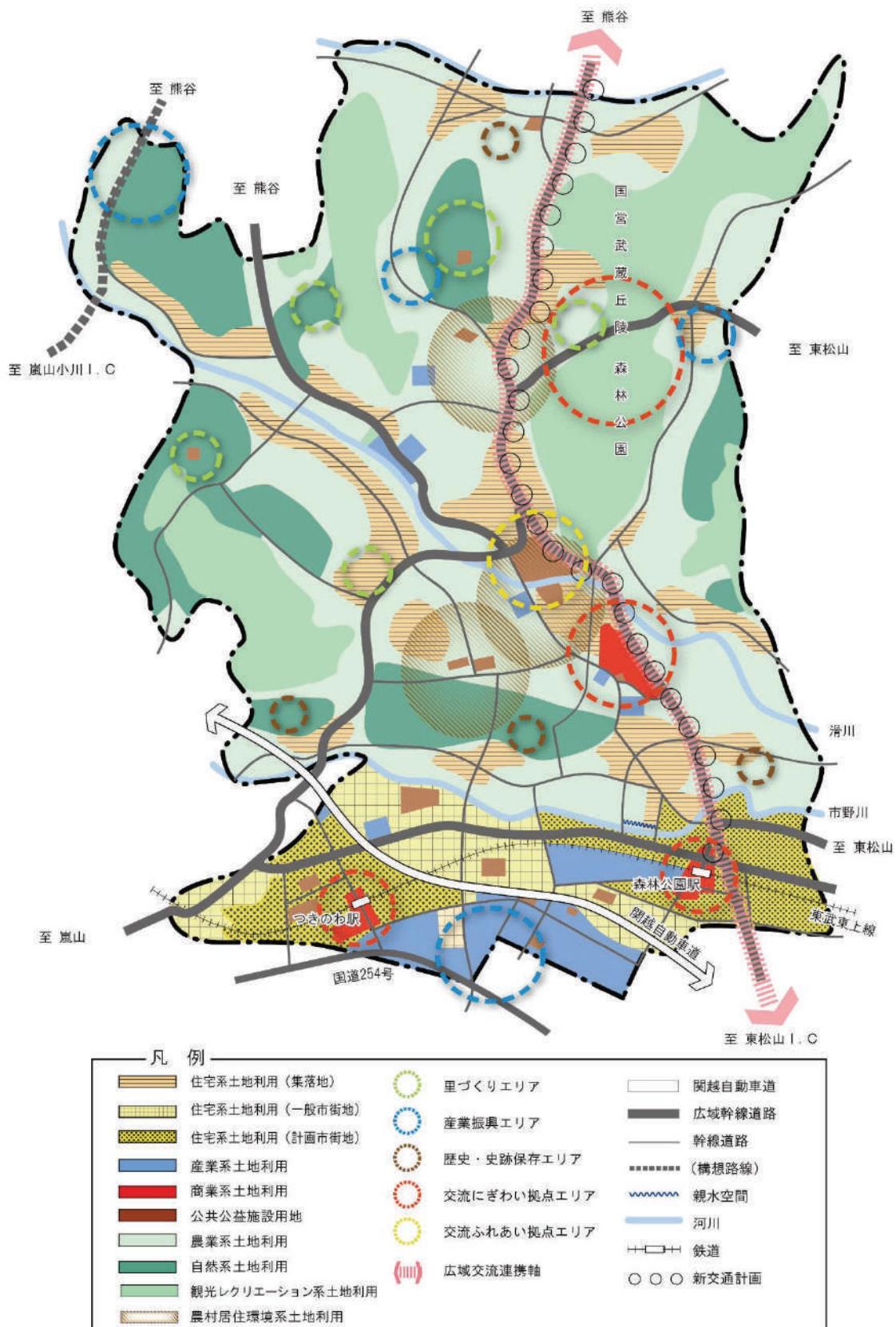
#### (2) 自然的土地利用

- ①農業系土地利用としては、農業生産環境と調和した緑豊かな田園環境の形成を図る土地利用を進めます。
- ②自然系土地利用としては、緑豊かな潤いのある空間を形成する土地利用を進める。
- ③観光レクリエーション系土地利用としては、町民が集い自然と親しむ憩いの場としての活用を図ります。

航空写真(滑川町役場周辺)



## ■土地利用構想図



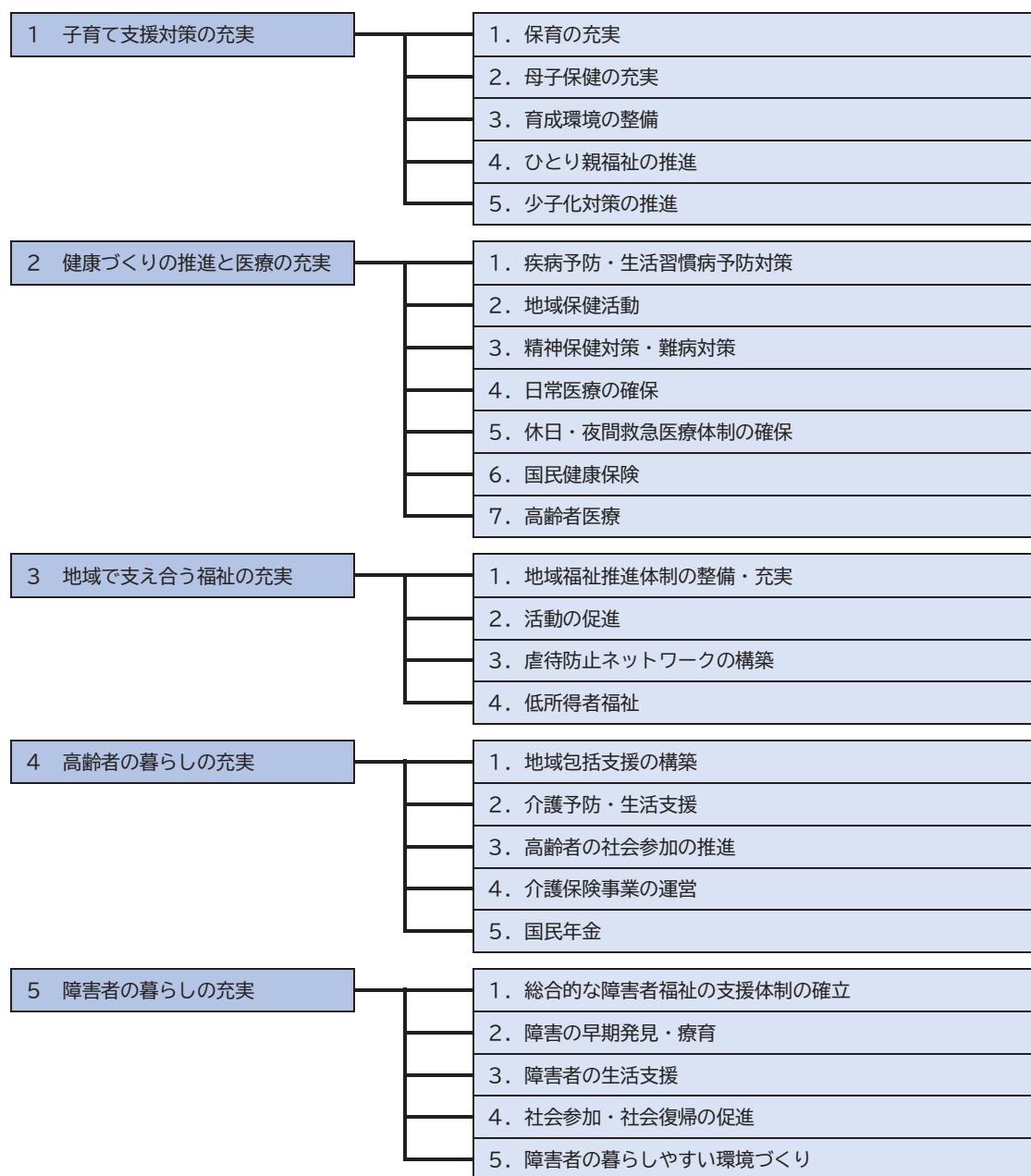
## 4 施策の大綱

本町のまちづくりの目標である「住んでよかった 生まれてよかった まちへ 住まいのタウン滑川」を実現するため、5つの施策の大綱に基づき、施策を体系化し、総合的に展開していきます。



## 1 誰もが生涯安心して暮らせるまちづくり（福祉）

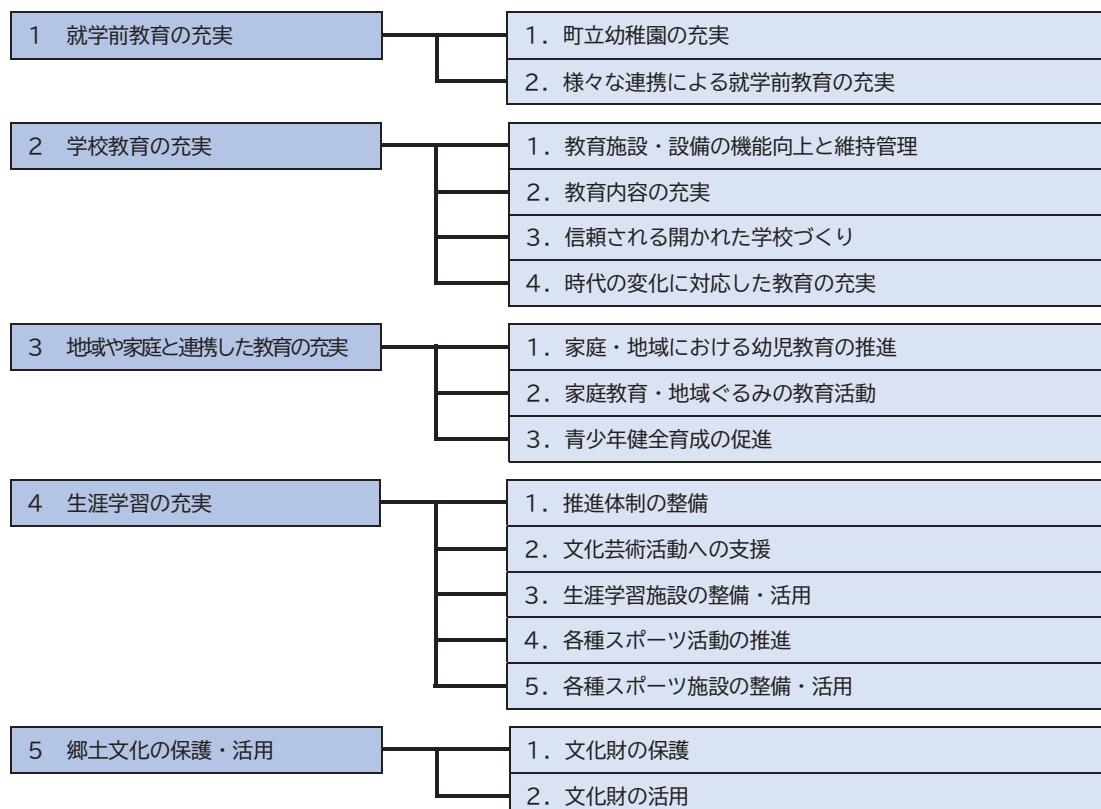
誰もが健康で生きがいを持っていきいきと暮らしていくため、地域全体の支え合いのもと、保健・医療・福祉の各分野が連携しながら、安心して子どもを生み育てられる環境を整えるとともに、高齢者や障害者をはじめとして誰もが不安なく日常生活を送れる質の高い保健・医療・福祉の環境づくりを充実させていきます。



## 2 豊かな心と文化を育むまちづくり（教育文化）

子どもたち一人ひとりの個性や意欲を尊重した教育に取り組みながら、情報教育やキャリア教育など社会変化に対応した教育や、自然・歴史・文化など本町の地域資源を生かした教育など、特色ある教育内容の充実に努めていきます。

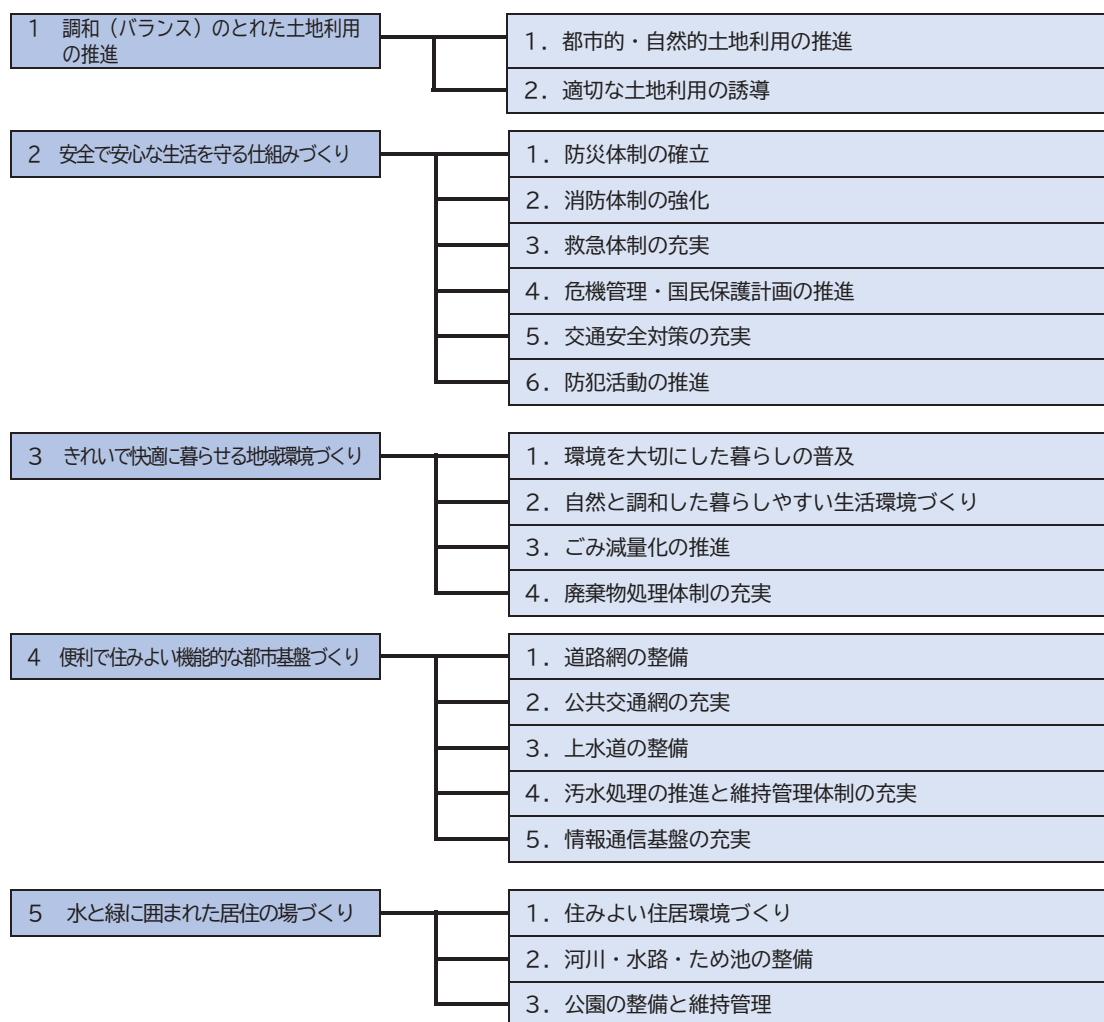
さらに、町民一人ひとりが自己に合った学習活動に親しみ、その個性と能力を伸ばし、生きがいを持つて充実した人生が送れるよう、様々なニーズに対応した生涯学習の機会の充実に努めていきます。



### 3 暮らしやすい快適なまちづくり（都市基盤　生活環境）

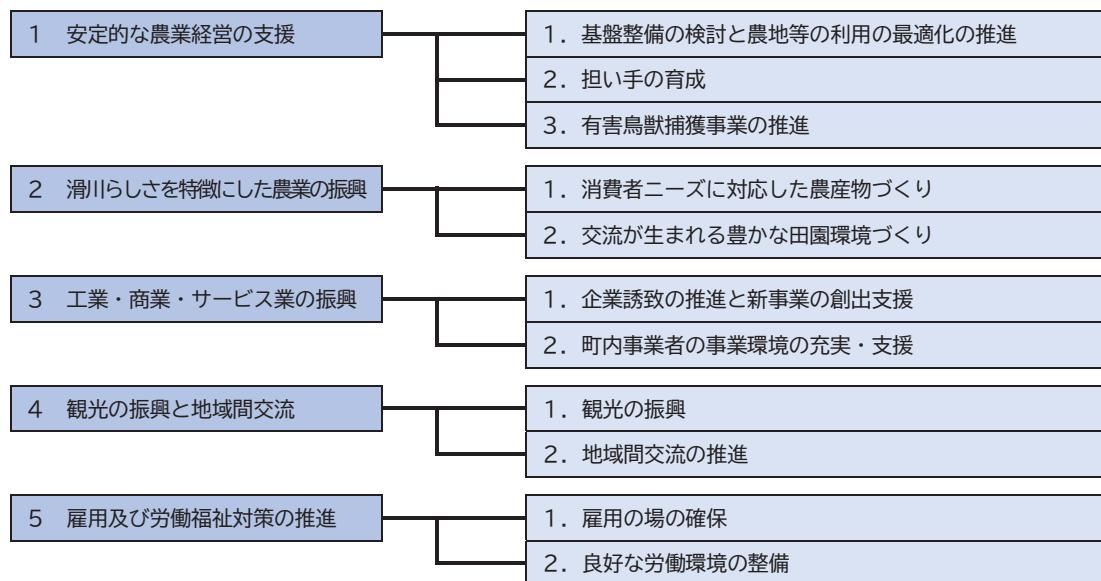
東京から近く、豊かな自然を有する立地条件を特徴として生かしながら、都市機能と自然とが調和したにぎわい拠点や都市基盤を整備し、町の活性化につながる土台をつくりあげていきます。

さらに、町民・事業者・行政が一体となって環境保全や省資源化に取り組むとともに、防災対策や防犯対策などの充実に努めながら、町民一人ひとりが豊かに生活できる暮らしの舞台をつくりあげていきます。



## 4 特性を生かした活力ある産業のまちづくり（産業経済）

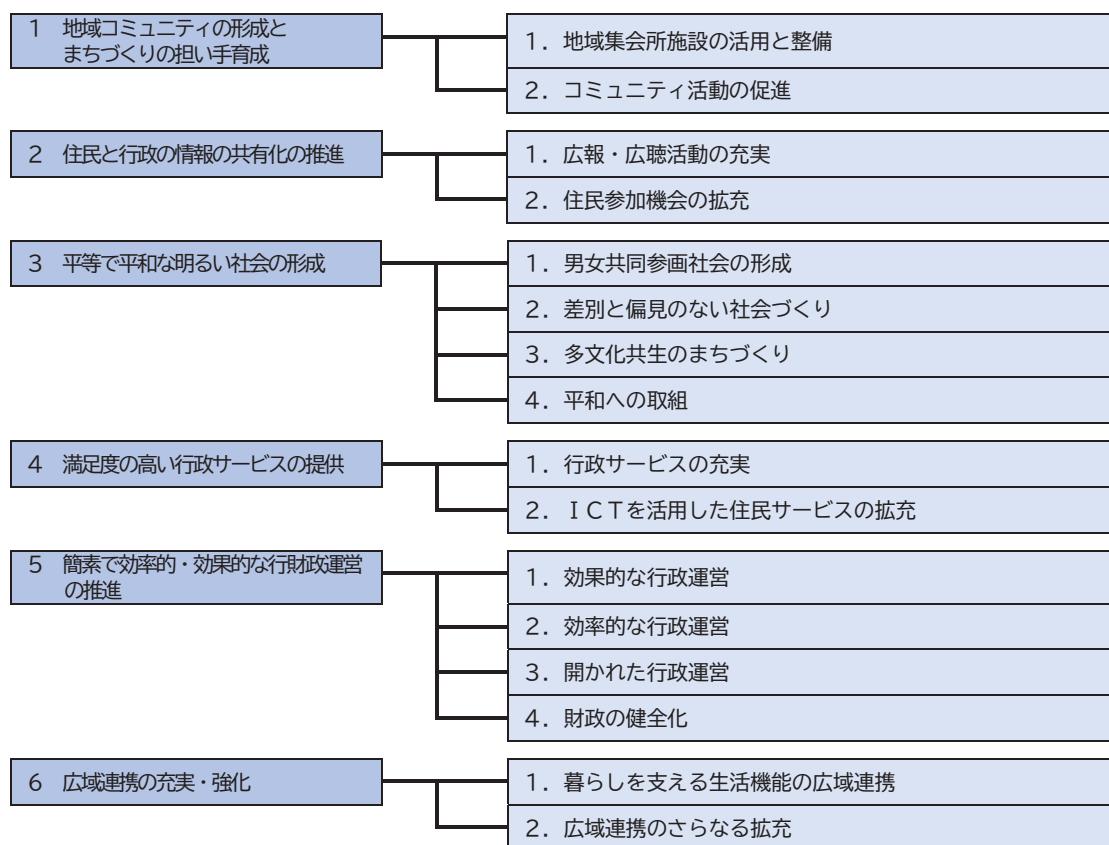
人口構成の変化や価値観の多様化、グローバル化などにより、地域経済が先行きの見えない状況となっている中、時代の変化に対応しながら基幹産業としての農業のさらなる発展に努力しつつ、町内に点在する地域資源をバランスよく活用しながら、持続的な発展が可能な地域産業を築いていきます。



## 5 町民との協働による自立可能なまちづくり（行財政・コミュニティ）

大きく変化する社会経済情勢に的確に対応するため、町民と行政の協働による自立的なまちづくりに取り組むとともに、総合的、効率的、個性的な行政を展開するにふさわしい行政体制の整備・確立を図りながら、一層の行財政改革に取り組み、自立性の高い持続可能な財政運営を目指していきます。

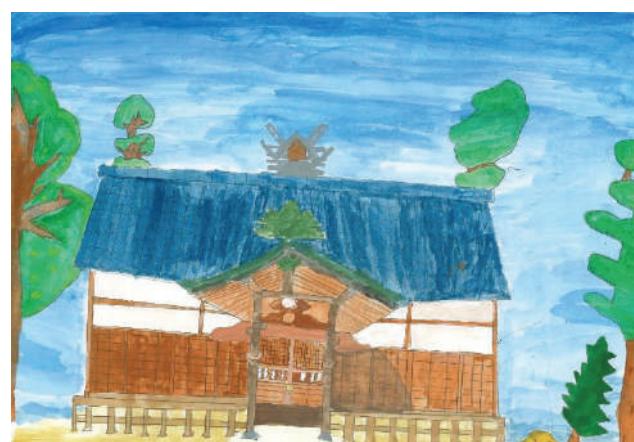
さらに、行政区域を越えた広域的な行政課題に対して、効率的・効果的な解決が図れるよう、関係自治体との連携を深め、新たな時代の潮流に対応した行政運営を行っていきます。



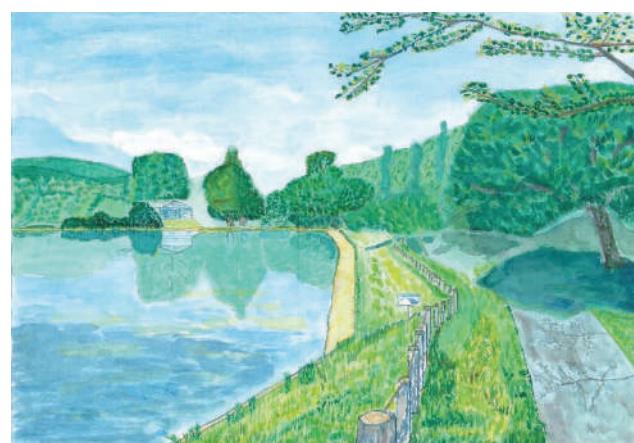
第3編 後期基本計画



公園  
宮前小学校 5年  
森埜礼唯さん



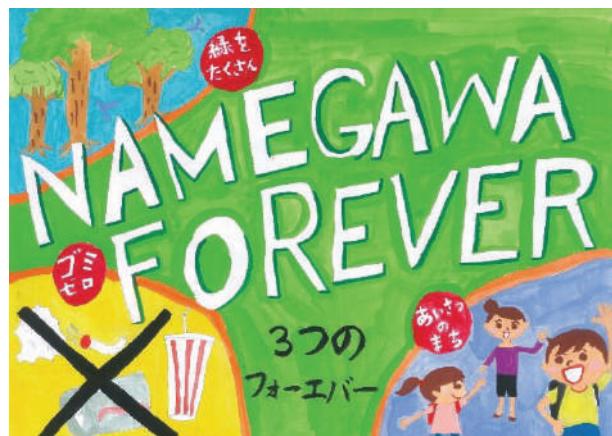
とても立派な伊古乃速御玉比売神社  
月の輪小学校 5年  
米澤みらのさん



私の理想の滑川町  
滑川中学校 3年  
安斎莉子さん



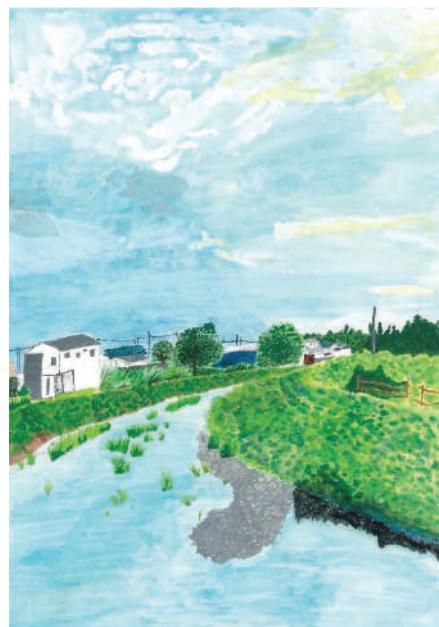
# 序 後期基本計画における 重 点 施 策



3つのフォーエバー  
月の輪小学校 6年  
谷口心渚さん



みんなが楽しめる場所  
福田小学校 6年  
森田乃愛さん



滑川町の平和な市野川  
滑川中学校 1年  
小林基さん

## 第5次滑川町総合振興計画 後期基本計画における重点施策

# みんなの笑顔が輝くまち 住まいのタウン滑川の実現に向けて

## 1. 住まいのタウン滑川の実現に向けて

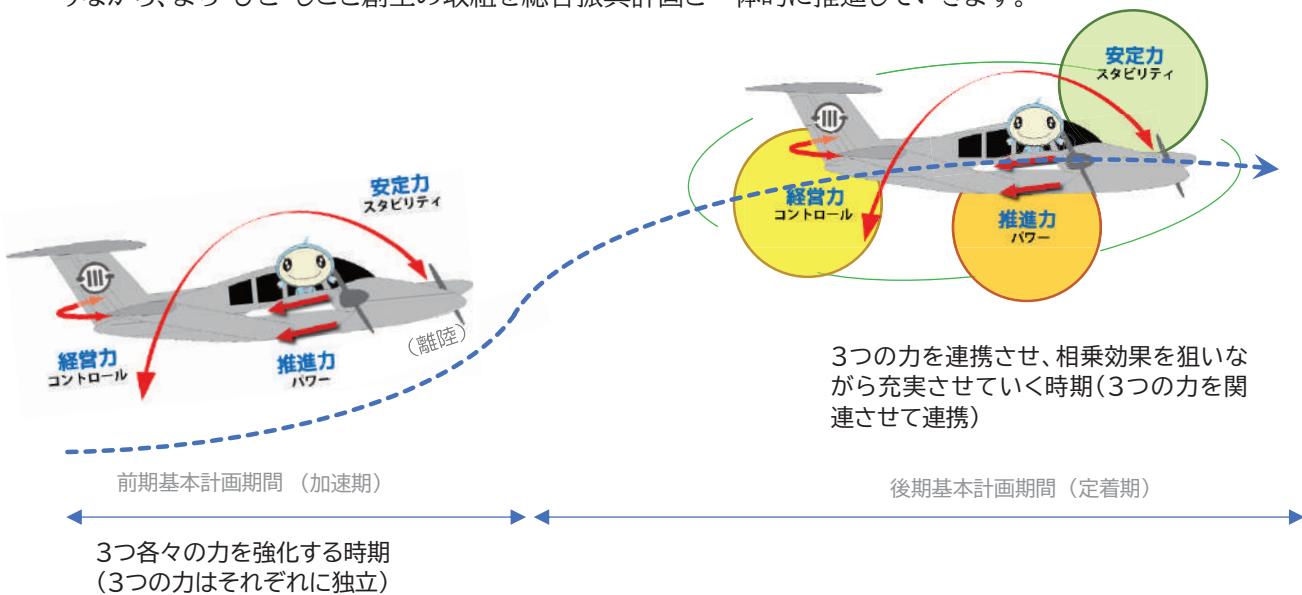
本町は、水と緑に育まれた自然の中で、あたたかい心が通じ合う暮らしが営まれる、豊かな住環境を有しています。全国的な人口減少や少子高齢化が進行し、経済も情報も人をあらゆるものがグローバル化する時代の中、そして、アフターコロナの新しい時代を模索していく中で、この豊かな環境を守り、後世に残していくことが大切です。

前期基本計画の計画期間5年間においては、第5次総合振興計画が新たなスタートを切ることから、まちづくりの取組に加速度をつけるため、まち・ひと・しごと創生の取組を、活性化のエンジンとなるまちの推進力として位置づけるとともに、豊かな町民の暮らしを守るまちの安定力、変化の激しい時代の中で舵取りを行っていくまちの経営力の3つの力をバランスさせ、行政のレベルアップを図っていくことを重点に進めてきました。

後期基本計画の5年間では、基本構想で示したまちづくりの目標「**住んでよかった 生まれてよかったまちへ 住まいのタウン滑川**」の目標実現に向けた仕上げの時期と捉え、前期基本計画で取り組んできただけを継承し、一定軌道に乗せていくことを目指します。そのため、重点施策では、まち・ひと・しごと創生総合戦略と総合振興計画の一体化により、まち・ひと・しごと創生の取組の定着を図ります。

のことから、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間に実施すべき内容を位置づけた後期基本計画における重点施策では、まち・ひと・しごと創生の取組を**まちの推進力・まちの安定力・まちの経営力**の3つの力に行き渡るよう再整理と組み替えを行うとともに、重点に位置づけた個々の取組をパッケージとして組み合わせ、総合力をもって取り組めるよう、プロジェクトとしての再構築を図りました。

今後は、「住まいのタウン滑川」にふさわしいまちづくりの実現を図るために、本重点施策の進行管理を図りながら、まち・ひと・しごと創生の取組を総合振興計画と一体的に推進していきます。



## 2. 重点施策の構成

### 1) 重点施策とは

基本計画の施策として、町が今後5年間の中で優先的に取り組むべき施策です。

### 2) 重点施策の視点

重点施策は、**まちの推進力・まちの安定力・まちの経営力**の3つの力を踏まえた下記の視点に力点を置いてプロジェクトを進めます。プロジェクトの性格に合わせて、力点を置くポイントを変えながら、それが相互に関係し合い、相乗効果をもたらす重点施策の展開を目指します。

(まちの推進力を高める視点)

○訪れたい・住んでみたい・暮らし続けたいまちをつくり、移住定住を促進します。

(まちの安定力を高める視点)

○安心して暮らせるまちを目指し、子育て・教育・福祉の充実を図ります。

(まちの経営力を高める視点)

○持続可能なまちを目指し、健全な行政運営を推進します。

### 3) 重点施策の6つのプロジェクト

重点施策の6つのプロジェクトは、**まち・ひと・しごと創生総合戦略**に位置づけられる**4つの戦略プロジェクト**と、**安全・安心なまちづくりや効率的な行財政運営**を推進するための**2つの推進プロジェクト**に区分します。6つのプロジェクトの性格に合わせ、力点を置くポイントを変えながら効果的に展開し、重点施策を包括的に推進することにより、町の目指す姿の実現に取り組みます。





このプロジェクトに該当する施策は後期基本計画の施策の内容の部分に上記マークがついています。

比企地域で唯一の人口増加を示す滑川町の魅力は、居住ニーズに対応した住環境、豊かな自然に加えて、安心できる人とのつながりです。今後も安定した人口増を維持するため、より多くの人に滑川町の暮らしやすさをアピールする必要があります。様々なツールを活用した行政からの情報発信に努めるとともに、誰もが滑川町の体験や暮らしの良さを発信したくなる魅力づくりを推進します。

#### 基本的な方向1

##### 人と人とが交流するまちをつくる

ようこそ！と町の来訪者を町の人全員であたたかく迎える取組を、役場職員をはじめ、森林公園・直売所などと連携しながら進めます。

#### 基本的な方向2

##### 滑川らしさあふれる個性豊かなまちをつくる

滑川でしか味わえない食、体験できない自然とのふれあいなど、滑川ならではの暮らしを実感・体感できるメニューをつくり、積極的に個性を売り出します。

#### 基本的な方向3

##### 都市と自然が共生するまちをつくる

都会と田舎の中間の居住ニーズを求める人々への受け皿として、自然豊かな北部エリアと利便性の高い南部エリアの両方の特徴を生かした住環境を整えます。

#### 基本的な方向4

##### 町の魅力を発信するまちをつくる

SNS 等の情報ツールのほか、町民が撮影した“映える写真”や時流に乗った“話題のスポットづくり”などを通じて、ちょうどいい・ちょっといい・チョイスされる田舎を発信します。

#### プロジェクトの展開イメージ

基本的な方向1

##### 人と人とが 交流するまちをつくる

事業パッケージ  
おもてなし大作戦

基本的な方向4

##### 町の魅力を 発信するまちをつくる

事業パッケージ  
ちょいなか魅力発信事業

基本的な方向3

##### 都市と自然が 共生するまちをつくる

事業パッケージ  
滑川くらしアップ事業

基本的な方向2

##### 滑川らしさあふれる 個性豊かなまちをつくる

事業パッケージ  
滑川体験促進事業  
地産地消推進事業

※事業パッケージは、担当部局が個々に実施する事務事業を目的別に集約したものです。事業パッケージごとに進捗状況を確認するとともに、進捗状況に合わせて具体的な取組内容を柔軟に見直し、基本的な方向の実現に向けた進行管理を進めます。

## 戦略プロジェクト 2 滑川町の安心な暮らしを守ろう戦略プロジェクト

後期基本計画参考章

第1章 第2章 第3章 第4章 第5章



このプロジェクトに該当する施策は後期基本計画の施策の内容の部分に上記マークがついています。

超高齢社会・人口減少社会においては、地域の絆による安心、健康や生きがいによる安心、便利さによる安心が求められます。それぞれの分野から安心な暮らしの提供に資する取組を進めます。安心なまちづくりを進めることで、滑川町の魅力を高め、安定した人口の維持を目指します。

### 基本的な方向1

#### 交流ふれあいのまちづくりを進める

生涯学習活動やスポーツ・サークル活動などの学びの機会を通じて、また、学校・家庭・地域と連携した様々な活動を通じて、町民同士の出会いとふれあいの機会を生み出します。

### 基本的な方向2

#### 健康で幸せなまちづくりを進める

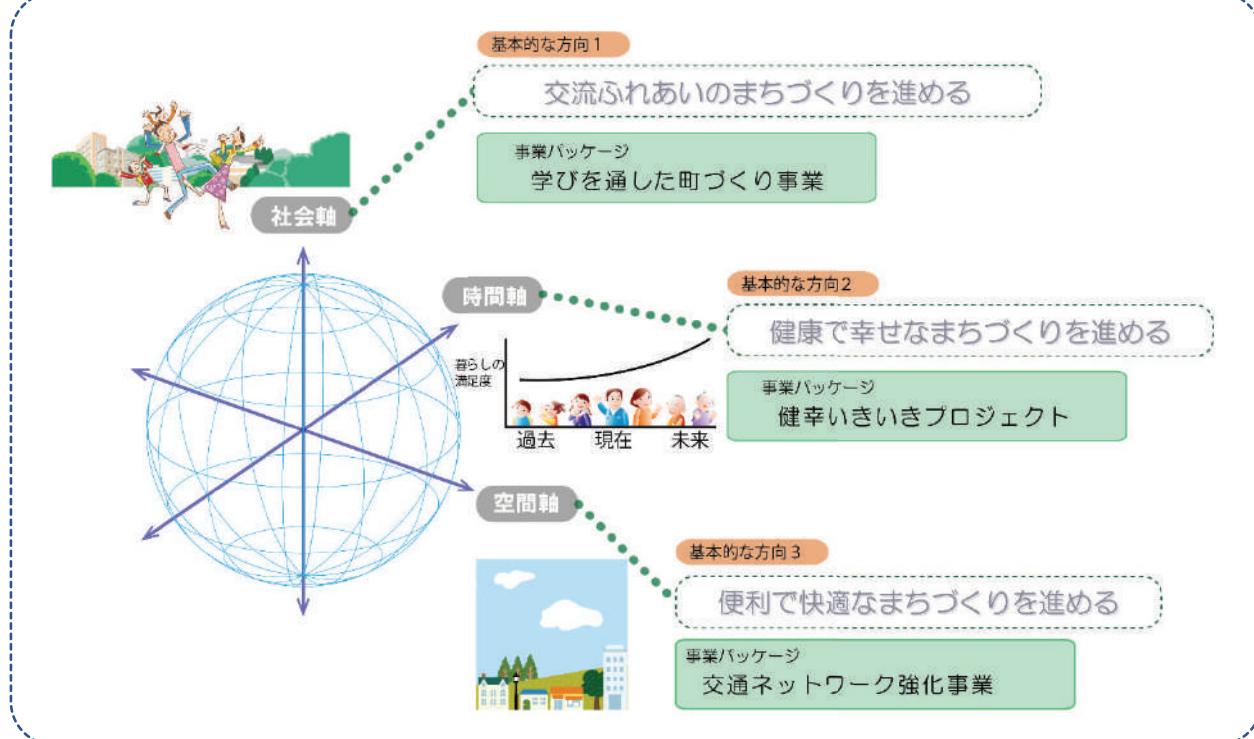
町民が身体面の“健康”だけでなく、生きがいを感じ、安心して豊かで“幸せ”な生活を送る環境を整え、高齢化・人口減少が進む中においても持続可能な先進予防型のまちづくりを進めます。

### 基本的な方向3

#### 便利で快適なまちづくりを進める

町民の生活を支えるため、町内外のアクセシビリティを高める新たな道路網の充実やデマンド式等を活用した柔軟な町内移動環境の充実を図ります。

### プロジェクトの展開イメージ



## 戦略プロジェクト3 滑川町に住んで子どもを育てていこう戦略プロジェクト

後期基本計画参照章

第1章 第2章 第3章 第4章 第5章



このプロジェクトに該当する施策は後期基本計画の施策の内容の部分に上記マークがついています。

滑川町は、地域全体の支え合いのもと、福祉・健康・医療の各分野が連携し、安心して子どもを産み育てられる環境を整えており、埼玉県トップクラスの合計特殊出生率を維持しています。今後も継続して妊娠期・子育て期へのサポートを推進するとともに、若者の結婚への希望をかなえる環境づくりに努めます。

### 基本的な方向1

#### 心配や不安の少ない子育て環境をつくる

子育てや教育にかかる経済的負担を少しでも軽減する取組など、安心して子どもを育てられる環境の充実に努め、子どもの健やかな成長を支援します。

### 基本的な方向2

#### 生み・育てるを支援する

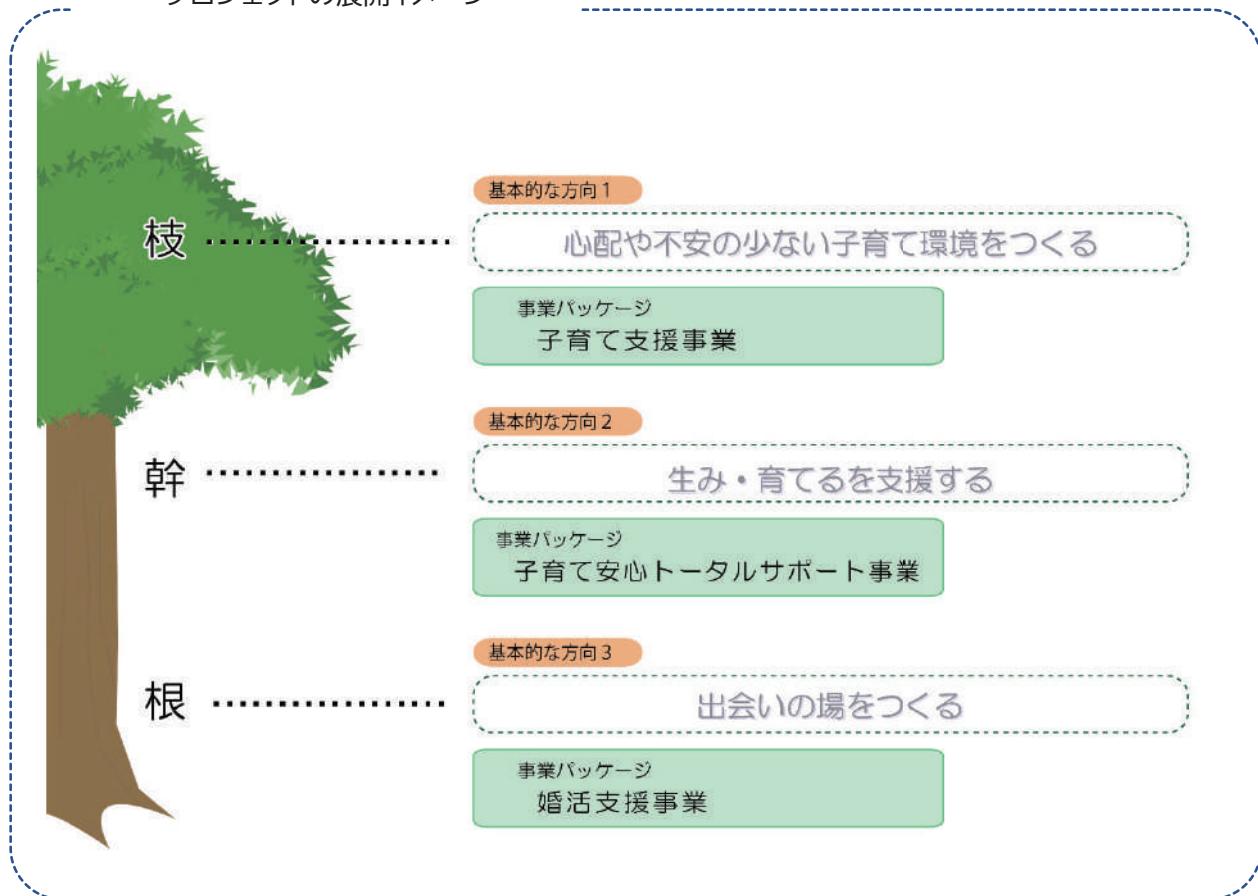
地域全体で妊婦や子育て家庭を総合的にサポートする環境づくりに努め、子どもたちが健やかに育ち、親として子育ての喜びを感じることができる子育て支援を推進します。

### 基本的な方向3

#### 出会いの場をつくる

埼玉県の取組と連携しながら、出会いから結婚までの希望をかなえる環境づくりをプロデュースします。

### プロジェクトの展開イメージ



## 戦略プロジェクト4 滑川町の安定した雇用を支えよう戦略プロジェクト

後期基本計画参考章

第1章 第2章 第3章 第4章 第5章



このプロジェクトに該当する施策は後期基本計画の施策の内容の部分に上記マークがついています。

滑川町の総合戦略においては、首都圏へのアクセスのしやすさと豊かな自然環境という強みを生かし、新たな働き方のステージとなるまちづくりを目指します。新たな価値を生み出す人材・滑川独自の付加価値のある商品・生産力のある企業が好循環をつくるための施策を展開します。

### 基本的な方向1 人材育成を進めるまちづくり

若手経営者の育成や企業在職者のスキルアップ、AI・IoT人材の育成を図るなど、若者から高齢者・女性など、すべての人が活躍できるよう、人材の育成を進めます。

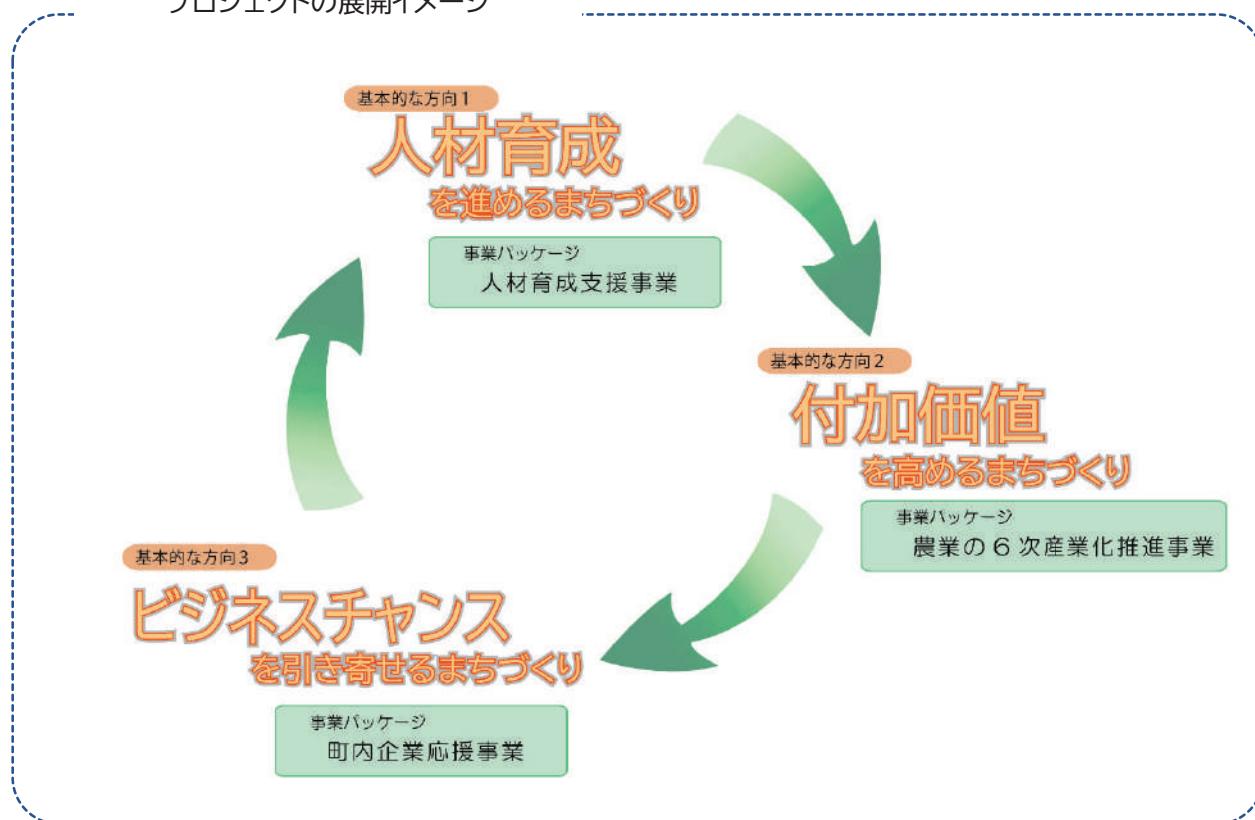
### 基本的な方向2 付加価値を高めるまちづくり

農業の6次産業化を図り、生産から販売までを総合的に推進するとともに、滑川町独自の付加価値を高めることで、農業自体の魅力を高めていきます。

### 基本的な方向3 ビジネスチャンスを引き寄せるまちづくり

町内への企業誘致を図るとともに、町内企業の継続性を支援し、町全体の経済の活性化を図ります。また、町の中でひと・もの・サービスが循環する地域内経済の実現を目指します。

## プロジェクトの展開イメージ



## 推進プロジェクト5 まちぐるみで安全な土台をつくる推進プロジェクト

後期基本計画参照章

第1章 第2章 第3章 第4章 第5章



このプロジェクトに該当する施策は後期基本計画の施策の内容の部分に上記マークがついています。

滑川町に暮らし続けてもらうため、町民が安全に暮らせるまちとなるための土台をつくることが大切です。住民同士の支え合いやつながりによって地域の安全性を高め、一人ひとりの意識の向上、住み慣れた地域で安全に日々の暮らしが続けられる仕組みづくりに取り組み、誰もが暮らしやすい環境の充実を目指します。

### 基本的な方向1

#### まちの安全を保つまちづくり

警察や消防・救急などと連携しながら、自助・共助・公助の3つの機能を高め、安全に暮らせる環境を将来にわたって維持できるよう、地域ぐるみでまちを災害や犯罪から守る仕組みを整えます。

### 基本的な方向2

#### 家族の安全を保つまちづくり

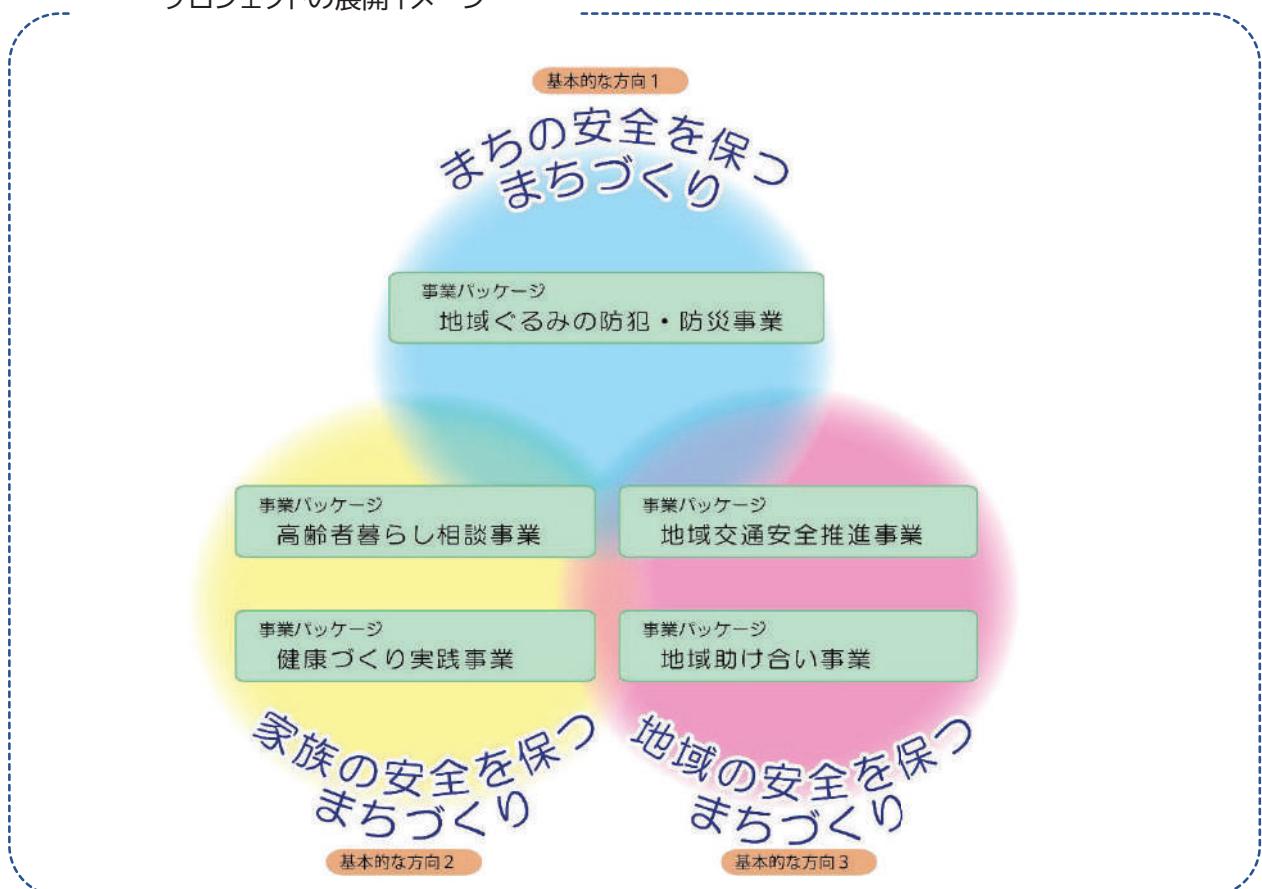
一人ひとりのライフスタイルを尊重しつつ、多様な家族形態の中で、それぞれに適した必要な支援が行き届くよう健康や福祉等のサービスの拡充を図ります。

### 基本的な方向3

#### 地域の安全を保つまちづくり

地域コミュニティのつながりの低下がまちの安全性に大きく影響を及ぼすことから、子どもや高齢者、障害者など社会的に弱い立場に置かれた方がな方々にとっても安全に暮らせる仕組みを整えます。

### プロジェクトの展開イメージ



## 推進プロジェクト6 町民と力を合わせてつくる行政経営推進プロジェクト

後期基本計画参考章

第1章 第2章 第3章 第4章 第5章



このプロジェクトに該当する施策は後期基本計画の施策の内容の部分に上記マークがついています。

変化の激しい社会情勢の中、行政サービスの質的向上と、社会资本の最適化という両輪を効果的に進める戦略的な施策・事業の展開が求められます。これまで以上に町民と行政が一体となって滑川町の未来を見据え、持続可能なまちづくりを進めます。

### 基本的な方向1

#### 町民の声に耳を傾け着実に反映する行政サービスの質的向上

町民視点と町民ニーズの的確な把握を行うとともに、世帯構成や人口構成など地域ごとに異なる実情を踏まえつつ、質を重視したまちづくりを進めます。町民の利便性を考慮し、行政サービスのデジタル化を進めるなど、行政サービスの最適化を図ります。

### 基本的な方向2

#### 行政規模に見合った社会资本の最適化の推進

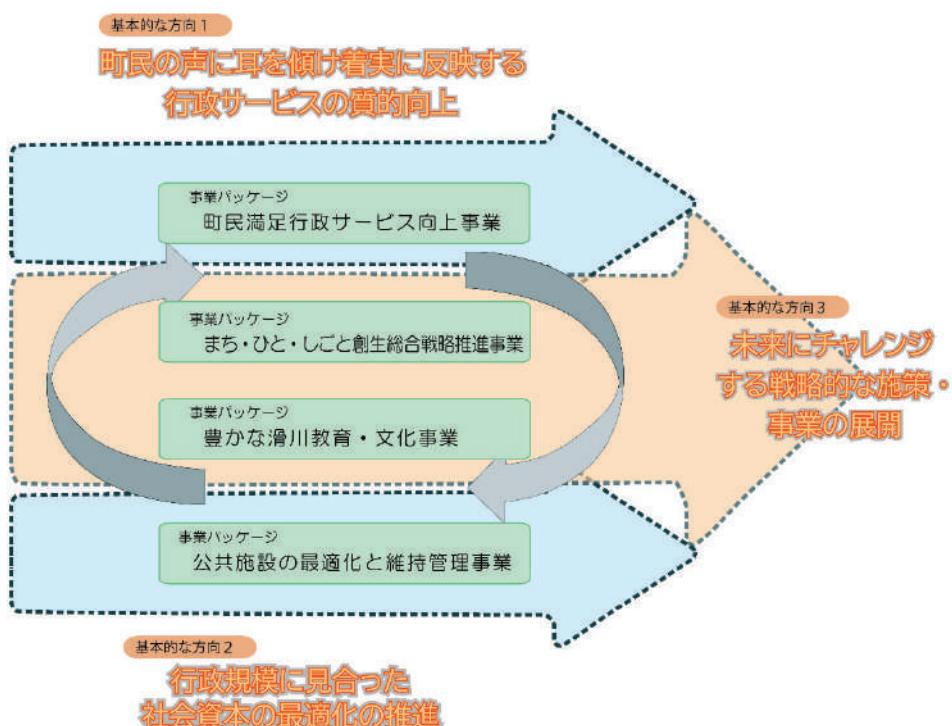
人口の推移を的確に捉え、計画的・効率的な公共施設等の更新・長寿命化対策を推進するとともに、施設の統廃合や複合化・集約化、再配置などを計画的に行い、公共施設の管理及び配置の最適化に努めます。

### 基本的な方向3

#### 未来にチャレンジする戦略的な施策・事業の展開

長期的なスパンを見据え、行政運営を安定した成長軌道へ乗せていくため、滑川町の魅力を高める施策・事業を展開します。総合的な施策を推進する総合戦略や人材育成の根幹となる教育・文化など、ソフト面・ハード面のバランスをとりながら戦略的な取組を進めます。

### プロジェクトの展開イメージ





# 第1章

誰もが生涯安心して暮らせるまちづくり  
＜福祉＞



向日葵と東上線  
滑川中学校1年  
新井美緒さん



きれいなひまわり畠  
月の輪小学校6年  
細井蓮人さん



手をさしのべて  
福田小学校5年  
池谷心優さん

# 1-1 子育て支援対策の充実

## ■現況と課題

### ◇ 「保育の充実」と「育成環境の整備」について

- ・ 滑川町では、これまで「子育てナンバーワン」「子育てファースト滑川」を目標とした幅広い子育て支援に取り組んできました。合計特殊出生率も県下でトップクラスを維持し続けていますが、平成26年から微増傾向の出生数も、転入増が徐々に縮小する中、令和元年は減少に転じています。
- ・ 令和2年に策定した「第2期滑川町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、複雑に絡み合う様々な社会問題への対策と連携しながら、行政・地域が一体となり、総合的な子育て支援を推進していく必要があります。
- ・ 保育の環境については、子育て家庭のニーズが多様化する中で、今後も保育需要の増大が見込まれます。新たな子ども・子育て支援法に基づき、現存の認可保育園施設（6か所）及び家庭保育室（1か所）の充実を図りつつ、地域型の保育給付等にも対応する必要があります。
- ・ 共働き家庭の増加等により学童保育所への需要が高まっています。宮前小学校区及び月の輪小学校区では、転入世帯の増加に伴い児童数も増加しており、特に、宮前小学校区の対策が急務となっています。現在、宮前小学校区（3か所）、福田小学校区（2か所）及び月の輪小学校区（3か所）に学童保育所を設置し対応していますが、今後、学童保育所の増設や利用形態の検討など、さらなる放課後児童対策の充実を図っていく必要があります。

### ◇ 「母子保健の充実」について

- ・ 本町においては、主に東武東上線沿線での人口増加によって子育て世帯が増えており、妊婦や乳幼児に関する保健環境への関心が高まっています。このような背景の中、若い核家族世帯への支援が望まれており、今後も、妊婦健康診査や乳幼児健康診査を充実させていくとともに、母子に対する相談、指導の体制を整え、児童の健全な育成を図る必要があります。

### ◇ 「ひとり親福祉の推進」について

- ・ 複雑化する社会環境や離婚率の高さから、ひとり親家庭が増加傾向にあり、あわせて生活困窮世帯も増加の傾向にあります。それらの世帯の方々の経済的な負担軽減を図るために、児童手当・児童扶養手当の支給や医療費無料化などの支援を継続的に実施していく必要があります。また、相談業務や交流の機会の提供など、ひとり親へのサポート体制の充実を図る必要があります。

### ◇ 「少子化対策の推進」について

- ・ 少子化の要因の一つである晩婚化や非婚化への対策が求められており、本町においても、出会いの場の提供など結婚につながる事業の充実を図っていく必要があります。

## ■ 基本方針

### 1-1-1 保育の充実

新たな子ども・子育て支援法に基づき、多様化する保育サービスのニーズに対応した施設等の充実に努め、広域保育への対応を促進し、待機児童ゼロを目指します。

### 1-1-2 母子保健の充実

母子健康管理の支援や、親子に対する育児の相談や指導、健康診査を実施し、母子共に健康に、安心して子どもを育てられる環境づくりに努めます。

### 1-1-3 育成環境の整備

子育て相談の充実や関係団体との交流事業を協力して推進するなどの支援策に努めます。さらに、共働き世帯の増加等に伴う放課後児童対策の需要増に対応した放課後児童クラブの支援・育成や、児童虐待の予防、早期発見・早期対応・早期保護に努めます。

### 1-1-4 ひとり親福祉の推進

ひとり親家庭に対し、安心して暮らせるよう、情報提供や窓口相談を実施するとともに、経済的支援を継続して実施し、負担の軽減を図ります。

### 1-1-5 少子化対策の推進

これまで実施してきた子育てにかかる経済的、心身的な負担を軽減する施策を維持・継続するなど子育て施策の充実により「子育てナンバーワン」「子育てファースト滑川」を目標とします。

また、結婚を希望する方への出会いの場の提供等、結婚を支援することにより、地域住民の定住化と少子化解消を図ります。

## ■ 目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
待機児童数	認可保育園の定員の拡充や、家庭保育室等の整備、支援さらには広域保育により待機児童なしを目指します。	待機児童 16 人	待機児童 0 人
放課後児童クラブの充実	全小学校校区にある放課後児童クラブの活動を支援し内容充実を図り、定員オーバー地区においては新たな放課後児童クラブの設置により対応することを目指します。	9 クラブ	11 クラブ
医療費の無料化及び窓口払い廃止の協定医療機関の適用範囲	医療費の無料化及び窓口払い廃止となる協定医療機関の拡大により、子育て負担の軽減を図ることを目指します。	18 歳まで (比企地域医療機関及び熊谷地域の一部)	18 歳まで (熊谷市への拡大)

## ■施策の体系

### 1－1 子育て支援対策の充実

1 保育の充実	1 保育内容の拡充
	2 ニーズに応じた保育
	3 広域保育の実施と待機児童解消
2 母子保健の充実	1 相談・指導の充実
	2 健康診査の充実
3 育成環境の整備	1 子育て支援の推進
	2 放課後児童対策
	3 家庭児童相談体制の整備
4 ひとり親福祉の推進	1 相談・指導の推進
	2 自立支援
	3 経済的負担軽減
5 少子化対策の推進	1 子育て負担の軽減
	2 結婚支援の推進

## ■施策の内容

### 1-1-1 保育の充実

#### (1) 保育内容の拡充

安心・元気！保育サービス支援事業（低年齢児保育・障害児保育等）や延長保育などの多様な保育のニーズに対応し、保育内容の充実を図ります。

#### (2) ニーズに応じた保育



家庭で児童を保育している保護者に急用が発生した場合、保護者に代わって保育を実施する一時預かり事業や、病児保育も対応できるファミリー・サポート・センター事業を推進します。

さらに、毎日の保育所利用までには至らない児童の保育については、各保育所と連携しながら、時間外保育事業や一時預かり事業、特定保育事業、休日保育事業などを推進します。

#### (3) 広域保育の実施と待機児童解消

就労その他の都合により、本町外での保育の希望に対応するため、広域保育を推進し、待機児童解消を図ります。さらに、町内の認可保育園や家庭保育室と連携するとともに、広域保育事業の実施等により、待機児童解消政策を推進します。

## 1-1-2 母子保健の充実

### (1) 相談・指導の充実



母子の健康管理と出産や子育てに関する不安を軽減するため、子育て中の親子同士の仲間づくりの機会や場を提供する「パパママ教室」を開催するとともに、父親の参加を呼びかけ、積極的な子育てへの参加を促します。

新生児期に助産師または保健師が直接家庭を訪問し、育児に関する悩みや相談に対し、正しい情報の提供と育児支援を行う新生児訪問指導事業を推進します。

また、乳幼児健診の機会を活用し、乳幼児の発達段階に応じた育児相談を実施するとともに、事後指導が必要な乳幼児については、保健所や医療機関・専門職種との連携を図り対応します。

### (2) 健康診査の充実

妊娠中の母親の健康保持及び増進を図るため、妊婦健康診査の受診を促進します。また、乳幼児健康診査として、4か月、10か月、1歳6か月、3歳の健康診査を実施し、2歳児には歯科検診を実施します。

さらに、疾病の予防と早期発見、育児支援を図るため、健康診査の内容と実施後のフォローの充実に努めます。

## 1-1-3 育成環境の整備

### (1) 子育て支援の推進



子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施します。

現在、委託で実施している地域子育て支援拠点においては、保護者が気軽に利用できる育児相談や指導、他の子育て家庭との交流事業、育児講座、園庭開放などの子育て支援を実施し、子育て家庭の孤立化や密室育児による保護者のストレスを軽減するとともに、地域に見守られた健全な子育て環境の整備に努めます。

利用者のニーズが高まっていることから、町内の小学校区を基本単位とした子育て支援拠点の整備を進め、より利用しやすい提供体制の充実と質の向上を図ります。

### (2) 放課後児童対策



保育の必要な児童を対象に、放課後に町内の学童保育所において適切な遊びや生活の場を提供します。

また、利用状況に応じて柔軟に対応した必要なサービスが提供できるよう施設や体制の整備に努めるとともに、障害児や多様な問題を抱えている児童の利用にも対応できるよう、放課後児童クラブの指導員の確保と研修による資質の向上を図ります。

### (3) 家庭児童相談体制の整備

児童虐待や不登校、いじめ等複雑化する児童問題に対応した家庭児童相談体制の充実を図ります。

児童問題の予防・早期発見・早期対応を図るため、保健センター・教育委員会、学校、地域の民生委員・児童委員を中心とした地域住民等の連携を強化し、地域が一体となった見守り体制を推進します。

また、関係機関で組織する要保護児童対策地域協議会の実務者会議、及び担当者ケース会議等により、問題の早期発見・解決を図ります。

## 1-1-4 ひとり親福祉の推進

### (1) 相談・指導の推進

増加する母子・父子家庭の自立を促すため、総合的な支援や相談活動を実施するとともに、民生委員・児童委員や主任児童委員等による見守りの強化を図ります。

### (2) 自立支援

母子・父子家庭の自立を支援するため、県の母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の普及を図り、利用を促進します。

### (3) 経済的負担軽減

18歳までの医療費無料化制度と連携し、ひとり親家庭等で、18歳までの児童を養育している父・母及びその養育者の医療費の一部を助成します。また、児童扶養手当の支給を行います。

## 1-1-5 少子化対策の推進

### (1) 子育て負担の軽減



子育てにかかる経済的負担を軽減するため、18歳までの子ども医療費の無料化を推進するとともに、協定医療機関における医療費の窓口払いの廃止をさらに拡充していくとともに、第3子以降の出産及び入学に対して支給している子育て支援金についても、継続して実施していきます。その他、「子ども・子育て支援新制度」に基づく各種支援制度の適切な運用を図ります。

また、不妊、不育症に関する支援として、早期不妊検査費助成事業、不育症検査費助成事業、早期不妊治療費助成事業を継続して実施します。

### (2) 結婚支援の推進



少子化解消と地域住民の定住化のための一環として、S A I T A M A 出会いサポートセンターの周知を図ります。また、本町の豊かな観光資源をPRし、広域的に他市町村等との交流を広げる中で、民間事業者等と連携しながら、婚活イベント等を企画し、結婚へつながる出会いの場を提供するイベントの開催を検討します。

## 1-2 健康づくりの推進と医療の充実

### ■現況と課題

#### ◇ 「地域保健活動」と「疾病予防・生活習慣病予防対策」「精神保健対策・難病対策」について

- ・ 町民一人ひとりが健康で幸せな生涯を送れる「健康長寿社会」を目指していくためには、町民一人ひとりが自ら身体的、精神的な健康の保持・増進に努める環境を創出するとともに、町民のニーズに応じた総合的な保健・医療体制の充実を図ることが大切です。
- ・ 町の政策5本の柱である健康づくりについては、人口減と高齢化社会への対応として、伸び続ける医療費と介護費用を抑制するため、健康寿命の延伸を図る必要があります。健康な人も生活習慣病など健康リスクのある人も、多くの人が健康づくりに参加する仕組みが求められています。町では平成24年6月に「健康づくり行動宣言」を発信し、町内各地区で健康づくりグループが設立され、また、健康づくり推進員が配置されています。町民の自主的な健康づくり運動のために、グループのサポートや推進員の育成を行う必要があります。そして、各年齢階層に対する各種健診・がん検診事業や生活習慣病予防対策などの疾病予防に取り組むとともに、各種予防接種の推進やインフルエンザ等の感染症への対策、運動教室や訪問指導、禁煙指導、歯と歯周病の対応などの地域保健活動に取り組むことが必要です。
- ・ 令和2年に発生した新型コロナウイルスの全世界的な感染拡大は、日本社会にも多くの影響を及ぼしています。このような未曽有の状況下においても、町民の生活を守っていくことができるよう、迅速かつ確実な感染予防を図るなど感染拡大防止の対応が必要となっています。

#### ◇ 「日常医療の確保」と「高齢者医療」「休日・夜間救急医療体制の確保」について

- ・ 本町の医療体制は、町内に立地する地元の医院や病院と、その近隣市町村に立地する総合病院等によって成り立っています。今後は、近隣の総合病院を支援する体制の構築に他の市町村と共に取り組みながら、医療環境の充実を図っていくとともに、身近なところにある医療機関で必要な医療を受けられる「かかりつけ医」の普及に努め、一人ひとりが個々のニーズに対応した安心して相談できる医療機関を見つけるよう支援する体制づくりが必要です。さらに、子どもを大切に育てたいという保護者の意識の高まりや高齢化の進行に伴う医療ニーズの高まりなどを背景に、救急需要は多様化・拡大していることから、近隣市町村と連携して救急医療体制の充実を図っていくことも重要となっています。

#### ◇ 「国民健康保険」について

- ・ 町民の健康を守ることを基本的な目的とした医療保険制度である国民健康保険制度や後期高齢者医療制度については、制度に対する理解促進と周知を行いながら、医療費適正化や保険料収納率の向上等に取り組んでいく必要があります。また、マイナンバーカードの保険証利用の推進について普及啓発を図り、利便性の向上に努める必要があります。

## ■基本方針

### 1-2-1 疾病予防・生活習慣病予防対策

疾病の発生、感染を防ぐため、予防接種の充実と受診率の向上に努めます。また、生活習慣病等の疾病を予防・早期発見するため、定期的な健康診査やがん検診の受診率向上を図ります。さらに、健康教育や健康に関する相談事業を進め、町民の健康管理のサポートに努めます。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症に対して、国・県と連携し、予防に関する啓発活動等により感染予防に努めます。

### 1-2-2 地域保健活動

地域住民に密着した総合的な健康づくりを進めるため、健康づくり推進員や健康づくりグループの育成に努めるとともに、健康診査結果に基づく事後指導として訪問指導を実施します。地域包括支援センターによる介護予防事業をはじめとして、様々な機関・団体や部署との連携により、健康づくりや介護予防に対する意識啓発を行うとともに、町民が実際に取り組む機会の維持・拡大を図ります。

### 1-2-3 精神保健対策・難病対策

精神保健事業の推進を図るため、職員の専門知識の習得に努めます。また、心の病などに対応するため、滑川町自殺対策推進計画に基づき、埼玉県などの相談窓口と連携しながら受入体制の充実に努めます。また、難病患者に対する支援事業の普及啓発に努めます。

### 1-2-4 日常医療の確保

効果的な医療を実現するために、医療機関、医師会等と連携を図ります。また、近隣の市町村と連携を密にし、比企広域市町村圏内の医療機関の充実に向け働きかけを行います。

### 1-2-5 休日・夜間救急医療体制の確保

在宅当番医制や輪番制の広域的な対応により、休日・夜間における救急医療の体制を確保し、広く町民へ周知が図られるよう情報提供に努めます。

### 1-2-6 国民健康保険

国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、さらなる事務効率化と利便性の向上に努めます。

### 1-2-7 高齢者医療

国の動向を見極めつつ、高齢者が安心して医療を受けられるよう、国・県・広域連合とさらなる連携を図ります。

## ■目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
がん検診受診率	がん死亡率を減少させるため、がん検診の受診率の向上を目指します。	20.2%	50.0%
予防接種率（乳幼児）	感染の恐れがある病気の発生や、まん延を防ぐため、予防接種率の向上を目指します。	95.3%	現状維持
健康づくりに関する講習会、教室等の回数	健康づくりに関する講習会、教室等を開催し、健康増進を図ります。	年 26 回	年 30 回
かかりつけ医を持っている人の割合	医療環境の充実に向けた基礎的なデータとなる「町民のかかりつけ医の現況」を集団健診で把握し、「かかりつけ医」の普及定着を推進していくことを目標とします。	59.2%	70.0%
国民健康保険特定健康診査受診率	被保険者の健康の保持増進に対する取組をさらに充実させ、40～74 歳までの被保険者数に対する特定健康診査の受診者数の割合を高めていくことを目標とします。	42.5%	60.0%
国民健康保険特定保健指導率	メタボリックシンドロームの要因となる生活習慣病の重症化を防ぐため保健指導受診率の向上を目指します。	21.7%	60.0%

## ■施策の体系

### 1－2 健康づくりの推進と医療の充実

1 疾病予防・生活習慣病予防対策	1 予防接種の充実
	2 健康教育の推進
	3 健康相談の推進
	4 健康診査の推進
	5 感染症予防対策の徹底
	2 地域保健活動
	1 健康づくり活動の推進
3 精神保健対策・難病対策	2 健康づくり事業の推進と拠点の充実
	3 訪問指導の推進
4 日常医療の確保	1 精神保健対策
	2 難病対策の推進
5 休日・夜間救急医療体制の確保	1 医療機関の充実促進
	2 初期治療の充実
6 国民健康保険	1 休日・夜間救急医療体制の確保
	2 救急医療体制の充実
	3 医療費の適正化
7 高齢者医療	2 財政の健全化
	3 保健事業の推進
7 高齢者医療	1 高齢者医療制度の運営
	2 在宅医療・介護連携の推進

## ■施策の内容

### 1-2-1 疾病予防・生活習慣病予防対策

#### (1) 予防接種の充実

未接種者の把握に努めるとともに、周知の徹底を図り、すべての対象者が予防接種を受けることができる体制を確保します。

#### (2) 健康教育の推進

生活習慣病の予防、その他健康に関することについて正しい知識の普及を図ることにより、「自分の健康は自分で守る」という認識を高め、健康の保持増進のため健康教室を実施します。

#### (3) 健康相談の推進

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理ができるよう、健康相談を実施します。

#### (4) 健康診査の推進

集団並びに個別によるがん検診を推進し、疾病の早期発見と予防に努めます。また、健康カレンダーの全戸配布、広報、回覧、ホームページ、健康づくり推進員を通し、周知に努めます。

引き続き、各種がん検診（胃がん・乳がん・子宮がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん）と結核検診、肝炎ウイルス検査、成人歯科検診、骨密度検診について適宜実施します。

#### (5) 感染症予防対策の徹底

新型コロナウイルス等の感染症のまん延を予防するため、「新しい生活様式」の実践例の周知徹底を行い、感染予防に努めます。

### 1-2-2 地域保健活動

#### (1) 健康づくり活動の推進



戦略プロジェクト-2



推進プロジェクト-5

健康づくり活動の推進のために、自主的な健康づくり活動を実施している町内各地区の健康づくりグループに対し運動教室や栄養教室の講師の紹介や事業の進め方などのサポートを行います。また、地区内の健康づくり推進員の、地区の健康づくりの中心的な役割を担う地域リーダーへの育成を図ります。

#### (2) 健康づくり事業の推進と拠点の充実

町内外の関係機関と連携し、健康ウォーキング講習会や体操教室、家庭でできる筋力トレーニング、バランスのとれた食習慣の啓発指導を実施し、健康づくりへの効果と医療費の抑制を図ります。

また、滑川町保健センターは健康づくり事業の拠点であるため、施設の適切な維持管理を実施し、地域保健の充実に努めます。

### (3) 訪問指導の推進

保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対し、保健師等が訪問し必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進に努めます。

#### 1-2-3 精神保健対策・難病対策

##### (1) 精神保健対策

精神障害者に対して、手帳の申請交付や通院費公費負担等に関する事務を行います。また、心の病の相談対応のため職員の専門知識の習得に努めるとともに、県と連携しながら精神疾患の患者を抱える家族のケアと自殺対策を推進します。

##### (2) 難病対策の推進

難病患者に対する支援事業の普及啓発に努めます。

#### 1-2-4 日常医療の確保

##### (1) 医療機関の充実促進

比企広域市町村圏内における医療機関の連携を強化します。

また、近隣にある総合病院が将来にわたり継続できるよう、関係機関への働きかけを行います。



##### 戦略プロジェクト-2

##### (2) 初期治療の充実

医師会との連携を図りながら、かかりつけ医の普及・定着を推進します。

#### 1-2-5 休日・夜間救急医療体制の確保

##### (1) 休日・夜間救急医療体制の確保

休日や夜間に患者の対応を行うため、比企広域市町村圏内での休日・夜間救急医療体制を継続します。また、小児救急医療体制を継続するとともに、初期救急患者についても、在宅当番医制度を継続します。

##### (2) 救急医療体制の充実

救急時の患者の搬送に際し、比企広域消防本部、病院、医師会が連携し迅速な対応ができるよう、関係機関と連携しながら救急医療ネットワークの強化に向けて、必要に応じて協議要望等を行います。

## 1-2-6 国民健康保険

### (1) 医療費の適正化

被保険者に対して受診した医療費の通知を行い、国民健康保険制度と健康管理に対する理解の啓発に努めます。また、レセプト点検を実施するとともに、重複・頻回受診者に対して適正な利用を促します。

### (2) 財政の健全化

国民健康保険税の納税相談、差押え等の滞納整理を実施し、収納率の向上に努めます。また、広報紙等を活用し、国民健康保険制度とその実情について周知を行います。

### (3) 保健事業の推進

特定健診、特定保健指導、人間ドック利用補助、保養所利用補助等の保健事業を実施し、被保険者の健康の保持・増進を促進します。また、マイナンバーカードの保険証利用の普及に努めます。

## 1-2-7 高齢者医療

### (1) 高齢者医療制度の運営

後期高齢者医療保険の加入者においても、保養所を利用する被保険者に対して補助金を支給するとともに、集団健診や個別健診をはじめ、人間ドック等の利用促進を図ります。また、高齢者が安心して医療を受けられる環境を整え、適切な医療制度の運用に努めます。

### (2) 在宅医療・介護連携の推進

医療、介護の両方を必要とする高齢者が、病院から安心して退院し、在宅療養生活へと移行できるための仕組みづくりを推進します。

## 1-3 地域で支え合う福祉の充実

### ■現況と課題

#### ◇ 「地域福祉推進体制の整備・充実」と「活動の促進」について

- ・ 地域福祉は、すべての住民が住みなれた地域の中で支え合い、安心かつ安全な生活を送ることができるまちづくりを目指すことが基本です。このような背景のもと、公的なサービス「公助」の充実と共に、地域における住民の相互扶助である「共助」を柱とした地域福祉の重要性が増しており、その普及・拡大が求められています。そのためにも、住民一人ひとりが地域の構成員としての自覚を高め、誰もが住みなれた地域での暮らしが継続できるよう、支援する取組を行う必要があります。
- ・ 現在、地域福祉活動としては、社会福祉協議会を中心としてボランティアによる配食サービスや見守り活動などの事業を進めています。今後においても、社会福祉協議会を中心として地域福祉活動の定着、拡大を目指すため、ボランティアの育成・支援、N P O 法人等の組織化に対する支援対策等を進め、あわせて地域福祉活動拠点となる施設整備の充実化を図る必要があります。そのため、平成 29 年 12 月に「第 2 次滑川町地域福祉計画」を策定し、地域福祉活動のボランティアへの支援体制を明確化するとともに、地域福祉に対する意識の高揚や住民が地域の福祉活動へ積極的に参加できる体制づくりに努めてきており、今後もさらに充実化を図る必要があります。

#### ◇ 「虐待防止ネットワークの構築」について

- ・ 近年では、高齢者、障害者、配偶者等への家庭内暴力（ドメスティックバイオレンス）や幼児・児童への虐待が大きな社会問題となっております。これらに対する予防啓発として、地域住民相互による見守りや支援は不可欠な構成要素であるため、町民一人ひとりの生活の中に、福祉に関する意識づけを推進する必要があります。

#### ◇ 「低所得者福祉」について

- ・ 低所得者層や身寄りのない単身者等は、経済情勢の混迷により生活困窮に陥りやすく、生活保護制度を含む低所得者福祉の役割は、最後のセーフティネットとして重要となっています。一時的な生活困窮者に対しては、その救済策として、住宅支援や生活福祉資金の貸し付け対策を講じながら、生活の安定を図っていく必要があります。一方、生活保護世帯に対しては、経済的自立を図るために保護費の支給を行いながら、関係団体と連携した就労支援に対する相談や指導活動を進め、世帯の自立を図るための施策の展開が求められています。

## ■基本方針

### 1-3-1 地域福祉推進体制の整備・充実

「地域福祉計画」を推進するとともに、地域福祉の考え方の浸透を図りながら、地域福祉推進体制の整備を図ります。地域福祉活動を推進するため、既存のボランティア団体を継続して支援するとともに、推進の柱となる人材の育成に尽力します。

### 1-3-2 活動の促進

ボランティア活動の活発化を図りつつ、住民の参加しやすい地域の支え合いの仕組みづくりを構築します。

### 1-3-3 虐待防止ネットワークの構築

関係機関との連絡体制の確立及び、民生委員・児童委員や自治会等の地域組織との協力・連携により虐待の発生防止、早期発見、早期解決に向けた支援体制を推進します。

### 1-3-4 低所得者福祉

低所得者の安定した生活を支援するため、就労意欲の喚起や阻害要因の除去に向けた生活改善を提案するとともに、町の各種生活援護制度の有効な活用を図り生活を支援します。また、関係機関と協力した就労支援相談会を定期的に開催します。

## ■目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
地域福祉計画の策定（見直し）	地域福祉の総合的かつ一体的な取組を計画という形に位置づけ推進するために、地域福祉計画の策定（見直し）を目標とします。	計画推進	計画推進 R 8 見直し
ボランティア団体数	ボランティアセンターを中心として、支援・育成するボランティア団体の増加を目標とします。	11 団体	15 団体
虐待事例に対する担当者・関係機関ケース会議の開催回数	虐待事例に対する担当者・関係機関ケース会議の定期的な開催を目標とし、虐待防止ネットワーク体制の機能を高めます。	全体会 年1回 ケース会議は 21回	全体会 年1回 ケース会議は 隨時開催

## ■施策の体系

### 1-3 地域で支え合う福祉の充実

1 地域福祉推進体制の整備・充実	1 地域福祉の充実
	2 福祉意識の啓発と福祉のまちづくりの推進
	3 活動組織の継続及び人材の育成
2 活動の促進	1 ボランティア活動の促進
	2 住民参加型福祉サービスの促進
	3 災害時の支援体制の充実
3 虐待防止ネットワークの構築	1 虐待の発生防止と早期解決に向けた体制の整備
4 低所得者福祉	1 生活指導
	2 援護制度の活用

## ■施策の内容

### 1-3-1 地域福祉推進体制の整備・充実

#### (1) 地域福祉の充実

福祉サービスの利便性の向上や充実を図るとともに、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる社会を構築するため、第2次滑川町地域福祉計画に基づき、各種福祉サービスの提供を図りながら地域ぐるみの取組に努め、福祉の充実に努めます。

#### (2) 福祉意識の啓発と福祉のまちづくりの推進

高齢者や障害者、児童などの身体的、精神的ハンディキャップに対する理解を促し、ソーシャル・インクルージョン※の考え方を普及させるため、社会福祉協議会や関係機関、団体等と連携し、福祉まつりや福祉講座を開催するとともに、優しい心を育む福祉教育の推進としての世代間交流に取り組みます。また、各種福祉サービスの内容を周知するため、広報紙やパンフレットを利用した情報提供に努めます。

公共施設や住宅・商業施設、移動手段の整備にあたっては、あらゆる人が暮らしやすい環境に配慮した施設となるよう、その充実に努めます。

#### (3) 活動組織の継続及び人材の育成



民生委員・児童委員をはじめとする各種の福祉活動団体との連携を深め、関係機関が相互に一体的な取組ができるような組織化を推進します。

地域福祉を推進する上で、各地区にキーパーソンとなる人材の育成を推進します。

また、社会福祉協議会も含めた関係職員の資質向上に努めます。

※ソーシャル・インクルージョン：「社会的包摶」と訳される。いわゆる『社会的弱者』を排除することなく、社会の構成員として位置づける考え方である。ノーマライゼーションが主に障害者福祉の理念として浸透してきたのに対し、ソーシャル・インクルージョンとは、障害者だけでなく、低所得者、失業している若者、民族的なマイノリティ等、社会的に排除されているすべての人を対象としている。

### 1-3-2 活動の促進

#### (1) ボランティア活動の促進

社会福祉協議会のボランティアセンターを中心として、ボランティア活動に関する情報の収集と調査・研究を行うとともに、ボランティアの派遣などに関する調整・援助を実施します。また、新たなボランティアの発掘・育成をするための体験講座等の開催及びボランティア団体連絡協議会と個人ボランティアの交流と連携を進めるために組織化を図り、活動を支援します。

#### (2) 住民参加型福祉サービスの促進

社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員や個人ボランティアによる、ひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者等の安否確認のための見守り、個人ボランティアによる配食サービスなど、地域ぐるみで支え合う体制づくりを促進します。

#### (3) 災害時の支援体制の充実

民生委員・児童委員を中心として見守り者等が連携し、地域で支援を必要としている障害者や要介護者を把握するとともに、災害発生時における避難や避難先での支援体制システムの確立を目指します。

### 1-3-3 虐待防止ネットワークの構築

#### (1) 虐待の発生防止と早期解決に向けた体制の整備

高齢者や障害者、児童への虐待、配偶者等からの暴力等、新たな社会的問題に対応するため、要保護児童対策地域協議会での定期的なケース会議の開催、保育所や幼稚園、学校、児童相談所、医療機関、警察との連絡体制を確立します。

また、民生委員・児童委員や区長などと協力し、虐待の発生防止、早期発見、早期解決のための支援体制を推進します。

### 1-3-4 低所得者福祉

#### (1) 生活指導

民生委員やハローワーク、福祉事務所などと連携し、低所得者や生活困窮者などに対して自立支援・就労対策を図るとともに、地域社会の一員として生活できるよう指導・援助を実施します。

#### (2) 援護制度の活用

低所得者の生活支援のための関連諸制度について周知を図るとともに、適正な制度の活用を促進します。また、民生委員・児童委員の訪問・相談活動による低所得者への支援を実施します。

## 1-4 高齢者の暮らしの充実

### ■現況と課題

#### ◇ 「地域包括支援の構築」について

- 現在、滑川町の高齢化率は 22.4%（令和2年3月31日現在）で、埼玉県全体の高齢化率（約 26.2%（令和2年1月1日現在））と比べ、緩やかに高齢化が進んでいます。しかし、滑川町の将来人口推計をみると、高齢者人口に占める 75 歳以上人口の割合が、令和 7 年にかけて急激に増加し、令和 12 年にピークを迎え、今後、要介護認定者数が急激に増加すると想定されます。高齢者福祉や社会保障への需要増大が見込まれ、介護を必要とする高齢者の生活を社会全体で支援する必要があります。
- 今後は、地域の実情に合わせた、医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供「地域包括ケアシステム」の段階的な構築を目指していく必要があります。そのため、第8期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：令和3年度から令和5年度）に基づき、これからの中高齢社会に向け、本町に暮らす高齢者やその家族が地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指した福祉施策や介護保険事業に取り組んでいく必要があります。

#### ◇ 「介護保険事業の運営」と「介護予防・生活支援」について

- 介護保険制度においては、制度の浸透と高齢化を背景に、年々サービス利用者数が伸び続け、介護保険給付費の増大が見込まれています。そのため、要支援、要介護状態の発生予防、悪化防止、改善に重点を置き、施策に取り組みます。また、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を実施し、地域での支え合い体制の整備と共に、引き続き在宅サービス、施設サービス供給量の確保や適正なケアプランの作成に努め、質の高い体系的なサービスを提供する仕組みをつくる必要があります。

#### ◇ 「高齢者の社会参加の推進」について

- 高齢化が進む一方で、年金の受給年齢の引き上げなどを背景に、定年や高齢者の勤労年齢が上がりつつあります。このようなことから、高齢者が引き続き社会に貢献し、自立し、充実した生活が過ごせるよう、その環境づくりが重要になってきています。そのため、高齢者が長年培ってきた知識や経験を生かし、シルバー人材センターとの連携による就労対策や世代間交流、学習・スポーツ活動を推進し、高齢者の生きがい増進と社会参加の機会拡大を図る必要があります。さらに、加入率が年々減少傾向にある老人クラブについても、魅力ある高齢者団体として育成を図っていくことが求められています。

#### ◇ 「国民年金」について

- 国民年金は、老後における所得の保障を担い、高齢化が進む社会においてますますその役割が高まると考えられます。そのため、年金制度の理解を深め、すべての町民が将来年金を受け取ることができるよう、制度のPRに努め年金に対する周知を行うとともに、相談や指導体制の充実を図っていくことが求められます。

## ■基本方針

### 1-4-1 地域包括支援の構築

地域包括支援センターを中心として、高齢者が住みなれた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築します。

### 1-4-2 介護予防・生活支援

高齢者の自立した生活を支援するとともに、介護予防を目的とした地域支援事業を進めています。

### 1-4-3 高齢者の社会参加の推進

高齢者の生きがい対策や社会参加の機会の拡充を図るため、高齢者団体の自主活動や文化・スポーツ活動、就労を支援します。

また、長寿祝金や敬老年金の支給、施設に対する補助を実施します。

### 1-4-4 介護保険事業の運営

介護を必要とする高齢者の生活を社会全体で支援するため、関係機関と連携を図り、質の高い介護保険事業を推進します。

### 1-4-5 国民年金

多様化する生活に柔軟に対応し、将来にわたって安心かつ安定した日々を送ることができるよう、町民に対して国民年金制度の周知を図ります。また、少しでも多くの方が年金受給権を確保できるよう助力に努めます。

## ■目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
施設・居住系サービスの利用者割合	認定者に対する施設・居住系サービスの利用者の割合を下げていくことを目標とします。	25.45%	23.9%以下
自立高齢者率	65歳以上の高齢者中、要介護認定を受けていない人の割合を維持することを目標とします。	87.57%	現状維持
住宅改修の申請に対する支給率	介護保険サービスにおける住宅改修の申請件数に対する年間受給率100%の維持を目標とします。	100%	現状維持
高齢者団体の組織数	魅力ある高齢者団体の組織の育成数の増加を目標とします。	13団体	15団体

## ■施策の体系

### 1-4 高齢者の暮らしの充実

1 地域包括支援の構築	1 地域包括ケアシステムの構築
	2 在宅ケアの充実
2 介護予防・生活支援	1 介護予防サービス
	2 高齢者生活支援サービス
	3 家族介護者支援
3 高齢者の社会参加の推進	1 各種学習・スポーツの振興と活動団体等への支援
	2 就労の促進
	3 ふれあい交流活動の推進
4 介護保険事業の運営	1 介護予防給付サービス
	2 居宅介護サービス
	3 施設介護サービス
	4 手続の適正化
	5 介護保険サービスの基盤整備
5 国民年金	1 国民年金の理解促進

## ■施策の内容

### 1-4-1 地域包括支援の構築

#### (1) 地域包括ケアシステムの構築

生活上の安心・安全・健康を確保するため、医療や介護のみならず、福祉サービスも含めた様々な生活サービスを適切に提供できるよう、町全体を1圏域として多様な主体が連携した支援体制づくりを推進します。

#### (2) 在宅ケアの充実



#### 推進プロジェクト-5

高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅ケアサービスの充実を目指します。

認知症の方々やその家族が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、認知症の正しい理解に向けた周知啓発を推進し、医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実を図ります。

## 1-4-2 介護予防・生活支援

### (1) 介護予防サービス

地域の高齢者が介護予防に向けた取組を主体的に実施できるよう支援する社会の構築を目指し、ボランティアなどの育成を推進します。

高齢者が、自宅で自立した生活を送ることができるよう、運動機能低下の予防や低栄養状態の改善、口腔機能の向上を目指した教室、認知症予防・閉じこもり予防等の介護予防教室を継続的に実施します。また、生活支援の担い手となるボランティアの養成を実施します。

### (2) 高齢者生活支援サービス

高齢者が住みなれた地域で安心して生活ができるよう、緊急通報装置設置事業、救急医療情報カード配布などを実施し、在宅介護支援センターと連携した高齢者の見守り事業の充実を図ります。

### (3) 家族介護者支援

家族介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした、介護者相互の交流会の開催、紙おむつの給付、寝たきり老人等手当の支給、認知症サポーターの養成などを実施します。

## 1-4-3 高齢者の社会参加の推進

### (1) 各種学習・スポーツの振興と活動団体等への支援

高齢者学級の充実など高齢者の学習活動を促進するとともに、ゲートボールやマレットゴルフなど高齢者を中心としたスポーツ大会の開催を支援します。また、地域の老人クラブ等が企画運営している各種事業や実情の把握に努め、高齢者団体活動の活性化を促進します。

### (2) 就労の促進

シルバー人材センターと連携を図り、就労機会の開発や情報の提供を行い、高齢者の就労を支援します。

### (3) ふれあい交流活動の推進

高齢者の生きがいづくりや、子どもたちの高齢者に対する理解を深めるため、知恵や技術を生かした交流やレクリエーション活動を通じた交流活動の促進を、健康に留意しながら図ります。

## 1-4-4 介護保険事業の運営

### (1) 介護予防給付サービス

要支援認定を受けた高齢者を対象に、生活の質の向上を目指し、多職種の専門的視点を活用し自立支援に向けたケアマネジメントを行い、対象者の状態に応じた介護予防給付サービスを提供します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）により、生活支援コーディネーターを中心に地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、サービスや支援の充実、高齢者の社会参加の促進や介護予防を目指します。

### (2) 居宅介護サービス

要介護認定を受けた高齢者が住みなれた地域において、現在の介護度がさらに重くなることを防止し、在宅での日常生活を続けていくことを支援するため、居宅介護サービスを実施します。

また、受給者の経済的な負担軽減に向け、利用料の一部を給付する事業を実施するとともに、国の制度見直しに合わせ、高齢者が安心してサービスを受けられる環境整備を推進します。

### (3) 施設介護サービス

広域的な連携を図りながら、在宅での介護が難しい高齢者の施設サービスの利用希望や、介護度に応じて介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設）への入所支援を実施します。

### (4) 手続の適正化

被保険者が介護サービスを受けるために必要な要介護度の認定を、迅速かつ的確に行います。

また、比企広域市町村圏組合に委託し実施している介護認定審査会との連携・協力を密にしながら、公平で迅速な審査、判定に努めます。

### (5) 介護保険サービスの基盤整備

町内全戸に介護保険事業計画を配布するほか、介護保険制度のパンフレットなどにより、住民への周知・制度の普及に努め、制度への理解を促進します。

また、介護保険の各種サービスの種類、量の確保や質の向上を図るため、サービス提供事業所の確保に努めるとともに、ケアマネジャーなどに対して研修の機会を提供します。

さらに、軽度要介護者の状態の改善、悪化防止のための効果的な介護サービスの提供を実施します。

## 1-4-5 国民年金

### (1) 国民年金の理解促進

日本年金機構と連携をとりながら、パンフレットや広報誌等を利用して、国民年金制度とその実情について周知を図ります。

## 1-5 障害者の暮らしの充実

### ■現況と課題

#### ◇ 「総合的な障害者福祉の支援体制の確立」について

- ・ 本町では、平成25年4月より施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）及び児童福祉法に基づき、令和5年度を目標年度とした第3次滑川町障害者計画及び第6期滑川町障害福祉計画、第2期滑川町障害児福祉計画を策定し、同計画に基づき各種施策を展開しています。今後も、国の施策の動向に注視しつつ、適切な対応を講じていくことが求められています。

#### ◇ 「障害の早期発見・療育」について

- ・ 乳幼児健診は、障害の早期発見のために重要な役割を担っています。また、関係機関と連携し、発達の遅れや障害のリスクのある乳幼児に対して支援していく必要があります。

#### ◇ 「障害者の生活支援」について

- ・ 障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業等、国の施策により利用者負担額が軽減され、本人、家族への負担が軽減されています。しかし、障害福祉サービス等の種類は多様であり、手続も複雑なため、利用する側にとってわかりづらいところがあるのが現状です。
- ・ 障害者福祉サービス対象者の範囲は広く、難病患者、発達障害等の相談件数は年々増加しており、老障介護、ひきこもり、医療ケア等家族全体の支援が必要なケースや困難なケース、様々なニーズが増加し、専門的な相談員や他職種連携など体制整備が必要となっています。

#### ◇ 「社会参加・社会復帰の促進」について

- ・ 障害者の社会復帰訓練や社会参加促進については、近隣の障害者就労・就業支援センター、地域活動支援センター、就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所において実施し、就労へと結びつけるようサービスを提供していますが、就労についていた後においても引き続き支援を行い、就労先で定着できるようにサービスを提供しています。

#### ◇ 「障害者の暮らしやすい環境づくり」について

- ・ 障害を理由とする差別の解消を推進する法律（障害者差別解消法）に基づき、住民の障害に対する理解促進や地域で障害者を支える仕組みづくりを進めるとともに、公共施設や日常生活の場において環境を整備し、障害者の自立と社会参加を促進しながら、安心して暮らせる地域社会づくりが求められています。

## ■ 基本方針

### 1-5-1 総合的な障害者福祉の支援体制の確立

「第3次滑川町障害者計画」「第6期滑川町障害福祉計画」「第2期滑川町障害児福祉計画」に基づき、障害のある方ができる限り住みなれた地域でいきいきと暮らせるよう、きめ細かで効率的な障害福祉サービスを提供します。また、広報、ホームページ等による障害者施策のPRや障害者等に対する理解促進活動、障害者施設等が地域との関わりを持てるような場や行事の開催など、地域理解の促進に努めます。

### 1-5-2 障害の早期発見・療育

乳幼児の障害の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し療育相談の利用促進に努めます。

### 1-5-3 障害者の生活支援

障害者等の日常生活を援護するため、障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業等の福祉事業を推進します。また、障害者福祉事業所等との連携によりサービス提供体制の把握に努めるとともに、住民のニーズに的確に対応しながら、希望する方が十分なサービスを受けることができるよう、利用の促進に努めます。

### 1-5-4 社会参加・社会復帰の促進

障害者の社会復帰、社会参加を促すため、障害者就労支援センター等と連携し、就労アセスメント、就労訓練機会の提供、雇用に向けた支援を進めます。また、障害者優先調達推進方針を毎年策定し、福祉施設等における受注、販売機会の拡大に努めます。

### 1-5-5 障害者の暮らしやすい環境づくり

障害のあるなしにかかわらず、誰もが安心して生活できるように、障害者理解のための啓発活動、公共施設等のバリアフリーの推進に努めます。

## ■ 目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
障害者支援施設入所待機者の数	現在の障害者支援施設入所待機者の生活の場の確保、社会復帰への支援を進め、待機者の減少を目標とします。	4名	2名
グループホーム入居待機者の数	現在のグループホーム入居待機者の生活の場の確保、社会復帰への支援を進め、待機者の減少を目標とします。	2名	0名
就労移行等利用後に就労へ結びついた利用者数	就労移行支援事業等を利用して就職へつなげ、引き続き就労していくことを目標とします。	9名	15名
精神病床からの地域移行者数	精神病床に概ね1年以上入院した後、地域移行支援を利用し、地域での生活の安定を目標とします。	0名	2名

## ■施策の体系

### 1－5 障害者の暮らしの充実

1 総合的な障害者福祉の支援体制の確立	1 計画的で総合的な障害者施策の推進
	2 障害に対する知識の普及
	3 地域生活支援拠点等事業の整備及び関係団体との連携
2 障害の早期発見・療育	1 母子保健の推進
	2 療育相談の推進
	3 療育支援の推進
3 障害者の生活支援	1 相談支援・理解啓発
	2 在宅介護支援体制の整備
	3 住宅環境の整備
4 社会参加・社会復帰の促進	1 日中活動の充実、住まいの場の提供
	2 就労支援体制の充実
5 障害者の暮らしやすい環境づくり	1 障害者理解の啓発

## ■施策の内容

### 1-5-1 総合的な障害者福祉の支援体制の確立

#### (1) 計画的で総合的な障害者施策の推進

「第3次滑川町障害者計画」「第6期滑川町障害福祉計画」「第2期滑川町障害児福祉計画」に基づき、障害者及び障害児に対してニーズにあったきめ細かで効率的な障害福祉サービスを提供するとともに、国の施策に基づきながら、計画の見直しを図っていきます。

#### (2) 障害に対する知識の普及

障害者理解のために、基幹相談支援センター、管内の協議会等関係機関や団体と連携し、研修会、講演会などを実施します。また、住民の福祉活動参加のため、手話講習会や福祉講座、体験ボランティア教室等の実施を支援します。

窓口による障害者福祉サービスの案内を充実するとともに、誰にでも情報がわかりやすく伝わるような工夫をし、パンフレットやホームページ等による情報提供に努めます。

#### (3) 地域生活支援拠点等事業の整備及び関係団体との連携

相談、緊急時の受入、体験の機会・場の整備、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりといった拠点整備の5つの要素を整備し、障害を持つ方が、住みなれた地域で安心して生活できるように、町内の相談支援事業所を中心に、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、町内障害者支援施設、障害児支援施設、その他関係団体と連携を密にとり、支援体制の充実を図ります。

## 1-5-2 障害の早期発見・療育

### (1) 母子保健の推進

乳幼児健康診査を通じ、発育、発達の遅れ、障害の早期発見と保健指導を実施し、関係機関と連携を図り対応します。健診未受診児の様子確認を行い、受診勧奨、健康状態の把握に努めます。

### (2) 療育相談の推進

障害があっても子ども一人ひとりが充実した生活を送ることができるよう、そのための支援として、乳幼児健診の結果、精神・運動発達の障害を早期発見し受診勧奨、専門職（言語聴覚士、理学療法士、作業療法士）による個別相談、親子教室を継続実施し、療育相談の充実を図ります。

また、保育所等に就園後も円滑な園生活を送ることができるよう、発達障害に関する専門的な知識を有する者が町内の保育所等を巡回し保育士等に対し子どもと保護者への支援について助言、指導を行う発達支援巡回事業を継続します。

### (3) 療育支援の推進

保育園、幼稚園、児童福祉担当等と連携、情報交換をしながら、発達の遅れや支援の必要な児童を早期に把握し、適切な相談、訓練、療育等につながるように支援します。

また、県の推進している発達支援サポーター研修を町内保育所、幼稚園に導入し、発達障害児の理解、啓発、支援者の増加に努めます。

## 1-5-3 障害者の生活支援

### (1) 相談支援・理解啓発

障害者本人またはその家族からの相談に応じ、適切な情報提供を行うとともに、相談体制の充実を図るため、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連絡調整し、障害者の様々なニーズや困難事例に対応します。また、障害者が身近に相談できる相談会の実施や障害者福祉についての理解啓発活動を行います。

### (2) 在宅介護支援体制の整備

本人及び介護者が自宅で安心した生活を継続できるようにホームヘルプ、行動援護、ショートステイなどのサービスの充実に努めるとともに、外出についても移動支援や生活サポート事業などの支援体制の充実に努めます。また、日常生活を送る上で、必要となる補装具や日常生活用具についても個々の障害に合わせたサービスの充実に努めます。

重度心身障害者の福祉増進を図るため、医療費の一部負担金等については助成、人工透析、腎移植等継続して治療が必要な方に対しては、医療費負担の軽減を実施します。

在宅で生活する重度心身障害者の経済的負担軽減のため、障害者手当等を給付します。

### (3) 住宅環境の整備

重度障害者が安心した生活を自宅で送ることができるよう、住環境整備のための専門的なアドバイスや住宅改修のための費用の一部助成を実施します。また、地域の中でもスムーズに移動ができるように、関係部署と協力しながら整備を進めます。

## 1-5-4 社会参加・社会復帰の促進

### (1) 日中活動の充実、住まいの場の提供

重度の障害者が日中過ごす活動の場として継続して通うことができるよう、生活介護、自立訓練など通所施設と連絡調整を密にするとともに、本人の障害・ニーズに合ったサービスを受け、充実した毎日を送れるような支援を実施します。障害児についても児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業などの事業所と連携し、親の介護負担軽減や障害児の社会参加の場が広がるように支援していきます。また、在宅での生活や支援ができない方に対し、施設入所やグループホームなどのサービスを利用し、できるだけ住みなれた地域で安定した生活ができる支援を実施します。

### (2) 就労支援体制の充実

管内の障害者就労・就業支援センター、ハローワーク、就労移行支援事業所等と連携し、社会参加促進のための就労訓練や自立訓練を支援し、一般就労へつなげる支援を実施します。

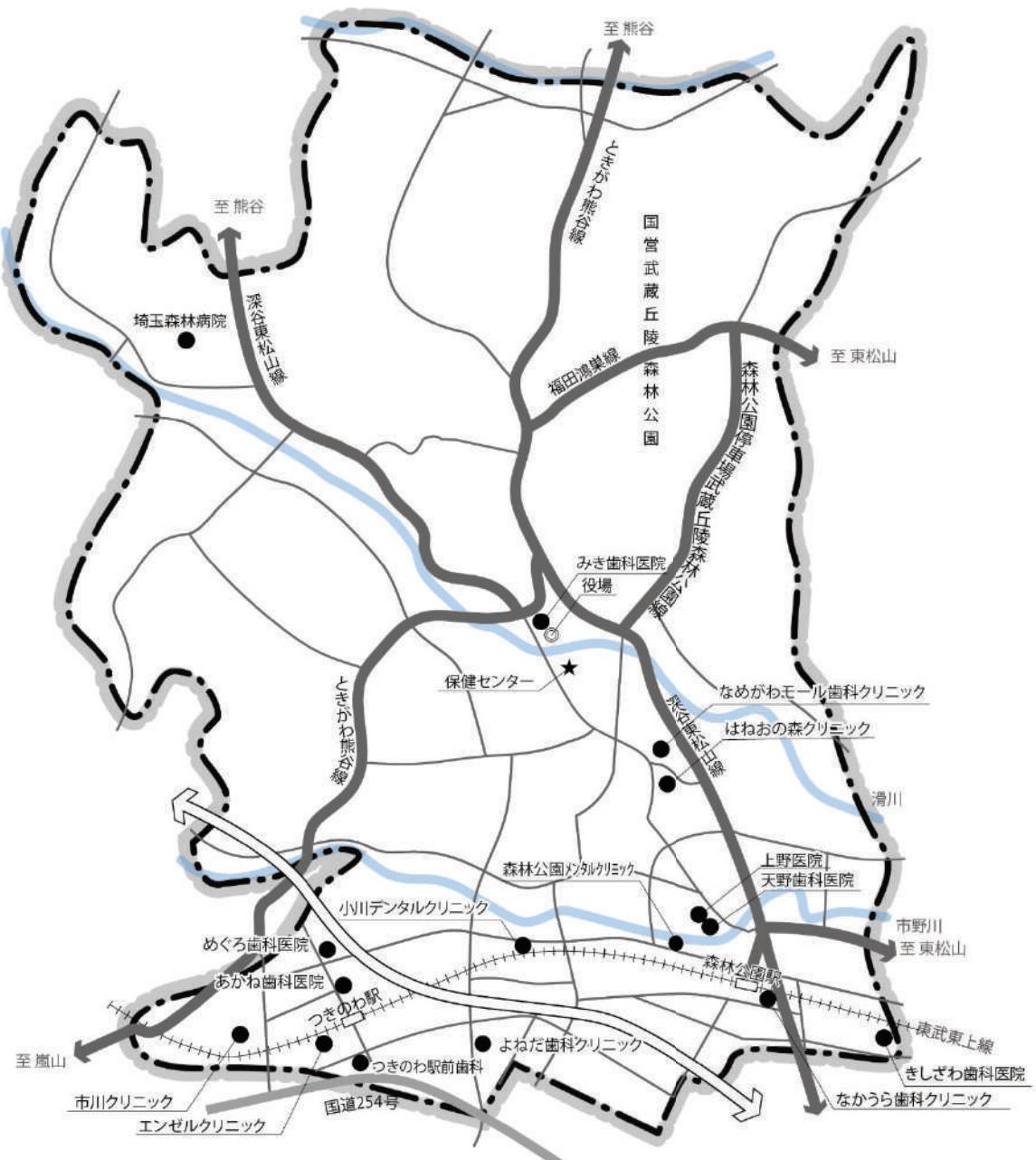
就労訓練施設などに対しては、受注機会の拡大に努め、利用者の就労工賃増加へつながるよう支援します。

## 1-5-5 障害者の暮らしやすい環境づくり

### (1) 障害者理解の啓発

障害があることを理由に仕事に就けない、入店拒否されるなどの差別をなくすために障害者差別解消法の周知啓発、施設のバリアフリー化などの対応を行い、誰もが安心して生活できる地域社会づくりの推進に努めていきます。

## 保健・医療施設位置図



### 凡例

関越自動車道	● 病院
県道	★ 保健センター
町道	◎ 役場
河川	
鉄道	
国道254号	

## 福祉施設位置図

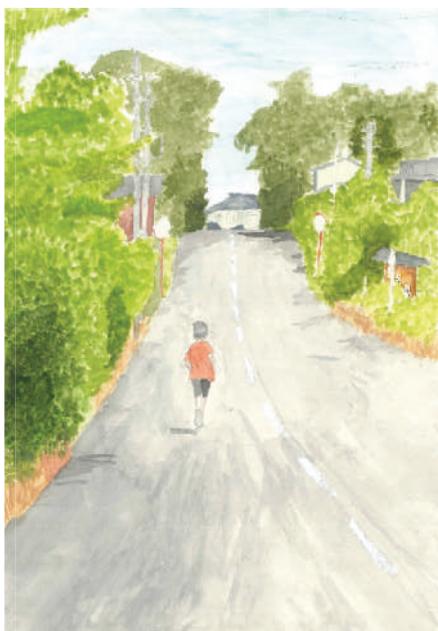


## 第2章

### 豊かな心と文化を育むまちづくり ＜教育文化＞



6年間の1日の始まり  
滑川中学校1年  
青木萌愛菜さん



夏の少年  
滑川中学校3年  
尾上衣咲さん



慶徳寺薬師堂  
滑川中学校1年  
本橋奏多さん

## 2-1 就学前教育の充実

### ■現況と課題

#### ◇ 「町立幼稚園の充実」について

- ・ 本町には町立滑川幼稚園があり、幼児教育の中心的な役割を担っています。平成16年度からは3歳児保育完全実施に対応する施設を整備し、また町の人口増加もあって、3歳児入園希望者に対して抽選で入園を決定していましたが、現在は入園希望者が減少している状況です。また、園舎については築36年が経過しており、平成27年度に空調設備は設置されたものの、施設のバリアフリー化や設備の老朽化などに伴う改修が必要となっているところです。さらに、仮設園舎の解消や園舎の拡張も課題となっており、園児がより安全に、そしてより快適に過ごせる施設整備を図ることが重要です。
- ・ 幼稚園の預かり保育については、園児急増により保育室が不足したため、平成17年度から休止していましたが、令和2年度から東園舎で預かり保育を再開しました。再開時は一時預かり保育のみですが、段階的に体制を整え、長期預かり保育の開始を目指します。
- ・ 幼稚園の交流活動については、滑川中学校の保育実習の受入や町内3小学校との交流、ハルム保育園との交流をはじめ、JA女性部や高齢者の会の方々との交流の場を設けるなど、特色ある教育活動を進めています。
- ・ 家庭や地域での子育てを支援するため、長期休業中や土・日曜日に園庭や裏山アスレチックなど幼稚園施設の地域開放を行っています。平日の保育時間中には未就園児親子の保育参観を随時実施していますが、利用者がまだ少ないため、「あそぼう会」を定期的に開催することで遊び場の提供を行い、地域の幼児の健やかな成長を支えていくことを目指します。

#### ◇ 「様々な連携による就学前教育の充実」について

- ・ 幼児の生活は、家庭を基盤に地域社会を通じて次第に広がりを持つものであり、地域と家庭の連携を十分に図っていくことが重要です。また、幼児の家庭や地域での生活を含めた生活全体を豊かにし、健やかな成長を確保していくため、地域の実態や保護者及び地域の人々のニーズを踏まえながら、幼稚園の施設や機能を活用し、家庭教育の支援を図っていくことが求められています。また、保護者への子育て支援の一つとして、平成23年度から保育参加を開始し、平成30年度からは4・5歳児の全保護者を対象に実施することで、幼稚園教育への理解を深めていただいているいます。

## ■ 基本方針

### 2-1-1 町立幼稚園の充実

教育内容の充実や教職員の資質向上を図るとともに、園舎をはじめとする施設や設備・備品など、教育環境の向上を目指した整備を検討します。

### 2-1-2 様々な連携による就学前教育の充実

学校や保育所との連携を推進し、就学前の子どもを持つ保護者への支援を進めるとともに、町立幼稚園における教育機能の充実を目指します。

## ■ 目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
預かり保育の利用人数	幼稚園に在籍する園児で、保護者が預かり保育を希望する園児の利用人数の増員を目指し、保護者の子育てを支援します。	未実施	5,000人/年
保育参加の参加人数	幼稚園に在籍する園児の保護者を対象に「子育て支援」の一つとして実施する保育参加の参加人数の増員を目指します。	全園児 69.0%	全園児 80.0%

## ■ 施策の体系

### 2-1 就学前教育の充実

1 町立幼稚園の充実	1 幼稚園施設設備の充実
	2 教育内容の充実
2 様々な連携による就学前教育の充実	1 子育て支援の充実
	2 学校等との積極的な連携

滑川幼稚園



## ■施策の内容

### 2-1-1 町立幼稚園の充実

#### (1) 幼稚園施設設備の充実



推進プロジェクト-6

幼稚園教育の充実を図るため、教育機器、機材の確保に努めます。

また、建築後36年を経過した園舎については、経年劣化や老朽化による損耗が見られることから、まずは個別施設計画に基づいた長寿命化が必要であると考えます。さらに、幼児教育のニーズに適応した園舎整備や大規模改修等の施設整備を、隣接する宮前小学校プール・体育館の移設も含めて検討します。

#### (2) 教育内容の充実

幼児の心身の発達を助長し、義務教育及びその後の教育の基礎を培うため、教育内容の充実に努めるとともに、その担い手である教職員の教育知識、質の向上を図るため、職員研修の充実に努めます。

また、園児の社会体験を豊かなものにするため、中学生の保育実習の受入や高齢者の会との交流活動、地域行事への参加など、様々な体験学習の機会を提供します。

さらに、特別な配慮が必要とみられる園児に対しては、専門機関との連携を図りながら、保護者との教育相談を実施します。

### 2-1-2 様々な連携による就学前教育の充実

#### (1) 子育て支援の充実

子育てに悩む保護者を対象に子育て相談を行い、家庭での子育てを支援します。個人面談、懇談会、相談等の実施及び保育参加の充実を図り、保護者との情報交換や親子の活動機会を設け、子育て情報の提供に取り組みます。

また、保護者を対象に、家庭教育についての講演会を実施し、家庭教育力の向上を支援するとともに、幼稚園教育に対する理解を促します。

希望をする保護者に対し、園児の一時預かりを実施します。将来的には長期預かり保育を視野に入れ、預かり保育事業の充実を図ります。

#### (2) 学校等との積極的な連携

各小学校、幼稚園の指導の現況と課題について情報を共有し、学びや育ちの連続性を意識した継続性のある充実した教育指導を進めます。また、保育所や小学校と積極的に交流し、円滑な小学校就学につなげ、小一プロブレムの解消に努めます。

## 2-2 学校教育の充実

### ■現況と課題

#### ◇ 「教育施設・設備の機能向上と維持管理」について

- ・ 児童等の学習及び生活の場として、健康に配慮した快適に過ごせる良好な環境を確保するとともに、地域住民にとって最も身近な公共施設として活用を一層積極的に推進する必要があります。
- ・ 教育内容や教育方法等の変化に対応して、多様な学習内容・学習形態に対応した I C T※機器等の高度な教育機器の導入などを可能とする高機能かつ多機能な学習環境の整備が必要です。
- ・ 施設のバリアフリー化やエコ化、災害時の避難所としての役割を果たすための機能整備について充実を図るほか、既存の施設・設備等の教育環境についての長寿命化等への対策を行うとともに、各校の課題に対応した施設・設備の整備が必要となっています。

#### ◇ 「教育内容の充実」について

- ・ 町長と教育委員会において教育政策の方向性を共有し、連携して執行していく「総合教育会議」の運営や、「第3期滑川町教育振興基本計画」に基づき各施策を着実に実行し、本町の目指す教育の実現に向けて取組を進めているところです。
- ・ 本町の児童・生徒の学力は県内でもトップレベルにありますが、近年の社会的背景の変化に伴う人間関係の希薄化、基本的生活習慣の未確立、学ぶ意欲の欠如などの状況に対応した校内及び町内の生徒指導体制、教育相談体制の一層の連携充実が求められています。
- ・ 滑川中学校において町負担で補助教諭を雇用し少人数学級編制を行うほか、教育相談員の2名配置、小川町広域適応指導教室との連携による不登校児童・生徒対策を行っており、今後も、よりきめ細かな指導を目指し、適正な学級規模の検討を図る必要があります。
- ・ 児童生徒1人に1台のタブレットパソコンを用意するなど、I C T機器の充実を図りながら情報教育のさらなる充実に努めています。今後も引き続き、I C T機器の充実を進めG I G Aスクール構想※への対応を図るほか、学校での活用方法、情報モラル教育の取組など、時代の進展に対応した教育を推進していく必要があります。

#### ◇ 「信頼される開かれた学校づくり」について

- ・ 地域・保護者の方々に参観を呼びかけた学校授業公開を「彩の国教育の日」に合わせて行うなど、地域に信頼される「開かれた学校づくり」を進めるほか、学校評価の継続的な実施を行っており、その結果の公表を通じて、信頼される学校づくりの実践に努めています。

#### ◇ 「時代の変化に対応した教育の充実」について

- ・ A L T（外国語指導助手）の配置による小学校における外国語活動、中学校における外国語学習を通じて外国語教育の充実を図るほか、特別支援教育については、支援籍学習の取組、宮前小学校の通級指導教室の設置、全小中学校に「学習生活支援員」を町負担で配置するなど、多様な学びの場の推進に努めており、今後もインクルーシブ教育システムの構築に向けた学習環境の整備・充実を図ることが求められています。
- ・ 環境教育や郷土教育、人権教育、食育など、今後も児童・生徒の豊かな人間形成に関わる多様な教育を推進しながら、生活習慣の乱れから健康・発育面で課題のある児童・生徒への対応など、子どもを取り巻く社会的な環境を踏まえた総合的な教育施策を展開する必要があります。

※ICT:Information and Communication Technology 情報や通信に関する技術の総称。

※GIGAスクール構想:公正に個別最適化され、子どもたちの資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する取組。校内通信ネットワークの整備や児童生徒1人1台の学習端末の整備などが進められている。

## ■基本方針

### 2-2-1 教育施設・設備の機能向上と維持管理

教育基盤の充実や施設・設備等の学習環境の充実を進め、集中して学習できる安心・安全で快適な教育環境の整備を推進します。また、コストを抑えた効率的・効果的な施設・設備の維持管理を推進します。

### 2-2-2 教育内容の充実

児童・生徒一人ひとりに基礎的・基本的な知識や技能を習得させ、課題を解決するためには必要な思考力、判断力、表現力を身につけられるよう、教師による一斉指導に加え、児童・生徒が相互に学び合う学習を推進する教育内容・教育方法の改善を図ります。

### 2-2-3 信頼される開かれた学校づくり

学校が地域と共にあるために、「人事評価制度」「学校評価制度」の充実を図り、児童・生徒・保護者・地域から信頼される開かれた学校づくりに取り組みます。

### 2-2-4 時代の変化に対応した教育の充実

家庭の子どもが安心して健やかに育つことができるよう、地域ぐるみで豊かな人間性・社会性を育む心の教育の充実に努めるとともに、子育て負担の軽減など、子どもを取り巻く社会的な環境を踏まえた総合的な施策を推進します。

## ■目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
授業についての質問紙調査の回答率	「あなたは、勉強する理由についてどのように考えますか。」の質問における「勉強することが楽しい、好きだから」の回答率を上昇させます。	小学校 73.2% 中学校 44.6%	小学校 80.0% 中学校 50.0%
規律ある態度達成数	教育に関する3つの達成目標の一つである「規律ある態度」目標の達成を目指します。	85%達成数 77/96	85%達成数 96/96
新体力テストの達成率	総合評価A B C(5段階評価の上位3ランク)の達成を目指します。	小学校 84.6% 中学校 86.3%	小学校 90.0% 中学校 90.0%

## ■施策の体系

### 2-2 学校教育の充実

1 教育施設・設備の機能向上と維持管理	1 教育施設の機能向上
	2 学習環境の充実・強化
	3 施設の統廃合整備
	4 教育設備等の整備
	5 施設の効率的・効果的な維持管理
2 教育内容の充実	1 総合的な義務教育の推進
	2 地域・家庭との連携・協働による教育の実現
	3 教科教育の充実
	4 時代の進展に対応する教育の推進
	5 体験活動の推進
	6 読書活動の推進
	7 教育的ニーズに応じた教育の推進
3 信頼される開かれた学校づくり	1 学校公開の推進
	2 教職員の資質の向上
	3 学校の組織運営の改善
	4 学校事務の効率化
4 時代の変化に対応した教育の充実	1 いじめや不登校の未然防止
	2 生徒指導の推進
	3 人権を尊重した教育の推進
	4 児童・生徒の体力向上
	5 食育の推進
	6 子育て負担の軽減
	7 感染症予防対策

## ■施策の内容

### 2-2-1 教育施設・設備の機能向上と維持管理

#### (1) 教育施設の機能向上



推進プロジェクト-6

町立小・中学校施設については、個別施設計画に基づき、それぞれの学校の実情に即した機能の向上・拡充を目指します。幼児教育施設については、幼児教育のニーズに応じた滑川幼稚園舎の改修・拡張を検討します。さらに防犯機能の強化、広域的な災害時避難所としてのバリアフリー化・省エネルギー化も視野に入れた施設整備を図っていきます。

#### (2) 学習環境の充実・強化

地域の特色あふれる環境や地域固有の人口動態の実情といった社会的条件を踏まえ、一定程度の集団が維持できる学校規模を確保していくことを前提に、児童の成長に合わせた効果的な教育・指導ができるよう教育環境の充実・整備を図ります。

そして、児童にとって望ましい学びの環境づくりをしていくため、人的環境（教職員等）や物的環境（施設・設備）の両面から支援をしていきます。特に物的環境の面では、快適に効率よく学習できる環境整備を進め、未来を担う子どもたちを育む新しい時代にふさわしい学校づくりを推進します。そのため、多目的教室・少人数指導教室などの確保や設備・教材の整備、老朽化や破損した教育設備の入れ替え、学習用タブレットパソコンやICT機器の導入などの学習設備の充実を図り、高機能かつ多機能な学習環境の充実に努めます。

また、小中学校に導入した校務支援システムのネットワークの強化及び学校間の連携を図つて行くとともに、校務用ICT機器の導入などによる校務事務の効率化や情報共有化を進めていきます。

#### (3) 施設の統廃合整備



推進プロジェクト-6

現在の人口などの社会的条件や、社会の情勢などの社会的背景を鑑み、現有する施設の見直しを行い、充実した教育を効率的に展開できるよう施設の統廃合を含めた整備を行います。また、人口の増加と施設の老朽化を勘案し、隣接して立地する滑川幼稚園舎と宮前小学校プール・体育館の配置から、プール・体育館の移設等についてはそのあり方を検討し、ニーズに即した保育・教育が図れるよう整備を検討し、園児・児童が効率よく学習できる環境の充実を図ります。

#### (4) 教育設備等の整備



推進プロジェクト-6

個別施設計画に基づいた施設の維持管理を推進します。また、グローバル化に対応する人材の育成を目指した設備・教材の充実を図り、未来を担う子どもを育む新しい時代にふさわしい学校づくりを目指します。

また、滑川中学校のグラウンド排水整備や宮前小学校の校庭改修、学校設備のバリアフリー化の推進を図るとともに、広域的な災害時避難所に必要な太陽光発電設備の機能向上の整備についても検討します。

## (5) 施設の効率的・効果的な維持管理

個別施設計画に基づいた施設の維持管理を行い機能・性能の保持・保全を図ります。設備の入れ替えや新たなＩＣＴ機器の導入にあたっては、機能面や維持管理面において、その効果や効率性、コスト等を勘案しながら導入推進を図ります。さらに、既存の施設や設備についても、教育環境として求められる十分な水準を確保しつつ、将来にわたり長く使い続けられるよう、維持管理や施設整備の長寿命化を図っていきます。

### 2-2-2 教育内容の充実

#### (1) 総合的な義務教育の推進

時代の変化に的確に対応し、子どもたちのよりよい未来を創造するために、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有していくことが求められることから、本町の教育に関する総合的な指針である「滑川町教育振興基本計画」に基づき、本町の実状に即した教育を推進します。「教育に関する大綱」の策定や、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策などについて協議・調整する「総合教育会議」と連携を図り、十分な意思疎通のもと、教育の課題や目指す方向性を共有し、効果的に教育行政を推進します。

#### (2) 地域・家庭との連携・協働による教育の実現

地域の人的・物的資源を活用したり、社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じず、その目指すところを社会と共有・連携しながら、これからの中を創り出していく子どもたちが、社会や世界に向かい合い自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力を育んでいきます。

#### (3) 教科教育の充実

校内研修や教職員で組織する教育研究会などに対し、人的・物的支援に努め、より質の高い教科教育を目指します。小・中学校の連携を推進し、義務教育9年間の学びや育ちの連續性を重視した教科内容・指導内容の充実を図ります。

小学校5・6年生において教科化された外国語の充実に努めるとともに、滑川町の英語教育のスタンダード（＝滑川町方式）を策定し、質の高い授業実践に努めます。また、小・中学校において教科化された道徳にも力を入れ、児童生徒の心の成長を図ります。



#### (4) 時代の進展に対応する教育の推進

国が推進するG I G Aスクール構想に基づき滑川町内すべての児童生徒にタブレットパソコンを整備するとともに、デジタル教材等を活用した教育活動を支援します。

また、情報の主体的な活用や評価・識別する能力の向上に努め、I C T社会に対応できる児童・生徒の育成を図ります。

小・中学校の連携により、キャリア教育・職業教育について9年間の見通しを持った指導計画を作成するとともに、中学生社会体験チャレンジ事業の充実を図ります。

さらに、環境教育、国際理解教育、郷土教育など児童・生徒の豊かな人間形成に役立つ多様な教育の推進に努めます。

#### (5) 体験活動の推進

ボランティア体験プログラム、赤ちゃん抱っこ体験、防災体験等の体験活動を推進するとともに、産業振興課と連携した「みどりの学校ファーム」事業を推進します。

#### (6) 読書活動の推進

図書館との連携を図り、読み聞かせボランティアの育成や読み聞かせ講座を開催し、子どもたちの読書活動を推進します。また、小中学校において朝読書を実施し、落ち着いた朝の読書活動を大切にします。

#### (7) 教育的ニーズに応じた教育の推進

小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、連続性のある「多様な学びの場」を必要に応じて用意します。教育的ニーズに応じるために特別支援学級の増加に併せて、学習生活支援員の増員を図るとともに、支援籍学習の取組などを進めます。

### 2-2-3 信頼される開かれた学校づくり



#### (1) 学校公開の推進

地域に開かれた学校づくりを推進していくため、地域・家庭と連携・協働する取組、「彩の国教育の日」「彩の国教育週間」における学校公開や教育講演会への講師の派遣などの取組を支援し、学校・家庭・地域が一体となった子どもの教育を推進します。

#### (2) 教職員の資質の向上

全教員の研究授業の実施により教職員の資質の向上を図ります。また、I C Tによる教育のための教職員研修を重ね、すべての学校で充実したI C T機器を最大限活用した授業実践を行います。

### (3) 学校の組織運営の改善

各学校が、次世代に求められる資質・能力を育成するための教育内容の改善や、学校評価制度の適正な運用による学校の組織運営の改善を図ります。また、PTA活動の円滑な運営のため支援を行います。

### (4) 学校事務の効率化

教職員の負担軽減による円滑な学校運営を図るため、学校諸表簿管理マニュアルの充実や各校への校務支援システムの導入などによる事務処理の効率化に努めます。また、スクールサポートスタッフを各校に1名以上配置し、多方面にわたる教職員の負担を軽減します。

## 2-2-4 時代の変化に対応した教育の充実

### (1) いじめや不登校の未然防止

いじめや不登校の要因は、多様化、複雑化しています。町教育相談委員会の充実や児童・生徒数の増加に応じた教育相談員の増員により、教育相談体制の充実に努めるとともに、関係機関との一層の連携を図り、いじめや不登校の未然防止に取り組みます。

いじめについては、「滑川町いじめ問題対策連絡協議会」を中心に、SNSによるいじめ防止のための情報モラル教育の継続、教育相談体制の充実に努めるとともに、いじめ防止に関わる関係機関の連携推進や啓発運動を推進します。

不登校については、未然防止、早期対応を図るため、小川町広域適応指導教室をはじめ関係機関との連携推進や学校間の連続性を重視した教育を展開します。

### (2) 生徒指導の推進

小・中学校生徒指導担当者会議、小・中学校連絡会等の充実や小・中学校の人事交流を推進するとともに、いじめ非行防止ネットワーク会議の運営を継続し、いじめ・暴力行為等の未然防止に努めるなど、きめ細かな生徒指導を推進します。

### (3) 人権を尊重した教育の推進

西部地区人権教育実践報告会、比企地区人権教育研究集会への積極的な参加、道徳教育の推進、人権感覚育成プログラムの指導計画の位置づけや児童虐待防止研修を実施することにより、人権を尊重した教育を推進します。

### (4) 児童・生徒の体力向上

小・中学校の体育の授業の充実を図るとともに、新体力テストの結果にも着目し、滑川町の児童生徒に必要な運動能力を確実に身につける工夫を各校にて実践します。

## 推進プロジェクト-6

### (5) 食育の推進

栄養士資格を保有する町職員を学校に派遣し、学校給食等を通じた食育を推進します。また、児童・生徒の食生活、生活習慣の改善のため、「早寝早起き朝ごはん運動」を引き続き奨励するとともに、町の特徴的な食文化を生かした取組を取り入れるなど、食に対する関心を高めるよう努めます。

また、学校におけるアレルギー対応について、研修を通じて全教職員による知識の習得を継続して実施するとともに、アレルギーのある児童・生徒への適切な対応に努めます。

さらに、家庭、学校、地域、関係団体、行政等が連携、協働しながら、四季折々の伝統的な行事食、それに伴う作法及び地域に根差した食文化を次代に伝え、継承する取組に努めます。

## 戦略プロジェクト-3

### (6) 子育て負担の軽減

給食受給における給食費未納者に対する不公平感の排除と子育て世代の保護者に対しての経済的支援の観点から、私立校に籍を置く子どもも含めた滑川町に在住するすべての児童・生徒にかかる給食費について、無償化事業を継続して推進していきます。

### (7) 感染症予防対策

国や県の方針を踏まえた、学校での「新しい生活様式」に対応した教育活動を実施します。学校は安全であること、安心して登校できるようにしていくことの理解と共に正しい知識に基づいて冷静に行動することができるよう指導します。さらに各小中学校・幼稚園に感染予防対策用の機器等の導入を図り健康管理を図るとともに感染症予防に努めていきます。

給食の風景



## 2-3 地域や家庭と連携した教育の充実

### ■現況と課題

#### ◇ 「家庭・地域における幼児教育の推進」について

- 令和元年10月より施行された幼児教育保育無償化に基づき、滑川幼稚園及び私立幼稚園・認定子ども園に通う園児の保護者の経済的負担を軽減するため利用料が無償化されるとともに、保育の必要性のある世帯の一時預かり保育や副食費の免除等を実施しています。
- 幼稚園の交流活動については、滑川中学校の保育実習受入や小学校3校との交流会、保育園との交流会の他に、高齢者の会やJA女性部との交流事業など特色ある教育活動を実践しています。また、家庭や地域での子育てを支援するため、長期休業日や土曜日・日曜日などには、園庭や裏山アスレチックなど幼稚園施設の地域開放を実施しています。未就園児の希望者には施設見学や保育参観、園庭開放を実施しています。その他、在園児の保護者には子育て支援の一環として保育参加を実施しています。

#### ◇ 「家庭教育・地域ぐるみの教育活動」について

- 各小学校では幼稚園との連携として、生活科や学級活動の時間の中で交流を行い、心の教育の充実を図っています。また、県立滑川総合高等学校の生徒が各小学校を訪問し、授業の支援を行う「高校生との交流会」を実施し、「生きる力」を育むための一助としています。
- 地域の行事（子どもまつり、町民スポーツ祭、滑川町駅伝大会など）への子どもたちの参加を奨励し、PTA、教職員も積極的に参加し、地域での交流を深めています。
- 立正大学をはじめ熊谷市・熊谷市教育委員会・熊谷市商工会とも協力して子ども大学くまがや・なめがわ実行委員会を運営し、県の推進事業である「子ども大学」を開催しています。また、立正大学に依頼し「滑川町教育振興基本計画」に基づいた事業の評価充実を図っています。
- 各学校区の地域の特色を生かし、滑川町の自然・文化の魅力を地域ぐるみで高めていく取組が求められています。
- 今後は、近隣の他大学との連携や地域人材の活用を図り、学習支援ボランティア等の導入を検討していく必要があります。また、地域ぐるみの教育活動を推進していくために、学校応援団活動の充実からコミュニティ・スクール設置、促進へと移行する過程において、家庭・地域・学校が一体となった教育をなお一層推進していく必要があります。

#### ◇ 「青少年健全育成の促進」について

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者を取り巻く環境の悪化、ニート・ひきこもり、不登校など若者の抱える問題の深刻化に対応するため、子ども・若者育成支援推進法（平成22年）が施行されており、本町においても総合的な施策展開が求められています。
- 青少年の健全な育成には、非行の防止や青少年を取り巻く社会環境の浄化など、家庭をはじめ学校・地域・関係機関等が一体となって取り組んでいく必要があります。
- 本町においては、青少年健全育成について、スポーツ少年団の組織やボランティア活動の場の提供、実社会の体験活動、リーダー養成や小・中学生の代表児童・生徒による青少年の主張大会（十代からのメッセージ）等を企画実施しています。今後もこれらの事業のさらなる充実に努め、次代を担う健全な青少年を育む地域づくりに取り組んでいく必要があります。

## ■基本方針

### 2-3-1 家庭・地域における幼児教育の推進

家庭、地域との連携・協働を進めながら、地域における交流活動の充実を積極的に促進するとともに、講座の開催や相談体制の充実、子育てグループの活動支援に努めます。

また、「子ども・子育て支援新制度」に基づき、保護者の負担軽減を図るための取組を推進します。

### 2-3-2 家庭教育・地域ぐるみの教育活動

家庭教育の支援に努めるとともに、地域の一員として子どもを育していくような地域ぐるみの教育活動を支援します。

### 2-3-3 青少年健全育成の促進

青少年が地域社会の一員として活動できるよう、各種学習、体験機会の提供に努めます。また、家庭、学校、地域等で連携を図り青少年の育成環境の整備や青少年団体の活動支援に努めます。

## ■目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
通学ボランティアの人数	小学校児童の下校時より一層の安心・安全を確保するため、通学ボランティアの増員を図ります。	62人	80人

十代からのメッセージ



## ■施策の体系

### 2-3 地域や家庭と連携した教育の充実

1 家庭・地域における幼児教育の推進	1 家庭教育への支援
	2 幼稚園就園に対する支援
2 家庭教育・地域ぐるみの教育活動	1 家庭教育支援体制の充実
	2 子どもたちの安心・安全の確保
	3 「学校応援団」の推進、コミュニティ・スクールの設置
	4 「子ども大学」の開催
3 青少年健全育成の促進	1 人材の育成
	2 地域団体の育成
	3 生活体験を通しての健全育成

## ■施策の内容

### 2-3-1 家庭・地域における幼児教育の推進

#### (1) 家庭教育への支援

地域の実態や保護者及び地域の人々の要請などを踏まえ、地域における幼児期の教育センターとして町立滑川幼稚園を開放し、子育て支援に努めていきます。

園庭や裏山アスレチック等の幼稚園施設を開放し、地域の幼児の遊び場として提供します。未就園児の親子登園の機会を提供するとともに、子育て相談や子育てに関する情報を提供します。

#### (2) 幼稚園就園に対する支援

滑川幼稚園及び私立幼稚園・認定子ども園に通う園児の保護者の経済的負担を軽減するため、「子ども・子育て支援新制度」に基づく各種支援制度の適切な運用を図ります。

### 2-3-2 家庭教育・地域ぐるみの教育活動

#### (1) 家庭教育支援体制の充実

家庭教育アドバイザーの派遣等、滑川町在住の子育て中の親等を対象とした「親の学習」講座、家庭教育学級・子育て講座等を支援し、家庭教育支援体制の充実を図ります。

#### (2) 子どもたちの安心・安全の確保

児童を交通事故や犯罪から未然に守るために、通学ボランティアの増員を図り、スクールガードリーダーや交通指導員との連携をとり、町として子どもたちを守るよう努めます。

また、小・中学校において防犯・防災教育を支援するとともに、通学路の安全対策を重視した歩道や街路灯の整備を推進し、子どもたちの安心・安全を確保します。

### (3) 「学校応援団」の推進、コミュニティ・スクールの設置

各学校で組織されている「学校応援団」の活動を支援するとともに、学校・家庭・地域が一体となった子どもの教育を推進するために、各学校区の特色を生かした教育活動に取り組みます。また、学校と地域が目標を共有し、地域と共に教育活動を推進するコミュニティ・スクール※を設置し、一体となった教育をさらに充実させます。充実させる取組として、滑川町の特徴である自然とそれに係る文化の魅力を高める活動を取り入れるようにします。

### (4) 「子ども大学」の開催

立正大学・熊谷市教育委員会・熊谷市・熊谷市商工会・埼玉県農業大学校と連携して子どもの学ぶ力や生きる力を育むとともに、地域で地域の子どもを育てる仕組みをつくるため、子ども大学くまがや・なめがわ実行委員会で「子ども大学くまがや・なめがわ」を開催し、大学のキャンパス等を会場に大学教授や地域の専門家等が講師となり、子どもの知的好奇心を刺激する講義や体験活動を行います。

## 2-3-3 青少年健全育成の促進

### (1) 人材の育成

青少年の健全な育成を促進するため、生徒に対してボランティア活動の場を提供します。また、地域の未来を担う人材を育成するため、リーダー養成や小・中学生の代表児童・生徒による青少年の主張大会（十代からのメッセージ）等の充実に努めます。

### (2) 地域団体の育成

P T A連絡協議会やスポーツ少年団など地域団体の活動を支援し、相互連携を深め、青少年の健全な育成を図ります。

### (3) 生活体験を通しての健全育成

現代の子どもに不足している生活体験の場を「チャレンジ」という形で体験させるため、国営武蔵丘陵森林公園の環境学習プログラムを利用し、里山体験や里づくり事業と連携した自然体験によって、豊かな人格形成を図ります。

※コミュニティ・スクール：(学校運営協議会制度) 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともににある学校」への転換を図るための仕組み。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一緒に特色ある学校づくりを進めるものであり、主に以下の三つの役割を持つ。「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる」「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる」。

## 2-4 生涯学習の充実

### ■現況と課題

#### ◇ 「推進体制の整備」について

- ・ 本町において生涯学習を効果的に推進するため、町民のニーズを的確に捉えながら、全町的な生涯学習推進体制の方向性を示す滑川町生涯学習推進計画の策定やあらゆる世代の人々の学習ニーズに応えることができる学習情報を提供するシステムづくりが必要となっています。

#### ◇ 「文化芸術活動への支援」について

- ・ 本町内の文化芸術活動への支援では、毎年 11 月に文化祭を開催し町民の作品を展示するとともに、年に 1 回、文化活動の発表会を開催し、文化芸術サークル団体の発表の場を提供するなど、その育成を図っています。
- ・ また、ボランティア組織の育成、多様な学習活動における指導者の発掘、養成に努め、人材登録制度について今後の取組を強化していく必要があります。さらに、公共施設の利用時間の拡大や利用手続の簡素化を図り、町民の利用拡大を進めていく必要があります。

#### ◇ 「生涯学習施設の整備・活用」について

- ・ 町民の学習活動や文化活動を支援するためには、公共施設の整備や利便性向上に努め、町民の利用拡大を進めていくことが大切です。多様化する町民のニーズを的確に捉えながら、文化振興と併せた生涯学習の拠点となる施設の整備を検討する必要があります。時代に即した機能的な地域拠点施設（複合施設）の建設を目指していく必要があります。また、既存の施設においても、本町の特性を生かした文化芸術事業やイベントの開催を計画していく必要があります。

#### ◇ 「各種スポーツ活動の推進」と「各種スポーツ施設の整備・活用」について

- ・ 本町では、健康づくりを第一に幅広い年齢層の町民が気軽に参加できる各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催、また、町最大のスポーツイベントである町民スポーツ祭の開催を通して、町民の健康の増進や体力づくりなどに努めています。町民が個々の体力や能力、適正に合ったスポーツ活動をするためには、単に機会を提供するだけでなく、専門的な技術を有する指導者が必要です。今後は、指導者研修会等を行い、指導者養成と確保に努める必要があります。
- ・ スポーツ・レクリエーションの場としては、総合運動公園多目的グラウンド・総合体育館・文化スポーツセンターや都第一公園・月輪球場・土塙球場・マレットゴルフ場など多くの町民に利用されています。これらの施設を有效地に活用するため、公共施設の整備計画に基づいて、施設の適正な維持管理などを図っていく必要があります。さらに、施設使用料の見直しをした上で、受益者負担の原則により使用料を徴収し、快適で安全なスポーツ・レクリエーション活動の機会を提供していく必要があります。
- ・ 地域住民、行政、スポーツ団体等が連携して運営する総合型地域スポーツクラブの活動充実を支援していく必要があります。「町民の町民による町民のためのスポーツクラブ」を目指し、町民がスポーツに参加できる機会を一層増やし、地域コミュニティの形成を図る必要があります。

## ■基本方針

### 2-4-1 推進体制の整備

生涯学習の充実を目指すとともに、町民の多様なニーズに応じた学習機会の提供及び、生涯学習情報の提供に努めます。

### 2-4-2 文化芸術活動への支援

町民の文化芸術活動の支援に努め、町民が優れた文化芸術に触れる機会を提供するとともに、近隣市町村と連携し、文化情報の提供に努めます。また、文化芸術の振興のため、生涯学習の拠点整備の検討や活動施設の有効利用を図ります。

### 2-4-3 生涯学習施設の整備・活用

学習活動や文化活動等、生涯学習の拠点となり、多目的に利用できる施設の建設を検討します。また、学習施設の利便性の向上に努め、関係機関との連携を図り、各世代の課題や要望に応じた学習機会を提供します。

### 2-4-4 各種スポーツ活動の推進

町民の健康・体力づくりを促進するため、スポーツ・レクリエーション活動の機会を提供するとともに、スポーツ団体の育成・支援、適切な指導力を備えたスポーツ指導者の育成・確保に努めます。

### 2-4-5 各種スポーツ施設の整備・活用

町内のスポーツ施設及び学校体育施設の有効利用を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。また、受益者負担の原則に立ち、適切な使用料の徴収を行います。

## ■目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
スポーツ団体数	町内で活動するスポーツ団体の増加を目指します。	35 団体	40 団体
スポーツ大会の開催回数	町内で開催されるスポーツ大会の開催回数の増加を目指します。	47 回	50 回
親の学習ファシリテーターの活用回数	家庭教育学級を支援する進行役(指導者的立場)として養成された町内在住者を活用する回数の増加を目指します。	4回	8回
自主サークル数	公民館施設を利用し、自主的に活動する団体数の増加を目指します。	77 団体	80 団体
お話会の参加人数	お話会(ブックスタート含む)の参加人数の増加を目指します。	647 人／年	680 人／年

## ■施策の体系

### 2-4 生涯学習の充実

1 推進体制の整備	1 推進体制の充実
	2 講座・教室の充実
	3 情報の提供
	4 指導者の確保・活用
2 文化芸術活動への支援	1 文化活動への支援と文化団体の育成
	2 公民館講座の充実とサークル活動の支援
	3 文化芸術鑑賞機会の支援
3 生涯学習施設の整備・活用	1 学習施設機能の充実
	2 生涯学習施設の使用料の徴収
	3 地域拠点施設（複合施設）の建設
4 各種スポーツ活動の推進	1 活動機会の提供
	2 団体・グループの育成
	3 指導者の育成、資質・能力の向上
5 各種スポーツ施設の整備・活用	1 スポーツ施設の活用
	2 総合型地域スポーツクラブの支援
	3 スポーツ関連施設の使用料の徴収

## ■施策の内容

### 2-4-1 推進体制の整備

#### (1) 推進体制の充実

全町的な生涯学習推進体制の確立に向けて、「いつでも、どこでも、誰でも」学習活動に取り組むことができる学習基盤と学習環境の充実を目指した生涯学習推進計画の策定を検討します。

#### (2) 講座・教室の充実

町民の多様なニーズに対応するため、情報収集に努めるとともに、テーマ別の講座・教室の充実を図ります。また、子どもを持つ保護者、妊娠期の方を対象に、家庭教育に関する学習・情報提供を行う家庭教育学級の開催や、家庭教育支援を目的とした「親の学習ファシリテーター」の養成と活用に努めます。

また、お話し会など、図書館ボランティアのスキルアップのための養成講座の充実を図ります。

### (3) 情報の提供

本町で行う講座・教室を町民に周知するため、回覧の作成や、必要に応じて広報紙や町ホームページを活用した情報の提供を推進します。また、近隣市町村が実施する生涯学習の情報を収集し、町民のニーズに合わせた学習講座の実施を検討します。さらに、町の名所や歴史等を紹介した「なめがわ郷土かるた」を郷土学習などに活用するとともに、観光事業と連携し、「かるた」の地を訪ねる郷土の再発見の推進に努めます。

### (4) 指導者の確保・活用

町民の自主的な学習活動の促進においては、生涯学習活動の指導者となる人材が不可欠であることから、生涯学習の講師、指導者を確保するため、技能や特技を持った人材の登録制度の構築に向けて検討を行います。

## 2-4-2 文化芸術活動への支援

### (1) 文化活動への支援と文化団体の育成

絵画や書道、写真、手工芸、音楽、舞踊など自主的文化活動の発表の場として文化祭や文化活動発表会を開催し、町民の文化活動を支援するとともに、公民館ロビーなどを活用した展示場所を提供します。また、各団体の活動への支援を通じて育成を図ります。恒例となっている子どもまつり、図書館まつり等は、より多くの町民が参加できるよう内容の充実に努めるとともに、町民との協働による活動の活性化を図ります。

### (2) 公民館講座の充実とサークル活動の支援



戦略プロジェクト-2

幅広い年代に対応した各種公民館講座の充実を図ります。

また、公民館講座に参加した方が、継続して自主的な学習活動を希望した場合、自主サークルとして活動できるよう支援します。

### (3) 文化芸術鑑賞機会の支援

文化講演会や町民との協働による多様な文化事業の展開を図り、町民が優れた舞台芸術、音楽に触れる機会の充実を目指すため、各種文化芸術の鑑賞機会に関する情報を提供します。

### 2-4-3 生涯学習施設の整備・活用

#### (1) 学習施設機能の充実



#### 戦略プロジェクト-1

公民館や図書館などの学習施設については、利用手続の簡素化など、利便性向上を図り、各世代の町民が気軽に学習施設を利用できる環境を整備します。また、図書館資料のWEB予約など、登録者の増加推進に向けた取組を進めます。

特に、乳幼児期の子どもに対しては、絵本の読み聞かせ等のお話会やブックスタートなど、関係機関との連携により本に触れる機会の充実を図ります。また、子ども読書活動推進計画を策定し実践します。

滑川町の自然や文化を体験的に学習することができるエコミュージアムセンターの利用を促進します。

#### (2) 生涯学習施設の使用料の徴収



#### 推進プロジェクト-6

生涯学習施設の使用料金の見直しを図り、適正な施設使用料を定めます。そして、受益者負担の原則により、使用料の徴収を検討し、施設の維持管理に努めます。

#### (3) 地域拠点施設（複合施設）の建設



#### 推進プロジェクト-6

文化振興と生涯学習の拠点となる新たな地域拠点施設（複合施設）について検討し、建設を推進します。

### 2-4-4 各種スポーツ活動の推進

#### (1) 活動機会の提供



#### 戦略プロジェクト-2

グラウンド・ゴルフやニュースポーツなどの各種スポーツ教室を開催します。また、町民スポーツ祭の開催支援や各種スポーツ大会を開催するとともに、参加を促進します。

#### (2) 団体・グループの育成

各種大会等の運営を中心になって担っているスポーツ協会の育成に努めるとともに、新たなスポーツ団体の育成、協会への加盟を進めるなど、町民のスポーツ活動の充実に努めます。

また、スポーツ少年団の各種大会への参加を促進し、青少年の健全な育成を支援します。

#### (3) 指導者の育成、資質・能力の向上

スポーツ推進委員や各種スポーツ指導者・審判員に対して講習会や研修会の実施や機会の情報提供の充実を図り、育成に努めます。

## 2-4-5 各種スポーツ施設の整備・活用



### 推進プロジェクト-6

#### (1) スポーツ施設の活用

総合運動公園多目的グラウンドや総合体育館をはじめ、町内の小・中学校の体育館、校庭を開放し、町民のスポーツ活動の場として提供します。

また、個別施設計画に則り、文化スポーツセンターの指定管理者制度導入や老朽化している公共体育施設の建替えも視野に入れた改修などを実施し、安心・安全なスポーツ施設の環境整備と適正な維持管理に努めます。

さらに、より多くの町民が利用しやすい体育施設予約システムの整備について検討します。

#### (2) 総合型地域スポーツクラブの支援

より多くの町民が気軽にスポーツ活動に取り組むことができる環境を目指し、地域住民、行政、スポーツ団体等が連携して運営する総合型地域スポーツクラブの活動について支援を推進するとともに、新たなクラブの設立について取組を進めます。

#### (3) スポーツ関連施設の使用料の徴収



### 推進プロジェクト-6

社会経済状況の変化に対応するため、公共体育施設の使用料金の見直しを図り、適正な施設使用料を定めます。そして、受益者負担の原則により使用料を徴収し、安心・安全な施設の維持管理に努めます。

文化スポーツセンター



## 2-5 郷土文化の保護・活用

### ■現況と課題

#### ◇ 「文化財の保護」について

- ・ 文化財は、有形無形を問わず、その歴史・習俗を物語る地域の尊い遺産として、今まで受け継がれてきたものであり、本町の歴史・伝統・文化等を理解する上で欠くことのできないものです。また、本町には、国重要文化財に指定されている泉福寺の木造阿弥陀如来坐像や地域を定めない種指定の国の天然記念物ミヤコタナゴをはじめとし、国・県・町指定の文化財が合わせて36件あり、他にも県選定重要遺跡が3件あります。
- ・ 町内には、五厘沼窯跡・天神山横穴墓群をはじめ様々な史跡があります。また、国指定天然記念物ミヤコタナゴの生息が確認された豊かな自然環境もあります。これらを町の大切な遺産として後世に残していくため、周辺の環境と一体となってこれらの保護・保全に努めていく必要があります。

#### ◇ 「文化財の活用」について

- ・ これらの文化財は、町民のかけがえのない共有財産であることから、文化財の指定や登録はもとより、滅失する恐れのある埋蔵文化財の調査や史跡の公有化、散逸する恐れのある郷土資料の収集を進めるとともに、積極的に文化遺産を保護・保存していくことが必要です。同時に、これら埋蔵文化財や民俗資料などの文化遺産については、空いた公共施設を利活用し展示公開を進めるなど、積極的な公開に努め、町民の郷土の文化遺産に対する愛護意識を醸成していくことも必要です。
- ・ また、獅子舞など地域の伝統芸能についても、各地域で大切に守られてきた歴史的な遺産となっており、地域への愛着や誇りを生み出すものとして、再認識されています。本町においても、町民の生涯学習やまちづくりの資源として積極的に活用するなど、様々に活用し、次の世代に継承していく必要があります。
- ・ 平成30年6月に文化財保護法の改正が行われ、各自治体が県の大綱を勘案して法律に基づいた地域文化財の保存活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を受けることができるようになったことなどから、今後計画的な文化財の保存・活用を図ることがますます必要となってきます。

## ■基本方針

### 2-5-1 文化財の保護

本町内に残された文化財の保護と継承に努めるとともに、天然記念物であるミヤコタナゴの保護・人工繁殖に取り組みます。

### 2-5-2 文化財の活用

文化財の定期的な展示等を進めるとともに、多くの町民が文化財に触れる場を提供し、文化財保護意識の高揚を図ります。

## ■目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
文化財展の入館者数	エコミュージアムにおける文化財展の入館者の増加を目指します。	248人	300人

## ■施策の体系

### 2－5 郷土文化の保護・活用

1 文化財の保護	1 埋蔵文化財及び文化財の収集・保存
	2 自然資源及び歴史的資源の保護・保存
2 文化財の活用	1 文化財の活用
	2 伝統芸能の保存

伝統芸能(月輪獅子舞)



## ■施策の内容

### 2-5-1 文化財の保護

#### (1) 埋蔵文化財及び文化財の収集・保存

発掘出土品及び収集民俗資料等の展示・保管施設及び埋蔵文化財整理施設の整備を進めます。埋蔵文化財の調査・保存・活用のため、町内の開発に対応した埋蔵文化財の調査結果のデジタル化を推進し、広く情報の提供を図ります。

#### (2) 自然資源及び歴史的資源の保護・保存 戦略プロジェクト-2 推進プロジェクト-6

町内に所在する様々な史跡については、町の大切な文化遺産として後世に残していくとともに、歴史・史跡保存エリアとして、その保全に努め、町内外へ積極的に周知します。また、社叢などの歴史的に価値の高い樹木などの自然環境の保全に努めます。我が国固有の淡水魚で、天然記念物に指定されているミヤコタナゴの保護・人工繁殖に努め、野生復帰に向けた研究に取り組みます。

### 2-5-2 文化財の活用

#### (1) 文化財の活用 推進プロジェクト-6

文化財保護意識を高めるために、エコミュージアムセンターでの常設小展示の実施、文化財マップの作成、文化財の説明板の設置、関係機関と連携した展示会や史跡めぐりの開催など、広く文化財の活用を図ります。

#### (2) 伝統芸能の保存

町内に残る月輪神社の獅子舞や下福田さら獅子舞を保存・継承していくため、保存団体と協力し後継者育成に努めます。

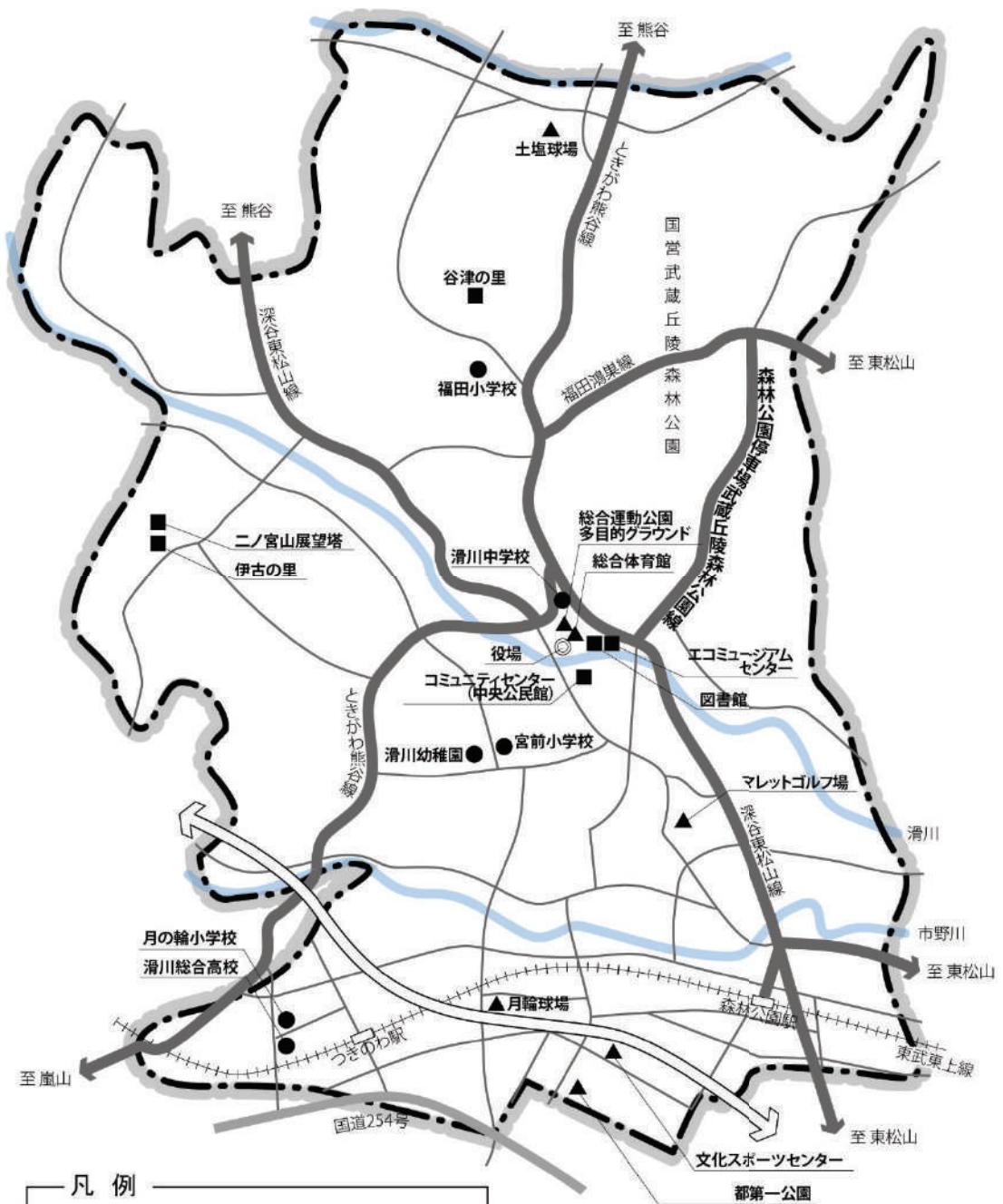
表 滑川町指定文化財

No.	指定	種類	名称	所在地	管理者	指定年月日
1	国指定重要文化財	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	和泉	泉福寺	1913/8/20
2	県指定有形文化財	彫刻	観音菩薩及び勢至菩薩立像 【重要文化財・阿弥陀如来坐像両脇侍】	和泉	泉福寺	1982/3/23
3	県指定史跡	史跡	五厘沼窯跡群	羽尾	個人	1980/3/29
4			天神山横穴墓群	福田	個人	1991/3/15
5	県指定天然記念物	天然記念物	伊古乃速御玉比売神社社叢	伊古	伊古乃速御玉比売神社	1931/3/31
6	町指定有形文化財	建造物	旧田尻橋	伊古	個人	1987/3/31
7		絵画	華山瑞鹿図	福田	個人	1977/3/31
8		彫刻	慶徳寺四天王像	中尾	慶徳寺	1977/3/31
9		書跡	勝海舟幟	伊古	伊古乃速御玉比売神社	1977/3/31
10			愚禪の馬頭尊	羽尾	個人	1984/3/31
11		古文書	成安寺朱印状	福田	成安寺	2015/7/17
12			貞享四年裁許状	福田	平堰水利組合	2017/9/14
13			高柳家文書	福田	滑川町教育委員会	2019/7/29
14		考古資料	建長板石塔婆	福田	成安寺	1977/3/31
15			二連板石塔婆	水房	放光寺	1980/3/31
16			月輪古墳出土人物埴輪	月の輪	個人	1983/3/31
17			板石塔婆	福田	個人	1984/3/31
18			打越遺跡出土繩文時代草創期遺物	福田	滑川町教育委員会	1988/3/31
19			天保七年銘高屋敷沼樋管	福田	滑川町教育委員会	1994/3/29
20			寛政年間南谷沼樋管	福田	滑川町教育委員会	1996/3/27
21			昭和五年銘長沼樋管	福田	滑川町教育委員会	1996/3/27
22			旧石器付 石器一括	月輪	個人	1985/3/30
23			家形埴輪	福田	滑川町教育委員会	2014/7/17
24	歴史資料	真福寺鰐口	真福寺鰐口	福田	成安寺	1977/3/31
25			小林三徳算額	福田	成安寺	1977/3/31
26		浅間神社鰐口	浅間神社鰐口	福田	浅間神社	1977/3/31
27			宮島勘左衛門之碑	月輪	個人	1986/3/31
28		有形民俗	羽尾道祖神	羽尾	個人	1977/3/31
29	町指定記念物	史跡	岩屋塚古墳	羽尾	個人	1986/3/31
30			平谷窯跡群	羽尾	個人	1983/3/31
31			円正寺古墳群こまがた1号、2号、3号墳	福田、土塙	個人	1982/3/30
32			大堀西窯跡	月の輪	ボッシュ(株)	1990/3/31
33			花気窯跡	中尾	個人	2015/7/17
34	町指定無形文化財	無形民俗	下福田さら獅子舞	福田	下福田さら獅子舞保存会	2014/7/17
35			月輪獅子舞	月輪	月輪獅子舞保存会	2014/7/17
36	県選定重要遺跡	重要遺跡	山田城跡	山田	—	1969/10/1
37			月輪古墳群	月輪、月の輪	—	1969/10/1
38			羽尾城跡	羽尾	—	1976/10/1

※上記の他に、地域を定めない種指定の国の天然記念物である「ミヤコタナゴ」がある。

後期基本計画  
豊かな心と文化を育むまちづくり（教育文化）

## 教育・文化・スポーツ施設位置図



## 凡例

■	関越自動車道	●	学校教育施設
■	県道	■	文化・学習施設
—	町道	▲	スポーツ施設
—	河川	◎	役場
—	鉄道		
—	国道254号		



# 第3章

## 暮らしやすい快適なまちづくり

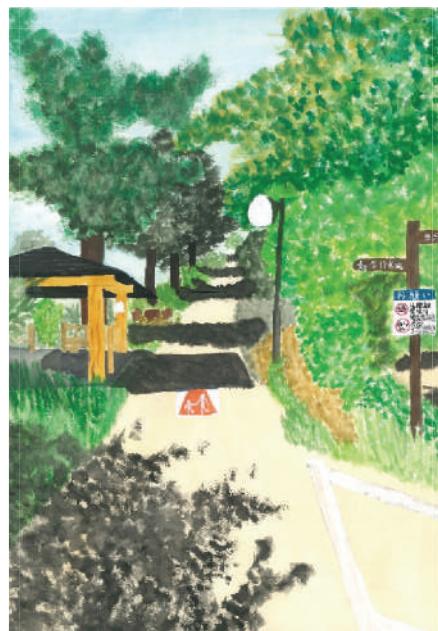
### ＜都市基盤　生活環境＞



自然豊かな滑川町  
月の輪小学校 5年  
西理希さん



きれいに流れていく市野川  
宮前小学校 6年  
外川真ノ音さん



僕のトレーニングコース  
滑川中学校 2年  
戸田樹さん

## 3-1 調和（バランス）のとれた土地利用の推進

### ■現況と課題

#### ◇ 「都市的・自然的土地利用の推進」について

- 町全体の面積は 29.68 km<sup>2</sup>で、地目別にみると約 13%が宅地、約 31%が農地に利用され、丘陵地帯など町土の約 26%が山林として残されています。また、本町は、昭和 41 年に首都圏近郊整備地帯に指定されました。昭和 45 年には都市計画法に基づき市街化区域と市街化調整区域の線引きが行われ、森林公园駅周辺と工業団地、月輪、六軒地区及びカニ山地区が市街化区域に指定され、昭和 48 年に市街化区域内において用途地域が定めされました。昭和 60 年には、市街化区域から市街化調整区域に編入する逆線引きを行い、カニ山地区を市街化調整区域に編入するとともに、月輪土地区画整理事業の施行に伴う市街化区域の拡大を行いました。
- 市野川以南を中心とした土地利用については、現在、法的な規制等に基づき市街化区域への集積を図っているところですが、東武東上線森林公园駅周辺の羽尾（両家・カニ山・十三塚）地区やつきのわ駅周辺の市街化区域に隣接する地区についても、既存の市街化区域内の都市機能を有効活用できるよう計画的なまちづくりを図っていく必要があります。そして、緑豊かで良質な町の形成に向けて、地域住民への指導・啓発を進めていくことが求められます。
- 市野川以北を中心とした土地利用については、北部地区において新規企業誘致が実現するなど一定の効果を上げています。今後も、町北部地区の活性化を図るため、住宅開発及び企業誘致に向けた取組を強化しながら、周辺の農地や丘陵地、既存の集落形態との調和した土地利用を図っていく必要があります。また、農地については、進行中だった山田地区、中尾下田地区、羽尾中部地区、両表・大木地区のほ場整備事業が完了しました。今後は優良農地の保全に努めていく必要があります。
- 本町には、谷津と呼ばれる丘陵地の地形を利用してつくられた約 200 個の沼（農業用ため池）があるほか、窯跡や古代寺院跡など史跡も点在し、これらが周辺の雑木林とあいまって独特な景観をつくり、町の魅力となっています。昭和 60 年には、これらの沼から国の天然記念物であるミヤコタナゴの生息が確認されましたが、それ以来自然環境下での生息が確認されていません。今後も、ミヤコタナゴの生息環境の回復に努めながら、先人たちが残した豊かな自然環境、歴史・文化財を守り育てていく必要があります。

#### ◇ 「適切な土地利用の誘導」について

- 土地を計画的に利用するため、第 4 次滑川町国土利用計画、滑川町都市計画マスターplan、これらの方針に基づき、地域の特性や個性に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進しています。

## ■ 基本方針

### 3-1-1 都市的・自然的土地利用の推進

地域の特性を十分に生かしながら、都市的土地利用と自然的土地利用が調和した計画的な土地利用を推進します。特に、市野川を中心として、南側の土地利用については効率的な土地利用の検討を行うとともに、北側の土地利用については地域振興等に資する適切な整備手法により地域の振興を図ります。

### 3-1-2 適切な土地利用の誘導

滑川町国土利用計画、滑川町都市計画マスタープランに基づき、計画的な土地利用を進めいくため、市街地環境の改善や都市基盤整備、都市景観の向上に資する計画的な土地利用を誘導します。

## ■ 目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
現在の住みごこちに満足している町民の割合	「現在の住みごこち」に関するアンケートにおいて、「満足」「やや満足」と回答した割合の増加を目指します。	72.9%	80.0%

## ■ 施策の体系

### 3-1 調和（バランス）のとれた土地利用の推進

1 都市的・自然的土地利用の推進	1 住宅系土地利用の推進
	2 産業系・商業系開発の推進
	3 自然的土地利用の適正な誘導
	4 自然環境の保全
2 適切な土地利用の誘導	1 土地利用情報の整理と活用
	2 計画的な土地利用の推進
	3 適正な開発許可制度の運用

## ■施策の内容

### 3-1-1 都市的・自然的土地利用の推進

#### (1) 住宅系土地利用の推進



#### 戦略プロジェクト-1

市街化区域内では、既存の住宅地において良好な居住環境の維持を図りながら、利便性と質の高い住宅地の形成を推進します。

市街化調整区域については、羽尾（両家・カニ山・十三塚）地区における土地区画整理事業をはじめとした新しいまちづくりの検討など、地域コミュニティや人口安定に資する住宅系開発の検討を行ふとともに、周辺と調和した良好な住環境の形成を図ります。

#### (2) 産業系・商業系開発の推進



#### 戦略プロジェクト-4

既存の工業団地周辺部については、周辺の住宅地や幹線道路などへの影響を考慮しつつ、需要に応じた工業用地の確保、整備を検討します。

北部地区での産業系開発推進にあたっては、嵐山小川インターチェンジからの交通動線を考慮しながら、周辺の豊かな自然環境と調和した土地利用の誘導を行い、誘致エリアへの企業の進出を促進します。

森林公園駅及びつきのわ駅周辺の商業地については、隣接する住宅地域を対象とした地域の生活利便の向上に資する商業・サービス施設の立地誘導を図ります。県道深谷東松山線沿道の商業地は、既存の大型商業施設によるショッピング機能の維持を図るとともに、当該施設の活用や連携による地域活性化施策を推進します。

#### (3) 自然的土地利用の適正な誘導



#### 戦略プロジェクト-1

北部地区を中心とした農用地においては、重要な食料生産の場である農地としての機能を維持するとともに、優良農地の保全と利用に努めます。

既存の集落地については、良好な農村集落環境の維持・保全を図ります。

丘陵地の山林や平地林等については、里山の保全・再生を図るとともに、適正な維持管理を推進します。

#### (4) 自然環境の保全

ミヤコタナゴなどの生息環境となっている貴重な自然環境資源については可能な限り保全に努めるとともに、歴史・史跡保存エリアとして文化財と一体となって優れた自然環境を有している空間の保全を図ります。

### 3-1-2 適切な土地利用の誘導

#### (1) 土地利用情報の整理と活用

社会経済の状況、都市の現状、都市化の動向等について、調査等により広範囲なデータを一元的に把握・収集し、適切で正確な情報の提供を行います。

#### (2) 計画的な土地利用の推進

必要に応じて滑川町都市計画マスターplanの時点修正等の見直しを実施し、都市計画の目標に基づいた計画的な土地利用の推進を図ります。

#### (3) 適正な開発許可制度の運用

町の国土利用計画、都市計画マスターplan等を踏まえ、計画的で良好な開発行為、市街化調整区域内における集落の維持、社会情勢の変化への対応といった事項を勘案し、実情に応じて町条例や審査基準の改正を行い、適正な制度の運用を図ります。

航空写真(つきのわ駅周辺)



## 3-2 安全で安心な生活を守る仕組みづくり

### ■現況と課題

#### ◇ 「防災体制の確立」について

- ・ 自然災害のほか、感染症、テロ、大規模な事故・事件、武力攻撃事態など、危機事象が多様化・複雑化している中で、地方公共団体においても、町民の生命、身体及び財産を守るために危機管理体制を強化する必要性が高まっています。危機事態の発生を未然に防止するとともに、危機事態時には迅速かつ的確な対応を図れるよう、体制の整備が求められます。
- ・ 自然災害等に対する危機管理については、地域防災計画の作成のほか防災訓練の実施など積極的に取り組んでいるところです。今後も、災害用備蓄品の充実・確保を図りながら、様々なメディアを通じた防災意識の啓発等により町民の防災意識の向上を図っていく必要があります。

#### ◇ 「消防体制の強化」と「救急体制の充実」について

- ・ 本町の消防体制は、比企広域消防本部滑川分署と滑川消防団で連携を図っており、各地域の自主防災会や消防団OB会と協力しながら消防・防災活動に取り組んでいます。消防体制の充実・強化を図っていますが、消防設備や装備については、消防団車庫・詰所の老朽化が進むなどの課題があり、さらなる消防施設の充実が必要となっています。また、消防団の人材の面では、職業や地域間バランスをとりながら団員の確保を積極的に進め、消防団活動のより一層の充実を図る必要があります。
- ・ 本町の救急体制は消防業務と同様、比企広域市町村圏組合で行っており、高規格救急車両1台が滑川分署に配備されていますが、救助活動の回数は年々増え続けております。また、搬送先が決まりず病院での治療までに時間がかかり、さらなる救急体制の充実が求められています。

#### ◇ 「危機管理・国民保護計画の推進」について

- ・ 武力攻撃事態等や緊急対処事態などに対する危機管理については、国民保護計画に基づき、危機管理体制の充実強化に努めています。今後も、町民の生命、身体、財産を守るために、緊急対処事態に備え、避難・救援・災害への対処等の措置を講じる必要があります。

#### ◇ 「交通安全対策の充実」と「防犯活動の推進」について

- ・ 交通安全や防犯などの体制を整え、安心・安全な地域社会を実現していくことは、快適な町民生活にとって重要な要素です。近年、高齢化など人口構成の変化や生活スタイルの変化、地域コミュニティの衰退などに伴って、交通事故や消費者問題なども含む身近な犯罪も多様化しており、暮らしの安全を確保するための対策が求められています。そのため、交通安全に対しては、交通事故を未然に防止し、安全かつ快適な交通を確保していくため、交通安全意識の高揚と道路交通環境の改善を図ることが必要となっています。また、犯罪に対しては、全国的に犯罪の複雑化や巧妙化、広域化、低年齢化の傾向が顕著になっていることから、地域ぐるみでこれらの問題に取り組み、犯罪等に対して安全で安心のできるまちづくりを進めていくことが重要です。

## ■ 基本方針

### 3-2-1 防災体制の確立

防災備蓄センターの活用や施設の整備を行うとともに、防災訓練や広報紙などを通じて町民の防災に対する意識の高揚を図ります。

### 3-2-2 消防体制の強化

引き続き、団員の募集と確保に努め、町内の消防団の強化を図ります。また、防火水槽や消火栓の管理、整備に努めます。

### 3-2-3 救急体制の充実

増え続ける救急活動に対応するため、救急救助体制の充実を図るとともに、町民の救護意識の向上に努めます。

### 3-2-4 危機管理・国民保護計画の推進

国民保護計画を推進するとともに、危機管理体制を整備し、緊急事態における町民の安全確保に努めます。

### 3-2-5 交通安全対策の充実

交通安全教育を推進し町民の意識の高揚を図るとともに、交通安全組織の育成・活動支援に努めるほか、危険箇所に重点を置いた交通安全施設の整備を進めます。

### 3-2-6 防犯活動の推進

地域住民が中心となる自主的な防犯活動の充実を促進します。また、月の輪地区への交番設置を働きかけるとともに、各地区への防犯灯の整備・改修を進めます。

## ■ 目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
防災訓練参加者数	防災への意識を高めるため、1回当たりの防災訓練参加者数の増加を目指します。	1,271人	1,500人
消防団員の数	消防体制の強化を図るため、滑川消防団員を確保し、消防団の充実を目指します。	60人	60人
救急救命士の人数	救急救助体制の充実を図るため、救急救命士の人数の拡充を目指します。	7人	8人
自主防犯組織の登録人数	地域で自主的に防犯活動ができるよう、活動地区の細分化を図り、自主防犯組織の登録人数の増加を目指します。	402人	500人
こども110番の家の設置軒数	子どもたちの安全確保の拡大を図るため、こども110番の家を掲げる民家や店舗の軒数増加を目指します。	108軒	130軒
防犯灯の設置基數	防犯灯の増設により、安心・安全を高める維持管理体制の充実を目指します。	2,466基	2,586基

## ■施策の体系

### 3-2 安全で安心な生活を守る仕組みづくり

1 防災体制の確立	1 防災意識の高揚
	2 防災行政無線の整備
	3 予防対策・応急対策の推進
2 消防体制の強化	1 消防水利の充実
	2 消防団の強化
	3 常備消防の充実
3 救急体制の充実	1 救急救助体制の充実
	2 救護意識の啓発
4 危機管理・国民保護計画の推進	1 危機管理体制の整備
	2 国民保護計画の推進
5 交通安全対策の充実	1 交通安全施設の整備
	2 交通安全活動の充実
	3 交通安全教育の推進
	4 交通安全組織の育成
	5 被害者救済の支援
6 防犯活動の推進	1 防犯活動の推進
	2 子ども避難所の設置
	3 交番の設置
	4 防犯灯の整備
	5 消費者の保護

## ■施策の内容

### 3-2-1 防災体制の確立

#### (1) 防災意識の高揚



**推進プロジェクト-5**

災害に備えるため、関係機関と連携して総合防災訓練を実施し、町民に対して防災への理解と意識の高揚を促進するとともに、災害時の初動活動を地域で主体的に行えるよう、各地区の自主防災組織の充実・強化を図ります。また、地域防災計画の見直しを適宜行い、町民への災害に対する啓発を推進します。

#### (2) 防災行政無線の整備

災害時に町民の生命や財産を守り、迅速かつ正確に情報の伝達を行うため、防災行政無線の保守点検を行います。

#### (3) 予防対策・応急対策の推進

災害時の初動期において的確に行動できるよう地域防災計画の見直しを適宜行い減災に努めます。また、災害時に町民への避難誘導や災害情報収集を円滑に行うため、情報連絡体制の強化を推進します。さらに、防災倉庫内の防災資機材の整備・点検、備品の整備・更新を行うとともに、普段から隣接市町村との協力体制を確立し、災害時に即応できる体制の整備に努めます。

### 3-2-2 消防体制の強化

#### (1) 消防水利の充実

火災時の水利を確保するため、消火栓新設工事と併せ、地域の実情に応じて、防火水槽を設置します。また、自然の水利を有効に利用するとともに、既設の消火栓及び防火水槽の維持管理を推進します。

#### (2) 消防団の強化

消防活動に対応するため、老朽化した車庫・詰所の修繕や、建替え等を視野に入れた消防施設の充実を図ります。また、団員の確保・充実を促進し、消防団の強化に努めます。

#### (3) 常備消防の充実

比企広域消防本部滑川分署と消防団、関係機関との連携を図り、消防体制の強化に努めます。また、水利の整わない土地においても消火活動ができる高性能の高規格消防車両を滑川分署に配置します。

### **3-2-3 救急体制の充実**

#### **(1) 救急救助体制の充実**

救急体制の充実を図るため、高規格救急車の配備台数の増加や救急救命士の増員を要請するとともに、救助資機材の整備を推進します。

#### **(2) 救護意識の啓発**

災害時に、町民が最低限必要な救急救助活動ができるよう、学校や事業所など大規模施設を対象に救急救護訓練を行うとともに、普通救命士講習の受講を促進し、救護意識と救護技術の向上を図ります。

### **3-2-4 危機管理・国民保護計画の推進**

#### **(1) 危機管理体制の整備**

自然災害だけでなく人為的な事故も含め、救援・救護体制を強化し、地域と町、企業、関係機関の連携による被災に備えた危機管理体制の構築を推進します。

#### **(2) 国民保護計画の推進**

国民保護法に基づく国民保護に関する滑川町計画により、避難・救援・災害への対処等の対策を適正かつ迅速に実施できるようにします。また、全国瞬時警報システム（J－ALERT）※や安否情報システムの保守点検及び定期的な訓練を実施し、災害時の運用強化を図ります。

### **3-2-5 交通安全対策の充実**

#### **(1) 交通安全施設の整備**

自動車の通行から歩行者の安全を確保するため、幹線道路や通学路の歩道の整備を進めるとともに、信号機や横断歩道等の設置を関係機関に要請します。

また、交差点や急な曲がり角等、事故の起こる可能性が高い箇所には、地域住民等の要望を踏まえ、道路標識や道路反射鏡、防護柵、道路照明灯などの交通安全施設の設置を推進します。

#### **(2) 交通安全活動の充実**

登下校時の児童の交通事故防止を図るため、交通指導員を配置するとともに、ボランティアの協力を要請するなど、地域と一体となった交通事故防止活動を促進します。

また、関係機関と連携し、交通安全指導、街頭キャンペーンを推進します。

※全国瞬時警報システム（J－ALERT）：緊急地震速報、津波警報、気象警報、弾道ミサイル攻撃に関する情報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステム。

### 推進プロジェクト-5

#### (3) 交通安全教育の推進

子どもや高齢者に対して交通安全教室や講習を実施し、交通安全教育の啓発・普及を進めます。広報紙に交通安全に関する記事を掲載し、町民の交通安全意識の高揚を図ります。

#### (4) 交通安全組織の育成

町民の交通安全と交通事故防止を推進するために、交通安全組織に対して、研修の機会を提供するとともに、交通安全活動を支援します。

#### (5) 被害者救済の支援

交通事故の被害者を支援するため、県の市町村交通災害共済への加入促進に向けた広報を展開し、加入者の増加を図ります。

### 3-2-6 防犯活動の推進

#### 推進プロジェクト-5

#### (1) 防犯活動の推進

地域の治安を自主的に守る地域防犯ボランティアの育成と活動支援を行います。

教育委員会と協力し、学区内の通学路を中心に学校、PTA、保護者及びボランティアの連携によるパトロール活動等を促進します。

#### (2) 子ども避難所の設置

子どもたちを地域全体で守るため、不審者に遭遇、または、不慮の危険に巻き込まれた場合に児童・生徒が駆け込むことができる「子ども 110 番の家」の設置を促進するとともに、町立小中学校及び教育委員会との情報交換や連携体制の強化を図ります。

#### (3) 交番の設置

つきのわ駅前に交番を設置するよう、関係機関に要請します。

#### (4) 防犯灯の整備

地域住民の要望を踏まえ、緊急性の高い箇所を優先して防犯灯の設置を進めます。

#### (5) 消費者の保護

消費者相談窓口を周知するとともに、消費者が被害にあわないよう広報を通したPR活動を推進します。また、埼玉県消費生活課や消費生活センター川越と連携し消費者保護に努めます。

## 3-3 きれいで快適に暮らせる地域環境づくり

### ■現況と課題

#### ◇ 「環境を大切にした暮らしの普及」について

- ・ 近年では、ごみの不法投棄による環境の汚染や地球温暖化の進行による異常気象での被災が懸念されています。自然との共生を理念に掲げる本町には、環境に配慮したまちづくりの施策を推進し、町民や事業者、町が協力し合い環境にやさしいシステムを構築していくことが求められています。そのため、環境への取組の方向性を定める環境基本計画や地球温暖化対策実行計画の点検と評価を行い、計画に基づく体系的な施策を引き続き実行していく必要があります。また、災害発生時には災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理を円滑に行います。
- ・ 環境美化運動については、毎年6月と12月に町民参加による、環境美化の日を設けています。これにより、町民の環境に対する意識が高まりつつあるため、今後も引き続き継続した運動が必要です。地球温暖化防止については町民の環境意識も高まり、住宅用太陽光発電設置費補助事業により設置件数も順調に増えています。今後も、広く町民へ環境問題への関心を促し、環境に配慮した生活様式の普及・啓発活動に努めます。

#### ◇ 「自然と調和した暮らしやすい生活環境づくり」について

- ・ 公害防止については、東松山工業団地内の事業所との間に公害防止協定を結んでいますが、事業内容が変更になった企業については、現状に即した協定の見直しを図る必要があります。また、環境委員や環境補助員を全地区に配置しており、不法投棄に対する連絡体制の強化を図っています。今後も環境保全のため、継続的な不法投棄対策に取り組む必要があります。

#### ◇ 「ごみ減量化の推進」について

- ・ ごみに関する諸問題に対処するために、町、町民、事業者がそれぞれの責務を認識し役割を果しながら協働して、3Rを推進します。そのため、家庭用生ごみ処理器の補助金交付、広報紙や回覧を通じたごみの分別収集の協力の呼びかけや特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）などの周知といった取組を続けながら、町民一人ひとりの環境への意識を高めていくことが大切です。
- ・ 今後も住宅地への新たな人口流入に伴い、さらなるごみの量の増加が予想されます。また、ごみ処理施設の老朽化による処理能力の低下も懸念されるため、ごみの減量化に向けた住民意識の啓発に努めるとともに、新たなごみ処理体制の検討協議を行っているところです。

#### ◇ 「廃棄物処理体制の充実」について

- ・ 本町は、5か町村（滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、東秩父村）からなる小川地区衛生組合を構成し、この組合によるごみ処理施設においてごみの処理を行っています。施設は、1日で約62tのごみを焼却できる規模を有していますが、施設の老朽化が進み、処理能力の低下や緊急での施設修繕が課題となっています。また、埼玉中部資源循環組合が解散したことにより新たな処理体制の検討協議が急務となっています。
- ・ し尿の処理は、小川地区衛生組合の池ノ入環境センターにおいて行っています。公共下水道認可区域、農業集落排水事業区域を除いた区域を浄化槽整備区域とし、合併処理浄化槽の普及を進め、併せて保守点検・清掃・法定検査といった維持管理の啓発を行っていく必要があります。

## ■ 基本方針

### 3-3-1 環境を大切にした暮らしの普及

環境にやさしいまちづくりを目指し、総合的な環境行政を推進します。また、児童・生徒や町民に対する環境教育を推進するとともに、町民の環境保全活動への参加機会の提供に努めます。

### 3-3-2 自然と調和した暮らしやすい生活環境づくり

不法投棄や公害を防止するため、監視活動の強化に努め、町民・事業者への指導や啓発活動を推進します。

### 3-3-3 ごみ減量化の推進

ごみの減量化を図るため、町民に新たにごみ分別支援の導入を行い、家庭から排出されるごみの分別を徹底し、再資源化を促進します。

### 3-3-4 廃棄物処理体制の充実

ごみ処理の体制については、新処理体制の検討協議を推進し、家庭ごみの分別収集の徹底を継続して周知します。また、し尿処理は、現処理体制の維持に努めます。

## ■ 目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
住宅用太陽光発電設置件数	住宅用太陽光発電設置件数を増やし、再生可能エネルギーの普及増加を目標とします。	464 件	500 件
再資源回収団体数	町民のリサイクルへの意識を高め、さらなる取組を促進していくため、再資源回収団体の回収団体数の拡大を目標とします。	5団体	7団体
町民1人当たりごみの排出量	ごみ減量化を目指し、家庭から排出される1年間のごみの量の現状維持を目標とします。	180kg/年	現状維持

## ■施策の体系

### 3-3 きれいで快適に暮らせる地域環境づくり

1 環境を大切にした暮らしの普及	1 総合的環境行政の推進
	2 省資源・省エネルギー対策の推進
	3 環境教育・啓発の推進
	4 環境美化の推進
	5 再生可能エネルギー施策の推進
2 自然と調和した暮らしやすい生活 環境づくり	1 啓発活動の推進
	2 企業への指導
	3 監視体制
	4 苦情相談
3 ごみ減量化の推進	1 ごみ減量化の推進
	2 ごみの再資源化の推進
	3 3Rの促進
4 廃棄物処理体制の充実	1 処理施設の整備
	2 ごみ収集体制の充実
	3 し尿収集処理体制の充実

## ■施策の内容

### 3-3-1 環境を大切にした暮らしの普及

#### (1) 総合的環境行政の推進

総合的な地域環境施策の推進のため、その必要性や近隣市町村の計画との整合性を図りつつ、環境基本条例及び環境基本計画に基づき、人と自然の共生を目標とした良好で快適な環境の保全・創出を図ります。

#### (2) 省資源・省エネルギー対策の推進

地球温暖化対策実行計画の点検評価を実施し、省資源、省エネルギーへの取組を促進し、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減について総合的な取組を図ります。特に、自動車の排気ガスに含まれる窒素酸化物及び一酸化炭素の低減化と資源の有効利用を図るため、本庁において低公害車の導入を推進します。

#### (3) 環境教育・啓発の推進



関係機関との連携を図り、町内にある地域資源を生かした小・中学校の環境教育を実施するとともに、公民館事業など社会教育活動を通じて、町民への環境学習の機会の提供に努めます。また、様々なエコ活動を推進し、町民の環境への意識啓発を図ります。

#### (4) 環境美化の推進

不法投棄やごみの投げ捨てにより町の景観が損なわれることのないよう、町民参加による環境美化を定期的、継続的に実施します。また、環境委員等の活動を支援するとともに、町民への環境美化への啓発を促進します。

#### (5) 再生可能エネルギー施策の推進

太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の町民への普及・啓発を図ります。

### 3-3-2 自然と調和した暮らしやすい生活環境づくり

#### (1) 啓発活動の推進

広報紙・ホームページを活用し、町民への環境情報の提供を行い、公害防止意識の高揚を図ります。

#### (2) 企業への指導

東松山工業団地内の事業所の公害防止指導と設備状況等現状の把握を進めます。また、東松山工業団地以外の町内にある該当企業についても公害防止協定の締結と現状の把握に努めます。

#### (3) 監視体制

不法投棄を防ぐため、各行政区に環境委員等を通じて通報・報告などの活動を行い、監視体制の強化を図ります。

また、比企地区合同で河川調査を行い、水質情報を管理し、異常水質事故が発生した場合、「危機管理マニュアル」により常時対応できるよう、関係機関との連携を図ります。

#### (4) 苦情相談

関係機関と連携を図りながら公害関連情報の収集を行い、公害苦情相談に適切に対応し、その解決に努めます。

### 3-3-3 ごみ減量化の推進

#### (1) ごみ減量化の推進

ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理器購入補助事業の実施などを通じて、一般家庭から出る生ごみの減量化を推進し、ごみ減量化の意識向上を図ります。また、海洋プラスチック問題や地球温暖化問題、廃棄物問題、石油資源の制約などの課題に対応した取組を進めるため、レジ袋の削減への取組やマイバッグ持参の普及啓発に努めます。

#### (2) ごみの再資源化の推進

ごみの分別を徹底し、ごみの再資源化の推進を図ります。また、広報紙、回覧、町のホームページを通じて住民や業者への周知を図ります。さらに、古紙やアルミ缶など再資源化できるものを回収する団体に対し支援を行い、町民の日常から排出される廃棄物の再利用の促進を図ります。また、新たにごみ分別支援の導入を行い、町民の分別意識や資源化意識の向上を図ります。

#### (3) 3Rの促進

3R（リユース・リデュース・リサイクル）※を推進するため、広報紙、回覧、町のホームページを通じて住民への周知に努めます。さらに、新たにごみ分別支援を導入することにより、各種リサイクルへの関心を深め、不法投棄の防止を図ります。

### 3-3-4 廃棄物処理体制の充実

#### (1) 処理施設の整備



ごみ処理施設の老朽化への対応から新たなごみ処理体制の検討協議を行い、ごみの排出に対応し、環境に配慮したごみ処理体制の整備を図ります。

#### (2) ごみ収集体制の充実

資源・ごみ分別収集力レンダーの配布や新たにごみ分別支援の導入を図ることにより、住民へごみ分別の啓発を進めるとともに、各地域の環境委員等を中心とした地域による、ごみステーションの管理の徹底を図ります。

#### (3) し尿収集処理体制の充実

し尿収集運搬業者に対する指導と処理施設の維持管理を実施します。

※3R(リユース・リデュース・リサイクル):Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3つのRの総称。

Reduce(リデュース)は、製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。

Reuse(リユース)は、使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること。

Recycle(リサイクル)は、廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。

## 3-4 便利で住みよい機能的な都市基盤づくり

### ■現況と課題

#### ◇ 「道路網の整備」について

- ・ 関越自動車道からのアクセスが比較的容易な立地条件にある本町では、広域的な道路体系の充実は、本町の活力を向上する上でも非常に重要です。そのため、行政区域を越えた都市計画道路や嵐山小川インターチェンジから嵐山町・滑川町・熊谷市を通るアクセス道路については、県への要望活動や関係部局との調整を行うなど、今後も積極的に取組を進めていく必要があります。
- ・ 県道は、主要地方道深谷東松山線、一般県道ときがわ熊谷線、福田鴻巣線等があり、これに加え、地域の幹線道路となる1・2級町道、一般町道で町内の道路網が構成されています。
- ・ 今後も町道の維持・管理を進めるほか、町道の新設・拡幅等の整備、増大する交通量や大型車両に対応するための改良や歩道の整備を進めていく必要があります。

#### ◇ 「公共交通網の充実」について

- ・ 本町には森林公园駅とつきのわ駅の2つの駅から都心方面へ直結する東武東上線が通っています。広域的な移動の利便性を高めるため、近隣の市街地とのネットワークの充実が求められており、北部地区と南部地区とを結ぶ新交通の導入促進に向けて、引き続き検討を続けていく必要があります。
- ・ 森林公園駅やつきのわ駅へのアクセスの向上やデマンド交通のさらなる利便性向上を図り、地域住民の日常交通の利便性のさらなる向上に努めていく必要があります。

#### ◇ 「上水道の整備」について

- ・ 自己水源を持たない本町は、県の水道用水を受水することで水道水を確保しており、今後も安全な水を供給するため、配水管同士を連結する整備等、管のネットワーク充実を図る必要があります。
- ・ 人口動態は依然増加傾向にあることから、今後も最大給水量に注意を払い、必要に応じて受水枠の拡大や給水人口の増加による変更等を国へ要請していく必要があります。さらに、水道事業広域化について、「埼玉県水道整備基本構想（埼玉県水道ビジョン）」に基づき、県を中心として広域化に向けての協議に取り組んでいます。
- ・ 我が国で頻発する災害に対応するため、応急配水管網や応急給水施設の設置・配水管の耐震、耐蝕化・耐震性貯水槽の設置を進めるなど、強靭な水道への対策を講じる必要があります。

#### ◇ 「汚水処理の推進と維持管理体制の充実」について

- ・ 下水道は、町民の生活に欠かせない重要な都市基盤の一つであり、生活排水による河川や農業用水の汚濁防止など、環境の污染防治や快適な環境を維持するため計画的に整備する必要があります。
- ・ 今後は、公共下水道認可区域について計画的な整備に努め、あわせて、農業集落排水施設の適正な維持管理、合併処理浄化槽の普及に取り組み、水洗化率の向上を図る必要があります。また、流域下水道処理委託負担金の動向や、農業集落排水使用料及び公設浄化槽使用料の料金改定を検討し適正な設定を行い、安定した事業の運営を推進していく必要があります。

#### ◇ 「情報通信基盤の充実」について

- ・ 地域において情報化社会を推進するには、通信基盤の整備を行う必要があります。災害に強く、地域活性化のツールとしても有効な通信基盤の整備を進めていきます。町内全域への通信基盤整備の普及促進に努める必要があります。

## ■基本方針

### 3-4-1 道路網の整備

県道などの広域的な道路体系の充実に向けて、嵐山小川インターチェンジからのアクセス道路の整備や県道の歩道整備について、県への要望活動や関係部局との調整を行います。また、道路の利便性の向上と地域住民の安全を確保するため、道路整備計画に基づいた道路網の整備や町道の新設・改良工事を進めるとともに、適正な維持管理を行っていきます。

### 3-4-2 公共交通網の充実

地域住民の交通の利便性を高めるため、鉄道サービスの充実を鉄道会社に要望するとともに、新交通の導入検討を継続します。また、森林公園駅やつきのわ駅、町内商業施設、医療機関へのアクセスをさらに容易にするため、デマンド交通の適正な運行に努めます。

### 3-4-3 上水道の整備

年々増加する水需要に対応し安定した給水を行うとともに、令和元年度に策定した滑川町水道事業ビジョンで示す基本理念「安全（適正な水質管理や給水量の確保、安心して使える水道水を目指す）」「強靭（災害や事故に備え、応急給水施設や配水施設の整備、耐震化対策や漏水対策を推進）」「持続（効率的供給の推進や広域化へ検討を進める）」に沿って事業を行っていきます。また、同年策定した滑川町水道事業基本計画や、平成30年度に策定したアセットマネジメント（資産管理）に基づき、計画的で効率的な事業運営を目指します。

### 3-4-4 汚水処理の推進と維持管理体制の充実

滑川町生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業を推進し、計画的かつ安定的な汚水処理整備の推進を図ります。また、維持管理の充実を図り、下水道事業運営の安定化に努めます。

### 3-4-5 情報通信基盤の充実

情報通信基盤の充実については、町民ニーズに対応した情報ネットワークの形成を図るため、通信基盤の整備を促進します。また、公共機関相互の情報連絡体制の強化に努めます。

## ■目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
道路橋の早期修繕・緊急修繕が必要な橋梁数	道路橋の修繕を計画的に進めることによって、道路橋点検時のⅢ*・Ⅳ*判定をなくすることを目指します。 ※Ⅲ：早期措置段階…道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 ※Ⅳ：緊急措置段階…道路橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	1橋	0橋
町内にある駅の利用者数	利便性の高い公共交通環境を整え、駅の利用者数*の増加を目指します。 ※駅の利用者数：森林公園駅・つきのわ駅の2駅の利用者数（1月～12月の1日平均乗降者数）	19,636人	22,500人
公共交通の利便性の向上	平成28年度より導入されたデマンド交通の適正な運行に努め、利用者数（年間）の増加を目指します。	7,959人	10,000人
水道水の有収率	上水道施設の利用効率を高めるため、有収率*の向上を目指します。 ※有収率：有収水量を給水量で除したもの。どれだけ漏水が少なく無駄がないかを表す比率。	93.20%	93.48%
公共下水道普及率	関連諸計画に基づき、汚水処理整備を着実に進め、公共下水道普及率*を高めることを目指します。 ※普及率：総人口に対する整備区域内の人口割合とする。	55.4%	57.0%
公設浄化槽設置数	関連諸計画に基づき、汚水処理整備を着実に進め、公設浄化槽転換基数の増加を目指します。	151基	211基
道路冠水による交通事故件数	台風・大雨の際、事前に通行規制を行うことにより、道路冠水による交通事故をなくすことを目標とします。	0件	0件

## ■施策の体系

### 3-4 便利で住みよい機能的な都市基盤づくり

1 道路網の整備	1 県道の整備促進
	2 幹線町道の整備
	3 一般町道の整備
	4 町道の維持管理
	5 橋梁の長寿命化
2 公共交通網の充実	1 東武東上線の利便性向上
	2 新交通の検討
	3 デマンド型交通の適正な運行の推進
3 上水道の整備	1 安定的給水量確保
	2 応急給水施設の整備
	3 耐震化対策の推進
	4 漏水対策の推進
	5 効率的供給の推進
	6 水道広域化の推進
4 汚水処理の推進と維持管理体制の充実	1 流域関連公共下水道の推進
	2 農業集落排水事業の推進
	3 凈化槽市町村整備推進事業の推進
	4 下水道事業等の運営の安定化
5 情報通信基盤の充実	1 通信基盤の整備促進
	2 外部機関とのネットワーク整備

## ■施策の内容

### 3-4-1 道路網の整備

#### (1) 県道の整備促進



#### 戦略プロジェクト-2

近隣市町と連携し、関越自動車道嵐山小川インターチェンジから熊谷方面へのアクセス道路整備を県に要望します。また、県道深谷東松山線は片側歩道となっており、県道ときがわ熊谷線には歩道未整備の部分があるため、これらの歩道整備を県に要望します。

#### (2) 幹線町道の整備

増大する交通量や大型車の通行に対応できるよう、町内の道路交通網の要である町道の整備を推進します。また、町民の生活の軸となって機能する道路の利便性の向上を図るため、必要に応じて町道や橋梁の新設等を検討し、生活に身近な道路の充実に努めます。

#### (3) 一般町道の整備

道路の利便性向上と地域住民の安全を確保するため、町道について、拡幅整備や屈折・狭あいの改善、雨水排水対策等を推進します。

#### (4) 町道の維持管理

道路環境の維持と通行の安全を確保するため、道路パトロールを実施するとともに、幹線道路や通学路の雑草刈払いを行います。また、事故多発箇所や地域住民から要望のあった箇所について、緊急性等を考慮しながら補修を行います。

台風時・大雨時については、道路冠水等による交通事故防止対策に努めます。

#### (5) 橋梁の長寿命化



#### 推進プロジェクト-6

橋梁点検に基づき、橋梁の優先度・老朽化等を考慮した改修等を計画的に推進し、橋梁の長寿命化を図ります。

### 3-4-2 公共交通網の充実

#### (1) 東武東上線の利便性向上

誰もが安心して利用できるよう、各駅のホームドア設置を要望するなど、ノーマライゼーション※に配慮した駅の整備を促進します。

※ノーマライゼーション：「障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という理念。

英語で「normalization」とは「標準化・正常化」、または「常態化」という意味があり、「以前は特異と思われていたことがあたりまえの状態になっていること」、という意味を含む。これを理念としてのノーマライゼーションに当てはめる場合、「障害がある人を変える」という意味合いでなく、彼らがありのままで健常者とともに生活ができるように「周りが変わる」という視点も持ち合わせている。

## (2) 新交通の検討

森林公園駅から熊谷・群馬県太田方面を結び、町の南北を縦断する新交通について、近隣市町村との連携を図りながら検討します。

## (3) デマンド型交通の適正な運行の推進



戦略プロジェクト-2

森林公園駅やつきのわ駅、町内商業施設、医療機関へのアクセスをさらに容易にするために導入したデマンド交通※の適正な運行に努め、さらなる交通弱者の利便性の向上を図ります。

## 3-4-3 上水道の整備

### (1) 安定的給水量確保

人口の増加に対応するため、計画給水人口と一日最大給水量の拡大を図る第4期拡張事業を推進します。また、住民が安心して利用できるよう、水質管理を徹底し、安全・安心な水道水の供給に努めます。

### (2) 応急給水施設の整備

災害や事故などによる配水管の破裂等に備え、断水を最小限にとどめるため、配水管と配水管を連結するバイパス管の整備を推進します。また、応急給水施設の工事を行います。

### (3) 耐震化対策の推進

地震対策として、老朽管の敷設替えや配水管の新設工事については、耐震化・耐蝕化を進めます。

### (4) 漏水対策の推進

補修管材の備蓄など漏水への早期対応ができる体制の強化を図るとともに、老朽管更新計画を作成し、計画的な更新を行い、漏水の未然防止に努めます。

また、民有地に埋設されている給水管については、道路改良時等を利用して道路敷への敷設替えを進め、漏水防止を図ります。

### (5) 効率的供給の推進

企業会計としての経済性を維持し、アセットマネジメント（資産管理）※、滑川町水道事業ビジョン、滑川町水道事業基本計画に基づき、効率的な事業運営に努めます。

また、水道料金の適正化について検討を行うとともに、外部委託による検針業務を実施し、効率化を図ります。

※デマンド交通：バスや電車などのようにあらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービスのこと。規則正しく運行されている公共交通機関と異なり、利用者が自分から連絡する必要がある。

※アセットマネジメント（資産管理）：社会資本の効率的な維持管理と計画的な投資を進める目的で導入される資産の管理手法のこと。

## (6) 水道広域化の推進

滑川町が所属する、埼玉県第6ブロック水道広域化実施検討部会の運営については、県を中心に検討を行います。

### 3-4-4 汚水処理の推進と維持管理体制の充実

#### (1) 流域関連公共下水道の推進

滑川町生活排水処理基本計画に基づき、事業認可計画区域の下水道整備を継続して推進し、適正で計画的な整備に努めます。また、予防保全的管理を計画的に行い、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化に努めます。

#### (2) 農業集落排水事業の推進

農業振興地域の生活環境の改善・向上と水質の保全を図るため、経年的な劣化が散見される処理施設の計画的な機能強化に努めます。

#### (3) 净化槽市町村整備推進事業の推進

生活環境の保全を図るため、浄化槽事業を推進し、くみ取り便槽や単独処理浄化槽からの転換を促進します。また既存の合併処理浄化槽についても、保守点検、清掃、法定検査等の維持管理についての啓発を実施します。

#### (4) 下水道事業等の運営の安定化

令和6年4月までに特別会計から公営企業会計へ移行し、経営状況を明確に把握し、経営分析を通じて適切・効率的な事業選択により下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業の運営の安定化に努めます。

### 3-4-5 情報通信基盤の充実

#### (1) 通信基盤の整備促進

町内の情報インフラ整備を充実させるため、公衆無線LAN※の利活用を検討し、ワイヤレス社会※の実現に向けた住民サービスの向上を推進します。

#### (2) 外部機関とのネットワーク整備

国や県及び市町村との一体的な総合行政ネットワーク「LGWAN」という、閉鎖されたネットワークを活用し、情報の共有と高度利用を推進します。また、ネットワーク分離を行うことで、情報セキュリティ対策を強化するとともに、埼玉県町村情報システム共同化事業により、総合行政システムの経費削減と、行政情報のセキュリティ体制の一層の強化を推進します。

また、住民基本台帳ネットワークシステム等により、町民の申請・届出の簡素化を図ります。

※公衆無線LAN:ノートパソコン・スマートフォン・タブレットコンピュータといったモバイル機器の所有者が、外出先で無線LAN(Local Area Network:同一の敷地または建物内等に構築されたネットワーク)を利用してインターネットに接続できるサービス。

※ワイヤレス社会:超高速・多数同時接続・超低遅延(リアルタイム)な通信を可能にする新たな通信システムの発達により、買い物・エンターテイメント・医療・産業・防災などのあらゆる面で新たなサービスが提供される社会のイメージ。

## 3-5 水と緑に囲まれた居住の場づくり

### ■現況と課題

#### ◇ 「住みよい住居環境づくり」について

- ・ 本町は、市野川を境に北部と南部で異なる住宅環境があります。市野川以南については、主に土地区画整理事業（森林公園駅南地区、月輪地区）により整備された新しい町並み「みなみ野」「月の輪」の住宅地をはじめ、市街化区域やその周辺にスプロール的に住宅が点在する形で住宅地が形成されています。また、市野川以北では市街化調整区域に住宅が点在する既存集落地が形成されています。
- ・ 近年、成熟社会の進展と相まって、急激な少子高齢化、人々の価値観の多様化、防災や環境問題への関心の深まりなど住宅や住環境を取り巻く環境が著しく変化する中で、人々のライフスタイルやライフサイクルも多様化し、これに伴い居住ニーズもより一層多様化・高度化しています。都市基盤等が整備された住宅地については、今後、地区計画などの制度を活用して良好な環境の形成と保全を図っていくとともに、既存の市街化区域においては道路の整備や防災対策の向上を図るなど住宅環境の改善に取り組み、居住ニーズに適した良好な住宅環境を整備することが必要です。

#### ◇ 「河川・水路・ため池の整備」について

- ・ 本町には1級河川として滑川、市野川、和田川があり、その他の準用河川として中掘川、普通河川としてかざはら川、さらに谷津田上流には水田の水源となるため池が多く点在しています。これらは緑の大地を潤すとともに、町民にとって貴重な水辺空間となっています。
- ・ 滑川や和田川、かざはら川については、河川改修が完了しており、現在では、市野川について一部区間で多自然川づくりを実施しながらの河川整備を行っています。今後も県や関係機関等と連携し、市野川の改修・整備を進めながら、緑豊かな水辺環境・景観の保全を進めていく必要があります。また、約200個のため池については、50のため池が防災重点ため池に指定されました。各種調査の結果を踏まえ、地元と調整を図りながら改修工事を進めていく必要があります。
- ・ 雨水対策については、適宜浸水の恐れがある箇所を整備するとともに、河川での異常水質事故に対する体制を整え安全性の確保に努めています。今後も、河川・水路環境の保全・活用の取組を続けながら、安全で親しみやすい水辺環境をつくっていくことが必要です。

#### ◇ 「公園の整備と維持管理」について

- ・ 本町では、都市公園として昭和49年に国営武蔵丘陵森林公園が開園し、東松山工業団地の造成に伴い、都第一公園、都第二公園が整備されました。また、森林公園駅南地区土地区画整理事業において4か所の街区公園、月輪地区土地区画整理事業においては7か所の街区公園の整備を進めてきました。さらに、まちづくり交付金事業を活用し、平成20・21年度において散策時や通学時の休憩場所として、第1・第2ポケットパークの整備を行いました。
- ・ 公園や広場は、地域住民のコミュニティ活動に関わる重要な拠点となっています。町では、各地区に設置されている公園や広場に関して、地区との管理委託契約を積極的に推進し、地域住民自身によって地域の視点から公園の管理を行い、質の高い空間の提供を図るとともに、自らが公園の管理に参加することにより、地域交流の場として利用促進及び環境美化を促進していく必要があります。

## ■ 基本方針

### 3-5-1 住みよい住居環境づくり

町民の多様なニーズに即した良質な住居環境を促進するとともに、良質な住宅の供給を進め、住みたいまちとしての魅力向上を図ります。

### 3-5-2 河川・水路・ため池の整備

豪雨や台風等による浸水や冠水などの水害を防ぐため、市野川・滑川の改修を促進するなど河川・水路の的確な維持管理に努めます。また、環境に配慮した川づくりを心がけ、親水空間の豊かな環境の形成に努め、町民との協働による河川水辺空間の清掃・保全活動を促進します。

町内に点在するため池の改修工事を進め、良好な水辺環境の維持・保全を図ります。

### 3-5-3 公園の整備と維持管理

地域住民の憩いの場、コミュニティ活動の場として親しみやすい公園の適切な維持管理を進めます。また、緑道や河川などの有効活用に努め、緑を生かした散策路を整備します。

## ■ 目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
防災重点ため池の改修	豪雨点検調査、耐震診断調査、劣化状況調査をクリアできるように改修します。	0か所	3か所
地域住民が管理する公園数	地域住民自らが公園の管理に参加し愛着を持つことにより、質の高い公共空間の維持を目指します。	18か所 (老人と子どものふれあい広場)	18か所 (老人と子どものふれあい広場)

## ■ 施策の体系

### 3-5 水と緑に囲まれた居住の場づくり

1 住みよい住居環境づくり	1 居住環境の整備
	2 定住の促進
	3 空き家対策
2 河川・水路・ため池の整備	1 親水空間等の整備
	2 ため池の整備
	3 排水路の整備
3 公園の整備と維持管理	1 市街化区域内等の公園施設の整備・充実
	2 その他の公園・広場等の整備
	3 住民参加による公園・広場等の維持管理
	4 緑を生かした散策路の整備

## ■施策の内容

### 3-5-1 住みよい住居環境づくり

#### (1) 居住環境の整備

人口増加による町の活力向上に向け、良質な宅地の供給の促進と有効な土地利用を確保します。特に、土地区画整理事業が完了し都市基盤が整備された住宅地においては、地区計画制度による地区の特性を生かした良好な居住環境の形成及び保持の誘導を図り、生活環境の整った快適なまちづくりを促進します。

#### (2) 定住の促進



#### 戦略プロジェクト-1

買い物、子育て、医療・福祉、雇用の場など、住民の暮らしにおける生活インフラの不足環境を改善しながら、住んでみたいまちとしての魅力向上を図り、新たな転入者を受け入れる環境整備を進めます。

また、定住人口の確保のため、住宅購入に関する支援策の検討を行います。

#### (3) 空き家対策

空き家実態調査により、町内の空き家の実態把握に努め、予防対策を検討します。また、適切な管理が行われておらず、防災、安全、衛生、景観等、地域住民の居住環境に深刻な影響を及ぼす空き家については、所有者等に対し、除却、修繕等の必要な措置を促すなど、適切な対応方策について検討します。

### 3-5-2 河川・水路・ため池の整備

#### (1) 親水空間等の整備

市野川は、県が事業主体となり、水辺空間整備事業が実施されており、今後も、県や関係機関、地域と連携し、町民が親しみやすい水辺空間の保全と活用に努めます。また、河川改修の促進について県へ要望します。

#### (2) ため池の整備

農業用水の確保のため、ため池の改修を計画的に進め、堤体決壊の防止に努めます。

#### (3) 排水路の整備

豪雨や台風等による浸水や冠水などの水害を防ぐため、排水路の改良をはじめとした排水機能の向上に努めます。

### 3-5-3 公園の整備と維持管理

#### (1) 市街化区域内等の公園施設の整備・充実

日常生活において、憩いや潤いを実感でき、町民同士のコミュニケーションの場となる身近な公園施設の維持管理・充実を図ります。

市街化区域内の既存の公園については、適切な維持管理を行いながら、現在の整備状況や町民ニーズを踏まえつつ、施設の整備・充実に努めます。

#### (2) その他の公園・広場等の整備

山林や丘陵地によって構成される豊かな自然環境を保全・活用しながら、その適正な保全を図ります。また、地域の老人と子どものふれあい広場の維持管理についても検討していきます。

#### (3) 住民参加による公園・広場等の維持管理

地域住民が集い交流を深める公園・広場等を、住民自らが清掃や管理をすることにより、ボランティア精神や自治意識が醸成されるよう支援します。

#### (4) 緑を生かした散策路の整備



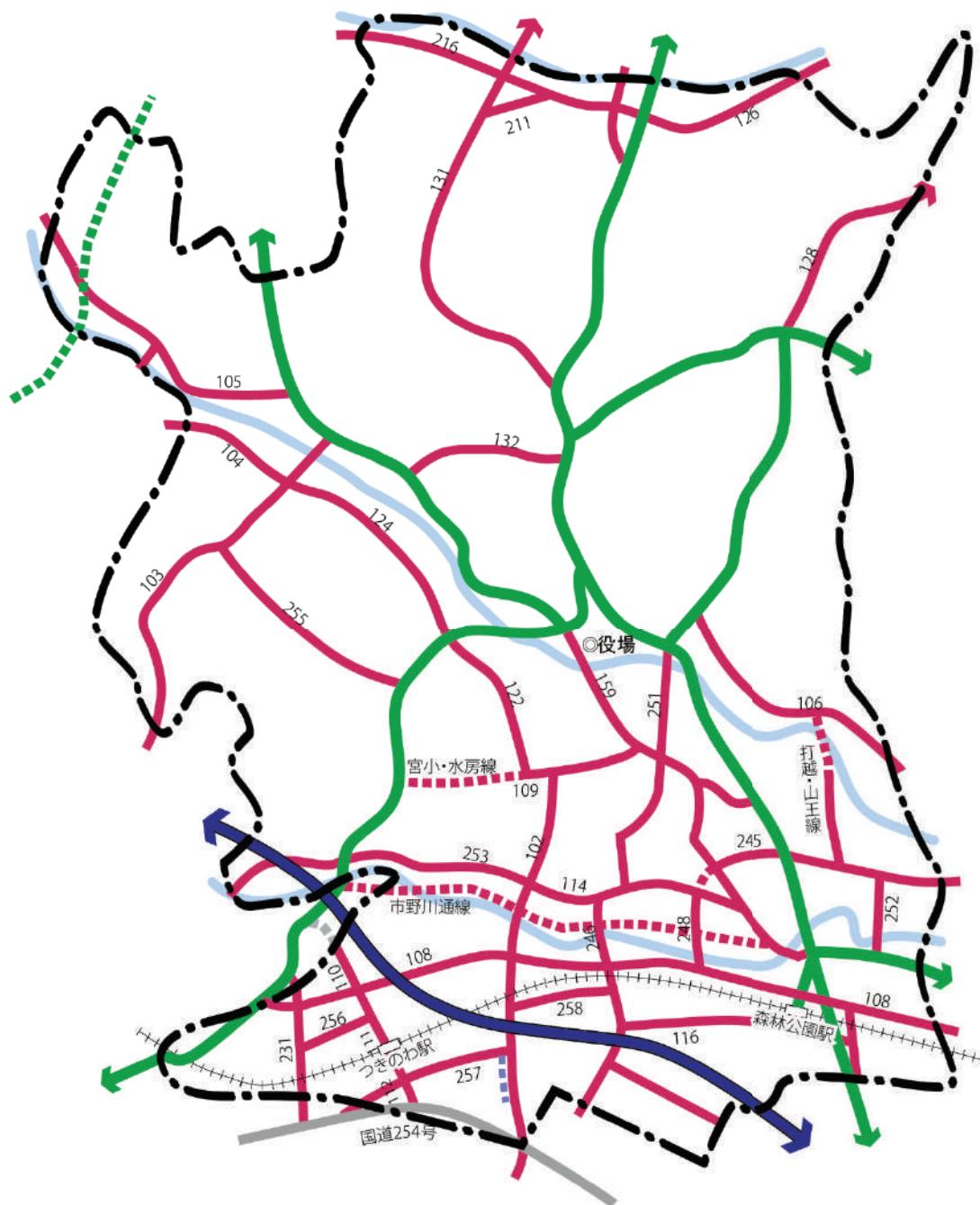
#### 戦略プロジェクト-1

町内に整備されている各種の公園や緑地、観光・レクリエーション施設などを有効に活用した、緑を生かした散策路の整備を進めます。町内に設定された散策路の適宜見直しを行います。また、観光協会への支援を通じて、おでかけマップやサイクリングマップ等の作成を行います。

町内の公園風景



## 道路計画図



### 凡例

■ 関越自動車道	■ 都市計画道路
— 国道254号	■ ■ ■ ■ ■ 都市計画道路
■ 県道	— 歩道整備区間 (町道幹線)
■ ■ ■ ■ ■ 県道整備要望区間	— 河川
■ 町道幹線	— 鉄道
■ ■ ■ ■ ■ 町道幹線整備計画区間	

## 第 4 章

### 特性を生かした活力ある産業のまちづくり ＜産業経済＞



伊古神社  
滑川中学校 2 年  
瀬上莉杏さん



盆やぐら  
月の輪小学校 5 年  
菅遥斗さん



ターナちゃんに会える滑川まつり  
月の輪小学校 6 年  
江越菜乃羽さん

## 4-1 安定的な農業経営の支援

### ■現況と課題

#### ◇ 「基盤整備の検討と農地等の利用の最適化の推進」について

- これまで本町の基幹産業として重要な役割を担ってきた農業については、ため池や水路、谷津田など先人たちが築いた農業生産基盤を大切に守り活用しながら、比企地域における優良農業地帯として発展し、町の振興に重要な役割を果たしてきました。
- 現在本町の農地は、田が約390ha、畠が約542haあり、町全体面積の約31.4%を占めていますが、農業従事者の減少によって、桑園跡地など遊休化した農地が増えつつあります。近年における農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や農業就業人口の減少、経営耕地面積の減少、耕作放棄地の増加、さらには農産物の輸入自由化等への懸念などにより、厳しさを増しています。
- 農用地の基盤整備は概ね完了しました。今後、未整備地区について国や県の補助制度など調査研究していきます。

#### ◇ 「担い手の育成」について

- 町では新規就農者の農地取得を容易にするため、農地の権利取得面積に関する下限面積を40aに引き下げましたが、今後も、担い手の育成・確保に向けて、農地の流動化による担い手への農地集積、営農農家への支援などについての対応が求められています。
- 今後も、本町の基幹産業である農業について、持続的に発展させるために、農地の多面的な機能を保全しつつ、農業生産基盤の整備や生産体制の確立に努め、より効率的な農地利用を検討していく必要があります。

#### ◇ 「有害鳥獣捕獲事業の推進」について

- 最近では、耕作放棄地化した桑園跡地などで、しの竹や樹木が繁茂し、有害鳥獣が定着する要因の一つにもなっており、これらへの対策も重要になってきています。町では、これらの解消を図るため、新規の作物を導入する農家に対して支援を行うほか、後継者の育成や関連団体への支援を行っています。

## ■ 基本方針

### 4-1-1 基盤整備の検討と農地等の利用の最適化の推進

農作業の効率化と規模拡大を図るため、遊休農地の活用に努めます。また、農地の流動化を図り、効率のよい農地の利用を促進します。

### 4-1-2 担い手の育成

農業の担い手や集落営農組織を育成し、地域農業の継続的発展に努めます。また、認定農業者やそのグループへの支援を進めるとともに、女性や高齢者の農業活動を支援します。

### 4-1-3 有害鳥獣捕獲事業の推進

近年、増加している野生鳥獣による農作物被害を減らすため、野生鳥獣の捕獲や鳥類の卵の採取等総合的かつ効果的に被害防止施策を実施します。

## ■ 目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
遊休農地面積	遊休農地の新規発生の増加を抑制するとともに解消を図ります。	89.0ha	86.5ha
担い手への集積面積	担い手農家が規模拡大を行いつつ効率的な経営を実現できるよう、農地面積の集積・集約を進めます。	188ha	193ha
捕獲従事者	有害鳥獣対策の充実を図るため、研修会等によって捕獲する人材の増員を目指します。	70人	70人
被害農家数	有害鳥獣による農作物被害農家の減少を目指します。	30農家/年	15農家/年

## ■施策の体系

### 4-1 安定的な農業経営の支援

1 基盤整備の検討と農地等の利用の最適化の推進	1 生産基盤の整備
	2 農地等の利用の最適化の推進
2 担い手の育成	1 認定農業者の支援
	2 後継者の育成
	3 農村団体の活動支援
	4 生きがい農業の促進
	5 法人化、農業経営の合理化の支援
3 有害鳥獣捕獲事業の推進	1 有害鳥獣捕獲事業の推進

## ■施策の内容

### 4-1-1 基盤整備の検討と農地等の利用の最適化の推進

#### (1) 生産基盤の整備

営農の効率化と農地の有効利用を図るため、ほ場整備事業完了後の事業団体の支援を行うほか、耕地の集団化を検討していきます。老朽化した農業用施設等は土地改良事業維持管理適正化事業等を活用し地元と相談しながら修繕を進めます。また、未整備地区のほ場整備事業を検討していきます。

#### (2) 農地等の利用の最適化の推進

担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消・有効利用と、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進を図ります。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定や新規作物の導入支援、関連団体との協力し、地域における効率の良い農地利用を目指します。また、人と農地の問題を一体的に解決していくため「人・農地プラン」の作成（見直し）を進めます。

### 4-1-2 担い手の育成

#### (1) 認定農業者の支援

認定農業者等への農地の利用集積を図り、農業従事者への支援を行います。また、認定農業者同士の交流を深めるため、認定農業者協議会を通じて研修会や滑川まつりでの農産物販売会を開催します。

将来にわたり農業経営を継続し、経営の拡大ができるよう、法人の設立を支援します。

#### (2) 後継者の育成

農業従事者が年々減少していく中、若年の農業後継者に対して各種研修の機会や後継者同士の交流活動の場の提供や農業に意欲的に取り組める環境整備等の支援を行います。

また、就農希望者の就農機会の拡大などの新たな担い手確保に向けて、農業を取り巻く情勢や農

地の利用状況等を踏まえながら、農地の権利取得面積に関する下限面積の検討など諸施策の検討を引き続き実施します。

さらに、教育委員会と連携し「みどりの学校ファーム」※事業を推進し、小・中学生の農業体験の新たな場の確保を図ります。

### (3) 農村団体の活動支援

生活改善グループや直売所生産者組合加工部が担っている農産物の加工・販売について、加工所の整備や研修機会の提供、新たなグループの設立など、関係団体の活動を支援します。また、各地区の多面的機能支払交付金交付団体への支援をします。

### (4) 生きがい農業の促進

定年を機に本格的に農業に取り組む高齢者や、農産物直売所で農作物を販売している高齢者の自立など、農業に携わる高齢者への支援制度を検討します。

### (5) 法人化、農業経営の合理化の支援



### 戦略プロジェクト-4

農業従事者や担い手の著しい減少に対応するため、農作業の受託や貸農園業務など、町内の農地を有効に運用する集落営農組織の設立や法人化を検討する農業経営者の支援策を検討していきます。

## 4-1-3 有害鳥獣捕獲事業の推進

### (1) 有害鳥獣捕獲事業の推進

年々増え続ける有害鳥獣（アライグマ、ハクビシン、イノシシ等）による農作物被害を減らすために、研修会等による捕獲従事者の参加を促すとともに、関係団体と連携し、捕獲・駆除を実施します。

※みどりの学校ファーム：学校単位で農園を設置して、児童生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食べ物などへの理解を深めるとともに、生きる力を身につけることを目的とした取組。食育の推進、学校教育における体験活動の増進、農地の有効活用という複合的な効果が期待できる、埼玉県独自の取組。

## 4-2 滑川らしさを特徴にした農業の振興

### ■現況と課題

#### ◇ 「消費者ニーズに対応した農産物づくり」について

- ・ 稲作については、従来の作付け品種に加え、「埼玉県産 彩のきずな」の導入を促進し、また、滑川町産のお米を「谷津田米」としてブランド化を図り、安全でおいしい米づくりに取り組んでいます。一方、畑作については、遊休農地への果樹作付けやブランド野菜（滑川こだわり野菜）作付けの誘導のほか、野菜や特産物の定期市を開催するなど、農業の活性化に努めています。
- ・ 今後、我が国の人口減少や高齢化による国内食糧需要の縮小、貿易自由化による安価な輸入品の増加など、取り巻く外部環境の変化という面からみても、農業は厳しい状況にあります。そのため、消費者ニーズに対応した付加価値の高い農業への取組が重要となってきます。さらに、安心・安全・新鮮な農畜産物を提供する魅力ある農業環境の構築や環境保全型農業などへの取組も重要となります。そのため、担い手である農業者等が高い収益力を確保できるよう、農業経営の強化策に取り組んでいく必要があります。

#### ◇ 「交流が生まれる豊かな田園環境づくり」について

- ・ さらに、首都圏の大消費地に近いという条件を生かした魅力ある農業を推進していく必要があります。そのため、地産地消や食育との連携、観光と連携した都市と農村の交流（グリーンツーリズム）などを展開していくほか、生産・加工・販売等の分野までが一体となった6次産業化の取組による、地域資源を有効活用したふるさと産品の開発・育成により、農業の地域の活性化を図っていく必要があります。

武州ころ柿



谷津田米



## ■ 基本方針

### 4-2-1 消費者ニーズに対応した農産物づくり

「埼玉県産 彩のきずな」の導入を促進するとともに、滑川町産のお米を「谷津田米」としてブランド化を図り、安全でおいしい米づくりに努めます。また、特産物の開発や有機果樹・野菜のブランド化を促進しながら、本町の農産物の品質向上とイメージアップを図ります。

### 4-2-2 交流が生まれる豊かな田園環境づくり

体験農園など町民が農業に触れる機会の拡充を図りながら、地域の農業や資源を生かした交流イベントなどの開催やそれらの情報発信を通じ、都市と農村の交流を推進します。

## ■ 目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
新規就農者（年間）	地域農業の継続的な発展に寄与する、新規就農者の増大を目指します。	1人/年	1人/年
農産品販売 売り上げ高	収穫した農産物や6次産業化により開発した特産品の販売の拡大を目指します。	3,198万円	3,500万円
販売額100万円以上の経営体数	地域農業の継続的な発展により、安心して生活できる農業経営体の拡大を目指します。	45 経営体	50 経営体

## ■ 施策の体系

### 4-2 滑川らしさを特徴にした農業の振興

1 消費者ニーズに対応した農産物づくり	1 農産物のブランド力の向上
	2 農産物などの加工品開発
	3 環境にやさしい農業の育成
2 交流が生まれる豊かな田園環境づくり	1 観光農園の推進
	2 農村景観整備の推進

## ■施策の内容

### 4-2-1 消費者ニーズに対応した農産物づくり

#### (1) 農産物のブランド力の向上

従来の作付け品種に加え、「埼玉県産 彩のきずな」の導入を促進するとともに、滑川町産の米を「谷津田米」として米の付加価値化を図ります。また、米の品質分析結果を基に安全でおいしい米づくりに取り組みます。

#### (2) 農産物などの加工品開発



#### 戦略プロジェクト-1



#### 戦略プロジェクト-4

遊休農地に作付けする果樹として、栗（品種名 ポロタン）、みかん、柿を奨励し、町の特産品として促進を図ります。

生活改善グループや直売所生産者組合加工部など町内の農業関連団体の積極的な活動を促進するとともに、栗（品種名 ポロタン）、ころ柿などの農産物加工品開発を支援します。

生産から加工、販売までを一体的に行う農業の6次産業化により、農産物の高付加価値化を図ります。

#### (3) 環境にやさしい農業の育成

本町の農産物の品質向上とイメージアップを図るため、有機堆肥を利用したこだわり野菜づくりを促進するとともに、農家を対象とした栽培講習会や現地検討会を開催し、有機栽培農家の増加に努めます。また、直売所への補助金により、直売所組合員に対し堆肥等有機肥料の割引購入を支援していきます。

農薬散布時における近隣の農地への農薬の飛散を防ぐため、防止対策についてパンフレット等を利用して啓発に努めます。

### 4-2-2 交流が生まれる豊かな田園環境づくり

#### (1) 観光農園の推進

農産物については、収穫体験やうどんづくり等の体験講座を提供することで、直売の拡大を図っていきます。

また、観光農園の収穫体験機会等への参加を促すため、「滑川町ガイドマップ」や谷津の里、伊古の里のホームページ等を利用したPR活動を推進します。

#### (2) 農村景観整備の推進

「谷津の里」「伊古の里」「菅田の里」「中尾の里」「ぶんやまの里」の里づくり事業と連動し、周辺地区に対して、あじさい等景観植物の栽培の促進を図ります。

## 4-3 工業・商業・サービス業の振興

### ■現況と課題

#### ◇ 「企業誘致の推進と新事業の創出支援」について

- ・ 本町の工業は、昭和52年3月に造成工事が完了した東松山工業団地を中心に企業が立地し、現在でも多くの優良企業が操業しています。しかし、近年、産業構造の変化等が進む中、当初は製造業中心の工場が立地していましたが、廃棄物の中間処理を行う企業が進出するなど、団地内企業の事業分野にも変化が生じています。今後は、ICTの進展や経済のグローバル化といった社会経済情勢の激しい変化の中、立地企業や事業所の動向を適切に把握しながら都市基盤の設備充実を図り、企業誘致と企業活動の活性化を促進する必要があります。工業の振興は、町の活力の源となり、多様な人材を本町に呼び込む重要な役割を担っています。本町の工業を今後も発展させていくため、恵まれた立地条件を生かしながら、新たな企業誘致のための受け皿づくりに取り組むとともに、既存の産業の集積と豊富な人的、物的資源を最大限に活用した産業振興策に取り組んでいくことが重要です。
- ・ これまで、本町の商業施設は、日用品を扱う小規模店が森林公園駅の周辺や住宅地等に形成されている状況でした。しかし、月輪土地区画整理事業やつきのわ駅開業などによる急激な人口増加を背景に、つきのわ駅南側における複数の大規模店舗の立地や、なめがわ森林モールのオープンなど県道深谷東松山線バイパス沿道への商業施設の立地が進んでおり、近年ではつきのわ駅前や幹線道路沿道に集客力が高い施設が集積することとなりました。商業機能は、町の活力を支える最も大切な機能であり、活発な商業活動こそが「まち」の活力の源であるといえます。そのため、地域の生活に密着した中・小規模店舗と集積力の高い大型商業施設とのバランスに配慮しながら、適切な商業施設の立地と良好な商業環境の形成を図り、定住環境に不可欠な商業機能を確保していく必要があります。
- ・ さらに創業支援等事業計画のもと、新規創業や新規事業化、新製品等の開発、人材育成の推進が求められています。また、国・県などの各種支援制度についての積極的な情報提供を図り、起業や新規事業分野などへの取組を支援していく必要があります。

#### ◇ 「町内事業者の事業環境の充実・支援」について

- ・ 地元事業者の育成と振興を図っていくため、商工会など関係機関との連携による経営相談・経営指導の充実を図っていくほか、国・県などの各種支援制度を活用した事業者の経営基盤強化と経営の安定化への支援を行っていく必要があります。

## ■基本方針

### 4-3-1 企業誘致の推進と新事業の創出支援

恵まれた道路交通体系などの地理的利点を生かし、企業立地に向けた環境整備と積極的な誘致活動を進めます。さらに、新たに事業を創出しようとする町内事業者等に対して積極的に支援を行います。

### 4-3-2 町内事業者の事業環境の充実・支援

経営発達支援計画のもと、滑川町商工会と連携し、経営指導・相談事業などの支援を進め、町内事業者が安心して経営できる環境の整備に努めます。

## ■目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
中小企業近代化資金貸付件数	町内で事業を営む中小企業者に対し、経済的支援策の充実を目標とします。	0件/年	10件/年
店舗の増加	町内の商業環境の充実に努めながら、新規の店舗数の増加を目標とします。	4件/年	5件/年
従業者1人当たり出荷額	製造品出荷額等及び従業者1人当たり出荷額等の拡大を目指します。	3,133万円	3,500万円
事業所当たりの年間商品販売額	小売業に関する1事業所当たりの年間商品販売額を増やし、町内の商いの力の拡大を目指します。	235百万円	250百万円

## ■施策の体系

### 4-3 工業・商業・サービス業の振興

1	企業誘致の推進と新事業の創出支援	1 企業誘致の推進
		2 商業施設の誘致促進
		3 新事業の創出支援
2	町内事業者の事業環境の充実・支援	1 経営基盤の安定化
		2 経営相談の充実

## ■施策の内容

### 4-3-1 企業誘致の推進と新事業の創出支援

#### (1) 企業誘致の推進



#### 戦略プロジェクト-4

企業立地を促進するための体制を整備するとともに、様々な機会を通じた情報発信など、関越自動車道に近接する立地条件を最大限に生かした積極的な誘致活動により、町内の遊休未利用地への企業誘致を促進します。

さらに、各種企業立地促進のための優遇制度を充実させ、優良企業の進出・安定就労の確保に向けた支援及び施策の充実を図ります。

#### (2) 商業施設の誘致促進

高速道路、鉄道が交差する広域的な交通環境の特性を生かし、新たな商業施設の立地誘導を法的な規制等を勘案しながら進めます。

#### (3) 新事業の創出支援

新規創業や新規事業化、新製品・新技術開発、人材育成に関する国・県などの各種支援制度についての積極的な情報提供を図ります。

### 4-3-2 町内事業者の事業環境の充実・支援

#### (1) 経営基盤の安定化



#### 戦略プロジェクト-4

商工業振興資金制度をはじめとする各種融資制度を有効に活用できるよう相談・指導の充実を図り、経営・設備の合理化や近代化に伴う資金面の支援を行います。

#### (2) 経営相談の充実

商工会への支援を通じて、講演会や研修会、技術相談などを推進し、経営支援の強化を図ります。また、新型コロナウィルスの影響も踏まえ、「新しい生活様式」に対応した経営を支援していきます。

## 4-4 観光の振興と地域間交流

### ■現況と課題

#### ◇ 「観光の振興」について

- ・ 近年、人々の意識や思考、価値観の変化等を背景として、人々のライフスタイルが変化しつつあり、レジャー・や余暇生活に重点を置く傾向も強くなっています。物質的豊かさから精神的豊かさへと、人々が求めるものの意識が変化する中、観光の持つ意味もそれを反映して変わりつつあります。観光は、自然、歴史、文化、芸術等に関して様々な体験や地域との交流がなされる過程で、地域の文化、経済活動を活性化させ、地域産業の振興にも大きく寄与するものと考えられます。
- ・ 本町の観光資源としては、年間約 85 万人程度の利用者があり広域的な観光拠点となっている国営武蔵丘陵森林公園をはじめ、エコミュージアムセンター・やゴルフ場、約 200 個のため池があります。また、豊かな自然環境を生かした谷津の里、伊古の里、中尾の里、菅田の里、ぶんやまの里などの里づくりについても取組が充実し、特徴ある地域の資源として定着しつつあります。今後は、町内の多様な観光資源を効果的に活用し、より一層の魅力向上に努めながら、観光客の増加に向けた効果的な事業を実施していく必要があります。

#### ◇ 「地域間交流の推進」について

- ・ マスメディアの活用やインターネットによる最新情報の提供など効率的な P R によって、観光イメージの定着化を図ることも重要です。本町では、町観光協会ホームページを通じた情報発信や各種パンフレット等を作成し、町内の観光情報の周知を図ってきました。また、比企地域元気アップ実行委員会などの広域的な取組を通じた観光情報の P R 、農産物直売所などにおける農産物の販売や体験農業などの都市と農村の交流（グリーンツーリズム）を通じた町の P R 等、様々な方法によって町の魅力を伝えています。
- ・ 今後、幅広い地域との交流を促すためには、自らの町の価値や魅力を正しく認識し、特色あるものは磨き、不足しているものについては創造し、滑川町に興味を持って訪れてもらえるような環境を整えることが必要です。

## ■ 基本方針

### 4-4-1 観光の振興

町の農産物や自然環境を生かした観光資源の開発を進め、観光資源のネットワーク化を図るとともに、観光資源を活用したイベント・交流や各種情報発信を通じ、町の個性を生かした魅力あふれる観光づくりを進めます。

### 4-4-2 地域間交流の推進

里づくり事業と連携した都市・農村交流を進めるとともに、豊かな自然環境と共生したまちづくりをきっかけとした都市交流に努めます。

## ■ 目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
観光協会ホームページのアクセス数	滑川町観光協会ホームページによる観光情報・各種イベントの提供を進め、町の観光に関する認知度アップを目指します。	6,657 件	19,000 件
谷津の里マレットゴルフ場の利用者数	健康づくり、地域住民の交流推進のため、利用者数の拡大を目指します。	未整備	1,200 人/年
農村交流の参加者数	里づくり事業による農村交流に参加した交流人口の拡大を目指します。	3,543 人/年	4,500 人/年

## ■ 施策の体系

### 4-4 観光の振興と地域間交流

1	観光の振興	1 観光ルートの整備
		2 特產品の開発
		3 イベントの活用
		4 観光宣伝の推進
2	地域間交流の推進	1 都市農村交流の促進
		2 観光施設利用による交流の推進

## ■施策の内容

### 4-4-1 観光の振興

#### (1) 観光ルートの整備



#### 推進プロジェクト-6

町内の文化財、レクリエーション拠点、公園・緑地などの地域資源を結ぶネットワークづくりを図っていくため、観光拠点の整備・充実を図ります。町の個性を生かした観光づくりを行うため、「なめがわ郷土かるた」の読み札を活用した既存の案内板の管理と不足している案内板の作成を検討するとともに、町内の老朽化した観光案内版の取り替えを順次行います。

#### (2) 特產品の開発



#### 推進プロジェクト-6

農産物加工団体やJAなど関係団体及び関係機関、さらに民間企業などと協力し、町の特産品開発の推進を図ります。

#### (3) イベントの活用



#### 戦略プロジェクト-1

町のイベントとして開催が定着している「滑川まつり」時に、来客に対して町の観光案内・各種イベント情報の提供を実施します。

「農業祭」等のイベントについても情報収集を行い、滑川町観光協会のホームページ等に情報を掲載して周知することにより、町内外からの集客の拡大を図ります。

国営武蔵丘陵森林公園や町内の事業所等と連携しながら、町内外の各種イベントを利用して、開催時に情報提供を行い、町のイベントの周知を図ります。

#### (4) 観光宣伝の推進



#### 戦略プロジェクト-1

国営武蔵丘陵森林公園と連携しながら、来訪者に向けたガイドマップ等の配布やタイアップ事業を進めるほか、町内の観光及び各種イベントについてのPRを行っていきます。

町の観光資源の周知と宣伝のため、商工会と連携した既存の滑川商業マップ、滑川おでかけマップの町内の飲食店への設置のほか、ロケ地としてのPRなどを実施します。

さらに、滑川町観光協会ホームページによる観光情報・各種イベントの提供を進めます。

### 4-4-2 地域間交流の推進

#### (1) 都市農村交流の促進



#### 戦略プロジェクト-1

豊かな自然環境や地域の歴史・文化を伝える拠点であるエコミュージアムセンターにおける様々な取組や里づくり事業（谷津の里・伊古の里・中尾の里・菅田の里・ぶんやまの里）の取組等と連携しながら、農作業を基本とした交流を深めるグリーンツーリズム事業を推進します。

#### (2) 観光施設利用による交流の推進

国営武蔵丘陵森林公園やゴルフ場などが立地する豊かな自然環境を生かした観光を推進していくため、里づくり事業と連携しながら、町内の観光資源のさらなる魅力づくりに取り組みます。特に、谷津の里においては、地域住民の健康づくりや町内外との交流促進に向けた施設の機能強化を図ります。

## 4-5 雇用及び労働福祉対策の推進

### ■現況と課題

#### ◇ 「雇用の場の確保」について

- ・ 近年、我が国の経済は、東日本大震災の影響による景気の落ち込みを乗り越え、景気の回復基調がみられてきた中で、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、また地域経済は大きなダメージを受けることになりました。世界経済は過去に例を見ない規模で危機に見舞われる中、社会経済情勢がどのように推移していくのかを見通すのは非常に難しい状況にあります。
- ・ このような背景の中、近年では、雇用の流動化が進行し、雇用環境は極めて不安定なものとなつており、今後は、世界経済の情勢に対応しながらの、安定した労働環境整備が求められています。就業者の多様な働き方で様々な能力を発揮する機会が増大する一方、若年者の就職難などを背景に、定職のない「フリーター」や、通学も就職もせず職業訓練も受けない、いわゆる「ニート」の増加や年長化が深刻化しています。そのため、国や県と連携しながら、若年層や就労意欲が高い退職後の団塊世代など、それぞれの世代が就業しやすい技能や知識を身につけるための支援を行いながら、雇用環境の改善などを行っていく必要があります。

#### ◇ 「良好な労働環境の整備」について

- ・ また、不安定な社会経済情勢や少子高齢化・人口減少等を背景とする時代の大きな変化の中で、ワーク・ライフ・バランス※の推進を実現できる環境整備も求められています。意欲と能力のある女性が社会のあらゆる分野で活躍し、男性もゆとりのある生き方を目指す就業環境を整え、安心していきいきと働き続けることのできるよう、地域特性を生かした雇用対策と労働福祉の向上を図る必要があります。

※ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、町民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択実現できること。

## ■基本方針

### 4-5-1 雇用の場の確保

企業、商業施設の誘致や既存の産業の育成により、町内の雇用の創出に努めます。また、就職セミナー、企業合同説明会等の就職支援による雇用拡大に努めます。

### 4-5-2 良好な労働環境の整備

勤労者が安心して仕事が続けられるよう、町内の事業所における労働環境の改善について支援します。また、事業所における女性の雇用を促進するとともに、女性が就業しやすい職場環境の形成を推進します。

## ■目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
就職セミナー参加者数	就職活動の支援に努め、雇用拡大を目指します。	99人/年	100人/年 (現状維持)

## ■施策の体系

### 4-5 雇用および労働福祉対策の推進

1 雇用の場の確保	1 町内産業の育成・充実	1 勤労者の支援
		2 女性の雇用対策
		3 高齢者や障害者の雇用対策

## ■施策の内容

### 4-5-1 雇用の場の確保

#### (1) 町内産業の育成・充実



#### 戦略プロジェクト-4

ハローワークをはじめとする関係機関との連携による就職情報の提供などを通じて、地元雇用の確保に努めます。

さらに、町内にある事業所や農家の育成を行い、規模の拡大と雇用の場の確保に努めます。また、就職を希望する市民に対し、就職セミナー、企業合同説明会等の就職支援による雇用の拡大に努めます。

### 4-5-2 良好な労働環境の整備

#### (1) 勤労者の支援

多様な働き方の実現に取り組むため、働き方に関する意識改革の促進を図ります。さらに、魅力ある職場づくりに向けて、町内の事業所における労働環境の改善について支援します。

#### (2) 女性の雇用対策

町内事業所における女性の雇用を促進するとともに、女性が就業しやすい職場環境の形成を要請します。

### (3) 高齢者や障害者の雇用対策

高齢者の継続雇用や再就職の促進、障害者の雇用促進に対する国の優遇制度について、関係機関と連携し、事業者への理解と啓発活動を行うことにより、高齢者や障害者の雇用を促進します。

コミュニケーションスキルセミナー



特産品のころ柿づくり





## 第5章

### 町民との協働による自立可能なまちづくり ＜行財政・コミュニティ＞



笑顔をつなぐふれあい橋  
滑川中学校 3年  
原口愛梨さん



二ノ宮山の展望台  
宮前小学校 6年  
吉野智貴さん



ひまわりの町、滑川  
滑川中学校 1年  
藤田千夏さん

## 5-1 地域コミュニティの形成とまちづくりの担い手育成

### ■現況と課題

#### ◇ 「地域集会所施設の活用と整備」について

- ・ 本町には、地域コミュニティの活動拠点となる地域集会所が 29 か所あります。これらの集会所施設はいずれも地元管理のもとに運営され、地域の交流拠点としての有効活用が期待されています。集会所の円滑的な運営を確保するため、集会所の整備については町が支援を行っていく必要があります。

#### ◇ 「コミュニティ活動の促進」について

- ・ 防災・防犯や保健福祉、環境美化など、地域を取り巻く課題が複雑化・多様化し、地域活動の重要性が高まっています。また、地域住民同士の人のつながりが希薄化しつつあり、地域コミュニティ活動の活性化を支援する取組が重要となっています。そのため、特に定年退職を迎えた団塊の世代、若い世代や転入者などに対して、コミュニティへの関心を高めていく必要があり、様々な行事を通じて町民や団体などが連帯感を持ち、地域に誇りと愛着が持てるような取組を推進するとともに、こうした活動が自主的に自立して進められるよう支援していくことが重要となっています。
- ・ また、滑川町コミュニティづくり運動推進協議会を通じて、コミュニティ活動への支援を行っています。現在は、防犯の花いっぱい運動や町内環境美化運動などの事業を展開・支援しています。しかし、全町的な取組としてのコミュニティ活動は進んでいないのが現状であり、町民一人ひとりのボランティア精神の醸成を推進していく必要があります。
- ・ コミュニティの必要性・重要性が再認識されている中で、今後も、コミュニティ活動の場となる拠点の維持管理を継続的に行うとともに、住民の自主性・主体性を尊重しながら、コミュニティの組織づくり・体制づくりへの支援を行っていくことが求められています。

町内環境美化運動



## ■ 基本方針

### 5-1-1 地域集会所施設の活用と整備

活気に満ちたコミュニティ活動の拠点施設となるよう、地域集会所施設の建設や修繕など、施設の整備に対する支援を継続して実施します。さらに、様々な分野における活動の拠点として、コミュニティ施設を有効に利活用します。

### 5-1-2 コミュニティ活動の促進

情報収集や情報提供、各種顕彰事業を活用し、地域のコミュニティ活動を支援するとともに、活動の活性化や参加しやすい環境づくりに努めます。

## ■ 目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
地域集会所整備補助金申請数	集会所を整備する補助金の適切な利用を進め、既存の地域集会所の活用を図ります。	5件/年	現状維持
シラコバト賞の受賞者	シラコバト賞の受賞者を継続して推薦していくことで地域づくりの担い手としての行動を促進します。	1名、1団体/年	2名(団体)/年

## ■ 施策の体系

### 5-1 地域コミュニティの形成とまちづくりの担い手育成

1 地域集会所施設の活用と整備	1 地域集会所施設の活用と整備への支援
2 コミュニティ活動の促進	1 自主活動の促進

## ■ 施策の内容

### 5-1-1 地域集会所施設の活用と整備

#### (1) 地域集会所施設の活用と整備への支援



推進プロジェクト-5

地域のコミュニティ活動が円滑に行われるよう、活動の拠点となる地域集会所施設の建設や修繕など施設の整備に対し支援を行っていきます。さらに、子育て支援や高齢者福祉など様々な分野における活動の拠点として、コミュニティ施設を有効に利活用します。

### 5-1-2 コミュニティ活動の促進

#### (1) 自主活動の促進



推進プロジェクト-5

地域のコミュニティ活動を全町的に広げていくため、シラコバト賞等のコミュニティ活動に対する表彰を活用することにより、地域づくりの担い手としての行動を促進するための意識の醸成を図り、コミュニティ活動に参加しやすい環境を整えます。

## 5-2 住民と行政の情報の共有化の推進

### ■現況と課題

#### ◇ 「広報・広聴活動の充実」について

- ・ 広聴活動としては、ホームページを活用した町政への意見・提言や行政懇談会の開催などにより町民の声を収集しています。今後も、広聴活動の充実を図るため、町民の立場からの広聴活動の実施方法や、より多くの町民の意見を収集するための方策を検討する必要があります。
- ・ 広報活動としては、「広報なめがわ」を毎月発行するとともに、ホームページを通じて多くの情報を町民に発信しています。今後も広報誌・ホームページの内容の充実を図り、ホームページにおいては、アクセシビリティを高め、常に最新の情報を更新するなど魅力ある広報活動を展開し、町民の行政参加意欲を高めていく必要があります。
- ・ 町では、政策決定過程における住民参加として、町民の意識調査やパブリックコメントの実施、審議会等において一般公募枠を設け審議会委員を選出するなどにより、広く町民の声を聴取しています。ガラス張りの町政を実現するため、町長室のオープン化を図り、行政と町民との垣根のない行政を進めています。今後も、開かれた行政を目指し、各種会議内容の公表や事業・施策に関わる情報の公開、電子媒体等を活用した行政資料の保存等、町保有の行政情報の公開や入手に関わるシステムの利便性向上を図りながら、透明性の高い行政運営を行っていく必要があります。

#### ◇ 「住民参加機会の拡充」について

- ・ 町民の行政に対する期待や要望が多様化している中、様々なまちづくりの課題に適切に対処していくためには、町民の意見や意向を的確に把握するとともに、町政やまちづくりへの参加を図ることが、ますます重要になってきています。

町役場ロビー



## ■ 基本方針

### 5-2-1 広報・広聴活動の充実

町民に対する情報の提供機会を充実させるため、広報紙の発行や町のホームページを活用した迅速な情報提供や、電子媒体の活用などによる情報・資料の効率的な記録、保存に努めます。また、町長室のオープン化やホームページでの意見聴取、行政懇談会など広聴活動の充実に努めます。

### 5-2-2 住民参加機会の拡充

町民のまちづくりに対する意識の高揚を図るため、意識調査の実施や審議会への参加を促進します。また、ホームページを活用した意見聴取や行政懇談会などの充実に努めます。

## ■ 目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
ご意見メール受信件数	ご意見メールの受信件数の拡大を目指します。(広告メール等を除く)	86 件/年 (平均)	150 件/年 (平均)
ホームページ閲覧件数	ホームページアクセス件数の拡大を目指します。(アクセスカウンターによる)	174,801 件/年	200,000 件/年 (平均)
広報なめがわ発行部数	町政を広く知ってもらうために広報紙の発行部数を増やします。	5,800 部/月	6,200 部/月

## ■ 施策の体系

### 5-2 住民と行政の情報の共有化の推進

1 広報・広聴活動の充実	1 広報媒体の発行
	2 インターネットの活用
	3 電子媒体の活用
	4 広聴活動の充実
2 住民参加機会の拡充	1 住民参加機会の拡充

## ■施策の内容

### 5-2-1 広報・広聴活動の充実

#### (1) 広報媒体の発行

町民が町政を知る重要な媒体として、「広報なめがわ」を毎月発行するとともに、町民のニーズに即した、読みやすい広報紙となるよう内容の充実に努めます。

また、町内外に町の概要や魅力を発信するため、歴史・文化、地勢、住民サービスなど多彩な情報を写真やイラストで紹介する町勢要覧を定期的に発行します。

#### (2) インターネットの活用



町のホームページを活用し、町の概要をはじめ公共施設の案内や生活情報、行政情報、防災情報などを広く町民に周知します。

また、インターネットの即時性を生かし、随時内容の更新を行い、常に最新の情報を発信できるように努めます。

#### (3) 電子媒体の活用

町政の内容全般、町民の生活の様子や社会の情勢を反映する記録を長期間保存し、行政及び町民が有効に活用できるよう行政資料のデジタル化を検討します。

#### (4) 広聴活動の充実

町民の声を広く聴取するため、町ホームページにおいてお問い合わせを受け付けるとともに、町長室のオープン化による意見聴取、行政懇談会を開催するなど、随時町民の意見を受け付けます。さらに、より多くの町民の声を聴取するための機会を様々な分野で提供できるよう検討していきます。

### 5-2-2 住民参加機会の拡充

#### (1) 住民参加機会の拡充



開かれたまちづくりを推進するため、各種計画の策定にあたっては、町民の意識調査を行うとともに、政策決定過程における住民参加として、各種審議会等の委員について、一般公募枠を設け町民より委員を選出します。

## 5-3 平等で平和な明るい社会の形成

### ■現況と課題

#### ◇ 「男女共同参画社会の形成」について

- ・ 本町では、平成13年3月に滑川町パートナーシッププランを作成し、平成22年度に第2次滑川町パートナーシッププラン（DV基本計画を含む）を策定し、社会情勢の変化に的確に対応した男女共同参画の推進に関する施策を実施してきました。

- ・ 今後も、学校教育や社会教育・家庭教育等をはじめ、各種広報を利用し、講座・講演会・学級の開催を通して学習機会の提供に努め、男女平等意識の啓発を図る必要があります。

#### ◇ 「差別と偏見のない社会づくり」について

- ・ 本町では平成25年度から令和4年度までの10年間を計画期間とする「人権施策基本方針」を策定し、前期5か年の「人権施策基本方針に基づく実施計画」、また、「今後の同和教育の基本方針」に沿って、多様な事業を実施し、地域住民や児童・生徒の人権意識の高揚を図っています。また、人権についての正しい理解を深め、様々な人権問題について、その解決を図るべく取り組んでいます。

- ・ すべての人の人権が尊重され、共に認め合い、幸せに暮らせる社会づくりのためには、時代に応じて様々な人権問題の解決を図っていくことが課題となっています。そのため、あらゆる人権問題の解決に向けて、人権教育・人権啓発の推進及び相談・支援体制充実など、総合的に各種人権施策を推進していく必要があります。

#### ◇ 「多文化共生のまちづくり」について

- ・ 本町では、ホームページや「資源・ごみ分別収集カレンダー」等における多言語化など、行政情報・生活情報がより多くの外国人へ伝わるように努めてきました。また、学校への英語指導助手の配置による児童・生徒の英語教育などの外国語科授業の実施や、埼玉県や国際交流基金日本語国際センター、埼玉県国際交流協会と連携したホームステイ事業の実施など国際理解教育の充実に努めてきました。

- ・ このように、町では外国人の住みやすい環境づくりに努めてきましたが、近年は住民の多国籍化も進んでおり、地域に根ざした多文化への正しい理解と国際的視野の意識づくりが重要です。今後もこれらの取組をさらに進めていきながら、より一層多文化共生に力を入れていく必要があります。

#### ◇ 「平和への取組」について

- ・ 我が国の自由と平和は、過去の戦争の犠牲の上に成り立っていますが、この戦争の悲惨さや平和の尊さは、時代の変遷とともに忘れ去られがちです。今後も、生命の尊厳と平和の価値を深く認識し、世界の恒久平和の実現を願う意識の醸成に努める必要があります。

- ・ 本町においても、平和を齎かす世界の様々な問題を地域の視点からも捉え、町民ぐるみの平和事業の推進に取り組む必要があることから、「滑川町非核平和都市宣言」を平成27年12月に行ったほか、戦争に関する展示などを毎年継続的に実施し、平和への意識や活動の広がりを図る取組を行っています。

- ・ 今後も、町民の平和に対する意識の広がりを図るため、平和の尊さを共有し、町民ぐるみの平和活動を開拓していくことが期待されています。

## ■基本方針

### 5-3-1 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会の実現を目指し、町民への学習・啓発及び研修、相談の機会を提供し、意識啓発を図ります。また、社会の制度や意識のあり方の見直しや仕事と生活の調和を推進することにより、男女が対等に活動できる地域社会を目指します。

### 5-3-2 差別と偏見のない社会づくり

人権意識の高揚を図るため、社会教育及び学校教育をはじめ、あらゆる機会を通じて人権教育・社会啓発事業を推進していくとともに、差別と偏見のない地域社会づくりを目指します。

### 5-3-3 多文化共生のまちづくり

国籍や言葉の壁を越え、文化を認め合い、支え合う正しい多文化理解を促進するため、異文化交流を推進するとともに、国際理解教育に努めます。また、定住外国人が暮らしがやすい環境づくりを進めます。

### 5-3-4 平和への取組

町民一人ひとりが戦争の悲惨さと平和の大切さを認識し、戦争のない、核兵器のない、国際平和に貢献する地域社会を創造するために、平和に関する啓発事業を実施します。

## ■目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
シンポジウム・講演会の情報提供	男女共同参画意識の醸成を図るため、シンポジウム・講演会等の案内をホームページ等の媒体により提供する回数の拡大を図ります。	0回/年	5回/年
女性委員の割合	町審議会等における女性委員の割合の増加を目指します。	16.5%	30.0%
人権教育講演会・研修会の開催数	町で実施している人権教育講演会や研修会の開催数（寿学級も含む）の拡大を目指します。	17回/年	継続
ワンナイトステイ登録世帯数	国際交流基金で実施しているワンナイトステイに協力する世帯（ホストファミリー）登録数の拡大を目指します。	5世帯	5世帯

## ■施策の体系

### 5-3 平等で平和な明るい社会の形成

1 男女共同参画社会の形成	1 男女共同参画の総合的推進
	2 男女共同参画意識の醸成
	3 男女平等の社会環境の整備
	4 女性の社会参画の促進
2 差別と偏見のない社会づくり	1 人権教育・啓発の推進
	2 社会啓発事業の推進
	3 社会教育における人権教育
	4 学校教育における人権教育
3 多文化共生のまちづくり	1 異文化交流の推進
	2 定住外国人への支援
	3 多文化共生の促進
4 平和への取組	1 戦争写真パネル展の開催
	2 平和を学ぶ機会の提供
	3 非核平和のまちづくりの推進

## ■施策の内容

### 5-3-1 男女共同参画社会の形成

#### (1) 男女共同参画の総合的推進

第2次滑川町パートナーシッププラン後期推進計画に基づき、男女共同参画社会をさらに着実に推進します。また、計画の見直しを行い、第3次滑川町パートナーシッププランを策定します。

#### (2) 男女共同参画意識の醸成

講演会や研修会の機会の提供や啓発パンフレット等を活用した啓発活動、学校教育や社会教育、家庭教育等の機会を通じ、男女共同参画社会への理解の促進を図ります。

さらに、固定的役割分担の解消を図るため、地域に根ざした継続的な取組のもと、社会の制度や意識のあり方の見直しを推進します。

#### (3) 男女平等の社会環境の整備

女性の雇用機会の拡大と継続して働ける労働環境を確保するため、男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度、再雇用制度の啓発に努めます。

また、男女共に仕事と生活を両立できるよう、介護や子育て支援の充実を図ります。

#### (4) 女性の社会参画の促進

政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、審議会等の委員として活躍できる人材の発掘・育成に努めるとともに、女性委員の登用を推進し、これからの中づくりや政策に女性の意見を積極的に反映させるよう努めます。

また、研修会などの情報提供を行うとともに女性の地域活動への参加を促進します。

### 5-3-2 差別と偏見のない社会づくり

#### (1) 人権教育・啓発の推進

「滑川町人権施策基本方針」「滑川町人権施策基本方針に基づく実施計画」等に基づきながら、あらゆる機会において人権教育・啓発の積極的な推進を図ります。

#### (2) 社会啓発事業の推進

同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障害者・在日外国人等をめぐる人権問題をテーマとした講演会や研修会の開催を進めます。

また、比企都市主催事業である「人権フェスティバル」や「人権教育研究集会」に参加するとともに、啓発リーフレット、DVD等の啓発資料、啓発物品を活用し町民の人権意識の高揚を促します。

#### (3) 社会教育における人権教育

差別のない明るい社会を目指し、寿学級や家庭教育学級において人権をテーマとした講話を実施するとともに、町民を対象にした講演会・研修会の機会を提供します。また、郡や県で主催される研修会への出席を積極的に促すため、適切な情報提供に努めます。

さらに、町内小・中学校の児童・生徒の人権に関する優秀な作文を本にまとめた人権作文集を発行します。

#### (4) 学校教育における人権教育

学校における人権教育を推進していくため、教職員を対象とした研修会の実施、町内外で行われる研究会・研修会への参加・派遣等により教職員の資質向上を目指します。

また、児童・生徒の指導としては、道徳の授業の充実を図り、人権感覚育成プログラムや同和教育をはじめとする様々な人権教育を年間指導計画の中に位置づけ、小・中学校との協力体制のもとで、発達段階に合わせ計画的・総合的な教育実践に努めます。

### 5-3-3 多文化共生のまちづくり

#### (1) 異文化交流の推進

埼玉県や国際交流基金日本語国際センター、埼玉県国際交流協会と連携し、ワンナイトステイ事業などに取り組み、町内の異文化交流を促進し、町民一人ひとりの国際人としての意識づくりを進めます。

#### (2) 定住外国人への支援

外国人が住みやすい環境を整備するため、ホームページの充実やカレンダー等の配布を行います。役場の窓口をはじめ、公共施設や道路案内板、生活情報等の外国語表示を推進し、外国人にも住みやすいまちづくりを進めます。

#### (3) 多文化共生の促進

多文化共生を実践する日本語ボランティア、国際交流ボランティアなどの育成・支援に取り組みます。

### 5-3-4 平和への取組

#### (1) 戦争写真パネル展の開催

平和について町民と共に考え、平和を愛する心を育むとともに、関係機関や町民の連携・協力により、平和な社会の構築に取り組みます。また、「戦争と平和を考える」をテーマに、戦争写真パネル等の展示を行い、町民が戦争について考える機会を提供します。

#### (2) 平和を学ぶ機会の提供

戦争体験者の高齢化に伴い、戦争を知らない世代が増えていく中で、悲惨な戦争の歴史を風化させることなく、平和の尊さを後世に伝えていくため、平和啓発活動の一環として「戦争と平和を考える」をテーマに、平和に関する講演会及び関連施設を見学するピースバスツアーを実施し、「平和」の尊さを学ぶ機会を提供します。

#### (3) 非核平和のまちづくりの推進

世界の恒久平和、非核三原則の遵守、さらには核兵器廃絶を実現するため、非核平和都市宣言の理念に基づき、あらゆる機会を通じて町民の平和意識を高めながら、町民ぐるみの平和事業の推進に取り組みます。

## 5-4 満足度の高い行政サービスの提供

### ■現況と課題

#### ◇ 「行政サービスの充実」について

- ・ 町民ニーズは、サービスの量から質へと変化しています。これらの変化に的確に対応していくためには、高度化・多様化する住民ニーズに応えることができる行政体制を整備し、町民の満足度を高める行政サービスを提供していく必要があります。
- ・ 町役場の利用満足度を高めるため、案内図や課局名の表示板を設置し、ワンフロアサービスに引き続き取り組むとともに、町役場の業務案内や連絡先を明記した情報を提供していきます。今後は、すべての公共施設に来訪する町民を迅速・的確に案内できるよう検討していく必要があります。

#### ◇ 「ＩＣＴを活用した住民サービスの拡充」について

- ・ 通信ネットワークはデジタル化・高速化され、情報処理機器・システムと通信ネットワークの組み合わせにより、ＩＣＴによる社会の変革や新しいサービスの創出が進んでいます。さらに、社会経済活動において、オープンデータやビッグデータ、ＩｏＴなど、ＩＣＴの活用も始まっております。そのため、情報ネットワークの進展に対応した行政サービスの充実も求められています。
- ・ 町においても、電子自治体の構築を推進しており、町のホームページ等による行政情報の提供をはじめ、統合型ＧＩＳによる地図情報の一元管理による高度利用、埼玉県町村情報システム共同化事業による総合行政システムの効率的な運営、行政手続のオンライン化などに取り組んでいます。より利便性の高い町民サービスを提供できるよう、さらにオンライン化を進め、電子申請・届出のうち、重要と考えられる手続を特定し増やすとともに、マイナンバーカードを使用したコンビニエンスストアにおける証明書類等の交付についての検討など、行政サービスのさらなる利便性向上を目指していく必要があります。今後も、これらのＩＣＴの活用によるコストの削減、業務の効率化など業務改革を推進していきながら、各種職員研修や府内の連携の強化等により人材の育成を進めていく必要があります。
- ・ また、サイバー攻撃が急速に複雑化・巧妙化しており、個人情報保護の観点から、ＩＣＴ環境に関するハードウェア・ソフトウェアの対策を行うとともに、職員へのセキュリティ研修等により情報漏えい事案の予防に積極的に取り組むなど、セキュリティ対策に一層努める必要があります。

## ■ 基本方針

### 5-4-1 行政サービスの充実

町民にとって、各種手続が、よりわかりやすくより迅速に済むよう、案内図や課局名の表示板を設置するとともにワンフロアサービスに引き続き取り組み、町民の視点に立った満足度と利便性の高い行政サービスの提供を図ります。

### 5-4-2 I C Tを活用した住民サービスの拡充

電子自治体の推進により町の情報資産の電子化に努めるとともに、事務作業の効率化及び経費削減を図ります。

また、申請や届出の電子化等、住民の利便性を向上させるとともに、個人情報保護等、情報セキュリティの強靭化を図り、住民が安心できる体制づくりを目指します。

## ■ 目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)		将来値 (令和7年度)	
		① 45%	② 60%	③ 40%	① 60%
e L T A Xの利用率	電子申告を促進し、e L T A Xの利用率 60%を目指します。 (①給与支払報告②法人住民税申告③償却資産申告)	② 60%	② 70%	③ 40%	③ 60%
情報漏えい事案件数	情報セキュリティの強化による情報漏えい事案の件数ゼロを継続します。	0件	0件		
自動交付機の利用数	年間利用数に、町民カードの増加数と土・日・祝日等の稼働を加味した目標件数を目指します。	7,328 件	9,000 件		

## ■ 施策の体系

### 5-4 満足度の高い行政サービスの提供

1 行政サービスの充実	1 ワンフロアサービスの推進
	2 窓口サービスの改善・拡充
2 I C Tを活用した住民サービスの拡充	1 行政情報提供システムの充実
	2 電子化による行政手続の利便性の向上
	3 情報セキュリティ対策の徹底

## ■施策の内容

### 5-4-1 行政サービスの充実

#### (1) ワンフロアサービスの推進

行政サービスの的確な案内・誘導、各種手続の簡素化や迅速化に努めるなど、庁舎に来訪する町民の目線に立った庁舎となるようワンフロアサービスを引き続き実施します。

#### (2) 窓口サービスの改善・拡充

業務時間外や役所以外の施設における窓口サービスのあり方について検討を進め、可能なものから実践していきます。

### 5-4-2 I C Tを活用した住民サービスの拡充

#### (1) 行政情報提供システムの充実

総合行政システムの活用により事務事業の効率化を図ります。

また、町の地図情報や道路情報及び埋設物情報等のデータベースの統一的利用により、事務作業の効率化と経費削減を図るとともに、埼玉県町村情報システム共同化による I C T-B C P<sup>※</sup>初動版（ICT部門における業務継続計画）、滑川町 I C T-B C Pの定期的な見直しを行いながら、災害時における業務の継続を維持します。

さらに、関係機関と連携し、災害や事故、警報などの情報伝達の迅速化と情報の共有化の推進を図ります。

#### (2) 電子化による行政手続の利便性の向上

自宅PCからの申請手続やコンビニエンスストアでの各種証明書の取得等、申請から取得、納付まで住民が迅速、かつ便利に行政サービスを活用できるよう、オンライン化の実現に向けたネットワークのシステム構築を検討します。

e L T A X<sup>※</sup>の利用率向上を図るとともに費用対効果を踏まえながら、電子申請や電子納付など効果的な方法の推進に努めます。

#### (3) 情報セキュリティ対策の徹底

情報セキュリティ対策の実効性を高めるとともに、職員の情報セキュリティ意識のさらなる向上のため、体制強化や研修の充実等について、積極的に取り組みます。

また、社会保障・税番号制度やセキュリティ対策の状況を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直しに取り組みます。

※BCP:事業継続計画(Business Continuity Plan)企業が、テロや災害、システム障害や不祥事といった危機的状況下に置かれた場合でも、重要な業務が継続できる方策を用意し、生き延びることができるようにしておくための戦略を記述した計画書。

※eLTAX:地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステム。

## 5-5 簡素で効率的・効果的な行財政運営の推進

### ■現況と課題

#### ◇ 「効果的な行政運営」について

- ・ 人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し官民一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、「滑川町人口ビジョン」と第2期「滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の積極的な推進に努め、東京への人口一極集中の是正や少子高齢化の克服、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成を図り、将来にわたって活力ある滑川町を築いていく必要があります。
- ・ 教育委員会制度の改正により設置した「総合教育会議」における町長と教育委員会の執行機関同士の協議、調整など必要な分野の体制を強化するとともに、限られた行政資源を効率的かつ効果的に運用し、重点的に取り組む施策を積極的に推進していくための執行体制の強化に努め、環境の変化に適切に対応した自律的な行政運営を行っていくことが重要です。

#### ◇ 「効率的な行政運営」について

- ・ 質の高い行政サービスを将来にわたって持続的に提供するため、継続的な組織の見直しや人事評価制度等の導入、効果的な人材育成の実施等による職員の資質・能力の向上を図っていくとともに、事務事業の合理化、行政改革の推進、公共施設の長寿命化等を踏まえた公共施設の管理・活用等に努めていくなど、限られた行政資源を効率的かつ効果的に運用していくことが必要です。また、マイナンバー等の新たな制度の運用にあたって、より利便性の高い行政サービスの提供と共に特定個人情報のより厳格な保護が求められています。

#### ◇ 「開かれた行政運営」について

- ・ 町で保有している行政情報は町民の財産であり、町民はこれらの情報を知る権利があります。透明性の高い町政運営を目指し、情報を適正に開示することにより住民参加による開かれた町政運営の推進を図ることが求められます。法に基づく情報公開を適切に推進するとともに、より多くの行政情報を広く一般に提供していく必要があります。
- ・ また、信頼される町政運営を目指して、個人に関する情報が十分保護されるよう、情報公開と共に、個人情報の適正な取扱いの確保及び開示・訂正等の権利を定め、個人の権利利益を保護することが求められています。また、職員等に対しては、制度の理解・その他必要な教育研修を行うとともに、国における法整備の状況を踏まえ、個人情報の慎重な取扱いに努める必要があります。

#### ◇ 「財政の健全化」について

- ・ 歳入の面では、町税全体でみれば、固定資産税が約半数を占め、比較的安定している状況で、将来的には微増が見込まれますが、法人町民税については、経済情勢の変化により変動が生じるため先行きが不透明な状況です。また、各種交付金や交付税等は減少傾向にあり、財源の確保が課題となっています。特に近年は、基金の取り崩しに依存した財政運営をせざるを得ず、基金の枯渇が危惧される極めて厳しい財政状況となっています。今後も、引き続き経常的な経費の抑制に努めるとともに、自主財源をはじめとする歳入の確保や、公共サービスに対する受益者負担の適正化、企業誘致の積極的な展開などあらゆる手段を講じて財政基盤の強化を図ることが必要です。
- ・ 歳出の面では、近年の人口増による扶助費の増加、公債費等の増大、さらに高齢化による特別会計等への繰出金の増加などが厳しい財政状況に拍車をかける要因となっています。このため、今後、すべての執行事業についてコスト意識を持って見直しを行い、基金の取り崩しや起債に依存しない財政運営を行う必要があります。また、財源確保策として、受益者負担の適正化、公有財産の有効活用、国・県補助メニューの導入・活用及び広告収入の確保に努めていく必要があります。
- ・ 公共施設等総合管理計画（アセットマネジメント）と連動させながら中期財政見通しを策定し、歳入と歳出のバランスのとれた健全な財政運営を推進していく必要があります。

## ■基本方針

### 5-5-1 効果的な行政運営

総合性・計画性の高い行政運営を進めるため、長期的な視野を持った計画を立て、全体を通じた施策の重点化や予算配分を行い、行政課題に的確に対応した施策を展開していきます。

### 5-5-2 効率的な行政運営

効率的な行政運営を実現するため、行政改革を推進するとともに、行政組織の合理化及び事務事業の改善、職員の能力の向上、民間活力の活用、執行体制の強化に努めます。また、マイナンバー制度の普及に努め、マイナンバーカードの独自利用等の検討などを行います。さらに、長寿命化や財政運営と連動した公共施設の管理・活用に取り組みます。

### 5-5-3 開かれた行政運営

開かれた行政運営を進めるため、情報公開の推進と個人情報の保護に努め、情報公開制度や個人情報制度の適正な運用を図ります。

### 5-5-4 財政の健全化

自主財源の確保に努め、事務事業の見直し等により、計画的・効率的な財政運営を行い、より一層の財政の健全化を図ります。また、財政健全化法を基に健全財政の運営に努めるとともに、新公会計制度による財務書類4表の作成・公表と併せて財政分析を進めます。

## ■目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
情報公開請求件数	自ら積極的な情報提供に努めるとともに、情報公開を一層進め、町政の透明性を高めます。(町政に対する町民からの情報公開請求の件数)	5年間累計1件	5年間累計1件
個人情報保護審査件数	適正な個人情報の取り扱いに努め、職員の認識の向上と適切な運用を図ります。(審査請求件数)	5年間累計0件	5年間累計0件
指定管理者制度の導入数	公共施設の指定管理者制度の導入事業数の拡大を目指します。	3事業	5事業
財政力指数	財政基盤の強さを示す数値である財政力指数を維持していくことを目指します。	0.92	現状維持
経常収支比率	経常的な収入(町税等)に対する経常的な支出(人件費等)の割合の減少を目指します。	91.7%	89.0%
実質公債費比率	財政健全化の早期健全化基準以下を目指します。(収入に対する町全体の借金返済額の比率)	11.8%	11.0%以下
標準財政規模に対する基 金現在高の割合	標準財政規模に対する財政調整基金及び減債基金の現在高の割合を高めます。	7.6%	10.0%以上
地方債現在高	地方債現在高(借金残高)の減少を目指します。	5,289,706千円	5,000,000千円以下
町税の収納率	収納率の安定的向上のため収納率の増加を目指します。(町税収納額/町税調定額×100)	現年課税分 99.07% (滞納繰越分 33.38%)	現年課税分 99.20% (滞納繰越分 45.00%)
マイナンバーカード保有率	電子申請等促進のため、マイナンバーカード保有率の増加を目指します。(交付枚数/住民基本台帳人口×100)	14%	90%

## ■施策の体系

### 5-5 簡素で効率的・効果的な行財政運営の推進

1 効果的な行政運営	1 総合振興計画の策定による計画的行政の運営
	2 執行体制の強化
	3 行政評価の実施
	4 地方創生への計画的取組
	5 総合教育会議の設置・運営
2 効率的な行政運営	1 事務事業の改善
	2 行政改革の推進
	3 行政組織の合理化
	4 職員の資質向上
	5 民間活力の活用
	6 権限移譲の推進
	7 マイナンバー制度の適正な運用
3 開かれた行政運営	1 情報公開の推進
	2 個人情報の保護
4 財政の健全化	1 財源の確保
	2 計画的な財政運営
	3 効率的な公共施設の管理運営の推進

## ■施策の内容

### 5-5-1 効果的な行政運営

#### (1) 総合振興計画の策定による計画的行政の運営

総合振興計画に掲げられた将来像達成に向け、必要に応じて部門別の各種計画を策定し、その進行管理を行いながら、課題に対する総合的な調整機能の強化を図り、施策の重点化と総合性・統一性の確保を図ります。

#### (2) 執行体制の強化

第5次滑川町総合振興計画の基本構想に基づき、関連計画との整合性を保ちながら、計画的行政運営を図ります。また、後期基本計画を指針として3か年実施計画を策定し、毎年度の進行管理及び計画のローリングを進めます。

#### (3) 行政評価の実施

事務事業の実施・進捗状況を継続的に管理していくとともに、施策評価・事務事業評価(行政評価)の実施により、後期基本計画の計画的な執行を図ります。

また、総合的な行政評価システムの構築を目指した取組を検討します。さらに、行政評価の結果等についてはホームページ等に公開します。

 推進プロジェクト-6

#### (4) 地方創生への計画的取組

「人口ビジョン」及び第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、住みよい環境を確保し、将来にわたって活力あるまちづくりを推進するとともに、総合振興計画との整合性を保ちながら、本町の実情を踏まえ、人口・経済・地域社会の課題に一体的に取り組みます。

 推進プロジェクト-6

#### (5) 総合教育会議の設置・運営

「総合教育会議」においては、町と教育委員会部局とが共同で運営し、町長と教育委員会が「教育に関する大綱」の策定や教育環境整備など重点的に講すべき施策などについて協議・調整し、教育政策の方向性を共有する中で、その執行にあたります。

### 5-5-2 効率的な行政運営

#### (1) 事務事業の改善

適正な文書管理に努めるとともに、電子（デジタル）化などを推進し、適切な管理に努めます。また、A I・R P A<sup>\*</sup>等の革新的ビッグデータ処理技術の活用を検討し、事務手続の電子化・簡素化を進め、住民手続のサービス向上と事務作業の効率化を図ります。

様式や情報等の共有化、物品請求書による共通事務用品の適正な在庫管理と一括購入を推進し、事務及び予算の効率化を図ります。

#### (2) 行政改革の推進

迅速な執行体制と効率的・効果的な行政運営を図るため、行政改革大綱の定期的な見直しを行います。

#### (3) 行政組織の合理化

行政組織の合理化を推進していくため、組織機構、事務分掌を適宜見直し、改善の余地がある部分については適正な定員管理や他事業との調整を図ることにより行政運営の合理化を行います。

#### (4) 職員の資質向上

人を育てる職場環境づくりを目指すために、職員研修や一部事務組合、公益的法人等への派遣の継続等、職員派遣や市町村間の人事交流を実施し、さらなる充実を図ります。

また、人事管理の基礎として活用するため適正な人事評価を実施し、職員の主体的な職務遂行及び能力開発を促進するとともに、効果的な人材育成の推進等により職員の資質・能力の向上を図ります。

#### (5) 民間活力の活用



#### 推進プロジェクト-6

PFI<sup>\*</sup>や指定管理者制度の導入により、施設の建設や施設管理など事務事業の民間委託を推進します。また、民間事業者と協定を締結するなど、防災や住民サービスの向上に寄与するよう努めます。

#### (6) 権限移譲の推進

住民の利便性の向上や地域の活性化のために、庁内体制や予算措置を考慮しつつ、権限移譲の推進を検討します。

#### (7) マイナンバー制度の適正な運用



#### 推進プロジェクト-6

マイナンバー制度による個人番号の利用により、町民に満足度、利便性の高い行政サービスの提供を図ります。また、適正な管理・運用をするため、適切な職員研修を実施していきます。

個人番号を含む個人情報は、特定個人情報とされ、厳格な保護が求められているため、特定個人情報（マイナンバー）の適切な管理と漏えい防止に努め、適正な保護措置を講じていきます。

また、マイナンバーカードの交付を推進するため、より一層の広報・周知に努め、夜間・休日開庁など、町民が交付申請しやすい体制づくりに努めます。

<sup>\*</sup>RPA:(Robotic Process Automation/ロボティック・プロセス・オートメーション)主に定型作業をAI(人工知能)などの技術を備えたソフトウェアのロボットが代行し自動化する概念。

<sup>\*</sup>PFI:(Private Finance Initiative/プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)民間企業の資金を使って社会資本の整備を行うこと。

### 5-5-3 開かれた行政運営

#### (1) 情報公開の推進

情報公開制度による原則公開と併せ、町で取り扱う情報をデータベース化し、行政情報の公開について充実を図ります。特に町の方針を定める重要な計画などについては、町のホームページを通じて町民に積極的に公開します。

さらに、情報公開制度の円滑な運用を図るため職員の研修と町民への周知を行います。

#### (2) 個人情報の保護

個人の権利利益を保護するため、個人情報保護制度について適正な運用を図ります。

また、制度の円滑な運用を推進するため、職員の知識習得と町民への周知を行います。

### 5-5-4 財政の健全化

#### (1) 財源の確保

各執行事業について、国や県等の補助制度や交付税算入事業を検討し、積極的に導入・活用しています。

健全な財政支出を図るため、受益者負担を原則としたサービスの提供に努めるとともに、既存の公有財産の有効活用や公用の封筒裏面への広告掲載などによる収益拡大を図ります。

また、コンビニエンスストアにおいて町税等の支払いが可能な収納システムの周知に努めるとともに、スマートフォン決済の導入を検討し、納税者の利便性と費用対効果を勘案しつつ新たな税収の確保策に取り組みます。さらに、他の自治体の先行事例等も参考にしながら、企業誘致や住宅地への定住促進などのほか、歳出抑制策や歳入増加策について多角的に検討を進め、安定的な財源の確保に向けた継続的な取組を行います。

#### (2) 計画的な財政運営

実施計画の策定や行政評価システムと連動し、計画的・合理的な予算編成作業に努めます。また、中期財政見通しについては、公共施設等総合管理計画（アセットマネジメント）と連動するよう策定し、計画に基づく執行を行います。

財政健全化法による健全化判断比率等の指標を基に財政運営のさらなる健全化に努めるとともに、新公会計制度による財務諸表の作成を行い、財政分析等を進め、財政の健全化を図ります。

#### (3) 効率的な公共施設の管理運営の推進



推進プロジェクト-6

受益者負担の原則に立ち、受益者と非受益者間の公費負担の公平性、公正性を確保するためにも、公共施設の使用料など、社会情勢を勘案しながら適切な料金の徴収を図ります。

また、公共施設の長寿命化や財政運営と連動しながら管理・活用するため、公共施設等総合管理計画（アセットマネジメント）や個別施設計画に基づき、財政運営と連動した公共施設等の計画的管理に努めます。

## 5-6 広域連携の充実・強化

### ■現況と課題

#### ◇ 「暮らしを支える生活機能の広域連携」について

- ・ 交通網の整備や情報通信技術の進歩により、町民の日常生活圏は行政区域を越えて拡大しており、環境・福祉・都市基盤整備など多くの課題も広域化・多様化していきます。このため、共通課題を持つ近隣自治体が積極的に連携・協力していくことが大切です。
- ・ 本町は「比企広域市町村圏組合」「小川地区衛生組合」に参画しており、介護認定・障害支援区分審査会、消防・救急業務、斎場運営、ごみ・し尿処理などの分野において、構成市町村と共に共同事務処理を進めています。また、近隣市町村との連携による「図書館相互利用」を実施するなど、生涯学習の分野においても広域連携を進めています。さらに、東松山市及び比企郡で繰り広げられるウォーキングの祭典「日本スリーデーマーチ」に参加し「ふるさと物産」などを実施しており、共同イベント等への協力を通じて交流人口の拡大や産業の振興に取り組んでいます。生涯学習や健康・医療など、行政界を越えた広域的事業への町民ニーズは高まっており、今後も町民の生活圏に対応した行政サービスの提供について、近隣自治体と連携・協力を図っていく必要があります。

#### ◇ 「広域連携のさらなる拡充」について

- ・ 比企地域1市7町1村で構成する比企地域元気アップ実行委員会では、地域情報化などの施策を推進するとともに、様々な連携の可能性を研究しています。今後も、比企地域の資源を有効的に活用しながら、点から面へとつながる地域振興策を展開していく必要があります。
- ・ 今後も、町民の日常生活圏の拡大に対応した様々なニーズに対応していくとともに、各自治体の地域資源を活用した産業や文化の振興を図っていくことが求められています。そして、地域の特性を生かした独自性や、効率的かつ効果的な行財政運営を進めていくため、広域行政のあり方について様々な方面から検討する必要があります。

## ■基本方針

### 5-6-1 暮らしを支える生活機能の広域連携

住民サービスの向上を図るため、介護保険や消防・救急、ごみ処理などに効率的に対応するため、広域による共同事務処理を進めるとともに、公共施設の相互利用の拡大を図り広域的な連携事業を進めます。

### 5-6-2 広域連携のさらなる拡充

豊かな自然環境や産業、生活の結びつきを生かしながら、町民相互のふれあいや交流などを通じた個性と魅力ある都市間・地域間の交流を推進します。さらに、広域的なまちづくりに関する調査・研究を行いながら、他自治体との広域行政のあり方について検討します。

## ■目標指標

指標値	指標の取り方	現況値 (令和元年度末)	将来値 (令和7年度)
公共施設の広域相互利用事業数	周辺市町村と広域相互利用協定を締結した事業数の増加を目指します。	2事業 (図書、小児医療)	3事業

## ■施策の体系

### 5－6 広域連携の充実・強化

1 暮らしを支える生活機能の広域連携	1 比企広域市町村圏組合事業の推進
	2 小川地区衛生組合事業の推進
	3 広域連携事業の推進
2 広域連携のさらなる拡充	1 広域連携による地域の活性化
	2 広域連携の充実・強化

## ■施策の内容

### 5-6-1 暮らしを支える生活機能の広域連携

#### (1) 比企広域市町村圏組合事業の推進

介護認定・障害支援区分審査会、消防・救急や斎場などの共同事務作業を効率的に進めるため、比企広域市町村圏組合事業を推進します。

#### (2) 小川地区衛生組合事業の推進

ごみ処理やし尿処理を広域で対応し、作業の効率化を図るため、小川地区衛生組合事業を推進します。

#### (3) 広域連携事業の推進

これまで実施してきた近隣市町村の公立図書館との連携による図書館の相互利用を実施し、スポーツ施設や文化施設の相互利用についても引き続き近隣自治体に働きかけ、町民の利便性向上と教育・文化の交流促進を図ります。

また、大規模災害時等における関係市町村との相互支援協定による人的及び物的支援の実施など、広域的な防災体制の連携強化を図ります。

ごみ処理については、新たな処理体制の検討協議を進めます。

小児医療の初期救急医療体制についても、比企医師会と連携し、広域で対応できるよう医療機関を増やす取組を行います。



### 戦略プロジェクト-1

#### (1) 広域連携による地域の活性化

比企地域の観光資源を生かした広域的な観光ネットワークづくりへの取組やウォーキングの祭典「日本スリーデーマーチ」等各種イベントへの協力など、関係市町村との連携強化を図ります。

また、比企地域の特性や資源を生かした産業や観光の振興、地域のブランド化、情報発信などの取組について、比企地域元気アップ実行委員会をはじめ関係市町村との連携の強化に努めます。

#### (2) 広域連携の充実・強化

日常生活圏を構成する周辺市町村間での役割分担や生活機能の整備などを進め、地域の一体的な発展を図るため、広域連携や合併に関する調査・研究を行います。また、広域的な問題の解決に向けて、国や県、関係自治体との連携・協力の強化に努めます。



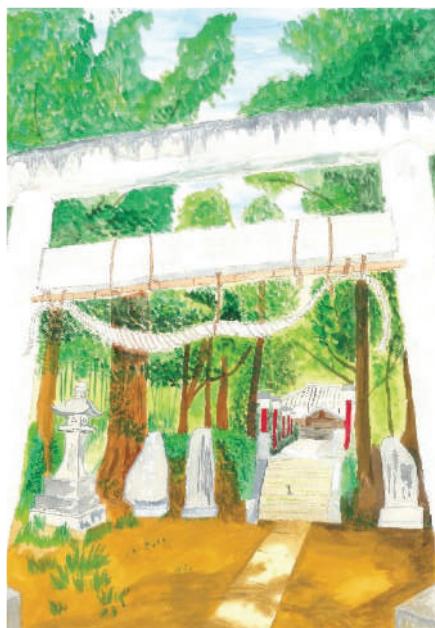
資料編



キツネノカミソリ  
月の輪小学校 6年  
伊藤帆夏さん



裏庭のひまわり  
滑川中学校 1年  
関琥土郎さん



夏の木洩れ日  
滑川中学校 2年  
田中瑠夏さん

# 1 基本計画関連データ一覧

## 第1章 誰もが生涯安心して暮らせるまちづくり(福祉)

### ◆乳幼児医療費、ひとり親家庭等医療費

	乳幼児医療費		ひとり親家庭等医療費	
	対象者数	支給額	対象者	支給額
	(人)	(円)	(人)	(円)
平成27年	1,260	17,995,895	105	3,036,805
平成28年	1,280	19,579,762	118	3,077,479
平成29年	1,346	19,848,023	113	2,796,945
平成30年	1,388	21,398,001	117	3,072,398
令和元年	1,436	21,438,659	120	2,527,528

注)1 支給額は、市町村が支給した額のうち県の補助対象分である。

資料:埼玉県「統計年鑑」/滑川町 健康福祉課(令和元年)

### ◆児童福祉施設、放課後児童クラブ

	児童福祉施設			放課後児童クラブ	
	保育所			クラブ数	児童数
	施設数	定員数	在所者数		
(箇所)	(人)	(人)	(人)	(箇所)	(人)
平成27年	4	360	412	6	193
平成28年	4	390	423	7	197
平成29年	4	390	432	7	199
平成30年	5	452	483	7	246
令和元年	6	502	537	8	259

注)1 各年の数字は4月1日現在。

資料:滑川町 健康福祉課

### ◆国民健康保険

	被保険者数	保険料(税) 収納額	療養諸費用額 (千円)
		(人)	(現年度分)(千円)
平成27年	4,157	361,859	1,420,978
平成28年	3,998	367,371	1,363,153
平成29年	3,920	349,051	1,341,462
平成30年	3,770	347,582	1,380,487
令和元年	3,650	329,961	1,347,066

注)1 被保険者数は年度末現在。

2 療養諸費とは、療養の給付(医療の現物給付で診療費と調剤の合計)と療養費(患者自己負担相当分を除く支給額)の合計。

資料:滑川町 町民保険課

### ◆滑川町内福祉関係ボランティア一覧

番号	名称	活動の概要
1	ひまわり会	新舞踊、紙芝居、手品、ゲーム、リズム体操、施設訪問などを一緒に楽しむ
2	赤十字奉仕団	奉仕活動
3	夢一座	舞踊、寸劇、腹話術、フラメンコ、マジック、懐メロ、活動弁上
4	滑川チンドン	ちんどん屋さん、手品、腹話術、楽器演奏、バルーンアート、踊り、どじょうすくい等、老人ホーム、デイケアや地域のお祭りに出演
5	スイートピー	大正琴の披露・大正琴に合わせて一緒に歌う
6	琴こでまりの会	大正琴の披露
7	タナゴ劇団 ちんどんクラブ	ちんどん屋さん
8	オカリナクラブ 「奏葉」	オカリナ演奏
9	あっとほーむず	ゲーム・紙芝居・手品・楽器演奏など
10	サポート「なめがわ」	福祉有償運送・お年寄りを招いての慰安会
11	チーム森もり	こども食堂・子供学習支援室など

資料:滑川町 健康福祉課

### ◆介護保険の状況

	第1号 被保険者数 (人)	要介護 (要支援) 認定者数 (人)	受給者数			保険給付(給付費)		
			居宅介護 (介護予防) サービス (人)	地域密着型 (介護予防) サービス (人)	施設介護 サービス (人)	居宅介護 (介護予防) サービス (千円)	地域密着型 (介護予防) サービス (千円)	施設介護 サービス (千円)
平成27年	3,842	522	3,598	327	1,248	386,982	70,802	304,470
平成28年	4,003	495	3,417	1,039	1,278	323,422	136,230	301,234
平成29年	4,122	508	3,553	1,034	1,174	351,060	143,342	289,152
平成30年	4,233	531	3,623	1,011	1,102	379,535	127,450	276,790
令和元年	4,336	539	3,763	966	1,221	381,582	118,810	306,452

資料:滑川町 町民保険課

### ◆身体障害者(手帳保持者)数の推移

	総数 (人)	肢体 (人)	視覚 (人)	聴覚 (人)	言語 (人)	その他 (人)
平成27年	508	271	33	39	2	163
平成28年	496	256	34	36	3	167
平成29年	484	254	30	38	3	159
平成30年	485	248	34	41	3	159
令和元年	490	243	34	44	1	168

資料:滑川町 健康福祉課

## 第2章 豊かな心と文化を育むまちづくり(教育文化)

### ◆幼稚園児数と教員数の推移

	園数 (箇所)	認可定員数 (人)	在園者数 (人)	教員数 (人)
平成27年	1	380	290	21
平成28年	1	380	278	20
平成29年	1	380	270	20
平成30年	1	380	259	21
令和元年	1	380	247	17

資料:滑川町 教育委員会

### ◆小・中学校の児童・生徒数及び学級数の推移

	小学校				中学校			
	学校数 (校数)	学級数 (学級)	児童数 (人)	学級当たり 平均児童数 (人)	学校数 (校数)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級当たり 平均生徒数 (人)
平成27年	3	45	1,246	27	1	19	501	26
平成28年	3	45	1,224	27	1	20	559	27
平成29年	3	44	1,173	26	1	21	598	28
平成30年	3	46	1,186	25	1	22	632	28
令和元年	3	47	1,191	25	1	22	626	28

資料:埼玉県「学校基本調査報告書」

### ◆高等学校の生徒数及び進学・就職等の推移

	学校数 (校数)	生徒数 (人)	卒業者数 (人)	進学率 (%)	就職率 (%)
平成27年	1	881	268	37.7	24.6
平成28年	1	880	275	34.9	29.5
平成29年	1	840	315	36.8	22.5
平成30年	1	835	279	33.3	25.4
令和元年	1	832	278	28.8	29.1

資料:埼玉県「学校基本調査報告書」

### ◆図書館利用状況

	蔵書数 (冊)	利用登録者数 (人)	延べ利用者数 (人)	貸出冊数 (冊)
平成27年	112,524	11,102	20,328	87,449
平成28年	112,501	11,383	19,199	84,732
平成29年	110,989	11,633	19,053	84,047
平成30年	109,588	11,802	13,883	88,029
令和元年	106,272	12,096	13,861	84,607

資料:滑川町 教育委員会

## ◆公共施設利用状況

	コミュニティセンター		エコミュージアムセンター		文化スポーツセンター	
	団体数 (団体)	延べ利用者数 (人)	団体数 (団体)	延べ利用者数 (人)	団体数 (団体)	延べ利用者数 (人)
平成27年	71	42,220	117	5,933	17	7,800
平成28年	80	42,971	97	6,833	17	7,242
平成29年	80	43,253	98	6,096	17	7,059
平成30年	83	44,968	94	4,842	17	8,469
令和元年	77	43,962	75	4,393	17	8,672

資料:滑川町 総務政策課、教育委員会

## ◆スポーツ団体の概要

番号	名称
スポーツ協会加盟団体	
1	バレーボール連盟
2	野球連盟
3	ソフトボール協会
4	サッカー協会
5	ソフトテニスクラブ
6	硬式テニスクラブ
7	柔道会
8	剣道連盟
9	ゴルフ連盟
10	ウォーキング協会
11	空手道(全日本・国際)
12	インディアカ連盟
13	太極拳連盟
14	バスケットボール連盟
スポーツ少年団	
1	滑川野球
2	FCなめがわ
3	滑川町剣道
4	滑川エンジェルス
5	なめがわ陸上クラブ
各種スポーツ団体	
1	陸上競技
2	健康体操
3	バドミントン
4	卓球
5	ソフトバレー ボール
6	マレットゴルフ
7	グラウンド・ゴルフ
8	スポーツ吹矢
9	レクリエーション

資料:滑川町 教育委員会

### 第3章 暮らしやすい快適なまちづくり(都市基盤 生活環境)

#### ◆地目別土地面積

(単位:ha)

	総 数	田	畠	宅 地	池 沼	山 林	牧 場	原 野	雑種地	その他の
平成27年	2,968	391	548	385	10	778	-	3.0	366.3	486.7
平成28年	2,968	391	546	388	10	777	-	3.0	367.2	486.7
平成29年	2,968	390	545	391	10	774	-	3.0	368.1	486.8
平成30年	2,968	390	542	394	10	772	-	3.0	370.2	486.6

注)1 この表は、固定資産課税台帳に登録された地積で非課税も含まれる。

2 雜種地とは野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等である。

3 その他とは墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地をいう。

資料:埼玉県「統計年鑑」

#### ◆用途地域指定状況

地域地区		面積 (ha)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
都市計画区域		2,968	-	-
市街化区域		242.5	-	-
	第一種低層住宅専用地域	9.4	50	100
	第一種中高層住居専用地域	46.8	60	150・200
	第二種中高層住居専用地域	7.0	60	200
	第一種住居地域	94.2	60	200
	近隣商業地域	11.4	80	200
	準工業地域	22.7	60	200
	工業地域	8.0	60	200
	工業専用地域	43.0	60	200
市街化調整区域		2,726	50・60	100・200

資料:滑川町 建設課

#### ◆火災の状況・救急活動の状況

	火災の状況				救急活動の状況					
	出火件数				交通 (件)	急病 (件)	一般負傷 (件)	労働災害 (件)	その他 (件)	合計 (件)
	建物 (件)	林野 (件)	その他 (件)	計 (件)						
平成27年	4	0	3	7	77	498	124	12	68	779
平成28年	4	0	3	7	81	502	114	15	76	788
平成29年	2	0	2	4	80	469	119	14	75	757
平成30年	4	1	2	7	77	518	131	9	74	809
令和元年	2	1	4	7	83	499	131	13	63	789

資料:比企広域消防本部「消防年報」

#### ◆交通事故

	件数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)
平成27年	66	4	93
平成28年	86	1	115
平成29年	81	1	115
平成30年	54	0	71
令和元年	50	0	66

注)1 交通事故は、人身事故のみ計上し、高速道路上における事故を含む。

2 交通事故の死者数は、交通事故の発生から 24 時間以内に死亡したもの。

資料:埼玉県警察本部交通部交通総務課「交通事故統計資料」

### ◆刑法犯認知件数

	認知件数 (件)	1,000人あたり 犯罪発生率
平成27年	187	10.39
平成28年	179	9.79
平成29年	198	10.60
平成30年	195	10.24
令和元年	181	9.38

資料:滑川町 総務政策課

### ◆し尿処理の状況・ごみの処理量の状況(小川地区衛生組合)

	し尿処理量				ごみ処理量				
	し尿 (kL/年度)	浄化槽 汚泥 (kL/年度)	有機性 廃棄物 (kL/年度)	その他 (kL/年度)	可燃 ごみ (t/年度)	不燃 ごみ (t/年度)	資源物 (t/年度)	粗大 ごみ (t/年度)	合計 (t/年度)
平成27年	302	4,538	-	-	3,719	317	436	90	4,562
平成28年	277	4,532	-	-	3,734	306	423	88	4,551
平成29年	311	4,752	-	-	3,750	309	430	95	4,584
平成30年	268	5,262	-	-	3,849	322	439	109	4,719
令和元年	249	4,985	-	-	3,917	308	455	111	4,791

注)1 各年の数字は年度末実績値である。

資料:滑川町 環境課

### ◆町道の整備の状況

	実延長 (km)	改良済 (km)	未改良 (km)	改良率 (%)	舗装済 (km)	未舗装 (km)	舗装率 (%)	歩道設置率 (%)
平成27年	397.11	172.52	224.59	43.44	190.67	206.44	48.01	12.78
平成28年	397.62	174.56	223.06	43.90	191.93	205.70	48.27	13.57
平成29年	398.37	175.26	223.11	44.00	192.76	205.61	48.39	13.54
平成30年	402.78	183.62	218.76	45.59	196.12	206.26	48.69	13.39
令和元年	402.75	184.52	218.23	45.82	197.14	205.61	48.95	13.62

資料:埼玉県「統計年鑑」/滑川町 建設課(令和元年)

### ◆鉄道による駅別旅客乗降者数の状況

	森林公园駅 旅客乗降者 (人)	つきのわ駅 旅客乗降者 (人)
平成27年	14,416	4,727
平成28年	14,436	5,004
平成29年	14,499	4,980
平成30年	14,541	5,162
令和元年	14,284	5,352

注)1 一日平均乗降者数(1月～12月)

資料:東武鉄道

### ◆上水道の状況

	計画給水 人口 (人)	給水区域内 人口 (人)	現在給水 人口 (人)	給水収益 (千円)	実績年間 給水量 (千m³)	年間有収 水量 (千m³)	実績1日 最大給水量 (m³/日)	有収率(%)
平成27年	18,000	18,068	18,038	347,661	2,464	2,316	7,978	94.0
平成28年	18,000	18,343	18,313	346,343	2,466	2,277	7,678	92.3
平成29年	18,000	18,770	18,740	356,215	2,518	2,331	7,705	92.6
平成30年	18,000	19,145	19,115	355,698	2,536	2,341	7,960	92.3
令和元年	18,000	19,329	19,299	319,370	2,369	2,209	7,473	93.2

資料:埼玉県の水道/滑川町 水道課

### ◆下水道処理人口及び普及率の推移

	行政区域全体				市野川流域関連		
	行政人口 (人)	行政区域面積 (ha)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	普及率 (%)
平成27年	18,068	2,968	9,094	50.3%	262.4	9,094	50.3%
平成28年	18,343	2,968	9,329	50.9%	266.5	9,329	50.9%
平成29年	18,770	2,968	9,912	52.8%	269.7	9,912	52.8%
平成30年	19,145	2,968	10,358	54.1%	272.7	10,358	54.1%
令和元年	19,329	2,968	10,699	55.4%	272.7	10,699	55.4%

注)1 行政人口は、各年度末現在の住民基本台帳人口である。

2 普及率=処理人口÷行政人口×100

3 各年の数字は年度末実績値である。

資料:埼玉県「統計年鑑」/滑川町 環境課

### ◆都市公園の整備状況

公園数 (箇所)	都市公園							
	面積 (ha)	うち国営分		うち県営分		うち町営分		
		公園数 (箇所)	面積 (ha)	公園数 (箇所)	面積 (ha)	公園数 (箇所)	面積 (ha)	
平成27年	4	288.98	1	280	1	7.7	2	1.28
平成28年	4	288.98	1	280	1	7.7	2	1.28
平成29年	4	288.98	1	280	1	7.7	2	1.28
平成30年	4	288.98	1	280	1	7.7	2	1.28
令和元年	4	288.98	1	280	1	7.7	2	1.28

注)1 各年の数字は年度末実績値である。

資料:滑川町 建設課

## 第4章 特性を生かした活力ある産業のまちづくり(産業経済)

### ◆農業従事者、農家戸数の推移

	農業従事者数			農家戸数		
	(人)	男 (人)	女 (人)	専業 (戸)	第一種兼業 (戸)	第二種兼業 (戸)
昭和60年	2,917	1,537	1,380	44	119	862
平成2年	2,673	1,427	1,246	46	41	857
平成7年	2,398	1,326	1,072	43	36	822
平成12年	1,824	970	854	38	44	508
平成17年	1,481	817	664	61	30	426
平成22年	1,128	611	517	75	42	307
平成27年	780	439	341	106	30	189

資料:農林業センサス

### ◆経営耕地面積の推移

	(ha)	経営耕地面積					
		田 (ha)	畠 (ha)	果樹園 (ha)	茶園 (ha)	桑園 (ha)	その他 (ha)
昭和60年	780	384	134	44	1	214	3
平成2年	637	342	175	33	0	84	3
平成7年	528	302	164	30	0	27	5
平成12年	446	259	152	35	—	—	—
平成17年	399	248	128	22	—	—	—
平成22年	403	247	135	20	—	—	—
平成27年	387	253	118	16	—	—	—

資料:農林業センサス

### ◆水稻及び小麦の作付面積と収穫量

	水稻		小麦	
	作付面積 (ha)	収穫量 (t)	作付面積 (ha)	収穫量 (t)
平成27年	223	1,010	23	63
平成28年	205	939	22	49
平成29年	202	923	21	51
平成30年	204	928	23	58
令和元年	201	907	22	60

資料:関東農政局「農林水産統計年報・統計資料」/作物統計調査

### ◆工業の推移

	従業者数 (人)	事業所数 (箇所)	製造品 出荷額等 (万円)
平成26年	3,456	47	9,870,146
平成28年	2,448	46	8,574,022
平成29年	3,451	44	10,749,911
平成30年	3,429	44	10,746,085
令和元年	2,850	42	11,593,385

注)1 平成 27 年は工業統計調査休止。

2 平成 26 年の従業者数及び事業所数 12 月 31 日現在の数値。製造品出荷額等は調査年 1 年間の数値。

3 平成 28 年以降の従業者数及び事業所数は 6 月 1 日現在の数値。また製造品出荷額等は調査前年 1~12 月の 1 年間の数値。

資料:工業統計調査/平成28年経済センサス 活動調査

### ◆商業の推移

	従業者数 (人)	事業所数 (箇所)	年間商品 販売額 (百万円)
平成14年	542	68	26,926
平成16年	965	79	27,561
平成19年	1,173	82	37,152
平成26年	1,042	75	38,530
平成28年	1,121	75	39,566

資料:商業統計調査/平成28年経済センサス 活動調査

### ◆年間観光入込客数の推移

森林公園		伊古の里	
年 (1~12月)	観光入込客数 (人)	年度 (4~3月)	観光入込客数 (人)
平成27年	871,893	平成27年	4,366
平成28年	841,279	平成28年	4,413
平成29年	877,764	平成29年	3,905
平成30年	942,186	平成30年	2,540
令和元年	855,896	令和元年	3,285

資料:滑川町 産業振興課

### ◆労働力人口

	総人口 (人)	15歳以上人口 (不詳を含む) (人)	労働力人口 (人)	労働力人口比率 (%)	労働力人口内訳		非労働力人口 (人)
					就業者 (人)	完全失業者 (人)	
平成7年	12,484	10,394	6,706	64.5	6,400	306	3,657
平成12年	12,836	11,020	6,896	62.6	6,628	268	3,914
平成17年	15,434	13,216	8,269	62.6	7,834	435	4,899
平成22年	17,323	11,425	8,161	67.6	7,592	569	3,068
平成27年	18,212	15,267	9,364	59.7	8,957	407	5,633

資料:国勢調査

## 第5章 町民との協働による自立可能なまちづくり(行財政・コミュニティ)

### ◆政策決定過程への女性の参画状況

	議員数			審議会及び委員会等数			審議会及び委員会等委員数		
	総議員数 (人)	女性議員数 (人)	比率 (%)	総数 (会議数)	女性委員 を含む数 (会議数)	比率 (%)	総委員数 (人)	女性委員数 (人)	比率 (%)
平成27年	14	1	7.1	21	16	76.2	193	36	18.7
平成28年	14	1	7.1	25	25	100.0	241	43	17.8
平成29年	14	1	7.1	26	21	80.8	295	45	15.3
平成30年	14	1	7.1	22	17	77.3	247	40	16.2
令和元年	14	2	14.3	23	18	78.3	256	45	17.6

資料:埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」

### ◆歳入・歳出・財政力指数の推移

	歳入				
	総額 (千円)	地方税 (千円)	地方交付税 (千円)	国庫支出金 (千円)	地方債 (千円)
平成27年	6,223,045	3,069,223	329,356	749,658	304,555
平成28年	6,210,402	3,042,485	342,907	742,194	340,977
平成29年	6,145,377	3,143,743	324,593	710,993	329,703
平成30年	6,551,594	3,166,692	310,215	814,069	627,972
令和元年	6,557,273	3,162,184	329,871	946,203	362,026

	歳出							財政力指数
	総額 (千円)	人件費 (千円)	扶助費 (千円)	公債費 (千円)	普通建設事業費 (千円)	物件費 (千円)	維持補修費 (千円)	
平成27年	5,780,984	963,927	1,230,118	612,764	349,514	1,134,234	40,149	904,448 0.91
平成28年	5,936,938	952,208	1,285,720	651,406	395,568	1,178,330	37,962	859,024 0.92
平成29年	5,867,423	965,623	1,322,836	673,870	314,010	1,098,924	48,494	881,046 0.92
平成30年	6,265,300	939,005	1,412,225	670,835	631,200	1,120,719	44,588	861,539 0.92
令和元年	6,385,654	953,220	1,533,237	633,277	296,315	1,258,758	44,373	982,371 0.92

注)1 財政力指数とは、基準財政収入額÷基準財政需要額という算出式から得た数値の過去3か年度の平均。

資料:滑川町 行政報告書

◆広域で実施する事務事業の概要

			滑川町	東松山市	嵐山町	小川町	川島町	吉見町	ときがわ町	東秩父村	鳩山町	熊谷市		
比企広域 市町村圏組合	消防	火災	○	○	○	○		○	○	○				
		救急	○	○	○	○		○	○	○				
	斎場管理運営		○	○	○	○	○	○	○	○				
	介護認定審査会・障害 支援区分審査会		○	○	○	○	○	○	○	○				
小川地区衛生組合	ごみ		○		○	○			○	○				
	し尿処理		○		○	○			○	○				
図書館相互利用			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
小児初期救急医療			○	○	○	○	○	○	○	○	○			

比企広域公平委員会	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村、小川地区衛生組合、比企広域市町村圏組合(1市6町1村2組合)
-----------	--

資料:滑川町 総務政策課

## 2 策定の経緯

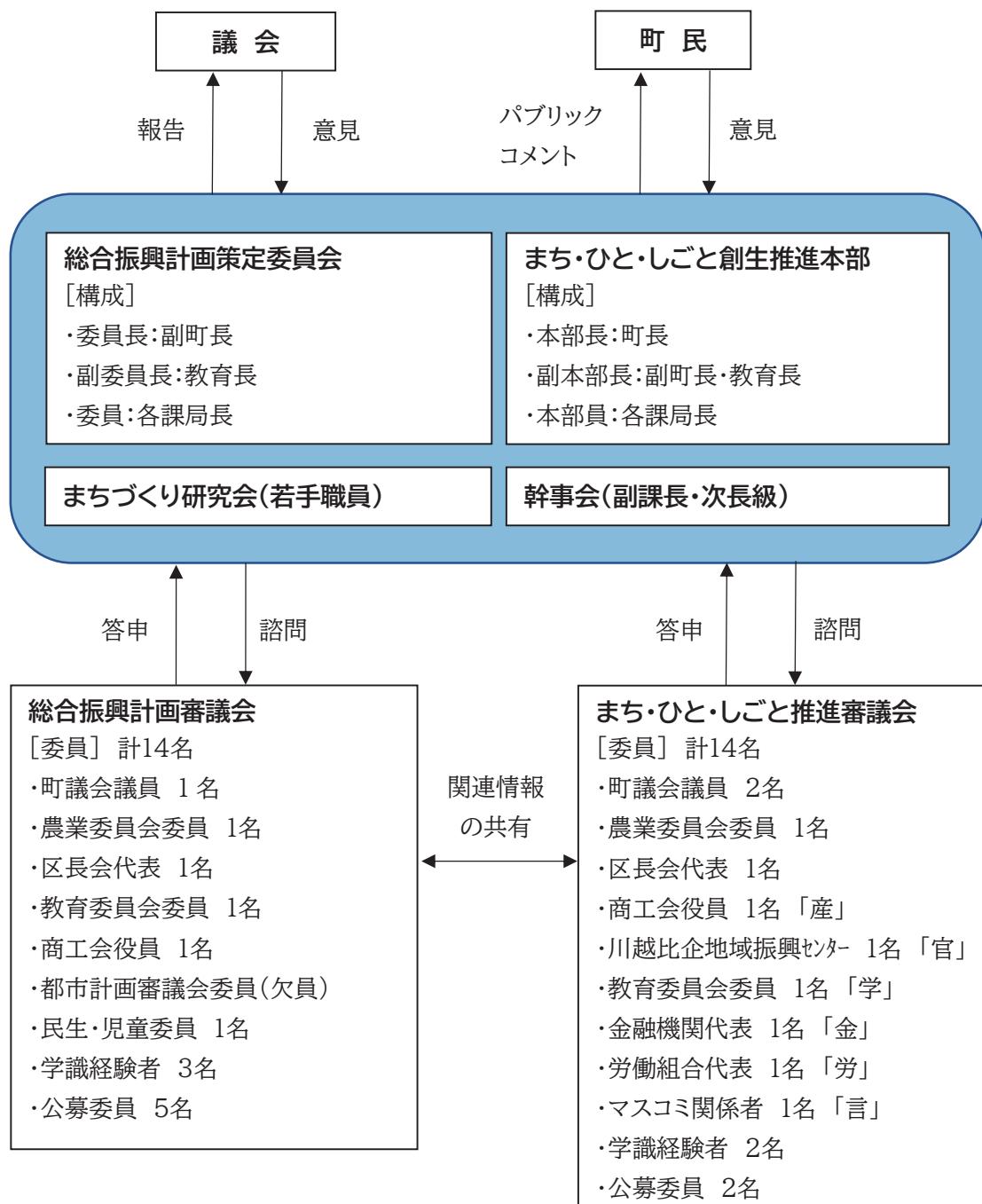
日程	内容等
令和元年9月18日(水)	第1回滑川町総合振興計画策定委員会 ・第5次滑川町総合振興計画・後期基本計画策定方針(案)について ・市民アンケート(案)について
令和元年11月14日(木)	第1回滑川町総合振興計画審議会 ・総合振興計画について ・策定方針について ・アンケート(案)について ・次回以降の審議会の流れについて
令和元年12月26日(木)	第1回まちづくり研究会 ・第5次滑川町総合振興計画策定方針について ・第5次滑川町総合振興計画策定まちづくり研究会について ・まちづくりワークショップ(市民会議)について
令和元年12月9日(月) ～令和2年1月10日(金) (令和2年1月28日着までを有効とした)	市民アンケートの実施(有効回答数931人 回収率46.6%) (対象:住民基本台帳(20歳以上の方)から2,000名を無作為に抽出) 青少年アンケートの実施(有効回答数242人 回収率48.4%) (対象:住民基本台帳(中学生以上20歳未満の方)から500名を無作為に抽出)
令和2年1月20日(月) ～令和2年1月30日(木)	職員アンケートの実施(全職員118人を対象)
令和2年1月26日(日) 	市民ワークショップの実施 (参加者:公募により参加した市民8名とまちづくり研究会の職員10名) ・ワークショップ「くらしやすいまちづくり」「こうなつたらいいな滑川町」「こうなってほしい未来の滑川町」

日程	内容等
令和2年2月20日(木) 	グループヒアリングの実施 (ヒアリング対象者:保健・医療・福祉関係団体、産業・環境関係団体、教育・文化関係団体、防災・安全・防犯・地域まちづくり関係団体) -ヒアリング内容- ・滑川町の10年前からの変化、10年後の姿 ・まちづくりに活かしたい良い点、解決したい問題点 ・まちづくりへの提案、団体としての要望
令和2年2月21日(金)	第2回滑川町総合振興計画策定委員会 ・各種アンケート結果の報告について ・まちづくりワークショップの報告について ・グループヒアリングについて
令和2年2月28日(金)	第2回滑川町総合振興計画審議会 ・各種アンケート結果について ・まちづくりワークショップについて ・グループヒアリングについて
令和2年3月12日(木)	三役ヒアリング会議 (ヒアリング対象者:町長、副町長、教育長) -ヒアリング内容- ・滑川町の問題点と課題点 ・政策的に実施したい事業 ・まちづくりの目標
令和2年3月25日(水) (中止)	第3回滑川町総合振興計画審議会 ・グループヒアリングの報告(最終版)について ・三役ヒアリングの報告について ・基本構想の策定方針(案)について ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議を中止し、資料送付のみとした。
令和2年6月23日(火)	第2回まちづくり研究会 ・国・県のまち・ひと・しごと地方創生総合戦略について ・滑川町第2期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略について
令和2年7月9日(木)	第3回まちづくり研究会 ・今年度スケジュールについて ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略について

日程	内容等
令和2年8月19日(水)	第1回滑川町まち・ひと・しごと創生推進本部幹事会 ・滑川町人口ビジョンについて ・第1期総合戦略の総括について ・第2期総合戦略の新規事業について
令和2年9月10日(木)	第4回まちづくり研究会 ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略構成案について ・総合振興計画挿絵の選考について
令和2年9月24日(木)	第1回滑川町まち・ひと・しごと創生推進本部会議 ・滑川町総合戦略の見直し方針について ・第1期総合戦略の総括について ・第2期総合戦略の策定について
令和2年9月28日(月)	第1回滑川町まち・ひと・しごと推進審議会 ・滑川町総合戦略の見直し方針について ・第1期総合戦略の総括について ・第2期総合戦略の策定について
令和2年10月1日(木)	第3回滑川町総合振興計画策定委員会 ・総合振興計画と総合戦略の一体的な策定について ・総論・基本構想案について ・後期基本計画重点施策案について ・後期基本計画骨子案について
令和2年10月9日(金)	第4回滑川町総合振興計画審議会 ・第3回審議会資料について ・総合振興計画と総合戦略の一体的な策定について ・総論案・基本構想案について ・重点施策案について ・後期基本計画骨子案について
令和2年10月20日(火)	第2回滑川町まち・ひと・しごと創生推進本部会議 ・第1回まち・ひと・しごと推進審議会でのご意見について ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)について ・総合戦略における進行管理について
令和2年10月28日(水)	第2回滑川町まち・ひと・しごと推進審議会 ・第1回まち・ひと・しごと推進審議会でのご意見について ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)について ・総合戦略における進行管理について

日程	内容等
令和 2 年 11 月 9 日(月)	第4回滑川町総合振興計画策定委員会 ・第4回審議会でのご意見について ・第5次滑川町総合振興計画・後期基本計画(素案)について ・計画冊子挿絵の選考について
令和 2 年 11 月 16 日(月)	第 5 回滑川町総合振興計画審議会 ・第 4 回審議会でのご意見について ・第 5 次滑川町総合振興計画・後期基本計画(素案)について ・計画冊子挿絵の選考について
令和 2 年 12 月 7 日(月) ～令和 2 年 12 月 18 日(金)	パブリックコメント実施 ・結果 応募意見9件  パブリックコメント募集チラシ▶
令和 3 年 1 月 15 日(金)	第3回滑川町まち・ひと・しごと創生推進本部会議 第5回滑川町総合振興計画策定委員会 ・審議会でのご意見について ・パブリックコメントの結果について ・第5次滑川町総合振興計画・後期基本計画(素案)について
令和 3 年 1 月 27 日(水) 	第 3 回滑川町まち・ひと・しごと推進審議会 ・パブリックコメント結果について ・答申について
令和 3 年 2 月 1 日(月) 	第 6 回滑川町総合振興計画審議会 ・パブリックコメント結果について ・答申について
令和 3 年 3 月 2 日(火)	議案提出(議案第 12 号)
令和 3 年 3 月 10 日(水)	原案可決(議決第 12 号)

### 3 策定体制



## 4 滑川町総合振興計画審議会条例

昭和45年8月18日条例第17号

改正

昭和46年12月23日条例第29号

昭和60年3月20日条例第1号

平成11年3月16日条例第10号

### 滑川町総合振興計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4の規定に基づき、滑川町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合振興計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため、滑川町総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する。

- (1) 町の議会の議員 1人
- (2) 町の農業委員会の委員 1人
- (3) 町の区長会の代表 1人
- (4) 町の教育委員会の委員 1人
- (5) 町の商工会の役員 1人
- (6) 町の都市計画審議会の委員 1人
- (7) 町の民生・児童委員の委員 1人
- (8) 町の学識経験を有する者 3人
- (9) 公募により募集する町民 5人

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (部会)

第6条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 委員が属する部会は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第8条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議をひらくことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

## (庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画主管課において処理する。

## (雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## (滑川村建設審議会条例の廃止)

2 滑川村建設審議会条例(昭和35年4月18日条例第15号)は、廃止する。

## 附 則(昭和46年12月23日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年7月10日から適用する。

## 附 則(昭和60年3月20日条例第1号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

## 附 則(平成11年3月16日条例第10号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

## 5 滑川町総合振興計画審議会委員

(敬称略)

	氏 名	構成
会長	小 高 明 也	町の学識経験を有する者
副会長	上 野 憲 子	町の学識経験を有する者
委員	上 野 廣	町の議会の議員
委員	北 堀 高 茂	町の農業委員会の委員
委員	安 斎 守	町の区長会の代表
委員	吉 野 さつき	町の教育委員会の委員
委員	松 本 明	町の商工会の役員
委員	瀬 上 茂 子	町の民生・児童委員の委員
委員	野 澤 三智子	町の学識経験を有する者
委員	小 山 繁	公募により募集する町民
委員	山 本 式 彦	公募により募集する町民
委員	高 橋 陽一郎	公募により募集する町民
委員	青 木 直 久	公募により募集する町民
委員	金 子 伸 一	公募により募集する町民

## 6 滑川町まち・ひと・しごと推進審議会条例

平成27年5月7日条例第21号

### 滑川町まち・ひと・しごと推進審議会条例

#### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略について、重要な事項を調査及び審議を行うため、滑川町まち・ひと・しごと推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略(次号において「総合戦略」という。)の策定及び見直しに関すること。
- (2) 総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、町長に意見を述べることができる。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 公募による者
- (2) 町議会、産業団体、官公庁、教育機関、金融機関、労働団体及び町民団体から推薦のあった者
- (3) 知識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認めた者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

---

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画主管課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 7

## 滑川町まち・ひと・しごと推進審議会委員

(敬称略)

	氏名	構成	備考
会長	丸山 晃	メディア(埼玉新聞社名誉顧問)	
副会長	上野 憲子	知識経験者(女性代表)	
委員	上野 廣	住民代表(議会議員)	
委員	阿部 弘明	住民代表(議会議員)	
委員	安斎 守	住民代表(区長会長)	
委員	北堀 高茂	農家代表(農業委員会長)	
委員	松本 明	産業団体(商工会長)	
委員	森 孝	官公庁(埼玉県川越比企地域振興センター 東松山事務所長)	
委員	吉野 さつき	教育機関(女性教育委員)	
委員	島村 展広	金融機関(JA 埼玉中央農協滑川支店長)	
委員	西浦 俊行	労働団体(自治労滑川町職員労働組合 執行委員長)	令和2年9月29日 まで
委員	齋藤 訓行	労働団体(自治労滑川町職員労働組合 執行委員長)	令和2年10月5日 から
委員	篠崎 久子	知識経験者(日赤奉仕団代表)	
委員	田口 清	公募による者	
委員	綾城 具憲	公募による者	

## 8 滑川町総合振興計画策定委員会委員

(敬称略)

	氏 名	所 属	職 名
委員長	柳 克 実		副町長
副委員長	馬 場 敏 男	教育委員会	教育長
委員	吉 野 徳 生	総務政策課	課長
委員	篠 崎 仁 志	税務課	課長
委員	木 村 俊 彦	会計課	課長
委員	岩 附 利 昭	町民保険課	課長
委員	小 柳 博 司	健康福祉課	課長
委員	武 井 宏 見	健康づくり課	課長
委員	関 口 正 幸	環境課	課長
委員	服 部 進 也	産業振興課	課長
委員	稻 村 茂 之	建設課	課長
委員	木 村 晴 彦	議会事務局	事務局長
委員	澄 川 淳	教育委員会	事務局長
委員	會 澤 孝 之	水道課	課長

## 9

## 滑川町まち・ひと・しごと創生推進本部会議本部員

(敬称略)

	氏 名	所 属	職 名
本部長	吉田 昇		町 長
副本部長	柳 克 実		副町長
副本部長	馬場 敏男	教育委員会	教育長
本部員	吉野 徳生	総務政策課	課長
本部員	篠崎 仁志	税務課	課長
本部員	木村 俊彦	会計課	課長
本部員	岩附 利昭	町民保険課	課長
本部員	小柳 博司	健康福祉課	課長
本部員	武井 宏見	健康づくり課	課長
本部員	関口 正幸	環境課	課長
本部員	服部 進也	産業振興課	課長
本部員	稻村 茂之	建設課	課長
本部員	木村 晴彦	議会事務局	事務局長
本部員	澄川 淳	教育委員会	事務局長
本部員	會澤 孝之	水道課長	課長

## 10 滑川町まち・ひと・しごと創生推進本部幹事会委員

(敬称略)

	氏 名	所 属	職 名
会長	柳 克 実		副町長
副会長	吉 野 徳 生	総務政策課	課長
委員	大 林 具 視	総務政策課	副課長
委員	松 本 由紀夫	総務政策課	副課長
委員	高 坂 克 美	税務課	副課長
委員	福 島 知 子	町民保険課	副課長
委員	篠 崎 美 幸	健康福祉課	副課長
委員	宮 島 栄 一	健康福祉課	副課長
委員	閔 静	健康づくり課	副課長
委員	島 田 昌 徳	環境課	副課長
委員	福 島 吉 朗	産業振興課	副課長
委員	神 田 等	建設課	副課長
委員	上 野 聰	水道課	副課長
委員	小 林 晴 美	教育委員会	事務局次長
委員	木 村 寿美代	教育委員会	事務局次長
委員	市 川 明 浩	教育委員会	事務局次長
委員	笹 木 祐 子	教育委員会	事務局次長

## 11 滑川町まちづくり研究会会員

(敬称略)

	氏 名	所 属	職名
会長	奥野 忠	健康福祉課	主査
副会長	赤沼 稔	教育委員会	主任
会員	富永茉莉	健康福祉課	主任
会員	小澤大祐	産業振興課	主任
会員	柳岡俊哉	水道課	主任
会員	鎌田武志	総務政策課	主任
会員	清水敬史	総務政策課	主任
会員	野口あかり	水道課	主任
会員	厚目未奈子	健康づくり課	主任
会員	村田仁美	町民保険課	主事

## 12 滑川町総合振興計画審議会への諮問書

滑総政第 1504 号  
令和元年11月14日

滑川町総合振興計画審議会  
会長 小高 明也 様

滑川町長 吉田 昇

### 第5次滑川町総合振興計画・後期基本計画について(諮問)

本町のまちづくりの総合的な指針となる滑川町総合振興計画・後期基本計画の策定について、滑川町総合振興計画審議会条例(昭和 45 年条例第 17 号)第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めて下記のとおり諮問いたします。

記

1 第5次滑川町総合振興計画・後期基本計画について

以上

## 13 滑川町総合振興計画審議会からの答申書

令和3年2月1日

滑川町長 吉田 昇様

滑川町総合振興計画審議会  
会長 小高明也

第5次滑川町総合振興計画後期基本計画(案)について(答申)

令和元年11月14日付け滑総政第1504号をもって諮問のありました標記の件について、滑川町総合振興計画審議会条例第2条に基づき慎重に審議した結果、「第5次滑川町総合振興計画・後期基本計画(案)」としてまとめましたので答申いたします。

なお、この答申に基づく総合振興計画の実現に向けて、下記に掲げる事項に留意し、実現に努められるよう要望します。

### 記

1. 新型コロナウイルス感染症の流行が、全世界的な規模で拡大し、社会経済情勢にも多大なる影響を及ぼしている。現段階において、今後の見通しを持つことは困難な状況ではあるが、一定の想定の下、ウイズコロナ・ポストコロナ社会への方向性を見定め、変化に柔軟に対応できる体制を整えられたい。
2. 本計画では、新たに、第2期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「総合戦略」という。)を第5次滑川町総合振興計画 基本構想・後期基本計画と一体的に策定したことから、重点施策に位置づけた総合戦略の実現のために、機動性の高い運用に努めながら、PDCAサイクルを確実なものとし、施策・事業の着実な推進に努められたい。

- 
3. 日本全体の人口が減少する社会へと突入する中で、現在も人口増が続く本町では、埼玉県下でも注目される町となっている。しかし、その人口増も近年では鈍化する傾向にある。いずれは本町も人口が減少する時期が訪れるが、自然資源をはじめ、地域固有の農村文化である谷津沼農業などの農業遺産といった本町ならではの地域資源を活かしつつ、地域の一層の活性化につながる嵐山小川ICからのアクセス道路等の整備や羽尾(両家・カニ山・十三塚)地区の土地区画整理事業などのまちづくりの推進に努められたい。
  4. 行政課題が高度化・複雑化する中、従来の取組の延長では解決が難しい問題も多くなってきており、課題解決にあたっては、イノベーション(革新)が鍵を握ることとなる。そのため、多種多様な分野への情報通信技術(ICT)の活用に努めながら、今後さらに進展が見込まれる次世代技術の導入やセキュリティ対策についての検討を進め、「誰一人取り残さない、人に優しい」行政のデジタル化を積極的に進められたい。

以上

## 14 滑川町まち・ひと・しごと推進審議会への諮問書

滑總政第 1291 号

令和2年 9月28日

滑川町まち・ひと・しごと推進審議会  
会長 丸山 晃 様

滑川町長 吉田 昇

第2期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略について(諮問)

本町の少子高齢化・人口減少対策の総合的な指針となる滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、滑川町まち・ひと・しごと推進審議会条例(平成 27 年条例第 21 号)第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めて下記のとおり諮問いたします。

記

1 第2期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略について

以上

## 15 滑川町まち・ひと・しごと推進審議会からの答申書

令和3年1月27日

滑川町長 吉田 昇様

滑川町まち・ひと・しごと推進審議会  
会長 丸山 晃

第2期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について(答申)

令和2年9月28日付け滑総政第1291号をもって諮問のありました標記の件について、滑川町まち・ひと・しごと推進審議会条例第2条に基づき慎重に審議した結果、「第2期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」としてまとめましたので答申いたします。

なお、この答申に基づくまち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に向けて、下記に掲げる事項に留意し、実現に努められるよう要望します。

記

1. 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、「総合戦略」という。)は、第5次滑川町総合振興計画 基本構想・後期基本計画と一体的に策定され、重点施策に位置づけられることとなった。このことから、町が講じる政策の中でも、この総合戦略は優先順位の高いものであることに留意し、計画に掲げた目標を達成するため、専門に取り組む民間事業者との連携も図りながら、課局横断的な連携により、効率的かつ効果的な取組に努められたい。
2. 新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動や人的交流が縮小し、地域経済・生活に甚大な影響が出ているほか、テレワーク・リモートワーク等を活用した働き方が広がっていることなど、人々の意識・行動に大きな変化が生じている。総合戦略の進行管理にあたっては、社会的背景を踏まえ、実施状況と効果を評

価し、計画期間中であっても事業を組み替えるなど、変化に柔軟に対応しながら、本町の実情を生かした地方創生の取組を進められるよう留意されたい。

3. 本町は、谷津沼農業など比企地域特有の農業遺産を育んできた豊かな自然を背景に、谷津田米やころ柿、谷津の里・伊古の里、森林公園、工業団地、高速道路へのアクセス、2つの鉄道駅など、多彩な地域資源を有している。現在も人口増が続いているが、いずれは本町も人口が減少する時期が訪れることが予測されており、出来うる限り人口減のタイミングを遅らせ、人口増の状態を継続していくことが求められる。そのため、多彩な地域資源を生かしながら、世代や居住地ごとに異なるニーズに対応した、ターゲットを明確にした施策を展開し、転入促進・転出抑制、出生率の上昇、雇用の創出に向けて、攻めの政策である総合戦略の積極的な推進に努められたい。

以上

## 16 議案書及び議決書

---

議案第12号

### 第5次滑川町総合振興計画基本構想の一部を改定することについて

第5次滑川町総合振興計画基本構想(平成27年12月2日議決)を別冊のとおり改定したいので、滑川町議会の議決すべき事件を定める条例(昭和59年条例第31号)第3号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

滑川町長 吉田 昇

#### 提案理由

基本構想の策定より5年が経過しようとする中で、この間、法や制度の改正等があり、また、経済や社会情勢も大きく変化しています。このため、第5次滑川町総合振興計画基本構想を改定したいので、議会の議決を求めます。

議決第12号

令和3年3月10日 原案可決

埼玉県比企郡滑川町議会議長 上野 廣

第5次滑川町総合振興計画基本構想・後期基本計画  
第2期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

発行 令和3年3月  
編集 滑川町総務政策課  
〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田 750-1  
電話 0493-56-2211(代表)  
FAX 0493-56-2448  
<https://www.town.namegawa.saitama.jp/>